# 紀伊水道西沿岸

# 海　岸　保　全　基　本　計　画

令和８年11月

徳　　島　　県

# 目　　次

## 序論　海岸保全基本計画策定にあたって


１．海岸保全基本計画とは ---------- 序-1
２．計画策定の経緯 ---------- 序-1
３．全国における近年の海岸災害 ---------- 序-2
４．紀伊水道西沿岸の概要 ---------- 序-3
５．紀伊水道西沿岸の区域 ---------- 序-4
６．紀伊水道西沿岸における海岸保全基本計画の策定手法 ---------- 序-5
6-1. 紀伊水道西沿岸における計画策定方針 ---------- 序-5
6-2. 紀伊水道西沿岸における計画策定フロー ---------- 序-6
７．紀伊水道西沿岸域の海岸保全に関する基本理念 ---------- 序-7


## 第１章　海岸の保全に関する基本的な事項


１．海岸の現況及び保全の方向に関する事項 ---------- 1
1-1. 海岸の現況 ---------- 1
1-2. 海岸事業の経緯 ---------- 12
1-3. 現況課題 ---------- 13
２．海岸の防護に関する事項 ---------- 14
３．海岸環境の整備及び保全に関する事項 ---------- 22
４．海岸における公衆の適正な利用に関する事項 ---------- 23
５．ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針 ---------- 24


## 第２章　海岸保全施設の整備に関する基本的な事項


１．海岸の整備の実施に関する事項 ---------- 27
1-1. 整備水準 ---------- 27
1-2. ハード・ソフト対策のベストミックス ---------- 28
1-3. 県、市町、住民の役割 ---------- 28
２．海岸保全施設を整備しようとする区域（整備対象海岸） ---------- 29
2-1. 整備対象海岸の抽出及び整備優先度の考え方 ---------- 29
2-2. 整備対象海岸の抽出及び整備優先度の評価 ---------- 38
３．海岸保全施設の整備の方向性と計画概要 ---------- 42
４．海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項 ---------- 43
５．海岸保全に関連する新たな動向【コラム】 ---------- 44

# 序論　海岸保全基本計画策定にあたって

## １．海岸保全基本計画とは

海岸保全基本計画は、平成 11 年の海岸法改正で位置づけられた計画で、国が定めた海岸保全基本方針に基づき、災害からの海岸の防護、海岸環境の整備及び保全、海岸における公衆の適正な利用、の３つの観点から、計画的でかつ調和のとれた海岸の保全や整備を行うために、都道府県が定めるものである。

## ２．計画策定の経緯

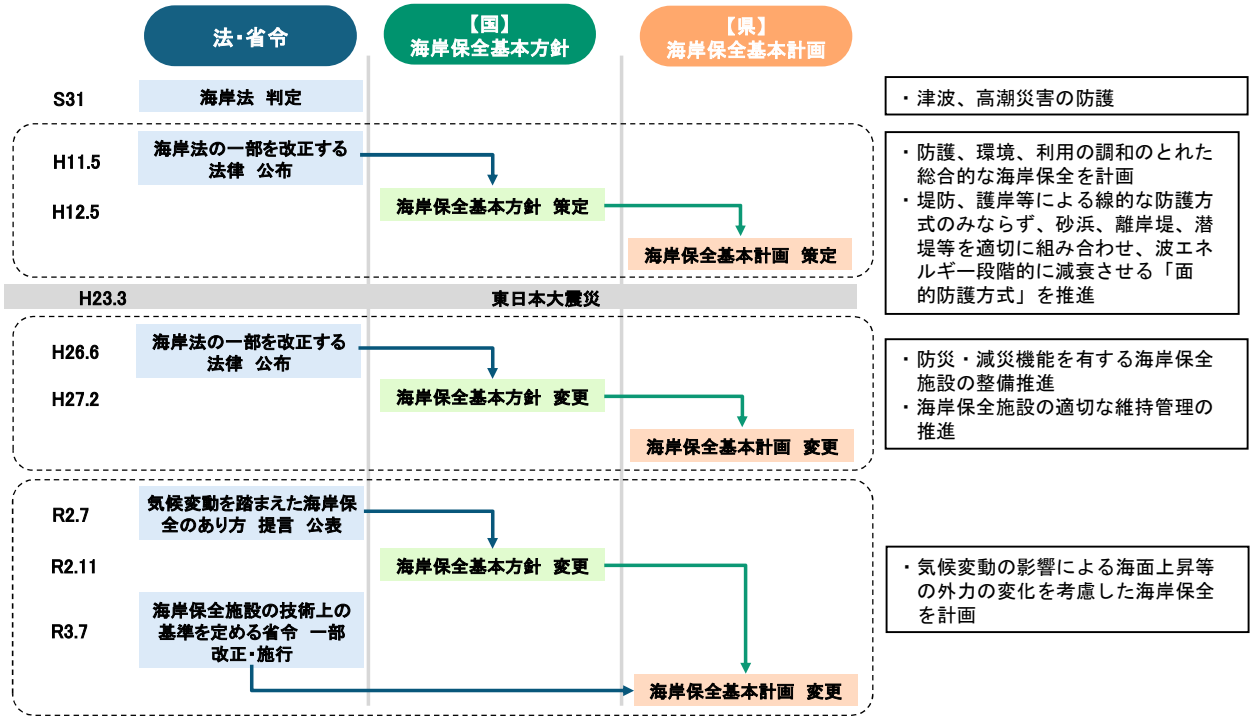
海岸法は、昭和 31 年に、津波・高潮災害から人命や財産を守ることを目的に制定された。

その後、海岸環境への認識の高まりや海洋レクリエーション需要の増大など、海岸への多様なニーズに対応するため、平成 11 年に一部改正され、新たに、海岸の環境と利用の観点が追加された。

この改正では、これら「防護」、「環境」、「利用」の３つの目的の調和を図り、総合的な海岸管理を実施するため、国が海岸保全基本方針を策定し、これに基づき、都道府県知事が地域住民や学識経験者等の意見を反映しながら、沿岸ごとに海岸保全基本計画を策定することとなった。また、新たな防護方式として、砂浜、離岸堤、潜提等を適切に組み合わせ、波エネルギーを段階的に減衰させる「面的防護方式」の考え方が示された。

平成 26 年の一部改正では、平成 23 年３月 11 日の東日本大震災を契機に、津波や高潮等に対する防災・減災対策の推進や、海岸保全施設の適切な維持管理の推進などが加えられた。

令和２年には、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言を踏まえ、海岸の保全を過去のデータに基づきつつ気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換するため、国が海岸保全基本方針を変更した。これを受け、今般、都道府県が定める海岸保全基本計画について、気候変動の影響を考慮した計画に変更するものである。



## ３．全国における近年の海岸災害

記憶に新しい津波被害としては、令和６年１月１日に能登半島で発生したマグニチュード7.6の「令和６年能登半島地震」がある。珠洲市など３市町において約190haの津波浸水が確認され、浸水深は最大で約４ｍと想定されている。津波により、宝立正院海岸、三崎海岸等の13海岸において、堤防護岸の損壊等が確認されている。







能登半島地震での津波被害
出典：国土交通省「令和６年能登半島地震における被害と対応」

高潮被害としては、平成30年台風第21号がある。西日本から北日本にかけて非常に強い風が吹くとともに激しい雨が降った。大阪府、和歌山県、兵庫県、徳島県の各地点において過去最高潮位を超える値を観測し、関西国際空港や神戸市の六甲アイランド等の各地では大きな高潮被害が生じた。



関西国際空港の水没状況



強風に流され関西国際空港連絡橋に衝突したタンカー

令和元年東日本台風（台風第19号）では、静岡県石廊崎で13m、京都府経ヶ岬で９ｍを超える記録的な高波が観測された。高潮については、東京都三宅島で潮位230cmなど、静岡県や神奈川県、伊豆諸島では、過去最高潮位を超える値が観測された。

**過去の最高潮位を超える値を観測した地点**

| 観測地点 | 都道府県 | 最高潮位 | | 過去の最高潮位 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | （標高、センチ） | 起時 | （標高、センチ） | 年月日（要因） |
| 三宅島（坪田） | 東京 | 230 | 10月12日05時59分 | 193 | 2018/7/28（台風第12号） |
| 小田原 | 神奈川 | 172 | 10月12日16時11分 | 123 | 2011/9/21（台風第15号） |
| 石廊崎 | 静岡 | （200） | 10月12日15時05分 | 183 | 2009/10/8（台風第18号） |
| 清水港 | 静岡 | 170 | 10月12日17時35分 | 150 | 2017/10/23（台風第21号） |
| 御前崎 | 静岡 | 182 | 10月12日17時04分 | 169 | 2004/10/9（台風第22号） |

(注):標高の基準はTP（東京湾平均海面）または国土地理院の高さの基準
過去の最高潮位は、1997年4月以降のデジタルデータから求めた潮位（1997年3月以前はアナログで記録から読み取った潮位による記録）を用いて求めている。
値に（）がついているものは、期間中に欠測があったことを示す。
高潮警報基準を超える値を観測した地点のみ掲載している。

出典：気象庁、台風19号による大雨、暴風等（令和元年）

このように、全国的に過去の最高潮位が更新される等、災害が続く中、今後気候変動の影響による海面上昇等に伴い津波や高潮が上昇するという予測を踏まえれば、将来的に現行と同じ安全度を確保するためには、必要となる防護水準が上がることが想定される。このことから、都道府県は気候変動の影響を考慮した海岸保全基本計画を検討する必要がある。

## ４．紀伊水道西沿岸の概要

紀伊水道西沿岸は、徳島県鳴門市の孫崎から阿南市の蒲生田(かもだ)岬に連なる紀伊水道に面した沿岸で、吉野川や那賀川の河口には平野が広がり、大規模な市街地が形成されている。

沿岸一帯は、大小さまざまな島や岩礁などが存在する沈降海岸であり、橘湾付近は沈降型の多島海、小松島市和田島は砂嘴（さし）地形を示している。



鳴門海岸

沿岸北部の大毛島一帯は瀬戸内海国立公園に、南部の阿南市沿岸部は室戸阿南海岸国定公園に指定されている他、伊島の暖地性植物群落（ヒゼンマユミ、ナタオレノキ）などの特定植物群落やアカウミガメの産卵場所（阿南市の蒲生田岬）が存在するなど、豊かな自然を有している。また、吉野川、那賀川の河口付近には干潟が残り、コアマモなどの貴重な動植物の生息地となっている。



大神子海岸

吉野川より北部と沿岸南部の阿南市周辺には、海水浴場や海辺のキャンプ場が多く、小松海岸、見能林海岸、月見ケ丘海岸などはサーフポイントとなっている。

一方、那賀川から北部の和田島にかけては、侵食が著しい地域であり、侵食対策による砂浜の再生が必要な地域である。



北ノ脇海水浴場

当沿岸は太平洋からの外洋性をおびており、台風などによる高波の影響を強く受けるため災害も多く、さらに、南海トラフを震源とする地震による津波被害が懸念されている。

昭和南海地震からすでに 80 年近くが経過し、令和７年９月には地震調査研究推進本部から南海トラフを震源とするマグニチュード８～９クラスの地震発生確率は 60～90％程度以上という評価が公表されるなど、その切迫度は徐々に高まっている。

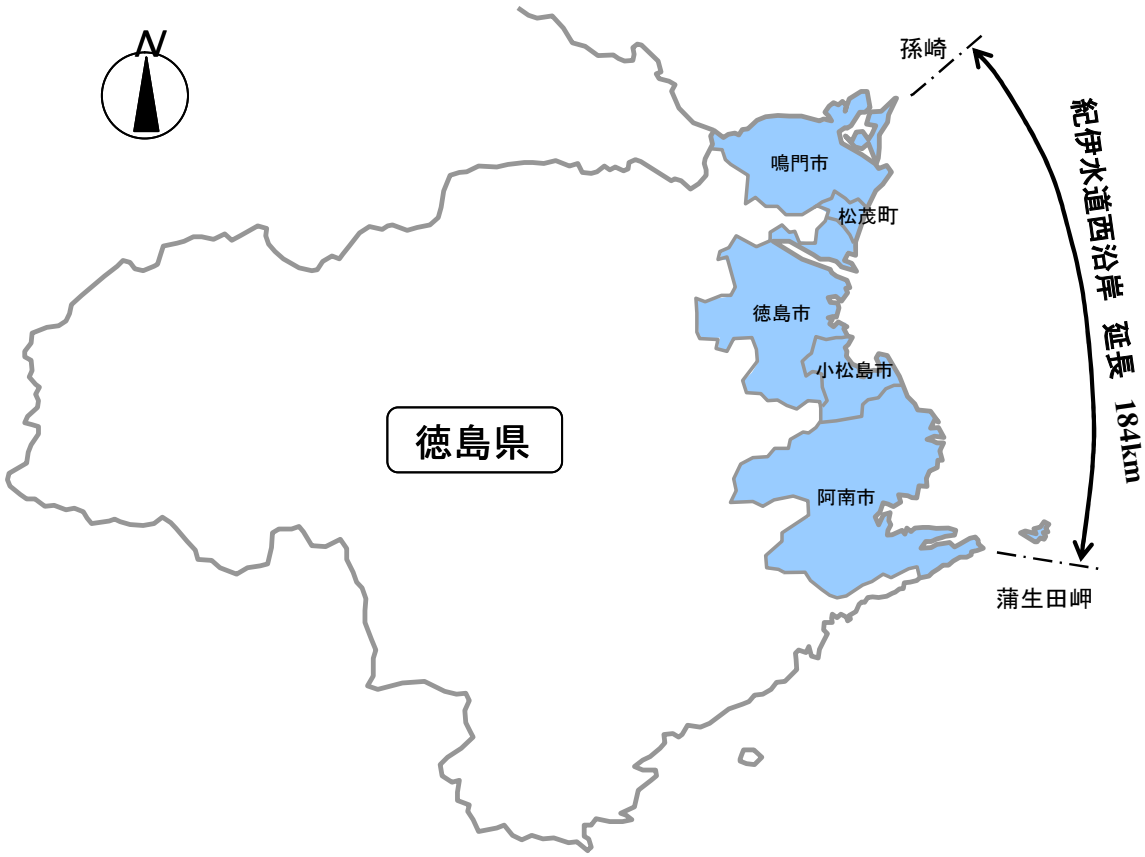


蒲生田岬

このように紀伊水道西沿岸は、豊かな自然環境の保全と当沿岸特有の海岸利用への配慮及び防災対策の強化が必要な地域である。

## ５．紀伊水道西沿岸の区域

紀伊水道西沿岸の区域は下記のとおりで、徳島県下における鳴門市、徳島市、小松島市、阿南市、松茂町の４市１町である。




延長の出典：令和６年度版　海岸統計

# ６．紀伊水道西沿岸における海岸保全基本計画の策定手法

## 6-1. 紀伊水道西沿岸における計画策定方針

＜徳島県における計画策定方針＞

●「本基本計画」では、海岸法に従い、計画の対象範囲を以下のように定めるが、近い将来に海岸保全区域に指定される予定の海岸については対象範囲に含むこととした。また、自然的・社会条件等の変化により、今後さらに対象範囲が拡大する可能性もある。

〇海岸保全施設整備の整備に関する事項：「海岸保全区域」を対象
〇その他、海岸の管理に関する事項　　：「海岸保全区域」及び「一般公共海岸区域※」を対象

※一般公共海岸区域とは、漁港区域、港湾区域、海岸保全区域を除いた海岸のことを指す。一般公共海岸区域は、都道府県知事が海岸管理を行うことができる。一般公共海岸区域は、国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地及びこれと一体として管理を行う必要があるものとして都道府県知事が指定し、公示した低潮線までの水面を含む。

●「本基本計画」の内容は、改正海岸法に定められている「定めるべき基本的な事項」に加え、沿岸・地域（ゾーン）・各海岸（海岸保全区域及び保全すべき区域の全ての海岸）毎に、目指すべき方向性・海岸保全への取組み方針についても定めるものとする。

●「本基本計画」は、住民・各種団体・行政が一体となって「美しく、安全で、いきいきした海岸」づくりを進めていくための指針となるもので、計画策定後、各沿岸・各地域・各海岸毎に地元住民・関係市町・県等が協力し、目指すべき方向に向け、取組みを推進していくものである。

●海岸事業※を導入していく必要のある海岸を「整備対象海岸」として抽出する。したがって、優れた自然環境を有し、かつ、背後地の重要度状況の評価が低いことから手を加えない海岸や維持補修等で対応できる海岸については「整備対象海岸」の対象外とする。

※海岸事業：高潮対策事業、侵食対策事業、耐震対策事業、津波対策緊急事業、津波・高潮危機管理対策緊急事業、海岸保全施設整備連携事業、海岸メンテナンス事業、海岸環境整備事業、海域浄化整備事業　等

●抽出した「整備対象海岸」毎に整備計画を策定するが、今後の事業着手に伴う詳細検討（調査・計画・設計）における整備の方向性を示すものとする。
具体的な施設規模、構造及び工法等については、詳細設計段階にて検討し、地元説明会等を経て決定していくこととする。

●「本基本計画」は、20～30 年後に相当する 2050 年を目標年次とする。
なお、自然的・社会的状況の変化などにより必要に応じて見直しを行うものとする。

## 6-2. 紀伊水道西沿岸における計画策定フロー




計画策定フロー

## 7．紀伊水道西沿岸の海岸保全に関する基本理念

紀伊水道西沿岸における海岸の現状や課題を踏まえ、**「　鳴門から阿南へ　暮らしを守り　自然と人が息づく　阿波の海岸づくり　」**を「紀伊水道西沿岸の海岸保全に関する基本理念」とし、この理念の基に、県民と協働による海岸保全を実施する。

今後の気候変動により予測される防護・環境・利用の影響について、順応的・段階的に対応する新たな海岸保全へ転換していく。

**鳴門から阿南へ　暮らしを守り**
**自然と人が息づく　阿波の海岸づくり**

### 【　安全で安心して暮らせるための海岸形成と南海トラフ地震に備えた防災対策の推進　】

海岸保全施設の高潮や波浪、津波に対する対策を強化するために整備水準を設定し、日常の暮らしを守る安全で安心できる海岸づくりを進める。

近年、気候変動による海面上昇や台風・低気圧の巨大化による影響を受け、計画規模を超える高潮による浸水被害が多発しており、高潮浸水想定区域の指定・公表等により、浸水被害の危険を周知することで住民の命を守る。

侵食を受けている海岸では、適切な土砂管理を検討・実施していくとともに、貴重な砂浜の保護・保全、及び養浜等による砂浜の再生を図り、面的防護を強化する。

また、南海トラフ地震による津波に対しては、「事前防災・減災」の考え方に基づき防護施設の整備を行う。

さらに、持続的に安全を確保するため、長寿命化計画の考え方に基づく適切な維持管理を徹底する。

### 【　自然が息づく海岸環境の保全と暮らしとの共生　】

瀬戸内海国立公園や室戸阿南海岸国定公園などの良好な自然環境、アカウミガメの産卵地や、市街地周辺に残るシオマネキなどが生息する貴重な干潟といった紀伊水道の海岸環境に支障を及ぼす行為をできるだけ回避し、自然が息づく海岸を保全する。

また同時に、こうした豊かな海岸環境と人々の暮らしや活動との共生を図り、自然と人が息づく海岸づくりを進める。

### 【　多様なニーズに対応しつつ自然にやさしい海岸利用の促進　】

子供から高齢者まで誰もが安心して憩えることを基本に、カヌーやサーフィンなどの海洋性レクリエーション、海水浴、自然を活かした体験活動及び地びき網によるイベントなど、様々なニーズに対応した海岸づくりに努める。

さらに、海岸利用のルールづくり、マナー啓発及び海岸清掃活動の強化を図り、自然にやさしい海岸利用を促進する。

# 第１章　海岸の保全に関する基本的な事項

## １．海岸の現況及び保全の方向に関する事項

### 1-1. 海岸の現況

#### （１）自然環境特性の概要

**●気　象・海　象：**
○年平均気温・年間降水量は、それぞれ約 17℃、約 1,500～3,000mm で南部にいくほど降水量は多くなっている。沿岸海域における夏期と冬期の水温差は、約 18℃である。
○海象はやや外洋性をおびているが、夏期の季節風及び台風の影響以外に大きな波を受けることは少ない。南部は太平洋からのうねりが襲来し、うねりと風波が混在する特性を持つ。黒潮の影響はあまり受けない。
○気候変動の影響については、国の考え方に合わせ、RCP2.6（2100 年で２℃上昇）を前提とし、海岸保全の方針や計画に反映する必要がある。

**●地　形・地　質：**
○吉野川、那賀川のデルタ地帯として形成された、沖積層からなる徳島平野が大きく開けている。
○沿岸一帯は、大小さまざまな島や岩礁などが存在する沈降海岸であり、橘湾付近は沈降型の多島海、小松島市和田島は砂嘴（さし）地形を示している。
○海底地形は、徳島平野の裾が遠く海面下まで及び、泥質の底質を形成し、天然礁の分布は少ない。

**●生物相・水　質：**
○沿岸部に住宅地や水田が広がっているため、森林植生はあまりみられない。徳島小松島港沿岸部にクロマツ植林が分布している。
○沿岸部における特定植物群落では、伊島の暖地性植物群落、飛島のイブキ群落、「籠の塩生」植物群落、弁天島熱帯性植物群落、海正八幡の暖地性植物群落及び金磯のアコウ自生地がある。
○沿岸部における自然保護上貴重な動物種としては、吉野川河口域、勝浦川河口域及び那賀川河口域などにおいてシオマネキやハクセンシオマネキの生息が確認されている。また、阿南市の蒲生田岬においてアカウミガメの産卵が確認されている。
○吉野川河口一帯では、シオマネキ、ヒロクチカノコガイなどの多くの甲殻類、昆虫類及び貝類が確認されている。吉野川河口に分布しているシオマネキは、徳島県の指定希少野生生物であり、環境省及び徳島県の絶滅危惧種として取り扱われている。
○沿岸域に多種類の藻場が分布しているが、埋立てや「磯焼け」※により消滅・減少している。また、吉野川、那賀川の河口付近には干潟が残り、タビラクチやヒロクチカノコガイなどの貴重な動植物の生息地となっている。
○ＣＯＤは、工場・事業所等が多い沿岸部周辺でやや測定値が高くなっているが、環境基準は達成している。また、海水浴場としての透明度も良好である。

※「磯焼け」とは、浅海の岩礁・転石域において、海藻の群落（藻場）が季節的に消長や多少の経年変化の範囲を越えて著しく衰退または消失して貧植生状態となる現象（水産庁）

**●自然公園・保護区:**

○沿岸北部の大毛島一帯は瀬戸内海国立公園に、南部の阿南市沿岸部は室戸阿南海岸国定公園に指定されて、沿岸部の多くは第２種特別地域に指定されている。

○鳥獣保護区は徳島市や阿南市の一部に、また、鳥獣保護区特別保護地区が阿南市伊島の一部に指定されている。その他はほとんど特定猟具使用禁止区域（銃器）となっている。

○保安林は、阿南市にある程度のまとまった指定があるが、平野が開けていることもあり全体的には少ない。

**●海岸景観・文化財:**

○本県の海岸は、北部が瀬戸内海国立公園、南部が室戸阿南国定公園に指定され、総延長約 400 キロメートルで、大部分は太平洋に面している。

○海岸の景観は、蒲生田岬を境として、北部は砂浜海岸で、南部は直接海に迫る海岸が多く、著しい対照をなしている。

○鳴門海峡は、世界の三大潮流のひとつに数えられ、大潮のころには、潮の流れが時速 20 km/h 以上にもなり、直径 30m に達する渦潮が見られ、県下を代表する景観となっている。

○阿南市の橘湾一帯は、日本三景の「松島」にも比される多島海による美しい景観を形成している。北ノ脇など松林を背景とした風光明媚な砂浜海岸である。

○文化財としては、国指定名勝である「鳴門」の他、弁天島熱帯性植物群落や阿南市蒲生田のアカウミガメの産卵地が天然記念物に指定されている。

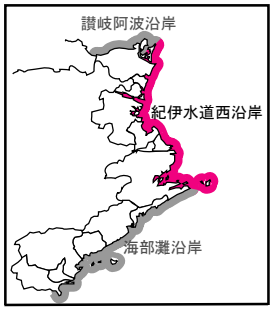


沿岸を代表する景観である
鳴門海峡のうず潮



アカウミガメの産卵地
となっている蒲生田海岸

# 自然環境特性の整理




山が海まで迫る海岸地形で、沿岸部の植生はヒゼンマユミーナタオレノキ群落やホルトノキーバクチノキ群落が主体である。
全域が瀬戸内海国立公園（普通地域）に指定されている。

瀬戸内海国立公園

ウチノ海を取り囲む一帯は瀬戸内海国立公園（第2種･第3種特別地域）に指定され、海峡独特の景観を形成している。
小鳴門海峡を中心に藻場が広がっているが、減少・消滅箇所もみられる。

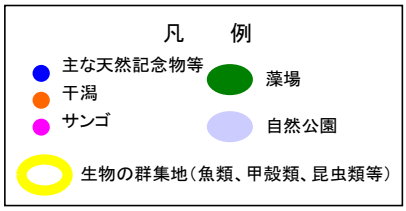
吉野川から那賀川にかけて平野が広がっているため、森林植生はあまり見られない。海岸は砂浜海岸で、河口付近には干潟が残り、干潟を中心に多くの甲殻類や昆虫類が確認されている。
徳島市や阿南市周辺で多くの藻場が広がっているが、埋立や「磯焼け」により、部分的に減少・消滅している。

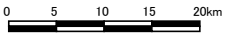
橘湾、椿泊湾の一帯で、多島海特有の地形を形成している。沿岸部の植生は、トベラーウバメガシ群集やアコウ群落が主体で、海域には藻場が広がっているが、埋立や「磯焼け」により部分的に減少、消滅している。また、椿泊の干潟では多くの甲殻類や希少な植物が確認されている。
室戸阿南海岸国定公園に指定され、多島海特有の景観を形成している。また、蒲生田岬のアカウミガメの産卵地や伊島の暖地性植物群落など貴重な自然環境が見られる。




室戸阿南海岸国定公園

太平洋に面して黒潮の影響を大きく受ける地域で、隆起型の岩石海岸が続く。沿岸部の植生は、トベラーウバメガシ群集やタブノキーホルトノキ群集などが主体である。沿岸のほぼ全域で藻場が広がっているとともに、南部の島部でサンゴが確認されている。
ほとんどの地域が室戸阿南海岸国定公園に指定され、岩石海岸や多島海特有の景観を形成している。また、アカウミガメの産卵地やシラタマモの自生地など貴重な動植物が多くみられる。



## （２）社会環境特性の概要

**●土地利用及び人口分布**：

○吉野川や那賀川によって形成された平野が広がり、県下で最も人口が集中している地域である。
○徳島市の人口は約 24 万人であり、県下で最も人口の集中した市街地を有する。また、鳴門市から阿南市にかけての海岸線の都市には約 37 万人が住み、県内人口の約５割に及ぶ。
○徳島市の市街地周辺や南部にかけては、住宅化とともに農地の利用も広がっている。また、小松島市及び阿南市は海岸沿いに工場などが立地している。

**●交　　通**：

○道路網は、徳島市を中心に充実している。また、徳島南部自動車道が一部開通（徳島 JCT－徳島津田 IC、小松島南 IC－阿南 IC）しており、当該路線が整備されると徳島県南部への交通アクセスも容易になる。
○鉄道は、主要都市を連絡しており、鉄道利便性も高い。
○海路は、徳島市と東京・和歌山・北九州を連絡する広域的な航路があるとともに、阿南市答島から伊島への連絡船が運行されている。
○空路は、当沿岸北部の松茂町に徳島阿波おどり空港があり、国内線において東京・福岡への２空路、国際線において韓国への１空路（香港便は、令和７年９月１日から当面の間運休）がある。

**●産　　業**：

○当沿岸は都市的地域が多く、特に徳島市では第１次産業の比率が 3.4 ％と低く、第３次産業の割合が 74.7％と高くなっており、都市型の構造をしている。
○阿南市では、周辺と比べても第２次産業の割合が高くなっている。

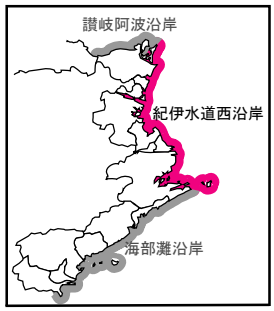


海岸沿いに立地する工場や倉庫



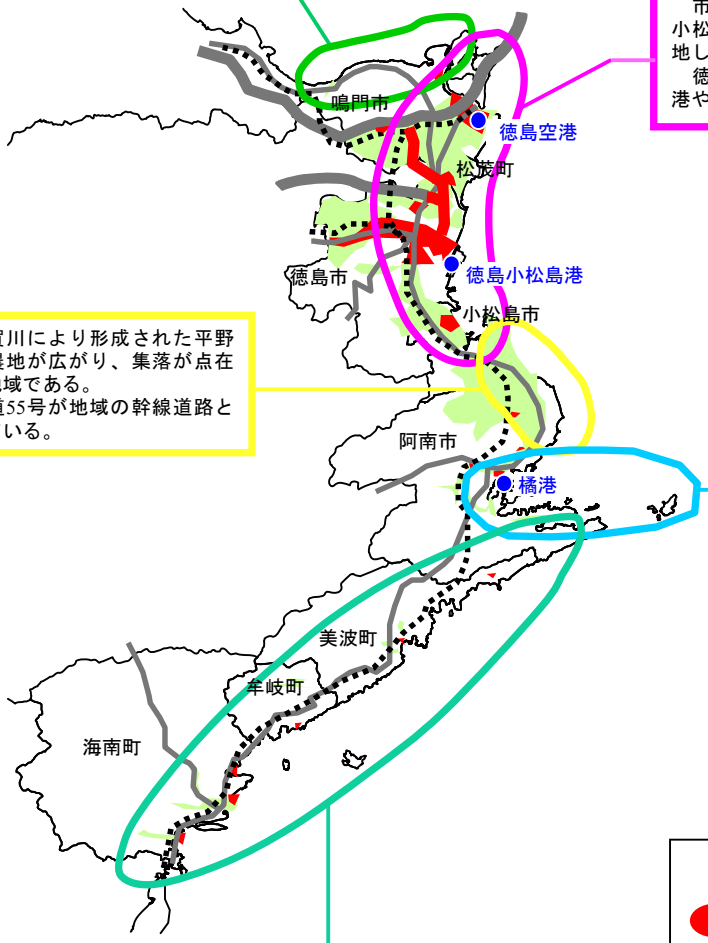
今切港海岸の背後に広がる農地

# 社会環境特性の整理




山地が海岸まで迫り、谷あい部に漁村集落が点在している地域である。沿岸部には、香川県と県都徳島市を結ぶ国道11号が走っている。

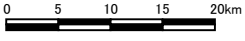
吉野川により形成された平野部に市街化が進み、県下で最も人口が集中する地域である。
市街地の周辺部では農地が広がり、小松島市の沿岸沿いには工場などが立地している。
徳島市を中心に交通網が充実し、空港や港湾などの拠点が位置する。




那賀川により形成された平野部に農地が広がり、集落が点在する地域である。
国道55号が地域の幹線道路となっている。

沿岸沿いに漁村集落や工業地帯が形成されている地域である。
国道55号が地域の幹線道路となっているが、橘港より南の半島地域では、山地が海に迫り国道からのアクセスも悪く、漁村が点在している状況である。

沿岸沿いの谷部に集落が点在する地域で、人口減少と高齢化が著しく進行している。
漁業や農業を中心とした第1次産業の割合が高い山間農業地域である。
国道55号が、地域の幹線道路となっており、2011年度には日和佐道路（阿南市福井町小野から美波町北河内までの9.3km）が開通している。




凡　例
- 主な市街地、住宅地利用
- 主な農地利用
- 高速道路及び本四連絡道路
- 一般国道
- 鉄道

## （３）海岸特性の概要

**●海岸災害：**

○第二室戸台風（昭和 36 年）の風水害による被害は最も顕著であり広い範囲で浸水被害を受けている。昭和 62 年から平成６年にかけての台風による被害により、離岸堤や突堤の復旧工事を行っている。

○徳島県全体での南海トラフ巨大地震の津波による人的被害は 18,000 人（徳島県、令和８年２月公表、最悪のケース：冬・深夜の場合）に及ぶことが想定されている。

○当沿岸における南海トラフ巨大地震の津波到達時間（海面変動 20 ㎝）は、最も短い箇所で阿南市伊島－前島橋の 10 分である。最大波の津波水位(T.P.)は最も高い箇所で阿南市福井川河口の 7.7ｍとなっている。

○当沿岸部の地質は主に砂礫による沖積層であり、南海トラフ巨大地震等により､沿岸部の範囲で液状化による被害が発生することが想定される。

**●海岸侵食：**

○今津坂野海岸においては過去大規模な海岸侵食を受けており、現在、大規模突堤による侵食対策事業を実施している。

○吉野川や那賀川が、主な土砂の供給源となっている。

**●対象外力：**

○国の考えに合わせ、RCP2.6（2100 年で２℃上昇を前提とした気候変動を考慮したもの）であり、沿岸のほぼ全域で台風に伴う高潮や波浪となるが、橘湾や椿泊湾では、津波が対象外力となる。

○吉野川や那賀川が、主な土砂の供給源となっている。




今津坂野海岸

# 海岸特性の整理




【共通】
国の考え方に合わせ、RCP2.6（2100年で2℃上昇）を前提とした海岸保全の方針や計画に反映する必要がある。

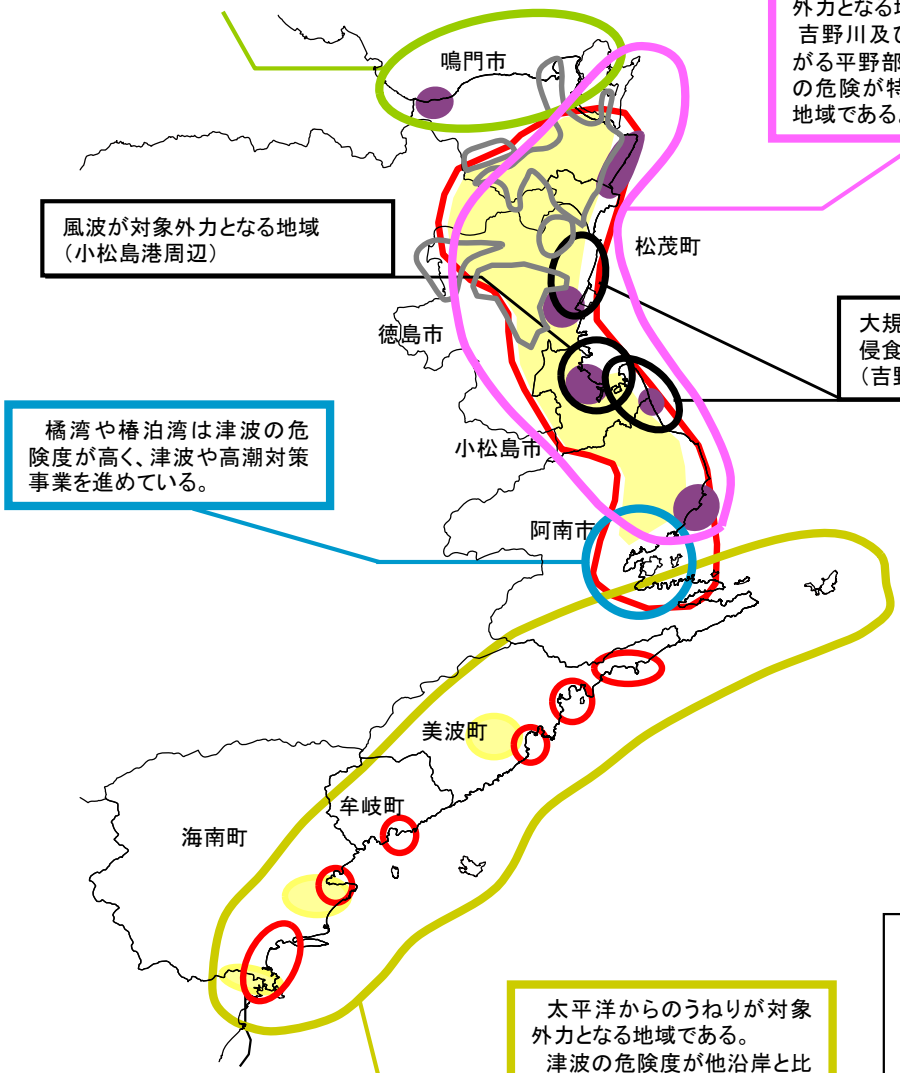
瀬戸内海の風波が対象外力となる地域で、風水害の危険性は低いと想定される。
西部の海岸で海岸侵食の被害を受けており、侵食対策事業を進めてきた。

台風に伴う高潮や波浪が対象外力となる地域である。
吉野川及び那賀川の河口に広がる平野部は地震による液状化の危険が特に高いと想定される地域である。

風波が対象外力となる地域
（小松島港周辺）

大規模な侵食を受けており、侵食対策を実施している。
（吉野川・那賀川河口）

橘湾や椿泊湾は津波の危険度が高く、津波や高潮対策事業を進めている。




太平洋からのうねりが対象外力となる地域である。
津波の危険度が他沿岸と比べ最も高く、高潮対策事業が進められている。また、南部では地震による液状化の危険性が高いと想定される地域もある。

凡　例
- 第2室戸台風における浸水被害地域
- 主な海岸侵食地域
- 津波による危険性が高いと想定される地域
- 液状化による危険性想定

0　5　10　15　20km

## （４）利用特性の概要

**●漁業利用の状況**　：○代表的な漁業は、小型底びき網、バッチ網、刺網、延縄、一本釣、定置網及び採貝等であり、日本有数の漁獲量を誇り、県がブランド品目として育成しているハモやシラス（ちりめん）をはじめ、アジ、タチウオ、エビ等を漁獲している。また、河口付近を中心にノリ養殖が盛んで、浅海面でのワカメ養殖、湾入部でのハマチ養殖なども行われている。

**●観光ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ利用**：○海水浴場やキャンプ場は、ともに吉野川より北部と阿南市に集中している。サーフポイントは小松海岸、見能林海岸及び月見ケ丘海岸などを中心とする地域と、那賀川付近に集中している。釣り場ポイントは徳島市南部から小松島市にかけて集中しており、磯釣り場は阿南市付近に多く存在する。
○レクリエーション施設や公園などが広く分布しており、中林漁港海岸の観光地引き網のような海に関するイベントも行われ、多くの観光客が訪れている。

**●港湾施設の利用**　：○徳島小松島港や橘港の２つの重要港湾と撫養港、粟津港、今切港、中島港及び富岡港の５つの地方港湾を有する。2 つの重要港湾で県内シェアー約 94%の海上貨物取扱量を扱っている。

**●主要地域計画及び土地利用希望**：○地域計画としては、鳴門市から小松島市にかけての徳島東部都市計画道路、徳島市での徳島小松島港津田地区活性化推進計画及び鳴門市での旧吉野川自然再生事業があるほか、港湾整備事業も行われている。
○土地利用希望としては、南部の沿岸に観光・レクリエーション拠点の整備が望まれている箇所が集中している。



レクリエーション拠点
となっている岡崎海岸



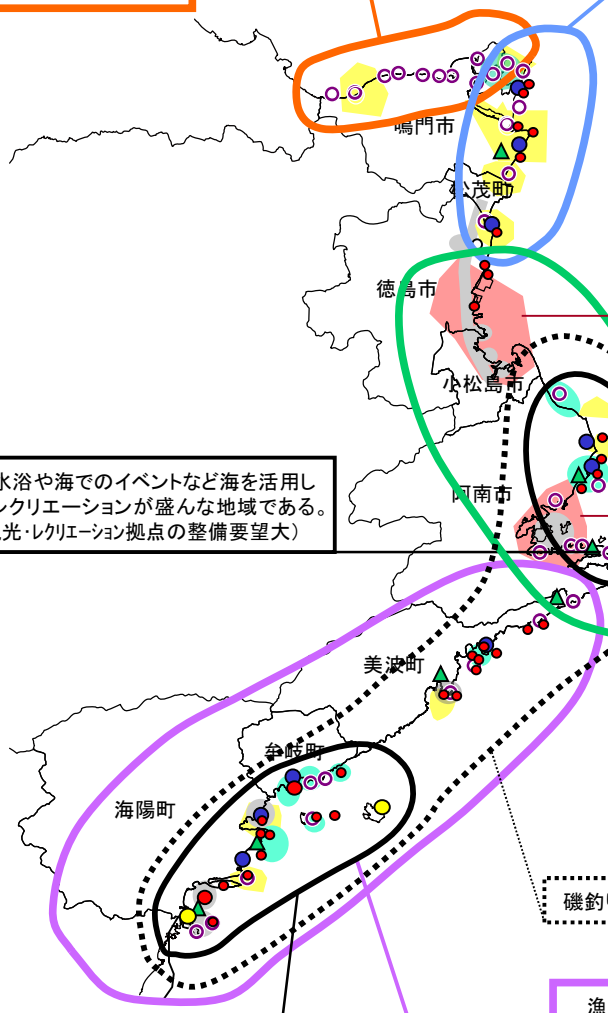
重要港湾となっている
徳島小松島港

# 利用特性の整理




漁港が連坦する地域である。ウチノ海を中心に浅海養殖漁場としての開発が進んでいる。
海を活用したレクリエーションは、地理条件などから不利な地域である。

海水浴など海を活用したレクリエーションが盛んな地域である。
県下を代表する観光資源である鳴門海峡が位置する。




**徳島小松島港**
取り扱い貨物量の県シェアー53%【2024年】

漁業は沿岸漁業が中心で、河川の河口付近ではのり養殖が盛んに行われている。
港湾機能が充実しており、県シェアーの9割以上を占める。

海水浴や海でのイベントなど海を活用したレクリエーションが盛んな地域である。
（観光･ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ拠点の整備要望大）

**橘港**
取り扱い貨物量の県シェアー41%【2024年】

磯釣り場が多く存在する地域

漁業は沿岸から沖合まで幅広い漁業を行っているが、漁港の数は他の地域と比べると少ない。
レクリエーションとしては、サーフポイントやダイビングスポットが集中しており、海水浴場や釣り場も多い。

海を活用したレクリエーションが盛んな地域である。
（観光･ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ拠点の整備要望大）

0 5 10 15 20km

凡　例

- 海水浴場
- キャンプ場
- ｻｰﾌﾎﾟｲﾝﾄ
- ﾀﾞｲﾋﾞﾝｸﾞｽﾎﾟｯﾄ
- 重要港湾
- 地方港湾
- 漁港

主要地域計画及び土地利用希望

- （観光･ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ）
- （その他）

## （５）住民意識の概要

**●全　　般：**
○海岸整備の方向性については、災害から人命・財産を守る防災施設整備を最優先とした上で、緊急時の避難体制の強化など防災面のソフト施策、美しくて利用しやすい海辺づくり、動植物の生息環境の保全、公園や緑地などの施設整備の順で要望が多い。
○災害に対する危機意識の高まりがうかがえる。

**●防　　護：**
○防護の考え方として、堤防や護岸等の整備に対し、自然環境・眺望・景観への配慮についての要望が最も多く、次いで、積極的な整備の推進、避難体制の強化の順で要望が多い。
○防護施設の改良に関する方針としては、沖合の防護施設整備の意向が高く、松茂町・小松島市ではコンクリートではなく石などの自然の材料を使用した改良を望んでいる。

**●環　　境：**
○景観、生物生息環境及びゴミ･水質など悪くなったと感じる人が多い。
○自然を守る意識は積極的で、鳴門市・松茂町では海岸美化等モラルの向上などソフト面での意見が多い。
○海岸保全の取組として、漂着ゴミ等の清掃活動、海や川にゴミを捨てない意識啓発、下水道や処理場の整備、松林の保全の順で要望が多い。

**●利　　用：**
○現状では、「レクリエーション」・「ドライブ」目的の利用が多い。
○レクリエーションの種類は、「散歩・ジョギング」が最も多く、「魚釣り」・「海水浴」等が次いで多い。他の２沿岸に比べて「潮干狩り」の割合も高い傾向にある。
○整備の方向性としては、自然配慮による整備の割合が高い。要望としては、トイレ・ベンチ・駐車場など利便施設の充実が挙げられている。

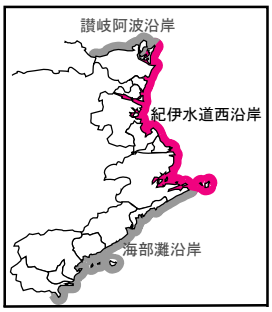


松林を背景とした中林漁港海岸

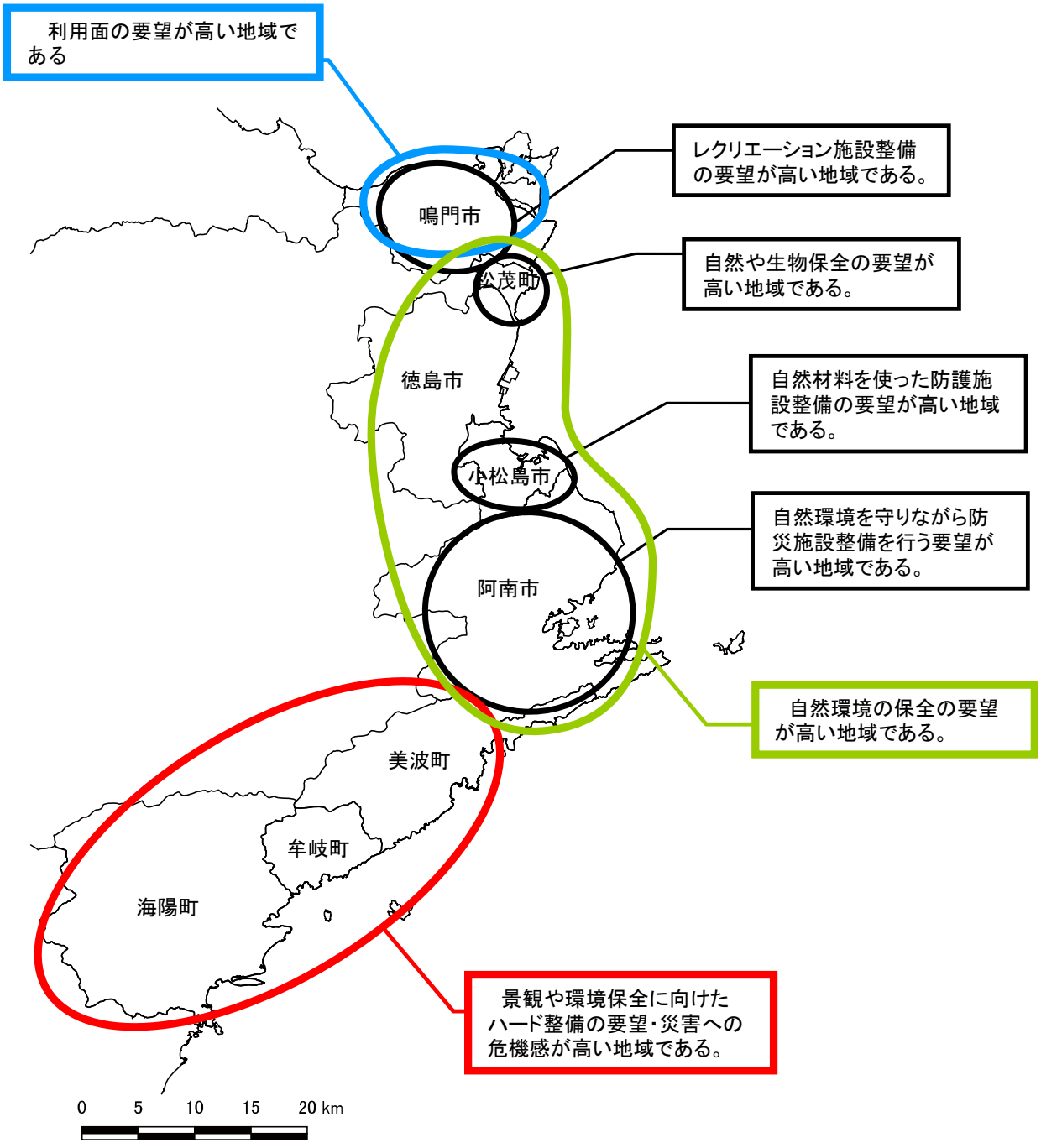


今切港海岸の緩傾斜護岸

# 住民意識の概要




【共通】
・海岸整備事業の実施にあたっては、住民説明会の実施や幅広い視点から検討、自然環境への配慮が求められている。
・津波に対する危機意識の高まりがうかがえる。



## 1-2. 海岸事業の経緯

海岸保全施設の整備は、昭和 30 年頃まで災害復旧事業のみに依存してきたが、昭和 31 年の海岸法制定後、昭和 35 年のチリ津波や昭和 36 年の第二室戸台風による被害を契機に、高潮対策・侵食対策等を目的とした事業により、堤防や護岸の改築を行ってきた。

その後、河川からの供給土砂の減少や防波堤による沿岸漂砂の阻止などによる汀線の後退が進み、背後地の安全度が低くなったため、昭和 40 年代頃から突堤や離岸堤等の整備を主体とした海岸保全を進めてきた。

近年の海岸環境への意識の高まりや海洋レクリエーション需要の増大など、海岸への多様なニーズに対応するため、平成 11 年に海岸法の一部改正が行われ、従来の「防護」目的に、「環境」と「利用」の２つが追加された。

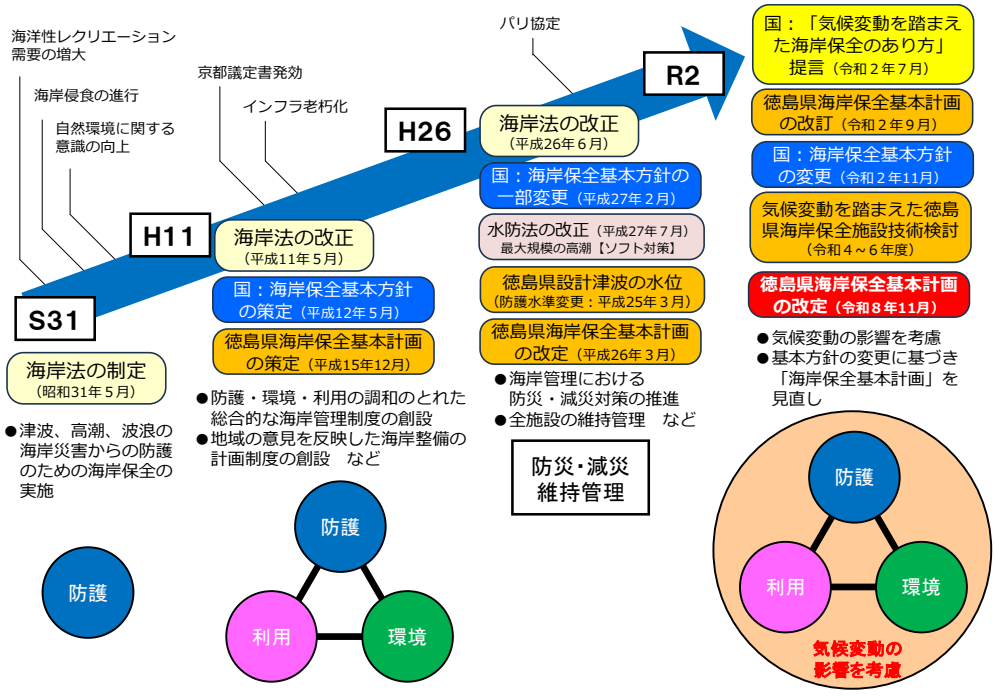
徳島県では、平成９年３月に「徳島県沿岸域保全利用指針」を策定するとともに、平成 15 年 12 月には、「讃岐阿波沿岸」「紀伊水道西沿岸」「海部灘沿岸」の海岸保全基本計画を策定し、防護・環境・利用の調和のとれた海岸保全に努めてきた。

平成 25 年３月には、全国に先駆けて設計津波の水位を公表するとともに、平成 26 年３月には、東日本大震災の教訓を踏まえた南海トラフの地震・津波対策や、社会環境やニーズの変化へ対応するため、「海岸保全基本計画」の改定を行った。

令和２年９月には、平成 27 年水防法の改正や近年、計画規模を超える高潮による浸水被害を契機に始められた想定し得る最大規模の高潮への対応や海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項を追加するため、「海岸保全基本計画」の改訂を行った。

さらに、令和２年７月に国は、平成 30 年台風第 21 号による高潮被害を契機に、海岸保全に気候変動を考慮することを示した「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方提言」をとりまとめ、令和２年 11 月に海岸保全基本方針を変更した。

今回は、こうした気候変動を踏まえた海岸保全の考え方を採り入れるとともに、南海トラフ地震の発生確率の上昇や近年の海岸の状況を踏まえ、「海岸保全基本計画」の改定を行う。




徳島県海岸保全基本計画の変遷

## 1-3. 現況課題

### （１）防護面での課題

県が 2024 年に開催した「気候変動を踏まえた徳島県海岸保全施設技術検討会」において「気候変動を踏まえた計画外力の設定方法と防護水準（計画高潮位、設計波、設計津波等）」について検討した。検討結果は 2100 年時点の予測結果に基づき防護水準を設定しており、気候変動には不確実性があることから、2050 年時点での整備水準を設定する。

本沿岸は、浸水、海岸侵食及び地震による液状化の危険性が高い沿岸である。背後には県の中心都市が形成されており、昭和南海地震での地盤沈下や第二室戸台風での広範囲な浸水被害から、特に高潮や波浪、津波に対する警戒が必要である。

「想定し得る最大規模の高潮」に対しては、海岸保全施設により「浸水範囲の低減」を図るとともに、「住民の避難を柱」とした対策が必要である。

また、海岸侵食を受けた砂浜が多く、侵食対策、貴重な砂浜の保護・保全及び養浜等による砂浜の再生が必要である。

東日本大震災を契機として、南海トラフの地震・津波に対する海岸保全の方向性や整備内容の位置付けが行われたが、南海トラフ地震の発生確率は日々高まっており、また被害想定の見直しも行われているため、対応に留意が必要である。

港湾では、公共・民間の多様な主体が集積し、一部の主体が所有する護岸の嵩上げ等が不十分である場合、浸水被害が港湾全体に及ぶ恐れがあり、連携した対応が必要である。

既存施設の経年劣化や疲労による機能の低下を防ぐ必要がある。

### （２）環境面での課題

沿岸北部の大毛島一帯は瀬戸内海国立公園に、南部の阿南市沿岸部は室戸阿南海岸国定公園に指定されているほか、伊島の暖地性植物群落などの特定植物群落やアカウミガメの産卵場所（阿南市の蒲生田岬）が存在しており、こうした自然環境及び貴重な動植物の保護・保全に配慮する必要がある。

吉野川や那賀川の河口付近や橘湾周辺には干潟が残り、貴重な動植物の生息地となっている。しかし、近年、沿岸部の開発等による干潟、藻場及びヨシ群落の減少・消滅がみられる。こうした干潟や藻場などは、地球温暖化対策として、CO2 削減が期待される「ブルーカーボン生態系」としても注目されており、これらの維持・再生に配慮する必要がある。

水質については、環境基準を達成しているものの、市街地や県の産業の中心地を背後に控えるため、沿岸海域の水質悪化には十分な配慮が必要である。

### （３）利用面等での課題

県の中心都市が背後に控えているため、背後地との一体性に配慮する必要がある。また、港湾や漁港を中心とした産業振興や市街化に伴う貴重なオープンスペースとしての活用も必要である。

海水浴場を中心とした観光レクリエーション施設の充実とともに、利便性を高めるためのアクセス道路や海岸へのアプローチの改善が必要である。

少子高齢化の進行により、今後、社会経済状況や背後地の人口、土地利用状況の変化が想定されることから、状況に合わせた社会インフラの整備が必要となる。

## ２．海岸の防護に関する事項

### ＜　防護面での基本方針　＞

●海岸保全施設の高潮や波浪、津波に対する対策を強化し、整備水準や安全性を高め、日常の暮らしを守る安全で安心できる海岸づくりを進める。

●集落が位置する海岸では、台風に伴う高潮や波浪に対する安全性の向上に努める。

●侵食が進んでいる海岸では、砂浜の保全・回復に努める。
また、河川の上流から海岸までの総合的な土砂管理に向け、海岸管理者と河川、ダム又は砂防施設の管理者との連携を図る。

●地震・津波・高潮に対しては、住民や海岸利用者の生命を守ることを最優先とし、ハード･ソフト両面から防災対策､さらに内陸部を含めた総合的な防災対策を推進する。
海岸保全施設整備（ハード）では、南海トラフ地震の発生や気候変動等の不確実性を考慮し、段階的に整備を行う。

●津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定や水防法に基づく高潮浸水想定区域の指定･公表､ハザードマップやタイムラインの公表、県公式 LINE での防災情報発信などとともに､防災部局や市町村等の関係機関との連携を強化することにより、津波・高潮に対する地域における実行性のある防災体制の確立を図る。



県公式 LINE の活用

●海岸保全施設の整備に当たっては、一面的な防護の機能だけではなく、自然環境の保全や海岸利用にも配慮しながら安全性の強化を図る。

●海岸保全施設については、老朽化対策を行うとともに、長寿命化計画に基づく適切な維持管理に努める。

●水門、陸閘等の効果的な管理運用体制の確保に努めるとともに、津波・高潮等の発生時に水門、陸閘等の開口部を迅速に閉鎖させるため、統廃合や常時閉鎖、自動化・遠隔操作化を推進する。

●津波や高潮に対する水防体制を強化するため、水防法に基づく「水位周知海岸」の指定を行っており、引き続き水害の防止に努める。

●港湾には、公共・民間の多様な主体が集積しており、関係者が共通の目標等を定め、各々が施設の改良等を行う「協働防護」の取組に努める。

●漁港漁村では、防波堤によって堤外地の水産関連施設や漁船等の被害の低減・減災に努めるとともに、防波堤と防潮堤を組み合わせた「多重防護」により、効率的かつ効果的に堤内地の人命や財産等の防災・減災に努める。

●海面上昇や台風の巨大化など気候変動に伴う外力の変化に対しては、最新の知見を踏まえた指針等の改定に注視する。

●海岸保全施設の整備、運用管理、維持又は修繕を行う際には新技術や DX 活用に努める。

## ＜　海岸防護の目標　＞

### ◆防護すべき地域◆

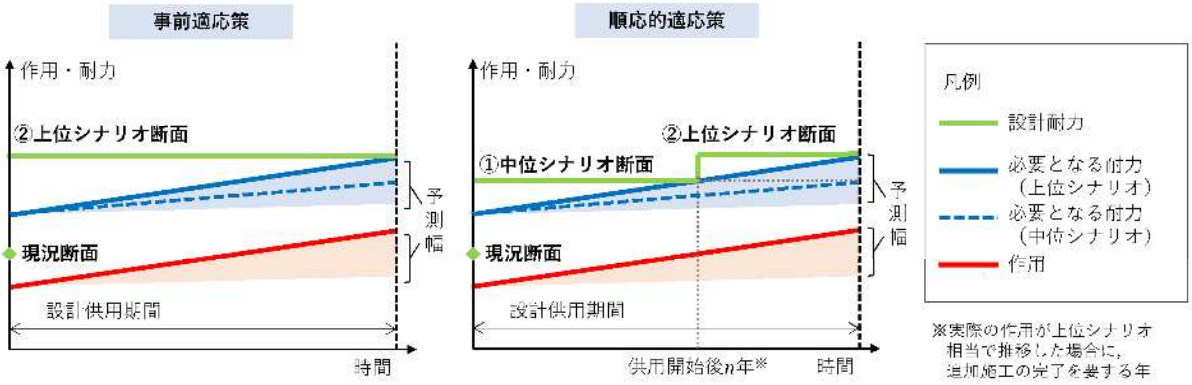
防護すべき地域の設定は、以下の事項を基本とする。

- 次項以降に掲げる防護水準・整備水準に対し、海岸背後の家屋・土地等に被害が発生すると想定された地域。
- 高潮や波浪に対しては、設定した潮位・波浪が発生した場合の浸水区域。
- 侵食に対しては、現在と同様の速度で侵食が進むと予想された地域または現時点で、海浜を復元する必要が認められた地域。
- 津波に対しては、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき徳島県が指定した「津波災害警戒区域（イエローゾーン）」。【平成 26 年３月 11 日指定】

### ◆防護水準・整備水準◆

「気候変動を踏まえた徳島県海岸保全施設技術検討会（令和４年～６年）」において、「気候変動を踏まえた計画外力の設定方法と防護水準（計画高潮位、設計波、設計津波等）」についての検討を行った。本検討では 2100 年時点の予測結果に基づき防護水準を設定しているが、気候変動の予測には不確実性が伴うため、設計供用期間内に想定される作用の時間変化に対して施設の要求性能を確保する方策として、施設供用期間の初期段階で対応する「事前適応策」と、期間内に段階的に対応する「順応的適応策」を考慮し、2050 年時点での整備水準を設定する。 整備水準は、高潮水位と津波水位（避難時間確保のための高さ）のいずれか高い値を設定する。

また、他県や他所管の海岸と連続する区間については、各海岸管理者と協議した上で整備水準を設定する。なお、本計画改定前にすでに整備に着手している海岸については、原則、改定前の整備水準で整備を推進する。



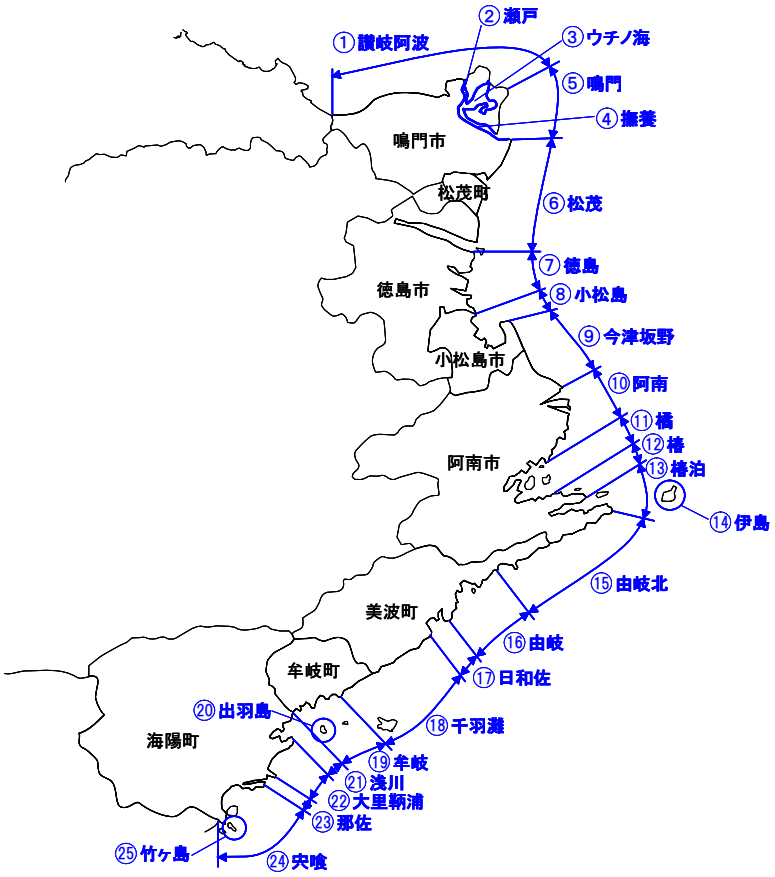

**事前適応策と順応的適応策**

**出典：国土技術政策総合研究所資料 No.1281（令和６年３月）**

### （１）高潮・波浪

- 直近５か年の朔望平均満潮位（2021 年）に、気候変動を適切に考慮した波浪の影響を加えた想定外力に対し、防護することを目標とする。
- 地域住民の参加を促し、環境や利便性等を考慮した面的防護による整備を推進する。
- 現況で必要堤防高を満足しない海岸及び目標年次までに堤防高が不足する海岸を対象に整備を実施していく。

＜高潮・波浪に対する防護水準・整備水準＞




単位:T.P.(m)

| 地域海岸名 | | 現況堤防高 | 計画高潮位（2050年） | 整備水準（2050年） | 計画高潮位（2100年） | 防護水準（2100年） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 讃岐阿波 | 1.8~6.8 | 2.6~2.8 | 4.3~4.6 | 3.0~3.2 | 4.8~5.0 |
| 2 | 瀬戸 | 1.1~5.4 | 2.6~2.8 | 3.9~4.1 | 3.0 | 4.4 |
| 3 | ウチノ海 | 1.4~3.8 | 1.6~2.6 | 1.8~2.9 | 1.7~3.1 | 1.9~3.3 |
| 4 | 撫養 | 1.6~5.0 | 2.6~2.8 | 4.0~4.1 | 3.0 | 4.4 |
| 5 | 鳴門 | 3.5~6.7 | 2.6~2.9 | 5.2~5.7 | 2.6~3.3 | 5.2~6.2 |
| 6 | 松茂 | 4.0~11.0 | 2.7~2.8 | 5.5~5.7 | 3.10 | 6.0 |
| 7 | 徳島 | 3.3~6.5 | 2.6~2.8 | 4.6~5.6 | 3.00 | 5.0~5.9 |
| 8 | 小松島 | 2.2~5.6 | 2.6 | 4.3 | 2.90 | 4.6 |
| 9 | 今津坂野 | 2.0~7.9 | 2.0~2.7 | 6.4~7.1 | 2.7~2.9 | 7.1~7.3 |
| 10 | 阿南 | 4.1~7.7 | 2.6~2.7 | 5.7~5.8 | 2.90 | 6.0 |
| 11 | 橘 | 1.9~4.9 | 2.5~2.6 | 3.0~5.7 | 2.6 | 3.1~5.7 |
| 12 | 椿 | 1.8~3.9 | 2.5~2.6 | 3.0~3.1 | 2.6 | 3.1 |
| 13 | 椿泊 | 1.8~7.8 | 2.4~2.6 | 3.0~3.1 | 2.6 | 3.2 |
| 14 | 伊島 | 6.1~7.1 | 1.9~3.1 | 6.4~7.6 | 2.6~3.8 | 7.2~8.4 |
| 15 | 由岐北 | 1.8~8.7 | 2.9~3.1 | 7.3~7.5 | 3.2~3.6 | 7.7~8.0 |
| 16 | 由岐 | 2.5~8.1 | 2.9~3.0 | 7.3~7.4 | 3.1~3.3 | 7.5~7.7 |
| 17 | 日和佐 | 1.8~7.5 | 2.9~3.0 | 7.1~7.2 | 3.1~3.4 | 7.3~7.6 |
| 18 | 千羽灘 | 4.7~9.5 | 2.9~3.0 | 7.0~7.2 | 3.2~3.6 | 7.3~7.7 |
| 19 | 牟岐 | 2.0~9.5 | 2.8~3.0 | 6.9~7.1 | 2.9~3.3 | 7.0~7.5 |
| 20 | 出羽島 | 7.2~8.5 | 2.8 | 6.4 | 2.8 | 6.4 |
| 21 | 浅川 | 3.0~8.4 | 2.9 | 3.0 | 3.2 | 3.3 |
| 22 | 大里鞆浦 | 1.7~10.0 | 2.8~3.1 | 9.8~10.1 | 2.8~3.5 | 9.8~10.5 |
| 23 | 那佐 | 1.2~8.0 | 2.77 | 9.8 | 2.8 | 9.8 |
| 24 | 宍喰 | 1.6~8.5 | 2.8~2.9 | 7.8~7.9 | 2.8~3.3 | 7.8~8.2 |
| 25 | 竹ヶ島 | 3.5~9.0 | 2.8~2.9 | 3.3~7.9 | 2.9~3.1 | 3.4~8.1 |

※施設の整備高さは、詳細な検討後に変わる場合がある。

出典：「気候変動を踏まえた徳島県海岸保全施設技術検討会とりまとめ（令和７年３月）」を加工

## ■コラム　～高潮とは～

● 高潮とは

台風や発達した低気圧が通過するとき、潮位が大きく上昇する現象

潮位の上昇により、陸域での浸水被害をもたらす。

● 高潮の要因（3つの効果）

①気圧低下による吸い上げ効果

→ 周辺より低い気圧の影響により、海面が上昇する現象。
気圧が1hPa下がると潮位は約1cm上昇。

②風による吹き寄せ効果

→ 海岸に向かって吹く風により、海水が吹き寄せられ、海岸付近の海面が上昇する現象。
潮位の上昇は風速の2乗に比例。

③波浪効果（ウェーブセットアップ）

→ 砕波により汀線近傍（砕波点の岸側）で海面が上昇する現象。

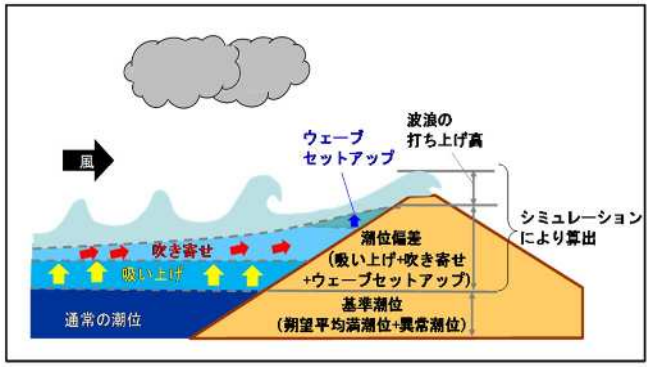



図　高潮の発生メカニズム

● 対象とする高潮

高潮浸水想定において対象とする高潮は、「最大クラスの高潮」であり、基本的な考え方は以下のとおり。

| 外力 | 基本的な考え方 |
|---|---|
| 最大クラスの高潮 | ➢ 住民等の生命を守ることを最優先とし、避難を軸とした総合的な対策を確立。<br>➢ 被害の最小化を主眼とする「減災」の考えに基づき、対策を講ずる。<br>➢ 海岸保全施設のハード対策により被害を軽減し、それを超える外力には、「高潮浸水想定区域図」の作成や避難路の確保などソフト対策で対応。 |
| 計画規模の高潮 | ➢ 人命・住民財産の保護、地域経済の確保の観点から海岸保全施設を整備。<br>➢ 海岸保全施設は、比較的発生頻度は高いものの、大きな被害をもたらす高潮を対象として整備を進める。 |

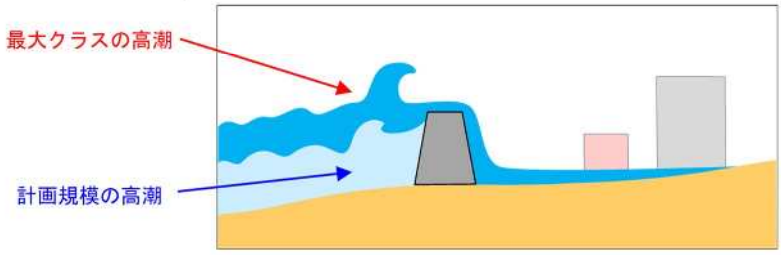



図　高潮のイメージ図

## （２）侵食

・侵食の進行している海岸では、現状の汀線を保全・維持することを基本とする。

・背後地に影響が生じる可能性が高い場合、必要に応じて面的防護施設等により汀線の回復を図る。

・砂浜は、堤防等と同じく海岸を防護する施設として管理すべき対象であるという認識のもと、適切な維持管理に努める。

＜侵食に対する防護水準＞
・現在の汀線維持もしくは必要に応じた汀線の回復

**■コラム　全国で初めて海岸保全施設として指定した「砂浜」の管理について**

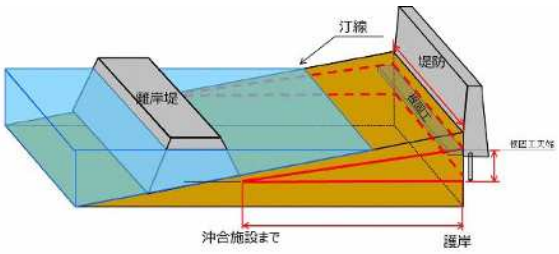
・砂浜は海水浴等の利用だけではなく、堤防や離岸堤等と一体となって高波を減衰させる役割をもっており、砂浜を海岸保全施設に指定し適切に管理することにより、海岸侵食や高波等による被害の防止など、砂浜の安定的な維持が図られ、背後地の住民の安全・安心や国土保全に寄与することができる。
・国は、直轄海岸事業により整備した砂浜（石川海岸工区）を海岸保全施設に指定（令和元年９月）した。

○海岸の名称：加越沿岸松任（まっとう）海岸

○地先名　　：石川県白山市徳光地先




海岸保全施設として管理すべき、防護機能を有する砂浜の範囲（イメージ）：下図の赤枠の範囲 ※砂浜を指定する範囲は陸地の範囲ですが、水面下の砂浜の断面も含めて、沖合施設（離岸堤等）と一体となって高波に対する防護機能を有しています。

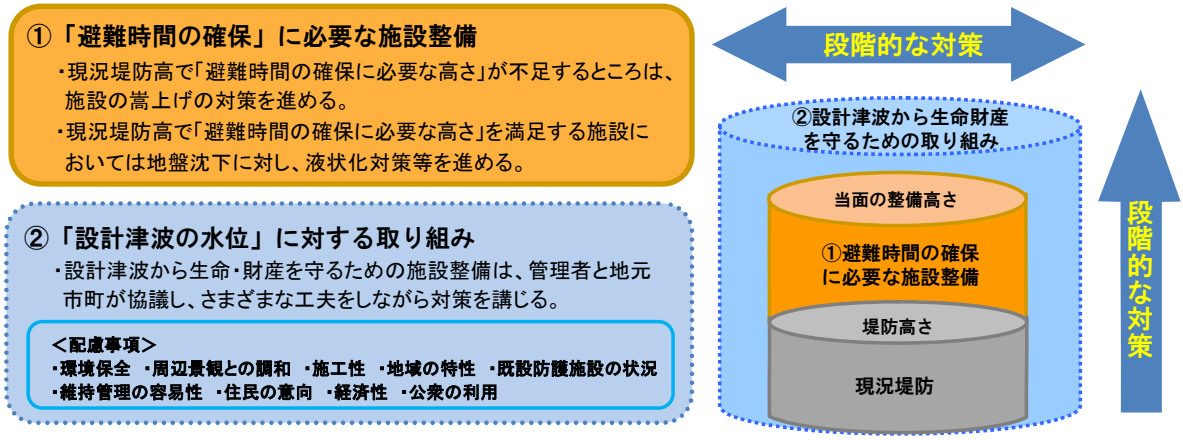



出典：国土交通省北陸地方整備局資料を加工
https: //www.hrr.mlit.go.jp/kanazawa/mb5_kouhou/press/h31/p0917_2.pdf

## （３）地震・津波

・「設計津波（L1 津波）の水位」に対して段階的な対策を行うこととし、まずは、住民や海岸利用者の生命を守ることを最優先に「避難時間 45 分の確保」に必要な施設整備を進める。

・現況で必要堤防高を満足しない海岸及び目標年次までに堤防高が不足する海岸を対象に整備を実施していく。




※「避難時間」は、「設計津波（L1 津波）の水位」に対して、地震発生後における行動開始までの時間と避難場所までの移動時間や増加する高齢者の移動を加味して「45 分間」とする。

※詳細については、「第２章　１．海岸の整備の実施に関する事項」に記載する。

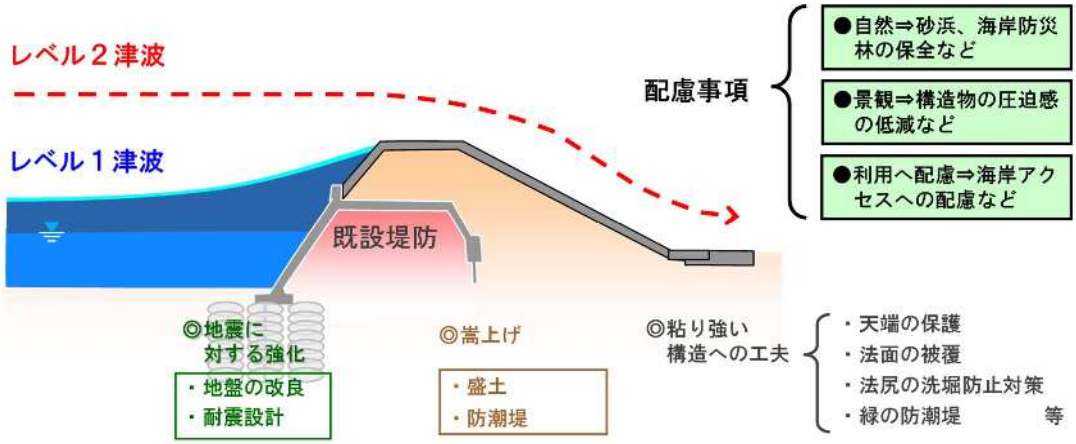
■コラム　～新しい津波対策の考え方～

・今後の津波対策を構築するにあたっては、基本的に二つのレベルの津波を想定する。

・海岸保全施設は、発生頻度の高い津波（設計津波：L1 津波）に対して整備する。

・発生頻度の高い津波（設計津波：L1 津波）を超える津波に対しても、全壊しにくく、全壊に至る時間を少しでも長く延ばすことが可能な粘り強い構造への工夫を図る。

**【津波対策を踏まえた海岸堤防の整備イメージ】**




**【二つのレベルの津波】**

**最大クラスの津波（L2津波）**

**○津波レベル**

・発生頻度は極めて低い。 発生すれば甚大な被害をもたらす。

**○対策の基本的な考え方（減災）**

・住民等の生命を守ることを最優先とし、住民避難を軸としたソフト・ハードのベストミックスによる総合的な対策。

**○対策内容**

・率先避難の啓発（津波防災教育、自主防災組織との連携 等）
・避難施設（津波避難タワーの整備、津波避難ビルの指定、避難路 等）
・津波防護施設の指定（道路嵩上げ 等）

**比較的発生頻度の高い津波（L1津波＝設計津波）**

**○津波レベル**

・数十年から百数十年の頻度で発生する。最大クラスの津波に比べて、津波高は低いものの大きな被害をもたらす。

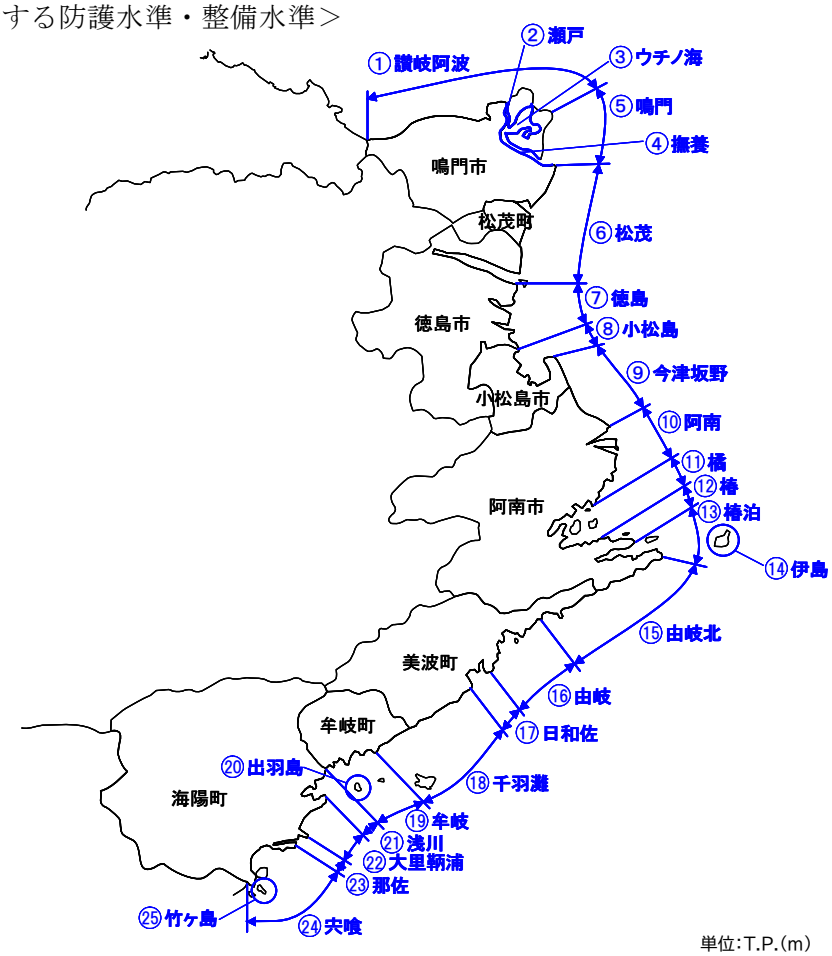
**○対策の基本的な考え方（防災）**

・生命・財産の保護、地域経済の確保の観点から、海岸保全施設等を整備。

**○対策内容**

・施設整備（液状化対策、海岸保全施設整備 等）

＜津波に対する防護水準・整備水準＞




単位:T.P.(m)

| 地域海岸名 | | 現況堤防高 | 整備水準（2050年のL1津波水位(45分)） | 2050年のL1津波水位 | 防護水準（2100年のL1津波水位） |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 讃岐阿波 | 1.8~6.8 | 1.2 | 2.1 | 2.2 |
| 2 | 瀬戸 | 1.1~5.4 | 1.2 | 2.3 | 2.4 |
| 3 | ウチノ海 | 1.4~3.8 | 1.2 | 2.2 | 2.4 |
| 4 | 撫養 | 1.6~5.0 | 1.1 | 3.1~3.3 | 3.2~3.5 |
| 5 | 鳴門 | 3.5~6.7 | 1.1 | 3.1 | 3.2 |
| 6 | 松茂 | 4.0~11.0 | 1.1 | 4.0 | 4.3 |
| 7 | 徳島 | 3.3~6.5 | 1.5 | 3.1 | 3.2 |
| 8 | 小松島 | 2.2~5.6 | 2.0 | 3.8 | 4.1 |
| 9 | 今津坂野 | 2.0~7.9 | 2.8 | 5.0 | 5.1 |
| 10 | 阿南 | 4.1~7.7 | 2.9 | 4.3 | 4.4 |
| 11 | 橘 | 1.9~4.9 | 3.6 | 6.8~7.6 | 7.1~7.9 |
| 12 | 椿 | 1.8~3.9 | 2.9 | 5.4 | 5.5 |
| 13 | 椿泊 | 1.8~7.8 | 3.9 | 5.0~7.7 | 5.2~7.8 |
| 14 | 伊島 | 6.1~7.1 | 2.6 | 3.0 | 3.1 |
| 15 | 由岐北 | 1.8~8.7 | 5.7 | 6.1 | 6.2 |
| 16 | 由岐 | 2.5~8.1 | 5.4 | 6.5~7.4 | 6.6~7.5 |
| 17 | 日和佐 | 1.8~7.5 | 5.0 | 5.4~6.2 | 5.5~6.3 |
| 18 | 千羽灘 | 4.7~9.5 | 4.1 | 4.5 | 4.6 |
| 19 | 牟岐 | 2.0~9.5 | 5.1 | 6.1 | 6.2 |
| 20 | 出羽島 | 7.2~8.5 | 3.5 | 4.9 | 5.0 |
| 21 | 浅川 | 3.0~8.4 | 4.7 | 5.2~6.2 | 5.4~6.4 |
| 22 | 大里鞆浦 | 1.7~10.0 | 4.6 | 4.7 | 4.8 |
| 23 | 那佐 | 1.2~8.0 | 3.9 | 5.8 | 6.0 |
| 24 | 宍喰 | 1.6~8.5 | 9.2 | 10.6~13.3 | 10.9~13.6 |
| 25 | 竹ヶ島 | 3.5~9.0 | 4.3 | 8.8 | 8.9 |

※施設の整備高さは、詳細な検討後に変わる場合がある。

出典：「気候変動を踏まえた徳島県海岸保全施設技術検討会とりまとめ（令和７年３月）」を加工

## ３．海岸環境の整備及び保全に関する事項

### ＜　環境面での基本方針　＞

●最新の知見に基づき、シオマネキなど貴重な生物をはじめとする様々な生物が生息している良好な海岸環境への影響を可能な限り回避するなど、自然と共生する海岸づくりに努める。

（「生物多様性基本法」平成 20 年６月施行
「徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例施行規則」令和６年４月施行
「生物多様性とくしま戦略 2024-2028」令和６年３月策定）

●瀬戸内海国立公園やアカウミガメの産卵地である室戸阿南海岸国定公園など貴重な動植物の生息地や橘湾一帯の多島海などの自然環境・景観の保全に努める。

●自然環境の保護や維持を図るため、地域住民や民間団体と連携し、海岸利用者のマナー啓発及び海岸漂着ゴミの清掃活動や外来種の駆除、貴重な生物の保全活動等を促進する。

（「海岸漂着物処理促進法　平成 21 年７月 15 日施行」
海岸漂着ゴミ等の処理対策を海岸管理者に義務付け
「徳島県海岸漂着物対策推進地域計画」令和３年３月策定）

●市街地付近で減少している干潟・藻場・松林の保全に努めるとともに、水質改善に対する啓発活動を推進する。

●海草・海藻の藻場や干潟等の保全・再生等に努めることで、ブルーカーボン（海の生物の作用で海中に取り込まれる炭素）の吸収源としての機能や海洋環境改善といった多面的効果の保全・創出に、他部局と連携のうえ取り組む。

## ４．海岸における公衆の適正な利用に関する事項

### ＜　利用面での基本方針　＞

●自然環境や景観、安全性の確保を基本とし、多様な利用者が避難情報等を直感的に理解できるよう、多言語表記や「やさしい日本語」を用いて、わかりやすいアクセス道路のルートや津波からの避難情報等を表示する案内板を整備することにより、利便性や安全性の向上、さらに海岸部での利便施設づくりに努める。

●高齢者や障がい者も日常生活の中で海辺に近づくことができるように、アクセス路や利便施設のユニバーサルデザイン化に努める。

●市街地からのアクセスの向上に配慮するとともに、海辺における既存のレクリエーション機能の充実に努める。

●観光をはじめとした産業の振興、さらに市街化に伴う貴重なオープンスペースとしての活用を促進する。

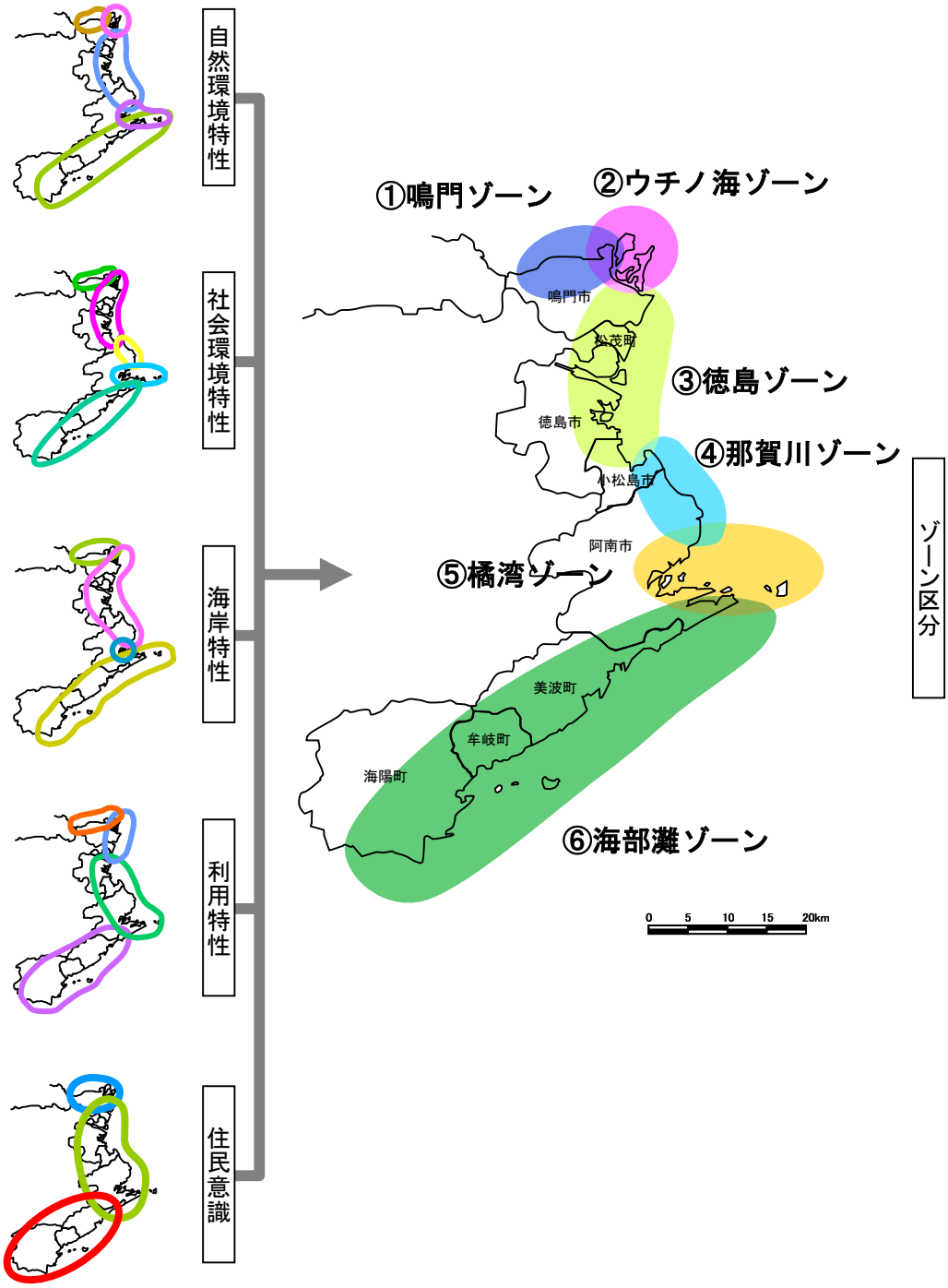
●他部局や民間事業者、市町との連携・支援を通じて、地域振興や地域活動の活性化に寄与する海岸利用を促進する。

●観光部局等に対して、ニーズの聞き取りを行うなど、海岸及びその周辺で行われる様々な施策との連携を推進し、海岸利用の増進に資する施設の整備に努める。

## ５．ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針

徳島県では、自然環境特性、社会環境特性、海岸特性、利用特性及び住民意識の５つの特性を総合的な観点から整合を図り、徳島県沿岸地域の環境ゾーンを設定している。

この中で、紀伊水道西沿岸は、②ウチノ海ゾーン、③徳島ゾーン、④那賀川ゾーン及び⑤橘湾ゾーンの４つのゾーンに位置づけている。次頁に各ゾーンの基本方針を示す。



## ②ウチノ海ゾーン

ゾーンの基本方針

漁業・観光振興への配慮とウチノ海の環境保全

【防護の方針】
○小鳴門海峡における気候変動を考慮した津波・高潮対策に努める。
○貴重な砂浜の保全に努める。

【環境の方針】
○海峡独特の海岸景観の保全に努める。
○小鳴門海峡を中心に広がる藻場の保全に努める。

【利用の方針】
○水産物流通上の地理的な有利性を活かした漁業振興や観光産業振興への配慮に努める。
○海辺における既存のレクリエーション機能の充実に努める。

## ③徳島ゾーン

ゾーンの基本方針

市街地の安全性の向上と減少している良好な自然環境の保全・再生

【防護の方針】
○鳴門から小松島沿岸における気候変動を考慮した津波・高潮対策に努める。
○特に、背後に市街地が広がっているため、防護（協働防護・多重防護を含む）の充実に努める。
○貴重な砂浜の保全に努める。
○津波に対しては、住民や海岸利用者の生命を守ることを最優先とし、ハード・ソフト両面から防災対策を推進する。

【環境の方針】
○沿岸域において減少している干潟や藻場の保全に努める。
○甲殻類や貝類等の生息環境の保全に努める。
○沿岸海域の水質改善に対する啓発に努める。
○海岸背後における松林などの海岸景観の保全に努める。

【利用の方針】
○市街地からのアクセスや利便性の向上に配慮するとともに、海辺における既存のレクリエーション機能の充実に努める。
○市街化に伴う貴重なオープンスペースとしての活用に努める。

## ④那賀川ゾーン

ゾーンの基本方針

砂浜の再生と海岸へのアクセスの改善

【防護の方針】
〇今津坂野から阿南沿岸における気候変動を考慮した津波・高潮対策に努める。
〇著しく侵食を受けている海岸については、養浜等により、砂浜の保全・回復に努める。
〇津波に対しては、住民や海岸利用者の生命を守ることを最優先とし、ハード・ソフト両面から防災対策を推進する。

【環境の方針】
〇減少している干潟や藻場の保全に努める。
〇甲殻類・貝類等の生息環境の保全に努める。
〇海岸背後における松林などの海岸景観の保全に努める。

【利用の方針】
〇海岸へのアクセスの改善と海岸利用に配慮した施設整備に努める。
〇漁業活動や地元住民の日常的な利用に配慮した施設整備に努める。

## ⑤橘湾ゾーン

ゾーンの基本方針

津波対策と多島海の自然環境の保全及び生活環境の整備

【防護の方針】
〇橘湾における気候変動を考慮した津波・高潮対策に努める。
〇貴重な砂浜の保全に努める。
〇津波に対しては、住民や海岸利用者の生命を守ることを最優先とし、ハード・ソフト両面から防災対策を推進する。特に、危険度の高い湾の最奥地区では、避難体制の強化に努める。

【環境の方針】
〇減少傾向にある藻場や干潟の保全に努める。
〇甲殻類や貝類等の生息環境及び多島海などの自然景観の保全に努める。

【利用の方針】
〇漁業活動や地元住民の日常的な利用に配慮した施設整備に努める。
〇海岸へのアクセスの改善に努める。

# 第２章　海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

## １．海岸の整備の実施に関する事項

### 1-1. 整備水準

これまでの海岸保全施設整備は、高潮対策としては、既往最高潮位を記録した「第二室戸台風」の実績潮位を整備目標とし、地震・津波対策としては「設計（L1）津波の水位」を基準としつつ、対策整備には多額の費用と長時間を要するため、まずは、海岸利用者や住民の生命を守ることを最優先とし「避難時間 35 分」を確保することを整備目標として対策を進めてきた。

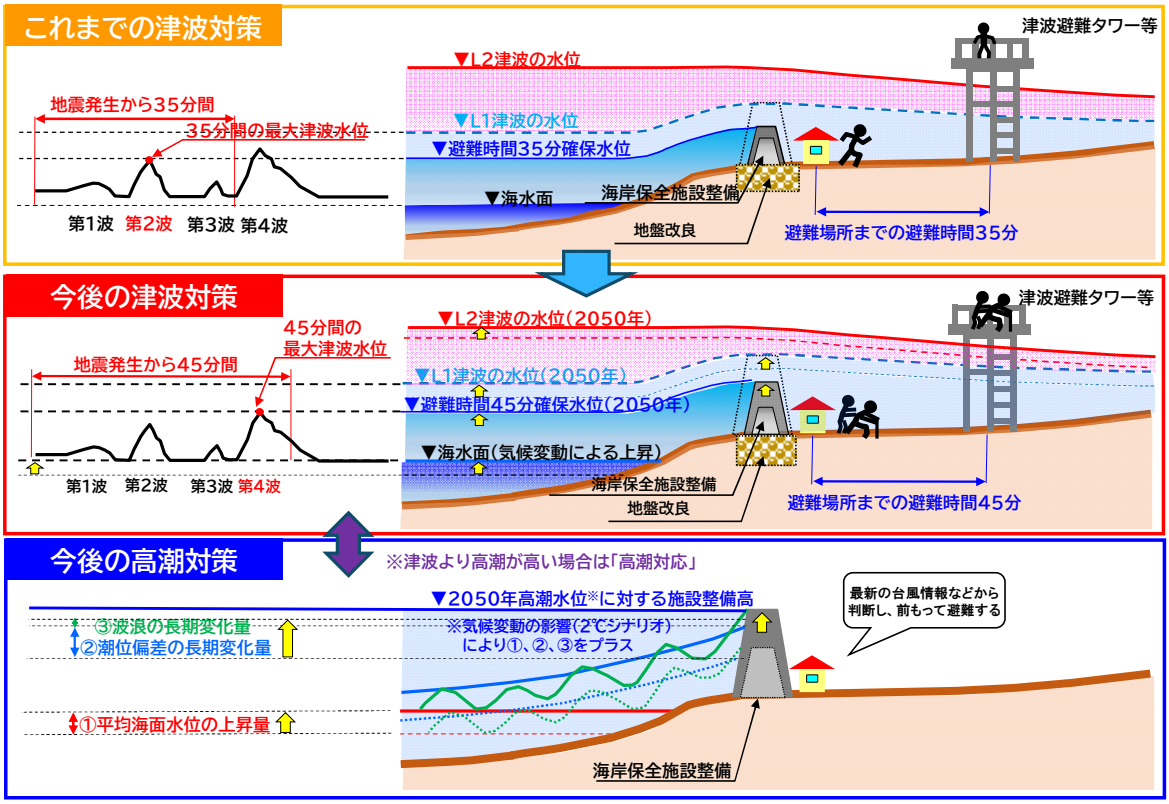
しかし、気候変動に伴う高潮や波浪の規模の拡大や発生確率が高まる南海トラフ地震に対応すべく、整備水準の見直しが求められている。

そのため、高潮対策としては、２℃上昇シナリオに基づく推算から得られた新たな計画外力をもとに、2100 年時点の海岸保全施設の防護水準を設定し、気候変動を考慮した 2050 年時点の整備水準を設定する。

また、地震・津波対策としては、少子高齢化の社会情勢や南海トラフ地震に係る知見を踏まえ、まず「誰でも逃げることのできる整備」を目指すこととし、「避難時間 45 分」を確保するために必要な高さを整備水準とする。この 45 分は、避難行動開始時間 20 分と避難場所までの移動時間（水平移動）及び垂直移動 25 分を足したものである。これまでの 35 分より 10 分長く確保するため、海岸保全施設に求められる高さ（津波水位）は高くなる。

高潮水位と津波水位のうち、いずれか高い値を海岸保全施設の新たな整備水準とする。

ただし、気候変動の不確実性を考慮し、他県や他所管の海岸と連続する区間については、各海岸管理者と協議した上で整備水準を設定する。なお、本計画改定前にすでに整備に着手している海岸については、原則、改定前の整備水準で整備を推進する。




今後の海岸保全施設整備のイメージ

## 1-2. ハード・ソフト対策のベストミックス

海岸保全施設の整備（ハード対策）は、最大規模の災害にはコスト的にも時間的にも対応できない。そのため、適切な避難のための迅速な情報伝達、地域と協力した防災体制の整備や避難地の確保、土地利用の調整、都市計画等のまちづくりと連携を行うなどの対策（ソフト対策）をベストミックスさせる必要がある。したがって、生命を守るためには、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な対策が必要となる。

小松島市では、和田島町松田新田に盛土式の津波避難施設（通称・命山）を整備している。整備の基本理念は、「誰もが安全に避難できる避難施設の整備」「地域の特性に根差した住民に親しまれる避難施設の整備」であり、スロープや手すり、街路灯を備え、頂上広場（約 460 ㎡）に約 920 人を収容できるものである。この施設を使って避難訓練を行っている。



津波避難施設（通称・命山）

## 1-3. 県、市町、住民の役割

海岸保全のハード対策とソフト対策は、県・市町・住民それぞれが連携して行うことが重要である。ハード対策は、堤防や護岸などの海岸保全施設整備を県が主導し、ソフト対策は、避難計画や防災訓練など、住民の防災意識向上や避難行動を促す対策で、市町村や住民が中心となり実施する。

県・市町・住民が連携することで、高潮、地震・津波人的被害を最小限に抑えることが可能であり、それぞれの役割を理解し、海岸保全に取り組むことが重要である。

| 役割 | 主なハード対策 | 主なソフト対策 |
|---|---|---|
| 県 | ・海岸保全施設の整備、維持管理<br>（堤防、護岸、離岸堤など）<br>・海岸保全区域の指定<br>・管理、海岸に関する規制　　等 | ・津波浸水想定等の設定と公表<br>・津波災害警戒区域等の指定<br>・広域的な防災情報の提供<br>・広域的な防災活動、防災教育の推進等 |
| 市町 | ・海岸保全施設の管理・維持<br>（県知事が指定した海岸保全区域）<br>・海岸保全活動の実施<br>・避難場所・避難経路の確保　　等 | ・海岸保全に関する住民への情報提供<br>・海岸保全に関する住民の意識聴取<br>・避難計画の策定、防災訓練の実施<br>・ハザードマップの作成と公表<br>・適切な避難指示の発令<br>・住民への情報伝達　　等 |
| 住民 | ・ハード対策への理解と協力　　等 | ・海岸の清掃活動や美化活動への参加<br>・海岸保全、利用に関するルールの厳守<br>・避難行動の自主的な実践<br>・地域防災活動への参加　　等 |

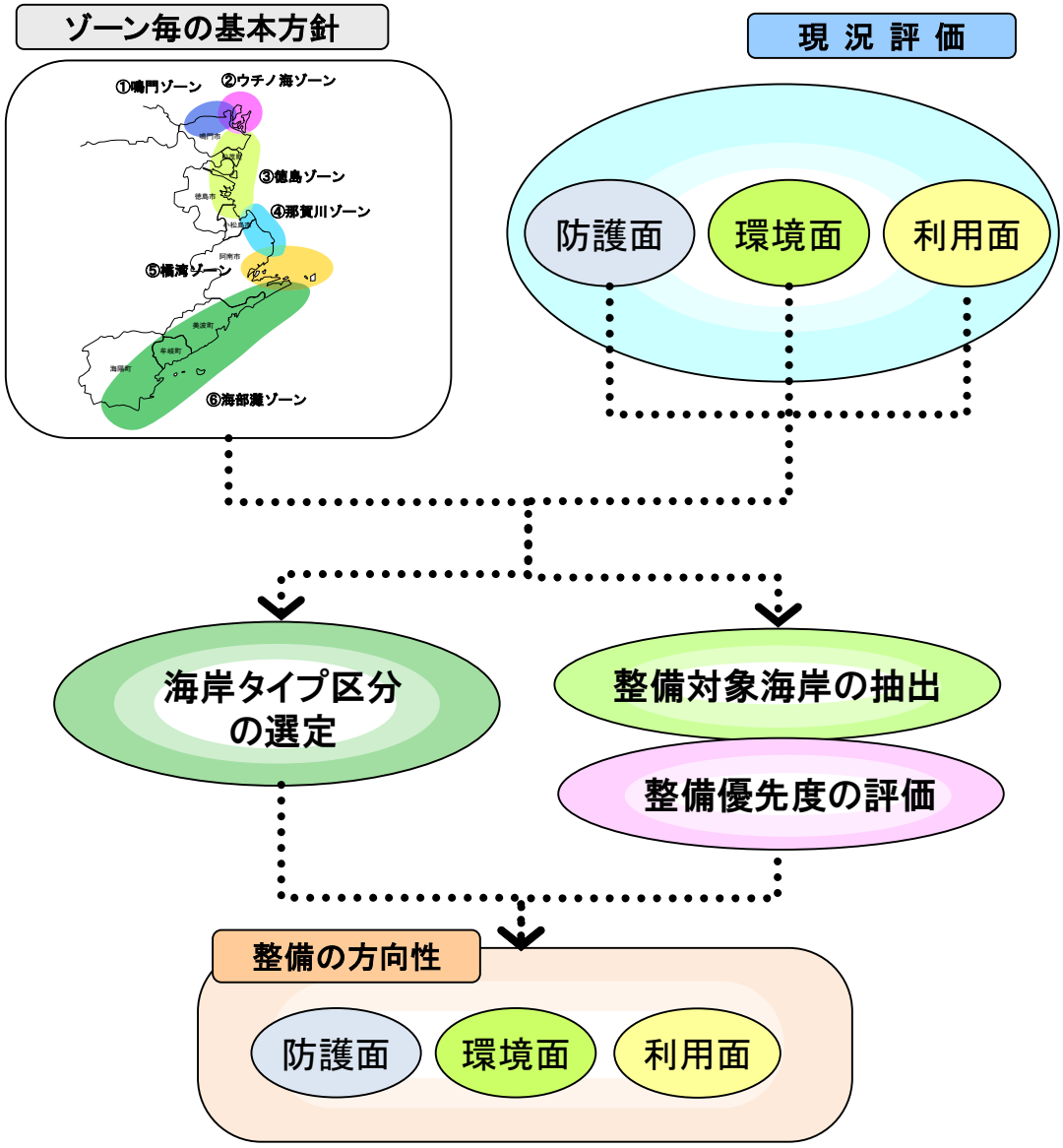
## ２．海岸保全施設を整備しようとする区域（整備対象海岸）

### 2-1. 整備対象海岸の抽出及び整備優先度の考え方

#### （１）検討フロー

徳島県下 136 地区の海岸について、防護・環境・利用面の各視点から、また、気候変動の影響も踏まえつつ、現況を評価するとともに、個々の海岸が含まれるゾーンの基本方針を踏まえ、海岸の長期的な整備の方向性を示す「海岸タイプ（４つの区分）」の選定と整備対象海岸の抽出を行う。

さらに、整備対象海岸については、気候変動を踏まえた防護面における緊急度・重要度を優先に「津波対策」・「高潮対策」・「侵食対策」の必要性や「背後地の状況」から整備優先度の評価を行い、海岸タイプを考慮して、具体的な整備の方向性を定める。




検討フロー

### （２）現況評価の考え方

#### １）防護面における現況評価の視点

防護面については、「①津波対策の必要性」、「②高潮対策の必要性」、「③侵食対策の必要性」、「④背後地の状況」の４つの視点から各海岸の現況評価を行う。以下に評価基準を示す。

**① 津波対策の必要性**

| 津波対策ランク | 評価基準 |
|---|---|
| A | ・2050 年の「設計津波（L1 津波)」に対する「避難時間の確保に必要な高さ」に対し、堤防高が不足する。なお、現在整備中の海岸もＡランクとする。 |
| B | ・2050 年の「設計津波（L1 津波）の水位」に対し、堤防高が不足する。 |
| C | ・2050 年の「設計津波（L1 津波）の水位」に対し、所定の堤防高を有する。 |
| ー | ・背後に防護すべき対象のない海岸である。(自然のまま残されている海岸など) |

注１）堤防高は地震による沈下を考慮する。

注２）堤防の整備高さは、2050 年の L1 津波水位に対して「避難時間 45 分の確保に必要な高さ」（整備水準）を基本とするが、関係者と協議の上より、2050 年の L1 津波水位を対象とする場合もある。

**② 高潮対策の必要性**

| 高潮対策ランク | 評価基準 |
|---|---|
| A | ・おおむね 20 年以内に越波・浸水等の被害がある。 |
| B | ・2050 年の高潮水位に対し、堤防高が不足する。 |
| C | ・2050 年の高潮水位に対し、所定の堤防高を有する。 |
| ー | ・背後に防護すべき対象のない海岸である。(自然のまま残されている海岸など) |

③ 侵食対策の必要性

| 侵食対策ランク | 評価基準 |
|---|---|
| A | ・現在、砂浜の侵食が進行している。 |
| B | ・今後、砂浜が侵食される可能性がある。 |
| C | ・これまで侵食対策を実施し、効果が発揮されている。 |
| ― | ・侵食の恐れのない海岸である。 |

注）砂浜の侵食状況については、海岸管理者へのヒアリング、現地踏査、空中写真等により、経年変化を確認の上で判断する。

④ 背後地の状況

| 背後地ランク | 評価基準 |
|---|---|
| A | a：市街地や工業地帯が形成されている。<br>b：人口集中地区（ＤＩＤ地区）である。 |
| B | a：集落が連なって形成されている。<br>b：国道や主要地方道などの幹線道路が沿岸に隣接している。 |
| C | a：集落が点在している。<br>b：広大な農地が存在する。 |
| D | a：谷あい等に小規模な農地が存在する。<br>b：山付けで民家は殆ど存在していないが市町村道等を有する。 |

注）a,b に分かれている評価基準では、いずれかに該当する場合にそのランクを適用する。

## ２）環境面における現況評価の視点

海岸整備に当たっての配慮内容の違い等から自然環境要素を体系的に整理し、現況評価を行う。

**◆自然環境要素の体系的整理◆**

自然環境要素を「ａ：貴重な動植物等」、「ｂ：自然環境保全上の指定地域」、「ｃ：生物の生息地等の特異な生態系」、「ｄ：水質等」の４つの区分にて抽出し、さらに、環境要素の保護・保全を重視する「①環境保全要素」、環境要素への充分な配慮のもとに防護面・利用面との調和を図る「②環境配慮要素」の２つに区分し、自然環境要素を体系的に再整理する。

| 区分 | 自然環境要素 | 環境保全上注目すべき要素 | 備　　考 |
|---|---|---|---|
| ①環境保全要素 | ａ：<br>貴重な動植物等 | ○天然記念物（国、県、市町村）<br>○特別天然記念物（国）<br>○希少野生動植物種（国内、国際）、徳島県希少野生生物、特定植物群落<br>○レッドリスト、レッドデータブック<br>＜現状環境への依存性の強い絶滅危惧Ⅰ類＞ | 学術上あるいは自然保護上重要な動植物 |
| | ｂ：<br>自然環境保全上の指定地域 | ○自然公園区域（国立、国定、県立）<br>＜特別保護地区、第１種特別地域、海域公園区域＞<br>○名勝、日本の重要湿地 500<br>○防護水面、鳥獣保護区特別保護地区<br>○ウミガメ上陸地・産卵地の保護地域<br>○車両乗り入れ規制<br>○その他環境省等による自然環境保全上の指定地区 | 法令等により、自然環境の保全上の規制や指定を受け、特に開発行為等を制限すべき地域 |
| | ｃ：<br>生物の生息地等の特異な生態系 | ○特に保全が必要な藻場（減少傾向）注1<br>○特に保全が必要な干潟（減少傾向）<br>○サンゴ礁、自然海岸 | 沿岸域の生態系を支える重要な基盤で、特に保護が必要な地域 |
| ②環境配慮要素 | ｂ：<br>自然環境保全上の指定地域 | ○自然公園区域（国立、国定、県立）<br>＜第２種・第３種特別地域、普通地域＞<br>○自然海浜保全地区<br>○保安林（魚つき保安林、風致保安林）<br>○日本の自然景観、日本の渚 100 選<br>○日本の白砂青松 100 選、日本の水浴場 88 選 | 法令等により、景観保全及び海岸利用上の規制や指定を受け、自然環境への充分な配慮が必要な地域 |
| | ｃ：<br>生物の生息地等の特異な生態系 | ○レッドリスト、レッドデータブック<br>＜現状環境への移動性が低い絶滅危惧Ⅰ類、その他全ての絶滅危惧Ⅱ類、準絶滅危惧＞<br>○ウミガメ上陸地（確認情報）<br>○藻場注1<br>○干潟 | 沿岸域の生態系を支える重要な基盤で、保全への配慮が必要な地域 |
| | ｄ：<br>水質等 | ○海域の水質環境基準（類型）注2 | 水質汚濁の指標 |
| | ｅ：<br>自然環境保全上の要対策地域等 | ○海岸漂着物対策重点区域 | 海岸漂着物対策の特に必要な海岸 |

注１）「藻場」については両方の要素としたが、海岸毎でその重要性を判断して区分する。

注２）海域の水質環境基準（生活環境の保全に関する基準）は次表のとおり。

| 類型 | 利用目的の適用性 | 備　　考 |
|---|---|---|
| Ａ | 水産1級、水浴、<br>自然環境及びＢ以下の欄に揚げるもの | 水産1級:マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産２級の水産生物用<br>自然環境保全:自然探勝等の環境保全 |
| Ｂ | 水産2級、<br>工業用水及びＣの欄に揚げるもの | 水産２級:ボラ、ノリ等の水産生物 |
| Ｃ | 環境保全 | 環境保全:国民の日常生活（沿岸の遊歩道等を含む）において不快感を生じない限度 |

◆評価基準◆

| 評価ランク | 評　価　基　準 |
|---|---|
| 保　全 | ①環境保全要素が存在する地域であり、自然環境の保護・保全が必要である。 |
| 配　慮 | ②環境配慮要素が存在する地域であり、自然環境へ配慮し、開発と環境の調和を図ることが必要である。 |
| 維　持 | ①環境保全要素、②環境配慮要素が存在しない地域であり、現状の自然環境の維持に努める。 |

注)「①環境保全要素」と「②環境配慮要素」の両方が存在する場合は、「保全」ランクとする。

### ３）利用面における現況評価の視点

利用面については、各海岸における現状の海岸利用を、利用内容の公衆性、利用内容に対する利便施設の状況・必要性及び地域ニーズ等から、「①利用促進要素」と「②利用配慮要素」に区分することにより、現況評価を行う。

なお、本計画での「海岸利用」とは、祭り、伝統行事、レジャー、スポーツ、体験活動及び学習活動等の「公衆の適正な利用」を対象とするものであり、港湾関係者や漁業者の産業活動のための利用については対象外であるが、こうした産業活動への支障を及ぼさない配慮は必要である。

◆現状の海岸利用形態◆

| 区分 | 利用上注目すべき要素 | 備　　考 |
|---|---|---|
| ①利用促進要素 | ○海水浴、海浜公園、キャンプ場<br>○マリンスポーツ（カヌー、サーフィン、SUP、ダイビングなど）<br>○祭り、伝統行事、環境学習、各種イベント　など | 利便施設（駐車場、トイレ、休憩施設など）を特に必要とするレクリエーション利用がされている海岸 |
| | ○レクリエーション利用の新規導入要望<br>○現状の利便施設の改善要望　など | 現状利用の有無に関わらず、地域からの利用面での整備要望が挙がっている海岸 |
| ②利用配慮要素 | ○ジョギング、散歩、サイクリング<br>○水遊び　など | 利便施設（駐車場、トイレ、休憩施設など）はあまり必要としないレクリエーション利用がされている海岸 |
| | ○漁港<br>○港湾　など | 「公衆の適正な利用」の対象外であるが、産業活動の利用がされている海岸 |

◆評価基準◆

| 評価ランク | 評　価　基　準 |
|---|---|
| 促　進 | ①利用促進要素が存在する海岸であり、整備にあたっては、現状利用の増進もしくは機能改良を行う。 |
| 配　慮 | ②利用配慮要素が存在する海岸であり、整備にあたっては、これらの利用機能へ支障を及ぼさないなどの配慮が必要である。 |
| 維　持 | 現在、レクリエーションもしくは産業活動面での海岸利用がほとんどみられない海岸であり、現状の維持に努める。 |

### （３）総合的な視点からの海岸タイプ

防護を基本としつつ、総合的な視点から海岸を整備するに当たっての配慮事項と整備の方向性を示す指標として以下の４タイプに区分する。

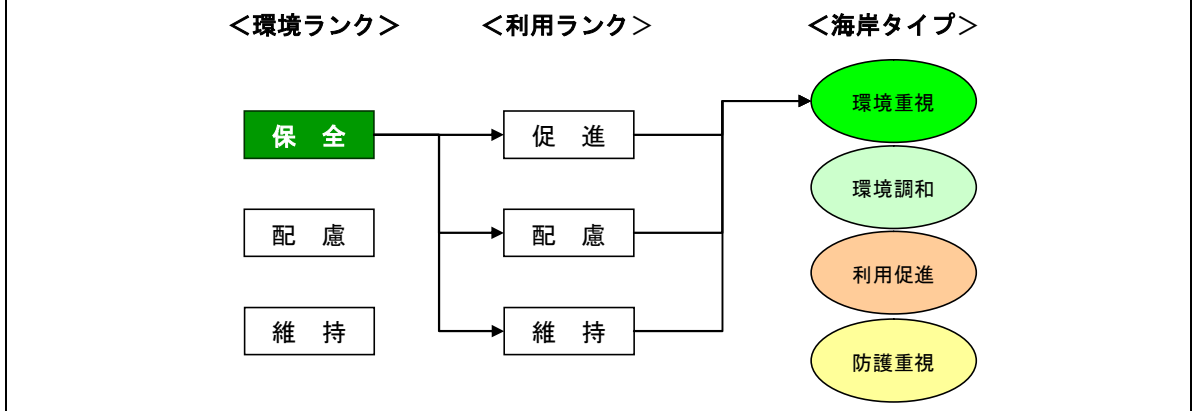
**防護・環境・利用の総合的な視点からの海岸タイプ**

| タイプ | 評価の考え方 |
|---|---|
| 環境重視 | 貴重な自然環境・景観資源等が豊富な地域であり、特に自然環境の保護・保全に配慮する。<br> |
| 環境調和 | 自然環境と人々の生活、レクリエーション活動及び漁業等の産業活用の利用が共存している地域であり、環境面と利用面の調和に配慮する。<br> |
| 利用促進 | 特にレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域、海岸利用のニーズの高い地域であり、環境面に配慮しつつ海岸利用の促進を図る。<br> |
| 防護重視 | 利用・環境面については現状の維持に努め、防護面の強化を図る。<br> |

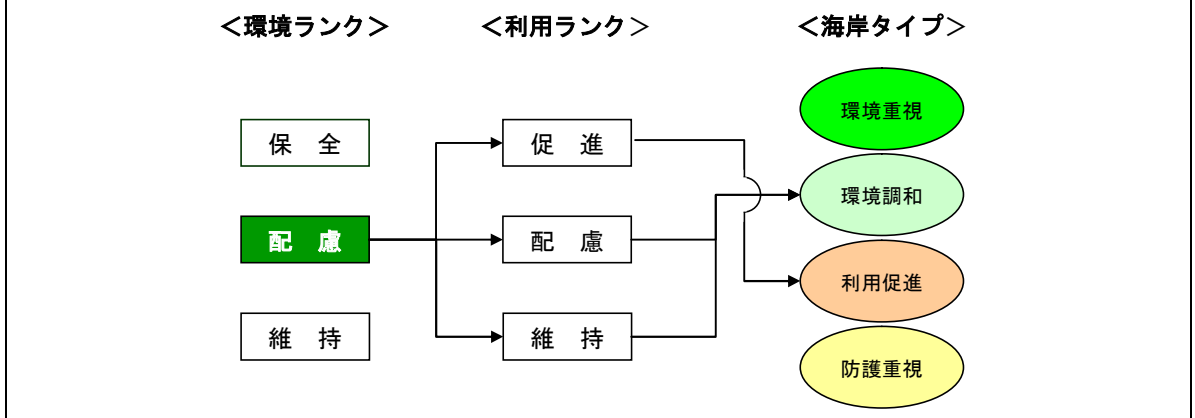
「海岸タイプ」の区分は、防護・環境・利用の調和の取れた海岸整備を行うための配慮事項と整備の方向性を示すものであり、詳細な整備内容の検討に当たっては、地域住民や地元自治体の意見も参考にしながら事業計画を進めていく。

なお、「海岸タイプ」の決定根拠は、特に生態系については原則として既存の文献調査結果を参考とするが、最終的には海岸背後地の自然環境や開発状況、保全施設の整備状況なども考慮しながら、海岸環境を総合的に捉えて判断する。また、今後行われる各種調査や海岸事業の実施に伴う事前調査などの結果から、現在の「海岸タイプ」を必要に応じて見直す。

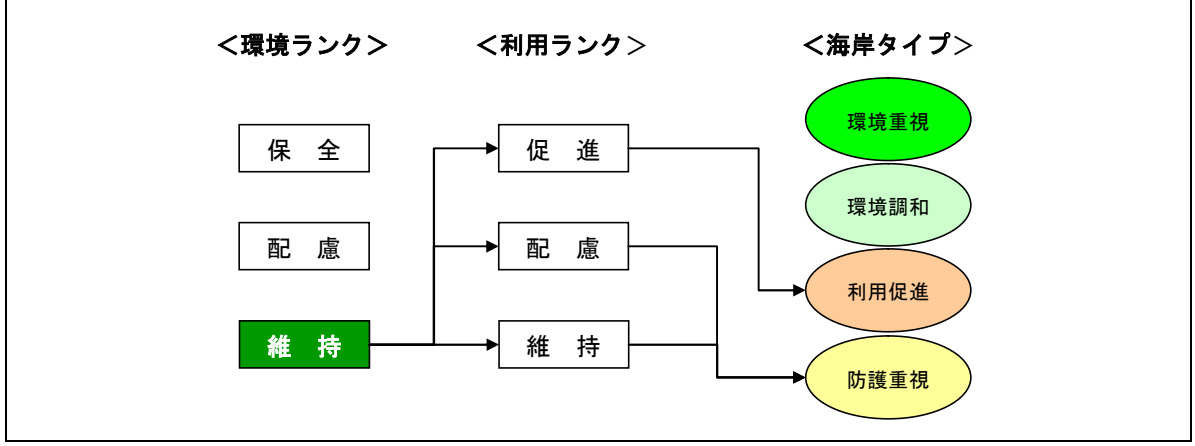
◆環境ランクが「保全」の場合◆




◆環境ランクが「配慮」の場合◆




◆環境ランクが「維持」の場合◆



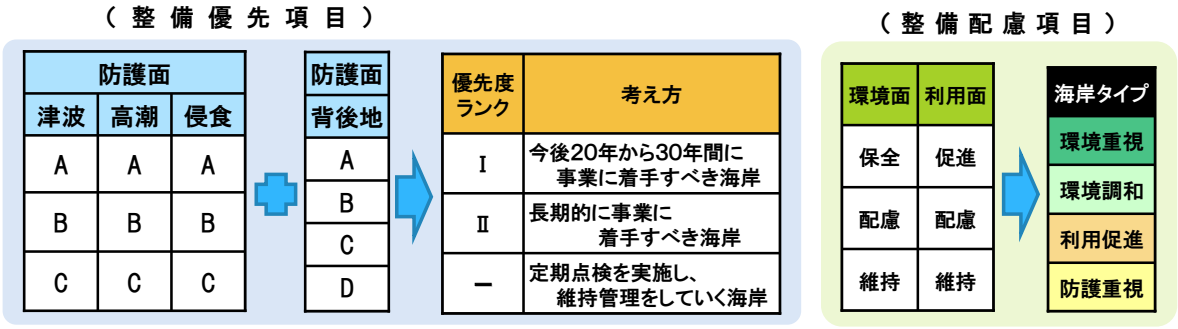
### （４）整備対象海岸の抽出、整備優先度の決定の考え方

○海岸事業※を導入していく必要のある海岸を「整備対象海岸」として抽出する。
したがって、優れた自然環境を有し、かつ、背後地の重要度が極めて低いことから、手を加えない海岸や維持補修等で対応できる海岸については「整備対象海岸」の対象外とする。

※海岸事業

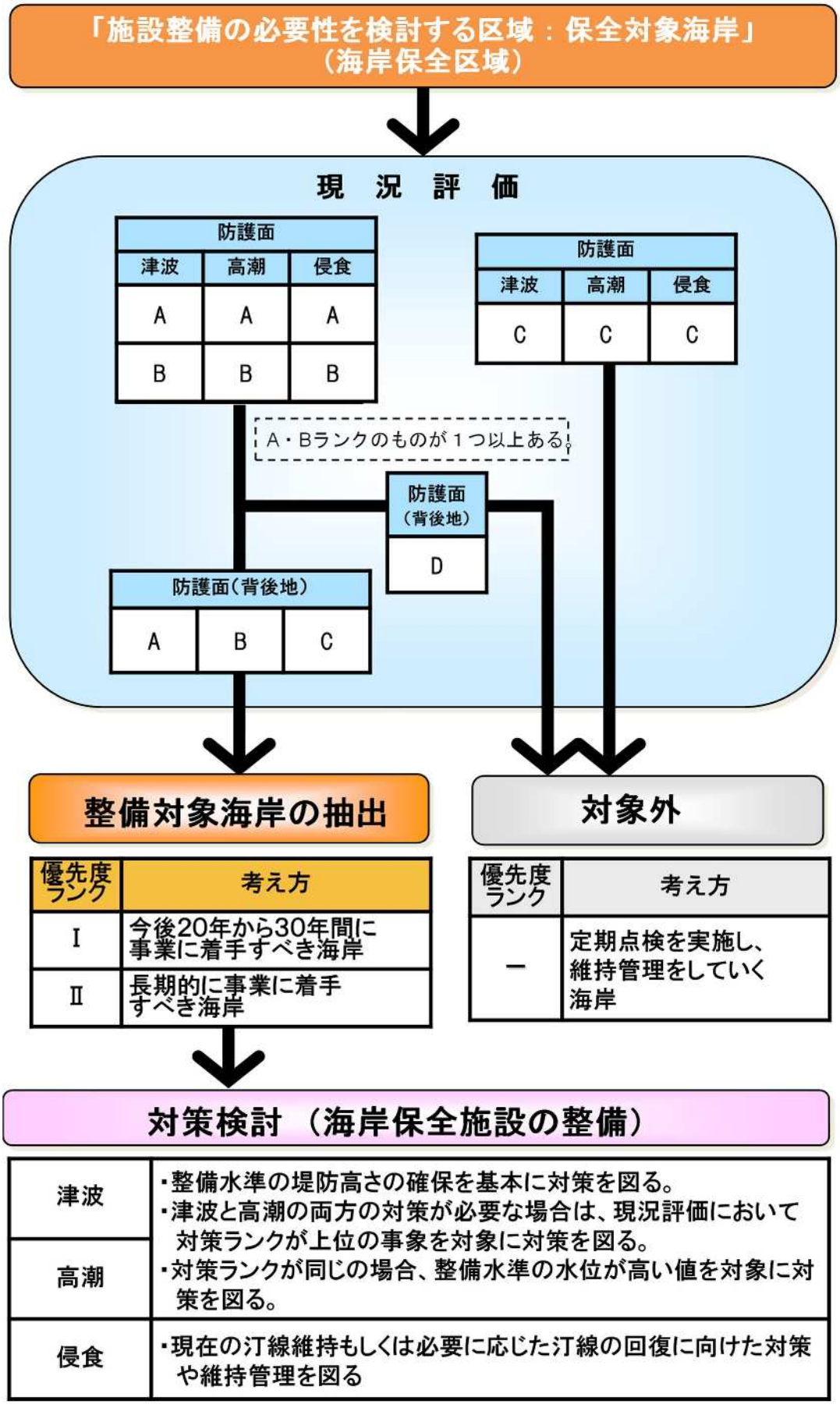
| 略　称 | 事　業　名 |
|---|---|
| 高潮 | 高潮対策事業 |
| 侵食 | 侵食対策事業 |
| 耐震 | 耐震対策事業 |
| 津波 | 津波対策緊急事業 |
| 津波・高潮 | 津波･高潮危機管理対策緊急事業 |
| 海岸保全施設 | 海岸保全施設整備連携事業 |
| メンテナンス | 海岸メンテナンス事業 |
| 海岸環境 | 海岸環境整備事業 |
| 海域浄化 | 海域浄化整備事業 |

○整備対象海岸については、防護面における緊急度・重要度（国土保全）を優先に「津波対策」・「高潮対策」・「侵食対策」の必要性や「背後地の状況」から整備の優先度を３段階に区分する。
○整備対象海岸のうち、対象期間内（今後 20 年から 30 年間）に着手する海岸は、優先度ランクⅠとする。
なお、事業中の海岸について早期完成を図るとともに、残る海岸については、優先順位を検討の上、順次、早期に事業着手できるよう取り組む。
○優先度ランクが同一であれば、人命に関係する海岸タイプの「防護重視」を優先する。




※優先度ランク区分の考え方

| | |
|---|---|
| Ⅰ | ・①津波、侵食の項目にＡが1つ以上、かつ背後地の項目がA, B<br>・②高潮の項目がA, B、かつ背後地の項目がA, B |
| Ⅱ | ・①津波、侵食の項目にＡが1つ以上、かつ背後地の項目がC<br>・②津波、侵食の項目にＢが1つ以上、かつ背後地の項目がA～C<br>・③高潮の項目がA, B、かつ背後地の項目がＣ |
| ー | 上記以外 |




整備対象海岸の抽出・整備優先度の決定・対策検討のフロー

## 2-2. 整備対象海岸の抽出及び整備優先度の評価

＜ウチノ海ゾーン＞

| NO. | 海岸名 | 所管 | 関係市町 | 保全区域延長 | 整備優先項目 | | | | 優先度ランク | 整備配慮項目 | | 整備の方向性（海岸タイプ） | 対策名（略称） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 防護面 | | | | | 環境面 | 利用面 | | |
| | | | | （m） | 津波 | 高潮 | 侵食 | 背後地 | | | | | |
| 22-1 | 撫養港海岸（高島地区） | 国土(港湾) | 鳴門市 | 4620 | B | B | ― | A | Ⅰ | 配慮 | 配慮 | 環境調和 | 高潮 |
| 22-2A | 撫養港海岸（桑島瀬戸地区） | 国土(港湾) | 鳴門市 | 5592 | C | B | ― | A | Ⅰ | 配慮 | 配慮 | 環境調和 | 高潮 |
| 22-2B | | | | | C | B | ― | A | Ⅰ | 配慮 | 配慮 | 環境調和 | 高潮 |
| 22-3 | 撫養港海岸（土佐泊地区） | 国土(港湾) | 鳴門市 | 1850 | B | B | C | B | Ⅰ | 配慮 | 促進 | 利用促進 | 高潮 |
| 23 | 土佐泊漁港海岸 | 農水(水産) | 鳴門市 | 1901 | B | B | ― | B | Ⅰ | 配慮 | 配慮 | 環境調和 | 高潮 |
| 24 | 福池地先海岸 | 国土(水管理) | 鳴門市 | 250 | C | B | ― | D | ― | 保全 | 配慮 | 環境重視 | ― |
| 25 | 鳴門地先海岸 | 国土(水管理) | 鳴門市 | 3080 | C | B | C | B | Ⅰ | 配慮 | 促進 | 利用促進 | 高潮 |

＜徳島ゾーン＞

| NO. | 海岸名 | 所管 | 関係市町 | 保全区域延長 | 整備優先項目 | | | | 優先度ランク | 整備配慮項目 | | 整備の方向性（海岸タイプ） | 対策名（略称） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 防護面 | | | | | 環境面 | 利用面 | | |
| | | | | （m） | 津波 | 高潮 | 侵食 | 背後地 | | | | | |
| 22-4A | 撫養港海岸（岡崎里浦地区） | 国土(港湾) | 鳴門市 | 5446 | B | B | ― | A | Ⅰ※ | 配慮 | 促進 | 利用促進 | 高潮 |
| 22-4B | | | | | C | C | ― | B | ― | 配慮 | 配慮 | 環境調和 | ― |
| 26-1 | 粟津港海岸（粟津地区） | 国土(港湾) | 鳴門市 | 1800 | B | B | C | C | Ⅱ | 配慮 | 配慮 | 環境調和 | ― |
| 26-2 | 粟津港海岸（松茂地区） | 国土(港湾) | 松茂町 | 900 | B | B | C | A | Ⅰ | 配慮 | 促進 | 利用促進 | 高潮 |
| 27 | 松茂地区海岸 | 国土(水管理)<br>農水(農村) | 松茂町 | 2699 | B | B | C | B | Ⅰ | 配慮 | 促進 | 利用促進 | 高潮 |
| 28-1 | 今切港海岸（長原地区） | 国土(港湾) | 松茂町 | 780 | A | B | C | A | Ⅰ | 配慮 | 配慮 | 環境調和 | 高潮 |
| 28-2 | 今切港海岸（川内地区） | 国土(港湾) | 徳島市 | 1306 | B | B | C | C | Ⅱ | 保全 | 促進 | 環境重視 | ― |
| 29 | 小松地先海岸 | 国土(水管理) | 徳島市 | 758 | C | B | C | C | Ⅱ | 保全 | 促進 | 環境重視 | ― |
| 30-1 | 徳島小松島港海岸（沖洲地区） | 国土(港湾) | 徳島市 | 2371 | A | B | ― | A | Ⅰ | 保全 | 配慮 | 環境重視 | 津波 |
| 30-2 | 徳島小松島港海岸（津田地区） | 国土(港湾) | 徳島市 | 1315 | A | B | ― | A | Ⅰ | 維持 | 維持 | 防護重視 | 高潮 |
| 30-3 | 徳島小松島港海岸（大神子地区） | 国土(港湾) | 徳島市 | 585 | B | B | ― | C | Ⅱ | 保全 | 促進 | 環境重視 | ― |
| 30-4 | 徳島小松島港海岸（港口地区） | 国土(港湾) | 小松島市 | 3817 | A | B | ― | A | Ⅰ | 維持 | 配慮 | 防護重視 | 高潮 |
| 30-5 | 徳島小松島港海岸（横須金磯地区） | 国土(港湾) | 小松島市 | 1533 | B | B | C | A | Ⅰ | 配慮 | 促進 | 利用促進 | 高潮 |
| 30-6 | 徳島小松島港海岸（赤石坂野地区） | 国土(港湾) | 小松島市 | 7725 | A | B | ― | A | Ⅰ | 維持 | 維持 | 防護重視 | 高潮 |
| 30-7 | 徳島小松島港海岸（和田島地区） | 国土(港湾) | 小松島市 | 3677 | A | B | C | A | Ⅰ | 配慮 | 配慮 | 環境調和 | 津波 |

整備対象海岸とした根拠となる評価項目を　　で示す。

※ 設計津波（Ｌ１津波）に対し、直轄事業と一体的に効果を発揮させるために事業着手するべき海岸。

※ 国土（水管理）：国土交通省 水管理・国土保全局、国土（港湾）：国土交通省 港湾局、
農水（水産）：農林水産省 水産庁、農水（農村）：農林水産省 農村振興局

## ＜那賀川ゾーン＞

| NO. | 海　岸　名 | 所管 | 関係市町 | 保全区域延長 | 整備優先項目 | | | | 優先度ランク | 整備配慮項目 | | 整備の方向性（海岸タイプ） | 対策名（略称） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 防護面 | | | | | 環境面 | 利用面 | | |
| | | | | （m） | 津波 | 高潮 | 侵食 | 背後地 | | | | | |
| 31 | 坂野地区海岸 | 国土(水管理) | 小松島市 | 3320 | C | C | A | B | Ⅰ | 配慮 | 配慮 | 環境調和 | 侵食 |
| 32 | 今津地区海岸 | 国土(水管理)<br>農水(農村) | 阿南市 | 3115 | B | C | A | B | Ⅰ | 維持 | 配慮 | 防護重視 | 侵食 |
| 33 | 今津漁港海岸 | 農水(水産) | 阿南市 | 170 | A | B | — | C | Ⅱ | 維持 | 配慮 | 防護重視 | － |
| 34 | 那賀川海岸（那賀川左岸地区） | 農水(農村) | 阿南市 | 2000 | A | B | C | B | Ⅰ | 配慮 | 促進 | 利用促進 | 津波 |
| 35 | 中島港海岸（中島地区） | 国土(港湾) | 阿南市 | 1362 | A | B | C | B | Ⅰ | 維持 | 促進 | 利用促進 | 高潮 |
| 36-1 | 富岡港海岸（辰巳地区） | 国土(港湾) | 阿南市 | 720 | C | C | C | A | — | 維持 | 維持 | 防護重視 | |
| 36-2 | 富岡港海岸（豊益・睦地区） | 国土(港湾) | 阿南市 | 1516 | A | B | — | A | Ⅰ | 配慮 | 促進 | 利用促進 | 高潮 |
| 37-1 | 中林漁港海岸（中林地区） | 農水(水産) | 阿南市 | 775 | C | C | C | C | — | 配慮 | 促進 | 利用促進 | － |
| 37-2 | 中林漁港海岸（北ノ脇地区） | 農水(水産) | 阿南市 | 975 | C | C | — | B | — | 配慮 | 促進 | 利用促進 | － |
| 38 | 見能林地区海岸 | 国土(水管理) | 阿南市 | 600 | C | C | C | C | — | 配慮 | 促進 | 利用促進 | － |

## ＜橘湾ゾーン＞

| NO. | 海　岸　名 | 所管 | 関係市町 | 保全区域延長 | 整備優先項目 | | | | 優先度ランク | 整備配慮項目 | | 整備の方向性（海岸タイプ） | 対策名（略称） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 防護面 | | | | | 環境面 | 利用面 | | |
| | | | | （m） | 津波 | 高潮 | 侵食 | 背後地 | | | | | |
| 39-1 | 大潟漁港海岸（柏地区） | 農水(水産) | 阿南市 | 370 | C | C | — | D | — | 配慮 | 配慮 | 環境調和 | － |
| 39-2 | 大潟漁港海岸（柏大手地区） | 農水(水産) | 阿南市 | 140 | C | C | C | D | — | 配慮 | 維持 | 環境調和 | － |
| 39-3 | 大潟漁港海岸（大潟地区） | 農水(水産) | 阿南市 | 1775 | A | B | — | B | Ⅰ | 配慮 | 配慮 | 環境調和 | 津波 |
| 40-1 | 橘港海岸（橘東地区） | 国土(港湾) | 阿南市 | 5860 | A | B | — | A | Ⅰ | 配慮 | 維持 | 環境調和 | 津波 |
| 40-2 | 橘港海岸（橘西地区） | 国土(港湾) | 阿南市 | 1871 | A | C | — | A | Ⅰ | 維持 | 維持 | 防護重視 | 津波 |
| 40-3 | 橘港海岸（鵠地区） | 国土(港湾) | 阿南市 | 2145 | A | B | — | B | Ⅰ | 配慮 | 維持 | 環境調和 | 津波 |
| 40-4 | 橘港海岸（袴傍示西地区） | 国土(港湾) | 阿南市 | 1728 | B | C | — | D | — | 配慮 | 維持 | 環境調和 | － |
| 40-5 | 橘港海岸（袴傍示東地区） | 国土(港湾) | 阿南市 | 1439 | B | C | — | D | — | 配慮 | 維持 | 環境調和 | － |
| 40-6 | 橘港海岸（椿地地区） | 国土(港湾) | 阿南市 | 1251 | A | C | — | C | Ⅱ | 配慮 | 維持 | 環境調和 | － |
| 40-7 | 橘港海岸（高島地区） | 国土(港湾) | 阿南市 | 414 | B | C | — | D | — | 配慮 | 維持 | 環境調和 | － |
| 40-8 | 橘港海岸（香地区） | 国土(港湾) | 阿南市 | 825 | B | C | — | D | — | 配慮 | 維持 | 環境調和 | － |
| 40-9 | 橘港海岸（楠ヶ浦地区） | 国土(港湾) | 阿南市 | － | B | C | — | D | — | 配慮 | 維持 | 環境調和 | － |
| 41-1 | 後戸漁港海岸（浜田地区） | 農水(水産) | 阿南市 | 520 | A | C | — | B | Ⅰ | 配慮 | 配慮 | 環境調和 | 津波 |
| 41-2 | 後戸漁港海岸（出見地区） | 農水(水産) | 阿南市 | 380 | B | C | — | B | Ⅱ | 配慮 | 配慮 | 環境調和 | － |

整備対象海岸とした根拠となる評価項目を　　で示す。

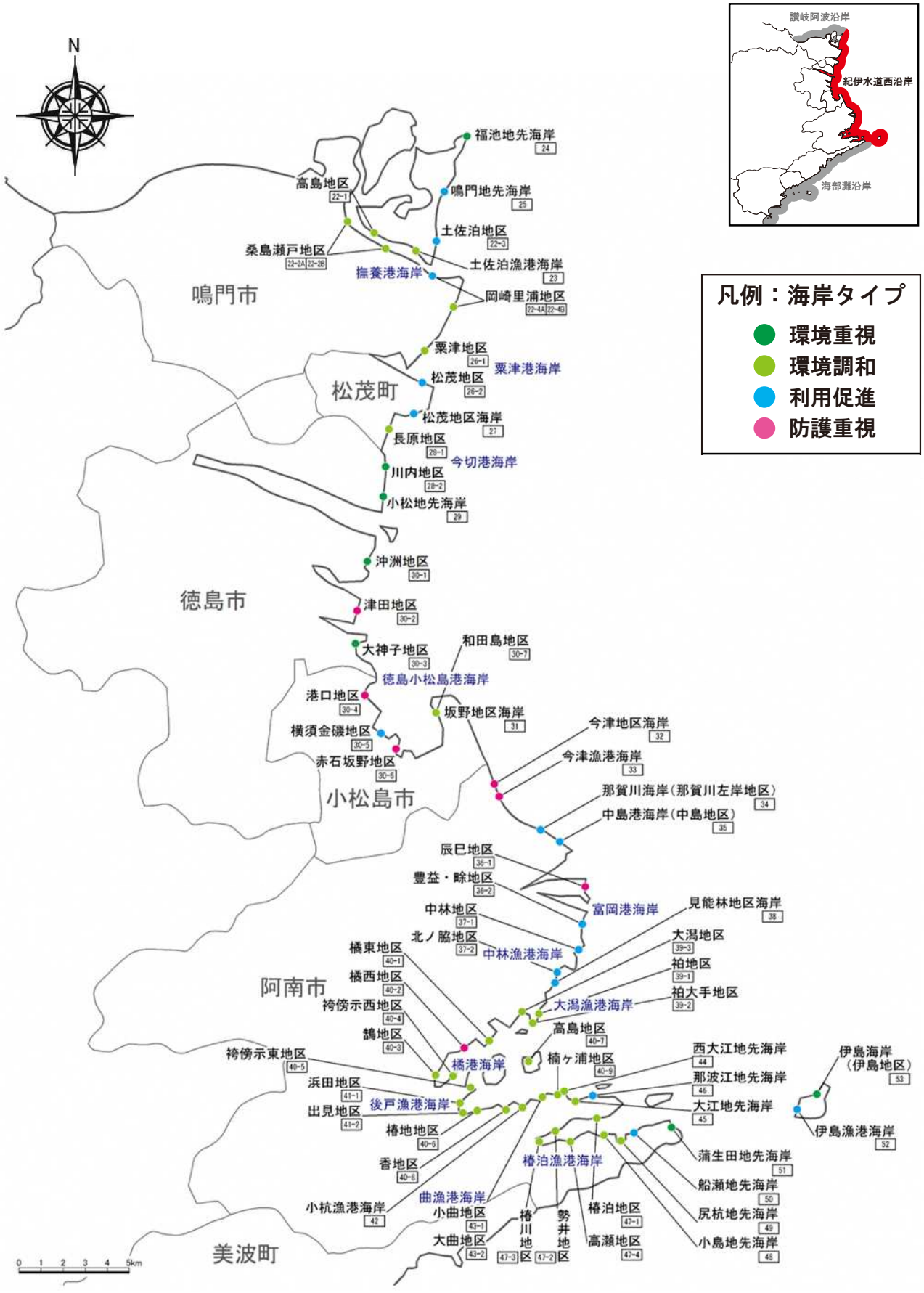
※ 国土（水管理）：国土交通省 水管理・国土保全局、国土（港湾）：国土交通省 港湾局、
農水（水産）：農林水産省 水産庁、農水（農村）：農林水産省 農村振興局

| NO. | 海　岸　名 | 所管 | 関係市町 | 保全区域延長 | 整備優先項目 | | | | 優先度ランク | 整備配慮項目 | | 整備の方向性（海岸タイプ） | 対策名（略称） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 防護面 | | | | | | | | |
| | | | | （m） | 津波 | 高潮 | 侵食 | 背後地 | | 環境面 | 利用面 | | |
| 42 | 小杭漁港海岸 | 農水(水産) | 阿南市 | 750 | B | C | ― | D | ― | 配慮 | 配慮 | 環境調和 | ― |
| 43-1 | 曲漁港海岸（小曲地区） | 農水(水産) | 阿南市 | 99 | B | C | ― | D | ― | 配慮 | 維持 | 環境調和 | ― |
| 43-2 | 曲漁港海岸（大曲地区） | 農水(水産) | 阿南市 | 0 | B | C | ― | D | ― | 配慮 | 配慮 | 環境調和 | ― |
| 44 | 西大江地先海岸 | 国土(水管理) | 阿南市 | 160 | B | C | ― | D | ― | 配慮 | 維持 | 環境調和 | ― |
| 45 | 大江地先海岸 | 国土(水管理) | 阿南市 | 376 | B | C | ― | D | ― | 配慮 | 維持 | 環境調和 | ― |
| 46 | 那波江地先海岸 | 国土(水管理) | 阿南市 | 426 | B | C | ― | D | ― | 配慮 | 促進 | 利用促進 | ― |
| 47-1 | 椿泊漁港海岸（椿泊地区） | 農水(水産) | 阿南市 | 2944 | A | B | ― | B | Ⅰ | 配慮 | 配慮 | 環境調和 | 津波 |
| 47-2 | 椿泊漁港海岸（勢井地区） | 農水(水産) | 阿南市 | 823 | A | B | ― | B | Ⅰ | 配慮 | 配慮 | 環境調和 | 津波 |
| 47-3 | 椿泊漁港海岸（椿川地区） | 農水(水産) | 阿南市 | 1830 | A | B | ― | B | Ⅰ | 配慮 | 配慮 | 環境調和 | 津波 |
| 47-4 | 椿泊漁港海岸（高瀬地区） | 農水(水産) | 阿南市 | 781 | B | C | ― | D | ― | 配慮 | 配慮 | 環境調和 | ― |
| 48 | 小島地先海岸 | 国土(水管理)<br>農水(農村) | 阿南市 | 390 | B | C | ― | D | ― | 配慮 | 維持 | 環境調和 | ― |
| 49 | 尻杭地先海岸 | 国土(水管理)<br>農水(農村) | 阿南市 | 410 | B | C | B | D | ― | 配慮 | 維持 | 環境調和 | ― |
| 50 | 船瀬地先海岸 | 国土(水管理)<br>農水(農村) | 阿南市 | 310 | B | C | C | D | ― | 配慮 | 促進 | 利用促進 | ― |
| 51 | 蒲生田地先海岸 | 国土(水管理)<br>農水(農村) | 阿南市 | 810 | B | C | B | C | Ⅱ | 保全 | 配慮 | 環境重視 | ― |
| 52 | 伊島漁港海岸 | 農水(水産) | 阿南市 | 300 | C | B | ― | C | Ⅱ | 配慮 | 促進 | 利用促進 | ― |
| 53 | 伊島海岸（伊島地区） | 農水(農村) | 阿南市 | 497 | C | C | ― | C | ― | 保全 | 維持 | 環境重視 | ― |

整備対象海岸とした根拠となる評価項目を　　で示す。

※ 国土（水管理）：国土交通省 水管理・国土保全局、国土（港湾）：国土交通省 港湾局、
農水（水産）：農林水産省 水産庁、農水（農村）：農林水産省 農村振興局

## ■海岸位置図


N
讃岐阿波沿岸
紀伊水道西沿岸
海部灘沿岸
凡例：海岸タイプ
環境重視
環境調和
利用促進
防護重視
鳴門市
松茂町
徳島市
小松島市
阿南市
美波町
福池地先海岸 24
高島地区 22-1
鳴門地先海岸 25
土佐泊地区 22-3
桑島瀬戸地区 22-2A 22-2B
土佐泊漁港海岸 23
撫養港海岸
岡崎里浦地区 22-4A 22-4B
粟津地区 26-1
粟津港海岸
松茂地区 26-2
松茂地区海岸 27
長原地区 28-1
今切港海岸
川内地区 28-2
小松地先海岸 29
沖洲地区 30-1
津田地区 30-2
大神子地区 30-3
和田島地区 30-7
徳島小松島港海岸
港口地区 30-4
坂野地区海岸 31
横須金磯地区 30-5
赤石坂野地区 30-6
今津地区海岸 32
今津漁港海岸 33
那賀川海岸（那賀川左岸地区） 34
中島港海岸（中島地区） 35
辰巳地区 36-1
豊益・蜂地区 36-2
富岡港海岸
見能林地区海岸 38
中林地区 37-1
北ノ脇地区 37-2
中林漁港海岸
大潟地区 39-3
柏地区 39-1
柏大手地区 39-2
大潟漁港海岸
橘東地区 40-1
橘西地区 40-2
袴傍示西地区 40-4
鷲地区 40-3
高島地区 40-7
楠ヶ浦地区 40-9
袴傍示東地区 40-5
橘港海岸
浜田地区 41-1
出見地区 41-2
後戸漁港海岸
椿地区 40-6
香地区 40-8
小杭漁港海岸 42
曲漁港海岸
小曲地区 43-1
大曲地区 43-2
椿川地区 47-3
勢井地区 47-2
椿泊地区 47-1
高瀬地区 47-4
椿泊漁港海岸
西大江地先海岸 44
那波江地先海岸 46
大江地先海岸 45
伊島海岸（伊島地区） 53
伊島漁港海岸 52
蒲生田地先海岸 51
船瀬地先海岸 50
尻杭地先海岸 49
小島地先海岸 48
0 1 2 3 4 5km

## ３．海岸保全施設の整備の方向性と計画概要

各海岸における整備の方向性と計画の概要を 47 頁以降に示す。

具体的な施設の規模・構造・工法や環境・利用面の配慮事項等については、次の事項に留意し、詳細な検討を行い、地元市町や関係機関等との協議・調整を経て決定する。

【留意事項】

○海岸タイプが「環境重視」の海岸や貴重な動植物が存在する可能性のある海岸については、環境アドバイザー制度などを活用するとともに、関係機関・団体等と連携を図り、今後の環境調査の進展に伴う最新の情報に基づき、生態系の保全・回復のための検討を行う。

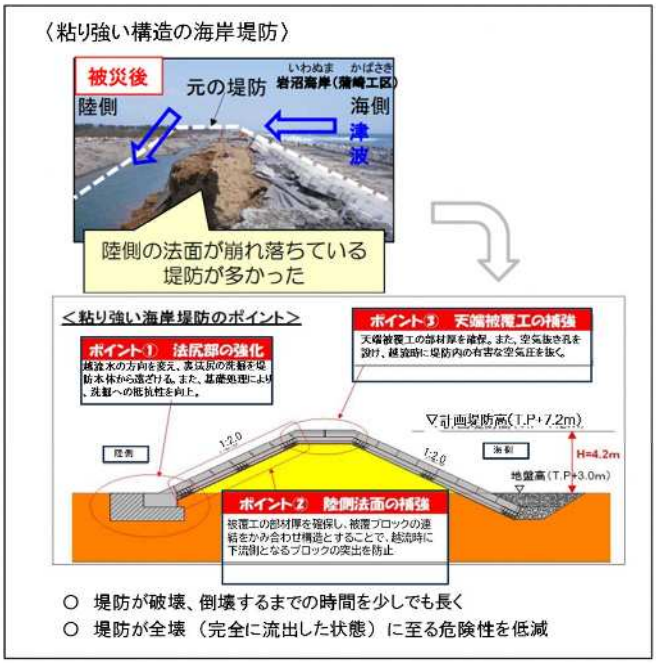
○松林や砂浜などの地域を代表する景勝地においては、地元市町や関係部局と連携し、自然景観の保全・回復、眺望の確保等に努める。

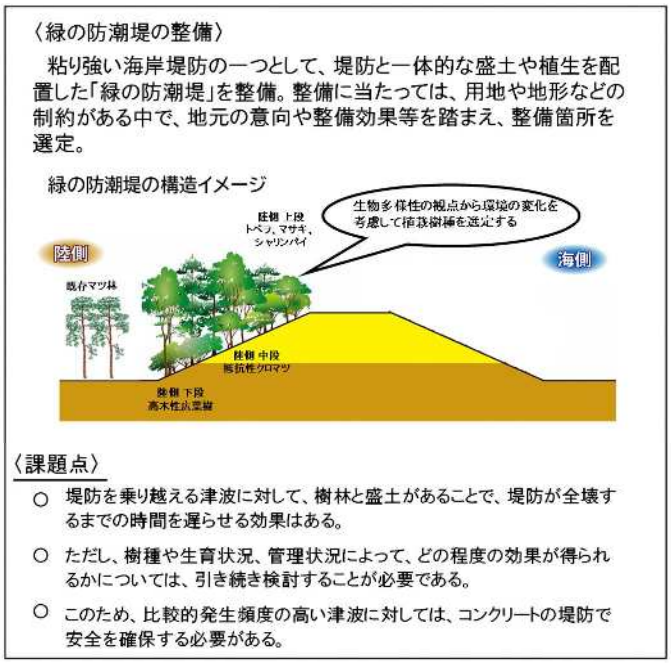
○海岸保全施設の設計に際しては、「河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き」（平成 23 年 11 月）を参考とするとともに、新たな知見に基づく工法の検討に加え、生態系の保全や水産資源の育成などの視点を考慮する。

○海岸保全施設の整備には多額の費用と多大な時間を必要とすることから、地震・津波・高潮に対して、まずは、住民や海岸利用者の生命を守ること（誰でも逃げられる）を最優先とし、段階的に整備を行う。

○津波や高潮が堤防を越えた場合でも、堤防が壊れるまでの時間を遅らせることで、避難時間を稼ぐとともに、浸水面積や浸水深を減らすなどの減災効果を有する粘り強い構造の海岸堤防の整備に努める。粘り強い海岸堤防の一つとして、緑の防潮堤が挙げられる。

○海岸保全施設近傍に存在する松林等とグリーンインフラとの総合的な施策について、関係機関と連携し、最新の知見等の収集に努める。




出典：国土交通省水管理・国土保全局海岸室資料
https://www.mlit.go.jp/common/001267829.pdf

〇水門・陸閘等の自動化・遠隔化の取組を計画的に進める。樋門の無動力化の取組についても計画的に進める。

〇海岸保全施設の整備、運用管理を行う際には新技術やDX活用に努める。

今後、自然的・社会的状況の変化などにより、必要に応じて計画の見直しを行う。

また、気候変動を踏まえた高潮、波浪、発生確率が高まる南海トラフ地震、これに伴う津波等の災害により、海岸保全施設の被災や著しい海岸侵食等が発生した場合には、速やかに海岸保全機能の回復を図ることとする。

さらに施設の原形復旧だけでは再度災害が発生することが予測される場合には、整備対象海岸や優先度に関わらず必要な施設整備を緊急に実施する。

## ４．海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

海岸保全施設の機能を維持するため、定期的な巡視または点検を行い、施設の損傷・劣化その他の変状の把握に努め、変状が認められたときには、適切な維持・修繕等の措置を講じる。その際には、ＵＡＶや３次元点群データ等のデジタル技術の活用に努める。

今後、急速に老朽化施設の増加が見込まれていることから、長寿命化計画に基づいた維持又は修繕を計画的に実施し、施設を良好な状態に保つ。

また、放置艇は、船舶の航行障害、油の流出、景観の悪化等の問題があるほか、津波、洪水等により流出した場合、二次被害などが想定されるため、港湾・河川・漁港等の関係者が一体となり「徳島県放置艇削減計画」に基づいた対策に努める。

（１）海岸保全施設の存する区域

施設の機能を維持又は修繕しようとする海岸保全施設の存する区域を、巻末に海岸保全施設整理表及び海岸保全施設配置図として示す。

（２）海岸保全施設の種類、規模及び配置

施設の機能を維持又は修繕しようとする海岸保全施設の種類、規模及び配置を、巻末に海岸保全施設整理表及び海岸保全施設配置図として示す。

（３）海岸保全施設の維持又は修繕の方法

各海岸の地域特性や海岸保全施設の種類、構造等を勘案した維持又は修繕の考え方を、巻末の海岸保全施設整理表の維持又は修繕の方法の欄に示す。

# ５．海岸保全に関連する新たな動向【コラム】

## ■コラム　国の気候変動を踏まえた海岸保全のあり方提言（概要）

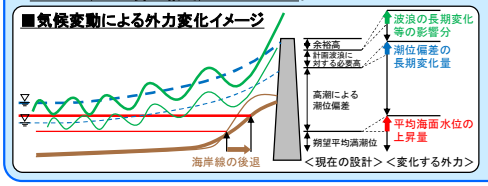
### （１）気候変動を踏まえた海岸保全のあり方提言（農林水産省・国土交通省、令和２年７月）

・平成30年台風第21号による高潮被害を契機に、海岸保全に気候変動適応策を具体化するために、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会」が設置された。

・有識者により、気候変動に伴う海面上昇や台風の強大化等に伴う沿岸地域への影響及び今後の海岸保全のあり方や海岸保全の前提となる潮位や波の考え方、気候変動を踏まえた整備手法等について検討が実施され、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方提言」がとりまとめられた。

**Ⅰ海岸保全に影響する気候変動の現状と予測**

・IPCCのレポートでは「気候システムの温暖化には疑う余地はない」とされ、SROCCによれば、2100年までの平均海面水位の予測上昇範囲は、**RCP2.6（2℃上昇に相当）で0.29-0.59m、RCP8.5（4℃上昇に相当）で0.61-1.10m**。




**＜気候変動影響の将来予測＞**

| | 将来予測 |
|---|---|
| 平均海面水位 | ・上昇する |
| 高潮時の潮位偏差 | ・極値は上がる |
| 波浪 | ・波高の平均は下がるが極値は上がる<br>・波向きが変わる |
| 海岸侵食 | ・砂浜の６割～８割が消失 |

【出典】気候変動を踏まえた海岸保全のあり方提言【概要】（令和2年7月8日、国土交通省・農林水産省）

**「あり方提言」のポイント**

- 気候変動による影響を明示的に考慮した海岸保全への転換
- RCP2.6（2℃上昇相当）を前提に、気候変動の影響を海岸保全の方針や計画に反映し、整備を推進。

### （２）海岸保全基本方針の変更（農林水産省・国土交通省、令和2年11月20日）

・「あり方提言」を受け、気候変動の影響による外力の長期変化を十分勘案し、より高い安全を確保することを目標とすることが明記された。

海岸保全基本方針
「海岸法」に基づき、今後の海岸保全に関する基本的な事項を示すものとして、主務大臣（農林水産大臣、国土交通大臣）が定める方針。「基本方針」に沿って、各海岸の保全や整備に関する基本的な事項を定めた「海岸保全基本計画」が海岸管理者（都道府県知事）により定められ、各海岸における整備が実施される。

### （３）海岸保全施設の技術上の基準についての一部改正（関係4省庁）（令和3年7月30日）

潮位：(1)既往最高潮位、(2)朔望平均満潮位に既往の潮位偏差の最大値を加えたもの、(3)朔望平均満潮位に推算した潮位偏差の最大値を加えたもの、に気象の状況及び将来の見通しを勘案して必要と認められる値を加えたもののうちから、背後地の状況等を考慮して海岸管理者が総合的に判断して定める。

沖波：長期間の観測データに基づいた統計解析に、気象の状況及び将来の見通しを勘案して設定する。

## ■コラム　日本の気候変動 2025

文部科学省と気象庁は、日本の気候変動について、最新の観測結果や科学的知見をとり入れた「日本の気候変動 2025　－大気と陸・海洋に関する観測・予測評価報告書－」を公表している。その中で、我が国の気象等に以下の変化があると示されている。

○日本における極端な大雨の発生頻度や強度の変化
　工業化以前に 100 年に一回現れていた大雨は、世界平均気温が２℃上昇した場合 100 年に約 2.8 回、４℃上昇した場合 100 年に約 5.3 回に増えると予測（全国平均）

○日本における極端な高温の発生頻度や強度の変化
　工業化以前に 100 年に一回現れていた高温は、世界平均気温が２℃上昇した場合 100 年に約 67 回、４℃上昇した場合 100 年に約 99 回に増えると予測（全国平均）

○海面水位、高潮・高波の将来予測
　長期的な平均海面水位の上昇は、高潮や高波による影響を底上げすることにつながるため、浸水リスクを増加させると予測
　など

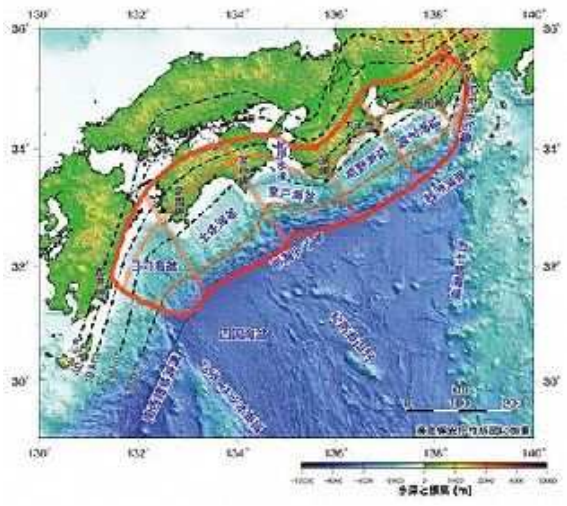






気候変動と大気・海洋の諸要素の変化　　出典：気象庁

**■コラム　南海トラフ地震の発生確率**



南海トラフは、日本列島が位置する大陸のプレートの下に、海洋プレートのフィリピン海プレートが南側から年間数 cm 割合で沈み込んでいる場所である。この沈み込みに伴い、２つのプレートの境界にはひずみが蓄積されている。過去 1400 年間を見ると、南海トラフでは約 90～270 年の間隔で蓄積されたひずみを解放する大地震が発生しており、近年では、昭和東南海地震（1944 年）、昭和南海地震（1946 年）がこれに当たる。昭和東南海地震及び昭和南海地震が起きてから 80 年近くが経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まっている。

過去に南海トラフで起きた大地震は多様性がある。そのため、次に発生する地震の震源域の広がりを正確に予測することは、現時点の科学的知見では困難である。地震調査研究推進本部では、南海トラフをこれまでのような南海・東南海領域という区分をせず、南海トラフ全体を１つの領域として考え、この領域では大局的に 100～200 年で繰り返し地震が起きていると仮定して、地震発生の可能性を評価した。

〇将来の地震発生の可能性

地震の規模　：　Ｍ８～Ｍ９クラス

海溝型地震としての発生確率ランク：Ⅲランク（高い）

地震発生確率：　30 年以内に、60%～90%程度以上（すべり量依存 BPT モデル）及び
20%～50%（BPT モデル）

出典：地震調査研究推進本部(文部科学省)HP 公表分を加工

**■コラム　南海トラフ巨大地震の被害想定見直し**

南海トラフ巨大地震の国の被害想定が前回から 10 年余りたって全面的に見直され、2025 年３月に公表された。これによると、徳島県では前回より浸水する範囲が広がり、最悪の場合、死者は４万 1,000 人と前回より１万人増加するとなっている。

こうした想定を踏まえ、国は、全国で最大 29 万 8,000 人とした死者数に関し、今後 10 年間で概ね８割減、全壊焼失建物数も最大約 235 万棟から概ね５割減を目指すとし、南海トラフ巨大地震の「防災対策推進基本計画」に概ね 10 年間で完遂すべき重点施策と目標を決定した。

これを受け、本県では独自の南海トラフ巨大地震「被害想定見直し」にあたり、国の算定手法等をもとに、学識経験者等の知見による詳細な検討を進めることを目的に「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定検討委員会」を設置した。検討の結果、2026 年２月に新たな被害想定を公表し、最悪の場合の死者数は２万 1,700 人、建物の全壊・焼失棟数は８万 1,100 棟と、いずれも県の前回予測（2013 年）から約３割減少する見通しであることが示された。

■コラム　アメリカ東海岸で広がりつつある「ゴーストフォレスト」



気候変動の脅威が、目に見えるかたちでひたひたと押し迫ってきている。

ラトガーズ大学が最近発表した研究レポートは、海面が上昇するにつれてアメリカ東海岸沿いの土壌が海水に浸かり、塩害によって森林もろとも枯死する実態を明らかにしている。変わり果てた姿となった樹木がなおも林立する光景は、まさに「ゴーストフォレスト（幽霊の森）」と形容したくなるおぞましさである。

ゴーストフォレストとは、土壌が海水に浸かり、塩水に耐性を持たない樹木が次々と枯れていく現象である。これにより、人、インフラ設備、そして生態系がリスクにさらされている。ラトガーズ大学のリモートセンシング・空間分析センターを率いるRichard Lathrop Jr.氏が共著者を務めた研究レポートでは、ゴーストフォレスト化がどのように進行するのか、またなぜ増えているのかを解明するために、文献調査に加えて森林管理学や生物学の専門家への聞き取り調査も実施し、さらにシンポジウムの開催を通じて多くの科学者から意見を収集しました。

その最大の要因は、気候変動に伴う海水位の上昇と、それによって大波や高潮に浸かる土壌面積が増えていることだと分かってきた。大波と高潮の被害が年々増してきているアメリカ東海岸では、南はバージニア州、北はマサチューセッツ州まで広がる海岸林のゴーストフォレスト化が進んでいる。

これ以上、海岸林がゴーストフォレスト化しないためには、海岸林を開発による伐採から守るためのゾーニングが必要で、さらに、塩水に耐性を持っている植生の植栽による海岸林の面積を内陸に広げていくことも大切だと考えられている。

参考：山田ちとら氏記事（ギズモード・ジャパン）

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 22-1 | 紀伊水道西 | 撫養港海岸　高島地区 | 国土（港湾） | 鳴門市 | 4710 | ②ウチノ海ゾーン | 環境調和 |

①海岸状況（西側）

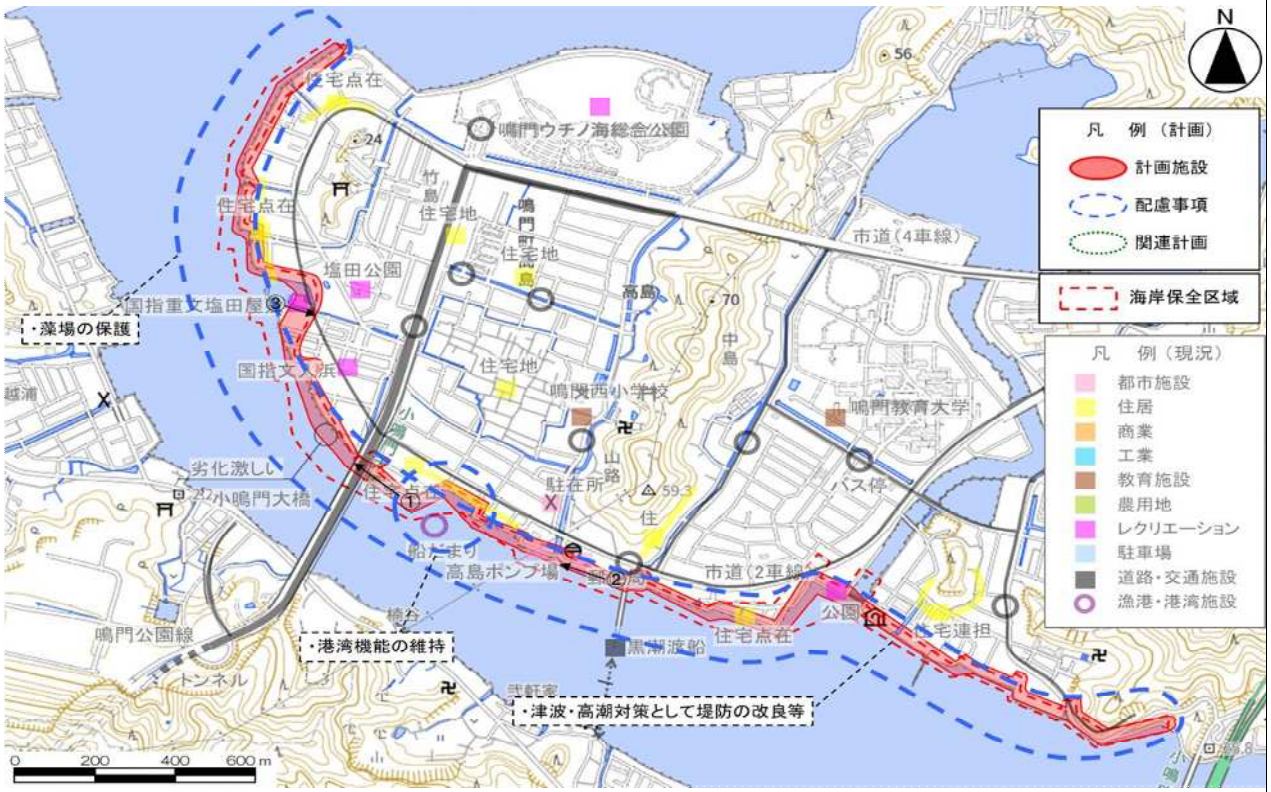


②護岸状況（中央）



③背後地状況（住宅地）






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図5000（国土地理院）を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 防護面での対策が必要である。海岸景観や藻場の保全、船着場の現状利用に配慮した施設整備を図る |
| 防護面 | L1津波や高潮による浸水の危険性があり、対策を行う。 |
| 環境面 | 生物の生息環境として重要な藻場、鳴門（多島海）の優れた景観の保護・保全に努める。また、水域の閉鎖性が特に強いため、水質保全の観点から海水交換を妨げることのないように留意する。 |
| 利用面 | 船着場等の現状利用への配慮に努める |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | B | 高潮対策ランク | B | 侵食対策ランク | ― | |
| 背後地ランク | A | 既存保全施設 | 護岸・堤防 | | | |
| 施設の健全度 | 一部風化・劣化が見られる | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 塩田跡地が宅地化しており、鳴門教育大学が背後に位置する。護岸は部分的に劣化の進んだ部分もあるが、機能的に問題はないと考えられる | | | | | |
| 環境項目 | 現況特性 | | | | | |
| 環境配慮ランク | 配慮 | 海岸の状況 | 礫浜・護岸 | | | |
| 自然関係法令 | 国立公園（海上：普通） | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | A | 海岸漂着物対策重点区域 | ― | | | |
| 海域環境 | 藻場 | ● | 干潟 | ― | サンゴ | ― |
| 配慮すべき資源 | 自然関係法令、藻場、自然景観 | | | | | |
| 利用項目 | 現況特性 | | | | | |
| 利用配慮ランク | 配慮 | 幹線道路からの距離 | 2km以内 | | | |
| アクセス道路 | 1車線 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 改善の必要性あり | | | | | |
| 海岸利用状況 | 船着場 | | | | | |
| 地域からの要請 | ― | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 津波・高潮対策として堤防の改良等を行う。 | | |
| 防護面積 | 約54.4ha | 対策名（略称） | 高潮 |
| 配慮事項 | 藻場の保全、港湾機能の維持 | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 22-2A | 紀伊水道西 | 撫養港海岸　桑島瀬戸地区 | 国土（港湾） | 鳴門市 | (5519) | ②ウチノ海ゾーン | 環境調和 |

①護岸状況（その１北側）

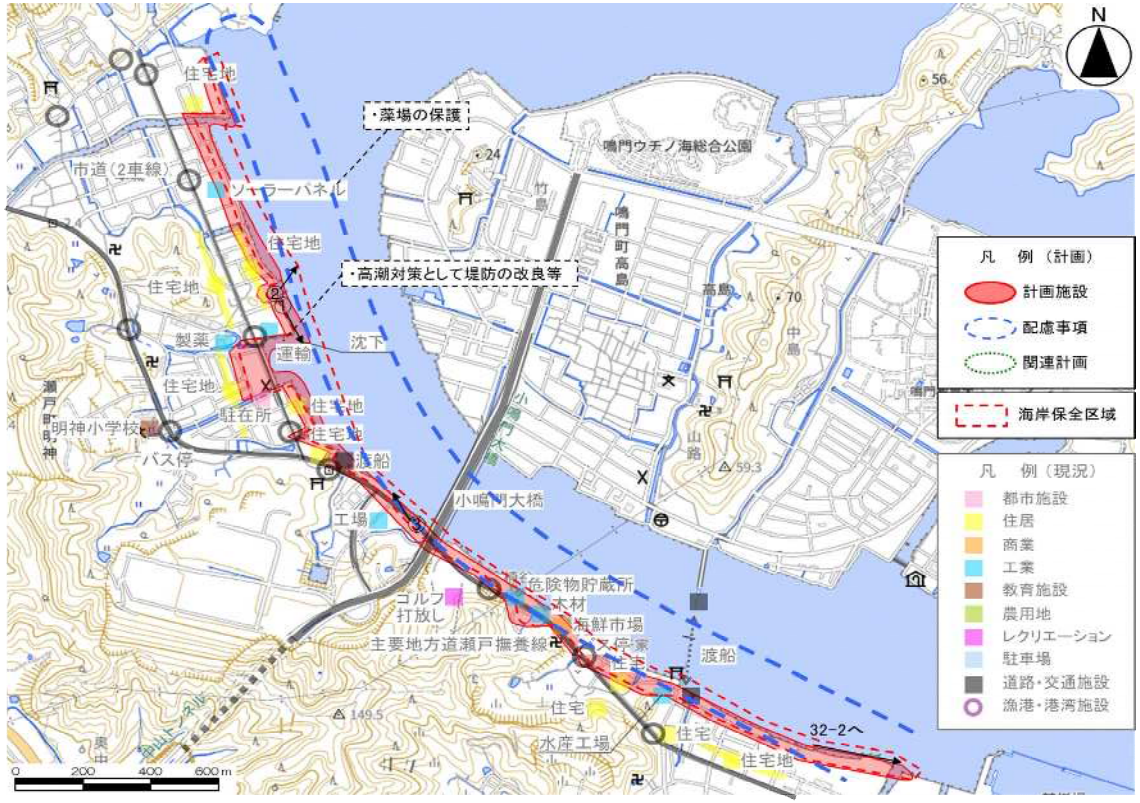


②護岸状況（その１最北側）



③護岸状況（その１南側）






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 防護面での対策が必要である。海岸景観や藻場の保全、船着場等の現状利用に配慮した施設整備を図る。 |
| 防護面 | 越波・浸水等の可能性があり、対策を行う。 |
| 環境面 | 生物の生息環境として重要な藻場、鳴門（多島海）の優れた海岸景観の保護・保全に努めるとともに、漂着ゴミ等の清掃など海岸美化の推進を図る。また、水域の閉鎖性が特に強いため、水質保全の観点から海水交換を妨げることのないように留意する。 |
| 利用面 | 船着場等の現状利用への配慮に努める。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | C | 高潮対策ランク | B | 侵食対策ランク | ― | |
| 背後地ランク | A | 既存保全施設 | 護岸・堤防、消波工 | | | |
| 施設の健全度 | 風化・劣化が見られる。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 全区間に渡って根固工が施工されており、護岸自体は部分的に劣化の進んだ箇所も見られるが、おおむね問題ない。 | | | | | |
| 環境項目 | 現況特性 | | | | | |
| 環境配慮ランク | 配慮 | 海岸の状況 | 護岸 | | | |
| 自然関係法令 | 国立公園（海上：普通） | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | A | 海岸漂着物対策重点区域 | ● | | | |
| 海域環境 | 藻場 | ● | 干潟 | ― | サンゴ | ― |
| 配慮すべき資源 | 自然関係法令、藻場、自然景観 | | | | | |
| 利用項目 | 現況特性 | | | | | |
| 利用配慮ランク | 配慮 | 幹線道路からの距離 | 500m以内 | | | |
| アクセス道路 | 車でのアクセス困難 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 困難 | | | | | |
| 海岸利用状況 | 船着場 | | | | | |
| 地域からの要請 | ― | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 高潮対策として堤防の改良等を行う。 | | |
| 防護面積 | 約90.0ha | 対策名（略称） | 高潮 |
| 配慮事項 | 藻場の保全 | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 22-2B | 紀伊水道西 | 撫養港海岸 | 桑島瀬戸地区 | 国土（港湾） | 鳴門市 | (5519) | ②ウチノ海ゾーン | 環境調和 |

①護岸状況

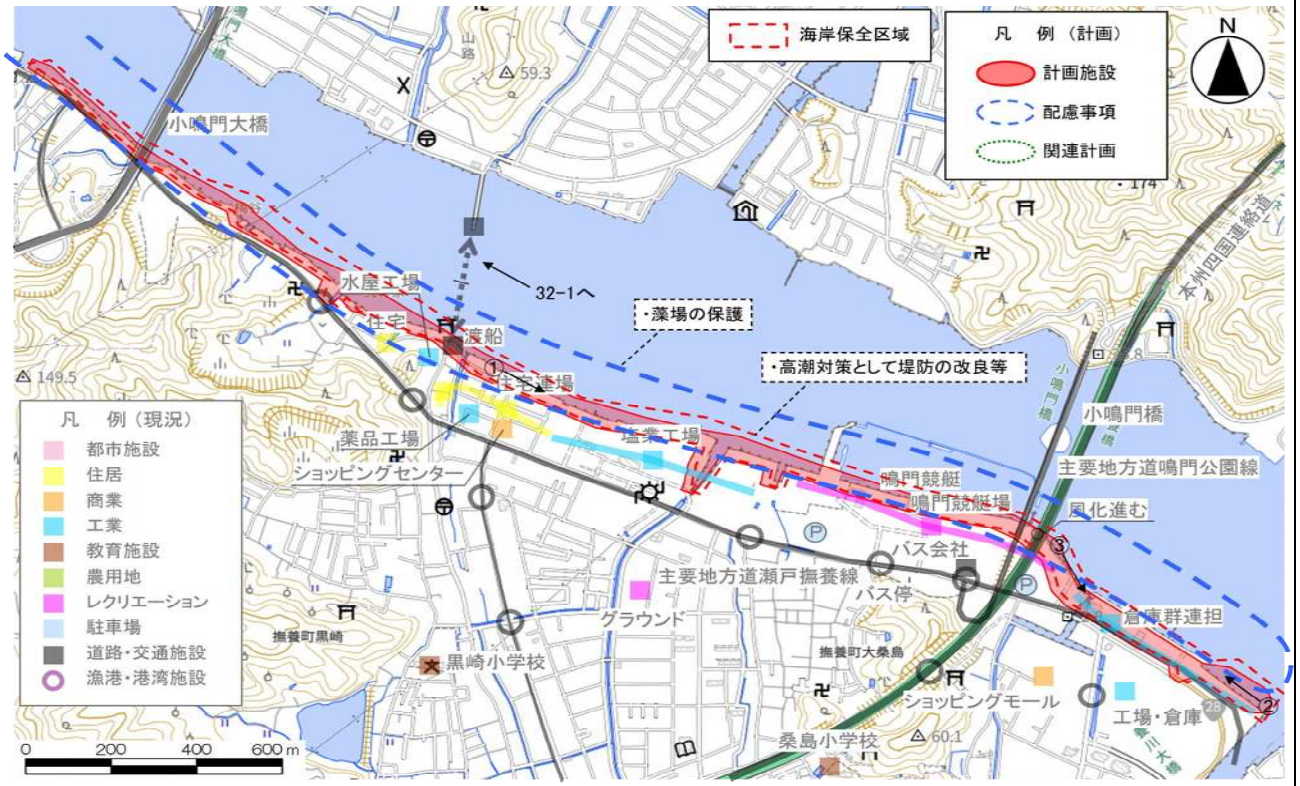


②護岸状況



③護岸状況




出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 防護面での対策が必要である。海岸景観や藻場の保全、船着場等の現状利用に配慮した施設整備を図る。 |
| 防護面 | 越波・浸水等の可能性があり、対策を行う。 |
| 環境面 | 生物の生息環境として重要な藻場、鳴門（多島海）の優れた海岸景観の保護・保全に努めるとともに、漂着ゴミ等の清掃など海岸美化の推進を図る。また、水域の閉鎖性が特に強いため、水質保全の観点から海水交換を妨げることのないように留意する。 |
| 利用面 | 船着場等の現状利用への配慮に努める。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | C | 高潮対策ランク | B | 侵食対策ランク | ― | |
| 背後地ランク | A | 既存保全施設 | 護岸・堤防、消波工 | | | |
| 施設の健全度 | 風化・劣化が見られる。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 全区間に渡って根固工が施工されており、護岸自体は部分的に劣化の進んだ箇所も見られるが、おおむね問題ない。 | | | | | |
| **環境項目** | **現況特性** | | | | | |
| 環境配慮ランク | 配慮 | 海岸の状況 | 護岸 | | | |
| 自然関係法令 | 国立公園（海上：普通） | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | A | 海岸漂着物対策重点区域 | ● | | | |
| 海域環境 | 藻場 | ● | 干潟 | ― | サンゴ | ― |
| 配慮すべき資源 | 自然関係法令、藻場、自然景観 | | | | | |
| **利用項目** | **現況特性** | | | | | |
| 利用配慮ランク | 配慮 | 幹線道路からの距離 | 500m以内 | | | |
| アクセス道路 | 車でのアクセス困難 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 困難 | | | | | |
| 海岸利用状況 | 船着場 | | | | | |
| 地域からの要請 | ― | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 高潮対策として堤防の改良等を行う。 | | |
| 防護面積 | 約135.0ha | 対策名（略称） | 高潮 |
| 配慮事項 | 藻場の保全 | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 22-3 | 紀伊水道西 | 撫養港海岸 | 土佐泊地区 | 国土（港湾） | 鳴門市 | 1850 | ②ウチノ海ゾーン | 利用促進 |

①海岸状況

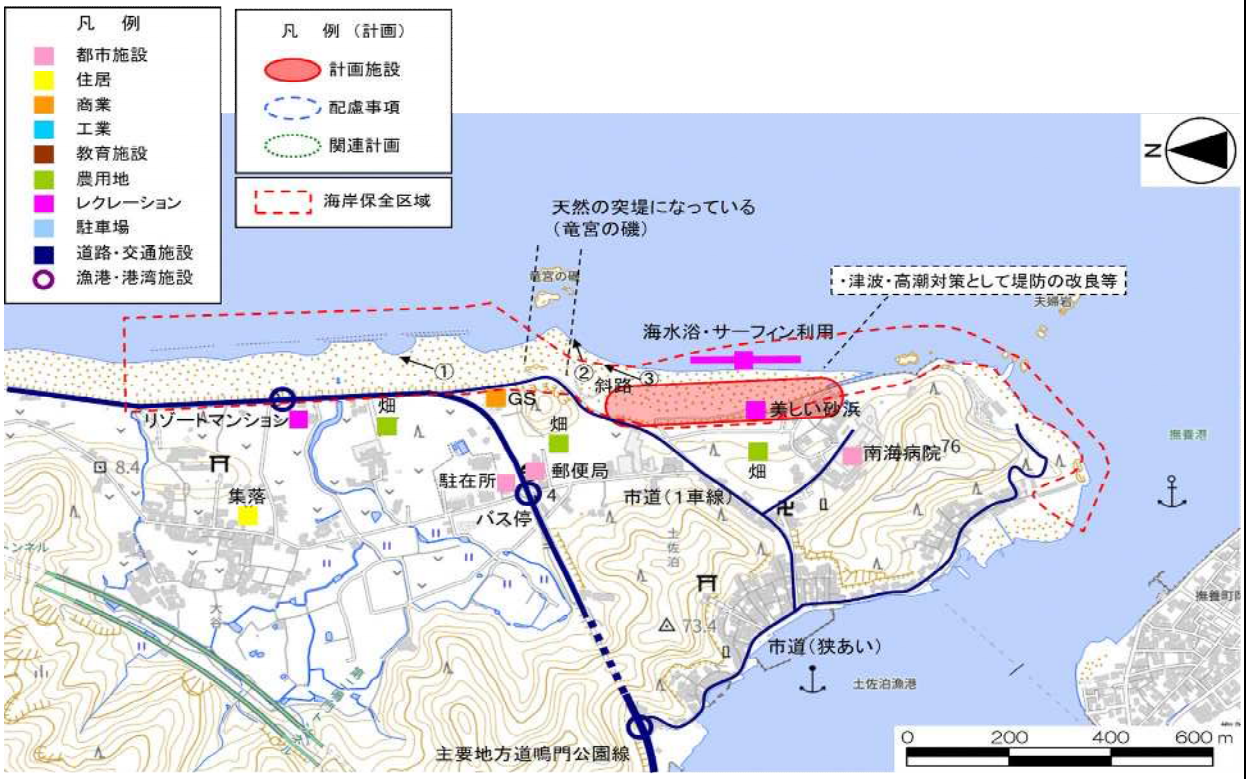


②海岸状況



③海岸状況






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 防護面での対策が必要である。海岸景観の保全や海岸利用の促進に配慮した施設整備を図る。 |
| 防護面 | L1津波や高潮による浸水の危険性があり、対策を行う。 |
| 環境面 | 鳴門（多島海）の優れた海岸景観、海水浴等レクリエーション場としての砂浜、生物の生息環境として重要な藻場の保護・保全に努めるとともに、漂着ゴミ等の清掃など海岸美化の推進を図る。 |
| 利用面 | サーフィン等の海岸利用が盛んであり、また、ワカメ養殖も行われており、現状利用の促進に努める。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | B | 高潮対策ランク | B | 侵食対策ランク | C | |
| 背後地ランク | B | 既存保全施設 | 自然海岸・護岸・堤防・消波工・突堤・離岸堤・砂浜 | | | |
| 施設の健全度 | 施設の健全度は特に問題ない。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 大部分が砂浜海岸でり海水浴客も多い。北側の一部分に護岸及び離岸堤突堤が整備されている。将来的に周辺環境整備及び離岸堤の計画がある | | | | | |
| 環境項目 | 現況特性 | | | | | |
| 環境配慮ランク | 配慮 | 海岸の状況 | 砂浜・磯・離岸堤・護岸 | | | |
| 自然関係法令 | 国立公園（海上：普通）、国立公園（陸上：第２種） | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | A | 海岸漂着物対策重点区域 | ● | | | |
| 海域環境 | 藻場 | － | 干潟 | － | サンゴ | － |
| 配慮すべき資源 | 自然関係法令、自然景観 | | | | | |
| 利用項目 | 現況特性 | | | | | |
| 利用配慮ランク | 促進 | 幹線道路からの距離 | 500m以内 | | | |
| アクセス道路 | 2車線 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 改良の必要性あり | | | | | |
| 海岸利用状況 | サーフィン | | | | | |
| 地域からの要請 | － | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 津波・高潮対策として堤防の改良等を行う。 | | |
| 防護面積 | 約0.2ha | 対策名（略称） | 高潮 |
| 配慮事項 | － | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 22-4A | 紀伊水道西 | 撫養港海岸 | 岡崎里浦地区 | 国土（港湾） | 鳴門市 | (5441) | ③徳島ゾーン | 利用促進 |

①護岸状況（階段護岸・管理棟）



②護岸状況（背後は公園）



③護岸状況（東側）






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 防護面での対策が必要である。海岸景観の保全や海岸利用の促進に配慮した施設整備を図る。 |
| 防護面 | L1津波による浸水の危険性があり、対策を行う。 |
| 環境面 | 鳴門（多島海）の優れた海岸景観、レクリエーション場としての砂浜、生物の生息環境として重要な藻場の保護・保全に努めるとともに、漂着ゴミの清掃など海岸美化の推進を図る。 |
| 利用面 | 臨海公園での海岸利用が盛んであり、現状利用の促進に努める。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | B | 高潮対策ランク | B | 侵食対策ランク | ― | |
| 背後地ランク | A | 既存保全施設 | 緩傾斜護岸・護岸・堤防・消波工・突堤・離岸堤 | | | |
| 施設の健全度 | 若干の劣化・風化が見られる。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 海岸環境整備事業が完成しており、港湾施設跡地利用がされている。周辺は国立公園に指定されている。 | | | | | |
| 環境項目 | 現況特性 | | | | | |
| 環境配慮ランク | 配慮 | 海岸の状況 | 砂浜・磯・ブロック・突堤・離岸堤・護岸 | | | |
| 自然関係法令 | 国立公園（海上：普通）、国立公園（陸上：第２種） | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | A | 海岸漂着物対策重点区域 | ― | | | |
| 海域環境 | 藻場 | ● | 干潟 | ― | サンゴ | ― |
| 配慮すべき資源 | 自然関係法令、藻場、自然景観 | | | | | |
| 利用項目 | 現況特性 | | | | | |
| 利用配慮ランク | 促進 | 幹線道路からの距離 | 500m以内 | | | |
| アクセス道路 | 2車線 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 良好 | | | | | |
| 海岸利用状況 | レクレーション・サイクリング | | | | | |
| 地域からの要請 | ― | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 津波・高潮対策として堤防の改良等を行う。 | | |
| 防護面積 | 約100.0ha | 対策名（略称） | 高潮 |
| 配慮事項 | 藻場の保全、自然景観の保全 | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 22-4B | 紀伊水道西 | 撫養港海岸 | 岡崎里浦地区 | 国土（港湾） | 鳴門市 | (5441) | ③徳島ゾーン | 環境調和 |

①護岸状況（南側）

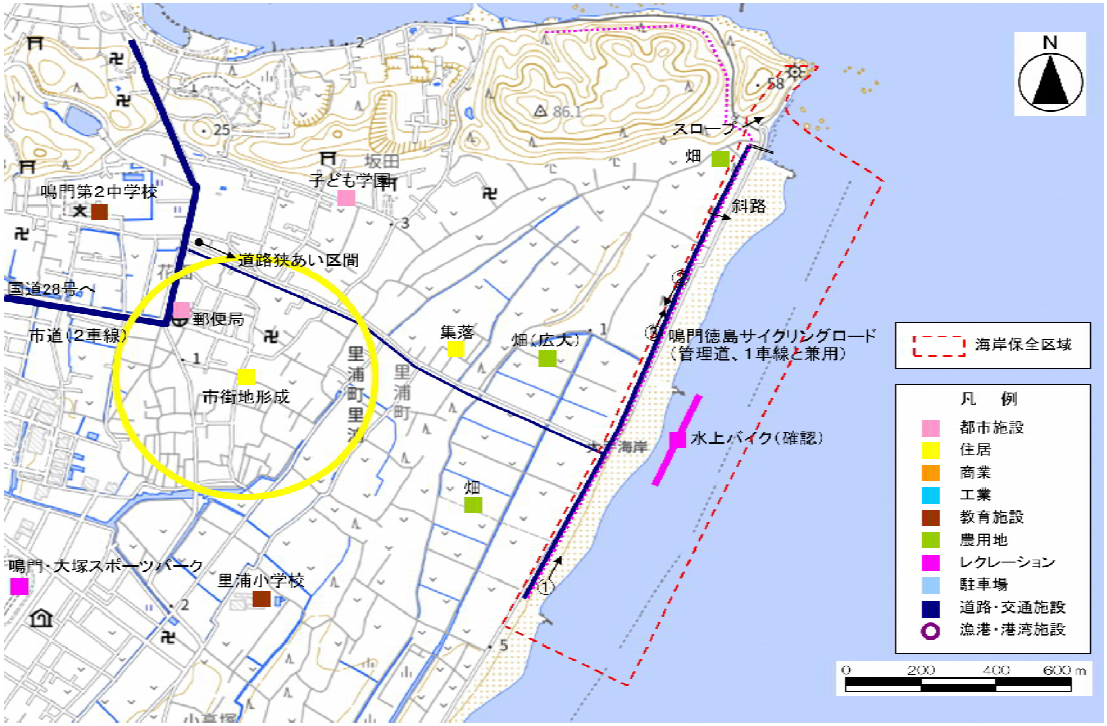


②護岸状況（北側）



③護岸状況






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 背後地の重要度を考慮して、海岸景観や藻場の保全、親水空間の保全に配慮しつつ、施設の維持管理に努める。 |
| 防護面 | 当面、現施設の維持管理に努める。 |
| 環境面 | 鳴門（多島海）の優れた海岸景観、レクリエーション場としての砂浜、磯浜、生物の生息環境として重要な藻場の保護・保全に努めるとともに、漂着ゴミの清掃など海岸美化の推進を図る。 |
| 利用面 | 水遊び等の可能な親水性のある海辺空間への配慮に努める。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | B | 高潮対策ランク | C | 侵食対策ランク | ― | |
| 背後地ランク | B | 既存保全施設 | 緩傾斜護岸・消波工・突堤・離岸堤・砂浜 | | | |
| 施設の健全度 | 施設の健全度は特に問題ない。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 第六次海岸事業において、緩傾斜堤防の計画がされており、その殆どが完成している。背後は一面に畑が広がる。 | | | | | |
| 環境項目 | 現況特性 | | | | | |
| 環境配慮ランク | 配慮 | 海岸の状況 | 砂浜・磯・ブロック・突堤・離岸堤・護岸 | | | |
| 自然関係法令 | ― | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | A | 海岸漂着物対策重点区域 | ― | | | |
| 海域環境 | 藻場 | ● | 干潟 | ― | サンゴ | ― |
| 配慮すべき資源 | 藻場、自然景観、ウミガメ（現地確認情報）、ウミガメの上陸産卵への配慮（砂浜の保全） | | | | | |
| 利用項目 | 現況特性 | | | | | |
| 利用配慮ランク | 配慮 | 幹線道路からの距離 | 2km以内 | | | |
| アクセス道路 | 1車線 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 良好 | | | | | |
| 海岸利用状況 | 水遊び・サイクリング | | | | | |
| 地域からの要請 | ― | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 定期点検を実施し、維持管理を行う。 | | |
| 防護面積 | 約92.8ha | 対策名（略称） | ― |
| 配慮事項 | ― | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 23 | 紀伊水道西 | 土佐泊漁港海岸　ー | 農水（水産） | 鳴門市 | 1721 | ②ウチノ海ゾーン | 環境調和 |

①護岸状況（西側）



②護岸状況（東側）



③漁港（中央）






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 防護面での対策が必要である。海岸景観や藻場の保全、漁港等の現状利用に配慮した施設整備を図る。 |
| 防護面 | 越波・浸水等の可能性があり、対策を行う。 |
| 環境面 | 生物の生息環境として重要な藻場、鳴門（多島海）の優れた海岸景観の保護・保全に努める。また、水域の閉鎖性が特に強いため、水質保全の観点から海水交換を妨げることのないように留意する。 |
| 利用面 | 漁港等の現状利用への配慮に努める。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | B | 高潮対策ランク | B | 侵食対策ランク | ー | |
| 背後地ランク | B | 既存保全施設 | 護岸・堤防 | | | |
| 施設の健全度 | 施設の健全度は特に問題ない。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 小鳴門橋の袂には造船所が出来ている。その他の大部分は漁港として利用されている。護岸天端は高く風化・劣化は見られない。 | | | | | |
| 環境項目 | 現況特性 | | | | | |
| 環境配慮ランク | 配慮 | 海岸の状況 | 護岸 | | | |
| 自然関係法令 | 国立公園（海上：普通）、国立公園（陸上：第２種） | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | A | 海岸漂着物対策重点区域 | ― | | | |
| 海域環境 | 藻場 | ● | 干潟 | ― | サンゴ | ― |
| 配慮すべき資源 | 自然関係法令、藻場、自然景観 | | | | | |
| 利用項目 | 現況特性 | | | | | |
| 利用配慮ランク | 配慮 | 幹線道路からの距離 | 2km以内 | | | |
| アクセス道路 | 1車線 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 困難 | | | | | |
| 海岸利用状況 | 漁港 | | | | | |
| 地域からの要請 | ― | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 津波・高潮対策として堤防の改良等を行う。 | | |
| 防護面積 | 約7.2ha | 対策名（略称） | 高潮 |
| 配慮事項 | ― | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 24 | 紀伊水道西 | 福池地先海岸　－ | 国土（水管理） | 鳴門市 | 250 | ②ウチノ海ゾーン | 環境重視 |

①護岸状況

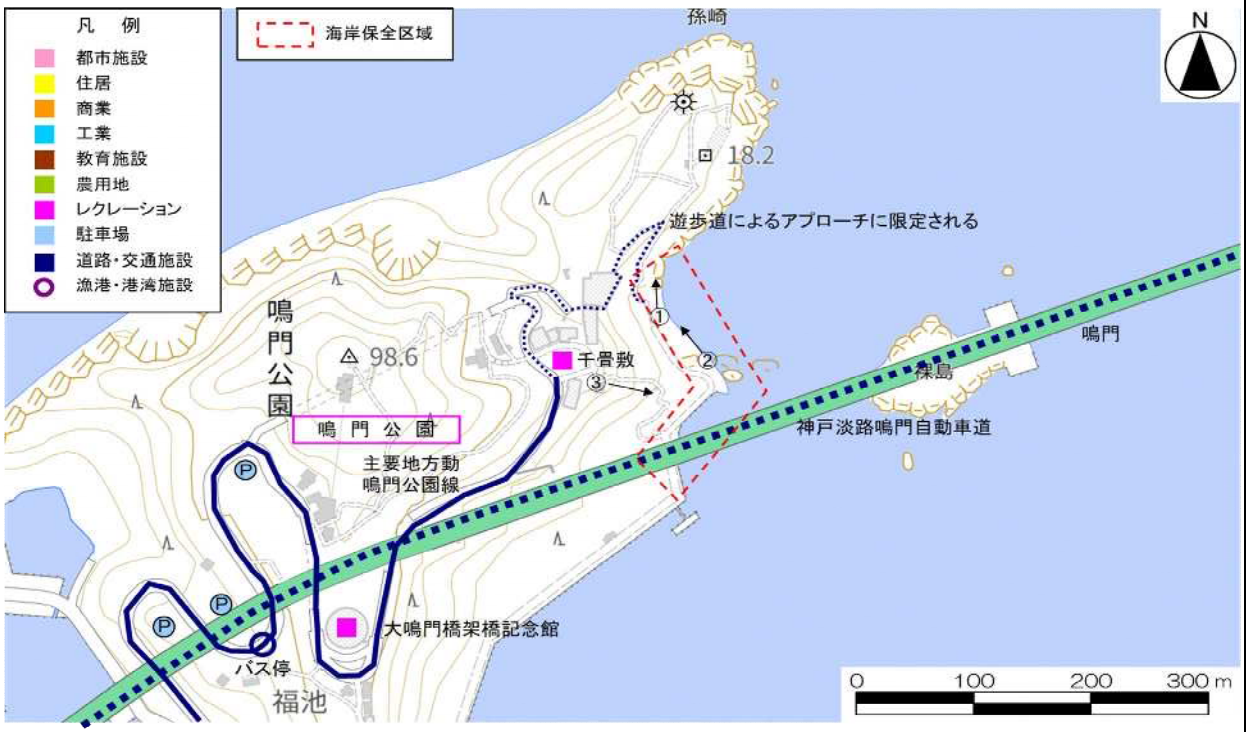


②護岸状況



③背後地状況






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 防護面での対策が必要である。名勝地（鳴門）に指定される地区であり、特に自然景観の保全に配慮した施設整備を図る。 |
| 防護面 | L1津波による浸水の危険性があり、対策を行う。 |
| 環境面 | 鳴門（名勝：国指定天然記念物）、鳴門海峡（潮流・渦流）、鳴門（多島海）の優れた海岸景観の保護・保全に努める。また、漂着ゴミ等の清掃など海岸美化の推進を図る。 |
| 利用面 | 鳴門の渦潮が見ることができる観光地としての機能に配慮する。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | C | 高潮対策ランク | B | 侵食対策ランク | － | |
| 背後地ランク | D | 既存保全施設 | 護岸・堤防・消波工 | | | |
| 施設の健全度 | 施設の健全度は特に問題ない。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 鳴門大橋の袂にある護岸であり、潮流の早い鳴門海峡に面する。前面には砂利が堆積している。背後は崖となっている。 | | | | | |
| 環境項目 | 現況特性 | | | | | |
| 環境配慮ランク | 保全 | 海岸の状況 | 礫浜・護岸 | | | |
| 自然関係法令 | 国立公園（海上：普通）、国立公園（陸上：第２種） | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | A | 海岸漂着物対策重点区域 | ● | | | |
| 海域環境 | 藻場 | － | 干潟 | － | サンゴ | － |
| 配慮すべき資源 | 自然関係法令、鳴門（国：名勝）、自然景観 | | | | | |
| 利用項目 | 現況特性 | | | | | |
| 利用配慮ランク | 配慮 | 幹線道路からの距離 | 500m以内 | | | |
| アクセス道路 | 車でのアクセス困難 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 良好 | | | | | |
| 海岸利用状況 | 遊歩道・観光地 | | | | | |
| 地域からの要請 | － | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 定期点検を実施し、維持管理を行う。 | | |
| 防護面積 | 約0.1ha | 対策名（略称） | － |
| 配慮事項 | － | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 25 | 紀伊水道西 | 鳴門地先海岸　－ | 国土（水管理） | 鳴門市 | 3080 | ②ウチノ海ゾーン | 利用促進 |

①海岸状況（南側）



②海岸状況（北側）



③砂浜の状況（リゾートホテル横）






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 防護面での問題はないが、特に、レクリエーション面での海岸利用ニーズの高い地域であるため、海岸利用を促進するための施設の維持管理に努める。 |
| 防護面 | 当面、現施設の維持管理に努める。 |
| 環境面 | 鳴門（多島海）の優れた海岸景観、砂浜の保全に努めるとともに、漂着ゴミ等の清掃など海岸美化の推進を図る。 |
| 利用面 | マリンスポーツ等の海岸利用が盛んな地域であり、現状利用の促進に努める。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | C | 高潮対策ランク | B | 侵食対策ランク | C | |
| 背後地ランク | B | 既存保全施設 | 護岸・堤防、突堤、離岸堤、砂浜 | | | |
| 施設の健全度 | 一部劣化が見られる。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 道路沿いに護岸が整備されており、離岸堤や消波ブロックの突堤が整備されている。前面には砂浜が広がる。 | | | | | |
| **環境項目** | **現況特性** | | | | | |
| 環境配慮ランク | 配慮 | 海岸の状況 | 砂浜・離岸堤・護岸 | | | |
| 自然関係法令 | 国立公園（海上：普通）、国立公園（陸上：第２種） | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | A | 海岸漂着物対策重点区域 | ● | | | |
| 海域環境 | 藻場 | － | 干潟 | － | サンゴ | － |
| 配慮すべき資源 | 自然関係法令、自然景観、ウミガメ（現地確認情報）、ウミガメの上陸産卵への配慮（砂浜の保全） | | | | | |
| **利用項目** | **現況特性** | | | | | |
| 利用配慮ランク | 促進 | 幹線道路からの距離 | 隣接 | | | |
| アクセス道路 | 2車線 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 良好 | | | | | |
| 海岸利用状況 | マリンスポーツ | | | | | |
| 地域からの要請 | 駐車場対策、漂着ゴミ対策、景観への配慮 | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 高潮対策として堤防の改良等を行う。 | | |
| 防護面積 | 約27.4ha | 対策名（略称） | 高潮 |
| 配慮事項 | － | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 26-1 | 紀伊水道西 | 粟津港海岸 | 粟津地区 | 国土（港湾） | 鳴門市 | 1800 | ③徳島ゾーン | 環境調和 |

①護岸状況（南側）



②護岸状況（北側）



③管理道路（背後は畑）






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 防護面での対策が必要である。藻場の保全、親水空間の保全に配慮した、施設整備を図る。 |
| 防護面 | L1津波や高潮による浸水の危険性があり、対策を行う。 |
| 環境面 | 生物の生息環境として重要な藻場、砂浜の保護・保全に努めるとともに、海岸美化の推進を図る。 |
| 利用面 | 水遊び等の可能な親水性のある海辺空間への配慮に努める。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | B | 高潮対策ランク | B | 侵食対策ランク | C | |
| 背後地ランク | C | 既存保全施設 | 緩傾斜護岸・消波工・突堤・離岸堤・砂浜 | | | |
| 施設の健全度 | 施設の健全度は特に問題ない。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 現在護岸・離岸堤・突堤が設置されている。不連続に砂浜となっている。 | | | | | |
| 環境項目 | 現況特性 | | | | | |
| 環境配慮ランク | 配慮 | 海岸の状況 | 砂浜・ブロック・突堤・離岸堤・護岸 | | | |
| 自然関係法令 | － | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | A | 海岸漂着物対策重点区域 | ― | | | |
| 海域環境 | 藻場 | ● | 干潟 | － | サンゴ | － |
| 配慮すべき資源 | 藻場 | | | | | |
| 利用項目 | 現況特性 | | | | | |
| 利用配慮ランク | 配慮 | 幹線道路からの距離 | 2km以内 | | | |
| アクセス道路 | 1車線 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 良好 | | | | | |
| 海岸利用状況 | サイクリング・水遊び | | | | | |
| 地域からの要請 | － | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 津波・高潮対策として堤防の改良等を行う。 | | |
| 防護面積 | 約25.0ha | 対策名（略称） | － |
| 配慮事項 | － | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 26-2 | 紀伊水道西 | 粟津港海岸 | 松茂地区 | 国土（港湾） | 松茂町 | 900 | ③徳島ゾーン | 利用促進 |

①護岸状況（東側）



②護岸状況（南側）



③背後地状況（工業団地）






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 防護面での対策が必要である。現況の自然環境の保全に留意した施設整備を図る。 |
| 防護面 | L1津波や高潮による浸水の危険性があり、対策を行う。 |
| 環境面 | 特定植物群落（松茂町月見ヶ丘海岸の砂丘植生）の保全に努めるとともに、漂着ゴミの清掃など海岸美化の推進を図る。 |
| 利用面 | 現在、空港拡張による埋立て計画がある。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | B | 高潮対策ランク | B | 侵食対策ランク | C | |
| 背後地ランク | A | 既存保全施設 | 護岸・堤防、海水浴場 | | | |
| 施設の健全度 | 施設の健全度は特に問題ない。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 月見ヶ丘海水浴場となっっている。背後は工場・配水機場・環境センター等の施設が立地している。 | | | | | |
| 環境項目 | 現況特性 | | | | | |
| 環境配慮ランク | 配慮 | 海岸の状況 | 砂浜・護岸 | | | |
| 自然関係法令 | ― | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | A | 海岸漂着物対策重点区域 | ― | | | |
| 海域環境 | 藻場 | ― | 干潟 | ― | サンゴ | ― |
| 配慮すべき資源 | 月見ヶ丘海岸の砂丘植生 | | | | | |
| 利用項目 | 現況特性 | | | | | |
| 利用配慮ランク | 促進 | 幹線道路からの距離 | 2km以内 | | | |
| アクセス道路 | 2車線 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 改善の必要性あり | | | | | |
| 海岸利用状況 | 空港周辺整備 | | | | | |
| 地域からの要請 | 松林の保全 | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 津波・高潮対策として堤防の改良等を行う。 | | |
| 防護面積 | 約24.2ha | 対策名（略称） | 高潮 |
| 配慮事項 | ― | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 27 | 紀伊水道西 | 松茂地区海岸　ー | 国土（水管理）農水（農村） | 松茂町 | 2699 | ③徳島ゾーン | 利用促進 |

①護岸状況（南側）



②海岸状況（北側）



③堤防背後の管理道路と自転車道路






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 防護面での対策が必要である。現況の自然環境の保全に留意した施設整備を図る。 |
| 防護面 | L1津波や高潮による浸水の危険性があり、対策を行う。 |
| 環境面 | 砂浜の保全に努めるとともに、漂着ゴミ等の清掃など海岸美化の推進を図る。 |
| 利用面 | 現在、空港拡張に伴う周辺整備計画（臨海公園等）がある。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | B | 高潮対策ランク | B | 侵食対策ランク | C | |
| 背後地ランク | B | 既存保全施設 | 緩傾斜護岸、消波工、離岸提、砂浜 | | | |
| 施設の健全度 | 施設の健全度は特に問題ない。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 緩傾斜堤防と離岸提が配置された単調な海岸線である。前面には砂浜が広がり、背後は畑となっている。 | | | | | |
| 環境項目 | 現況特性 | | | | | |
| 環境配慮ランク | 配慮 | 海岸の状況 | 砂浜・離岸堤・護岸 | | | |
| 自然関係法令 | ー | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | A | 海岸漂着物対策重点区域 | ● | | | |
| 海域環境 | 藻場 | ー | 干潟 | ー | サンゴ | ー |
| 配慮すべき資源 | ウミガメ（現地確認情報）、ウミガメの上陸産卵への配慮（砂浜の保全） | | | | | |
| 利用項目 | 現況特性 | | | | | |
| 利用配慮ランク | 促進 | 幹線道路からの距離 | 2km以内 | | | |
| アクセス道路 | 1車線 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 改善の必要性あり | | | | | |
| 海岸利用状況 | 空港周辺整備 | | | | | |
| 地域からの要請 | 高潮対策、松林の保全 | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 津波・高潮対策として堤防の改良等を行う。 | | |
| 防護面積 | 約245.0ha | 対策名（略称） | 高潮 |
| 配慮事項 | ー | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 28-1 | 紀伊水道西 | 今切港海岸 | 長原地区 | 国土（港湾） | 松茂町 | 780 | ③徳島ゾーン | 環境調和 |

①護岸状況（南側）

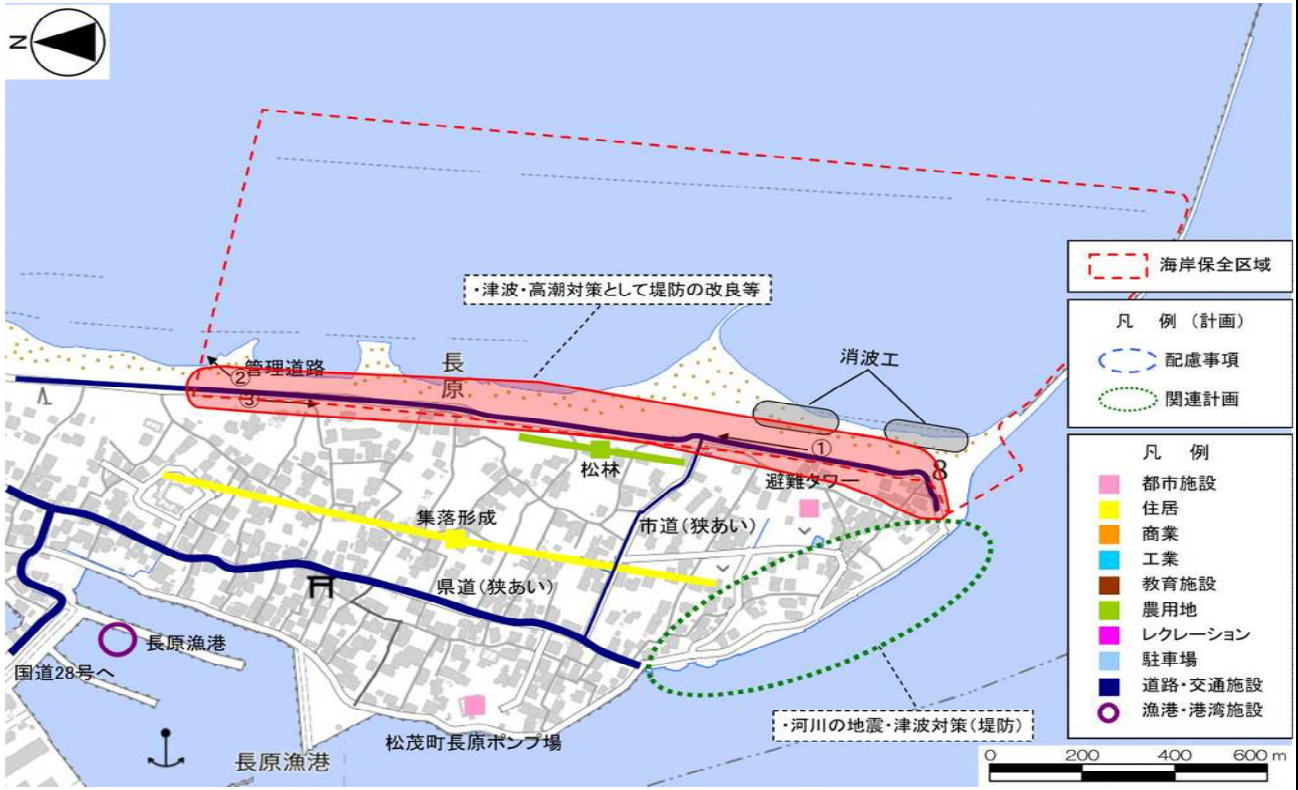


②護岸状況（北側）



③管理道路と斜路






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 防護面での対策が必要である。砂浜の保全、親水空間の保全に配慮した、施設整備を図る。 |
| 防護面 | L1津波や高潮による浸水の危険性があり、対策を行う。 |
| 環境面 | 砂浜の保全に努めるとともに、漂着ゴミの清掃など海岸美化の推進を図る。 |
| 利用面 | 水遊び等の可能な親水性のある海辺空間への配慮に努める。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | A | 高潮対策ランク | B | 侵食対策ランク | C | |
| 背後地ランク | A | 既存保全施設 | 緩傾斜護岸・消波工・離岸提・砂浜(一部) | | | |
| 施設の健全度 | 施設の健全度は特に問題ない。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 海浜は砂礫層であるが、当初幅90mにも及ぶ海浜は次第に侵食のため狭められ離岸提等を設けている。 | | | | | |
| 環境項目 | 現況特性 | | | | | |
| 環境配慮ランク | 配慮 | 海岸の状況 | 砂浜・離岸堤・護岸 | | | |
| 自然関係法令 | － | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | A | 海岸漂着物対策重点区域 | — | | | |
| 海域環境 | 藻場 | － | 干潟 | － | サンゴ | － |
| 配慮すべき資源 | 砂浜 | | | | | |
| 利用項目 | 現況特性 | | | | | |
| 利用配慮ランク | 配慮 | 幹線道路からの距離 | 2km以内 | | | |
| アクセス道路 | 1車線 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 良好 | | | | | |
| 海岸利用状況 | 水遊び（階段護岸） | | | | | |
| 地域からの要請 | － | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 津波・高潮対策として堤防の改良等を行う。 | | |
| 防護面積 | 約60.0ha | 対策名（略称） | 津波・高潮 |
| 配慮事項 | － | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 28-2 | 紀伊水道西 | 今切港海岸 | 川内地区 | 国土（港湾） | 徳島市 | 1306 | ③徳島ゾーン | 環境重視 |

①海岸状況（広大な砂浜）

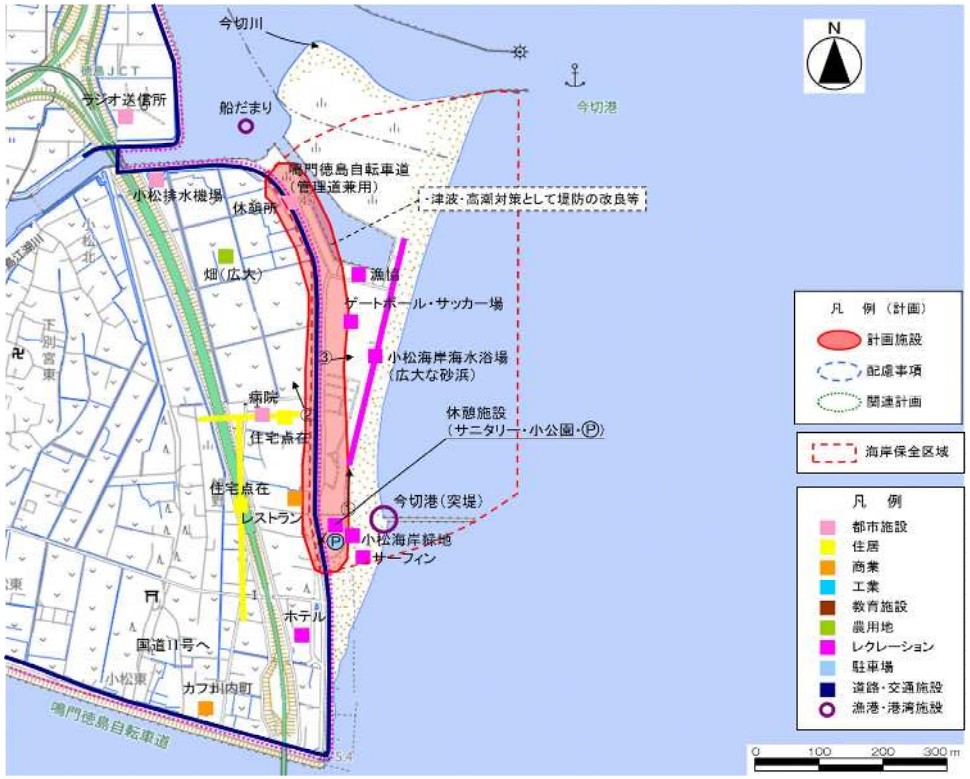


②背後地状況




③ゲートボール・サッカー場






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 防護面での対策が必要である。貴重な環境を有していることから、特に海岸環境の保全に配慮した施設整備を図る。 |
| 防護面 | L1津波や高潮による浸水の危険性があり、対策を行う。 |
| 環境面 | レクリエーション場としての砂浜の保全に努めるとともに、漂着ゴミの清掃など海岸美化の推進を図る。学術上重要とされる生物（ﾒｲｽﾊﾝﾐｮｳ等）の生息も確認されており、その生息環境の保全に努める |
| 利用面 | 海水浴やサーフィン等の海岸利用が盛んであり、現状利用の促進に努める。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | B | 高潮対策ランク | B | 侵食対策ランク | C | |
| 背後地ランク | C | 既存保全施設 | 緩傾斜護岸・突堤・海水浴場 | | | |
| 施設の健全度 | 施設の健全度は特に問題ない。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 海浜地は中央部から北寄りに次第に広がり、防波堤付近で最も広く幅70mに及んでいる。将来的に人工リーフを設置する計画がある | | | | | |
| 環境項目 | 現況特性 | | | | | |
| 環境配慮ランク | 保全 | 海岸の状況 | 砂浜・離岸堤・護岸 | | | |
| 自然関係法令 | － | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | A | 海岸漂着物対策重点区域 | ― | | | |
| 海域環境 | 藻場 | － | 干潟 | － | サンゴ | － |
| 配慮すべき資源 | 貴重種（ｳﾐﾎﾘﾈﾋﾞｺﾞﾐﾑｼ：NT、ﾙｲｽﾊﾝﾐｮｳ：EN）、ウミガメ（現地確認情報）、ウミガメの上陸産卵への配慮（砂浜の保全）、水際に生息するフジノハナガイの保全 | | | | | |
| 利用項目 | 現況特性 | | | | | |
| 利用配慮ランク | 促進 | 幹線道路からの距離 | 500m以内 | | | |
| アクセス道路 | 2車線 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 良好 | | | | | |
| 海岸利用状況 | 海水浴・サーフィン・サイクリング | | | | | |
| 地域からの要請 | 車両の乗り入れ禁止区域に指定。砂堆積と親水護岸の位置の見直し（親水護岸が前にありすぎ）。 | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 津波・高潮対策として堤防の改良等を行う。 | | |
| 防護面積 | 約40.0ha | 対策名（略称） | － |
| 配慮事項 | － | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 29 | 紀伊水道西 | 小松地先海岸　－ | 国土（水管理） | 徳島市 | 758 | ③徳島ゾーン | 環境重視 |

①海岸状況（北側）



②海岸状況（南側）



③背後地状況（自転車道）






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 背後地の重要度を考慮して、当面、貴重な環境（ルイスハンミョウの生息等）を有していることから、特に海岸環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 防護面 | 当面、現施設の維持管理に努める。 |
| 環境面 | レクリエーション場としての砂浜の保全に努めるとともに、アドプト制度による漂着ゴミ等集積など海岸美化の推進を図る。学術上重要とされる物（ﾙｲｽﾊﾝﾐｮｳ等）の生息も確認されており、その生息環境の保全に努める |
| 利用面 | 海水浴やサーフィン等の海岸利用が盛んであり、現状利用の促進に努める。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | C | 高潮対策ランク | B | 侵食対策ランク | C | |
| 背後地ランク | C | 既存保全施設 | 緩傾斜護岸・離岸堤・海水浴場 | | | |
| 施設の健全度 | 若干の洗掘が見られる。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 砂浜は堆積部と侵食部に分かれている。背後は農耕地となっている。小松海水浴場となっている。 | | | | | |
| 環境項目 | 現況特性 | | | | | |
| 環境配慮ランク | 保全 | 海岸の状況 | 砂浜・ブロック・離岸堤・護岸 | | | |
| 自然関係法令 | ラムサール条約湿地潜在候補地（環境省） | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | A | 海岸漂着物対策重点区域 | ● | | | |
| 海域環境 | 藻場 | － | 干潟 | － | サンゴ | － |
| 配慮すべき資源 | 自然関係法令、貴重種（ﾙｲｽﾊﾝﾐｮｳ：EN）、ウミガメ（現地確認情報）、吉野川河口域（汽水域） | | | | | |
| 利用項目 | 現況特性 | | | | | |
| 利用配慮ランク | 促進 | 幹線道路からの距離 | 500m以内 | | | |
| アクセス道路 | 2車線 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 良好 | | | | | |
| 海岸利用状況 | 海水浴・サーフィン・サイクリング | | | | | |
| 地域からの要請 | － | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 高潮対策として堤防の改良等を行う。 | | |
| 防護面積 | 約27.0ha | 対策名（略称） | － |
| 配慮事項 | － | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 30-1 | 紀伊水道西 | 徳島小松島港海岸　沖洲地区 | 国土（港湾） | 徳島市 | 2370 | ③徳島ゾーン | 環境重視 |

①海岸状況

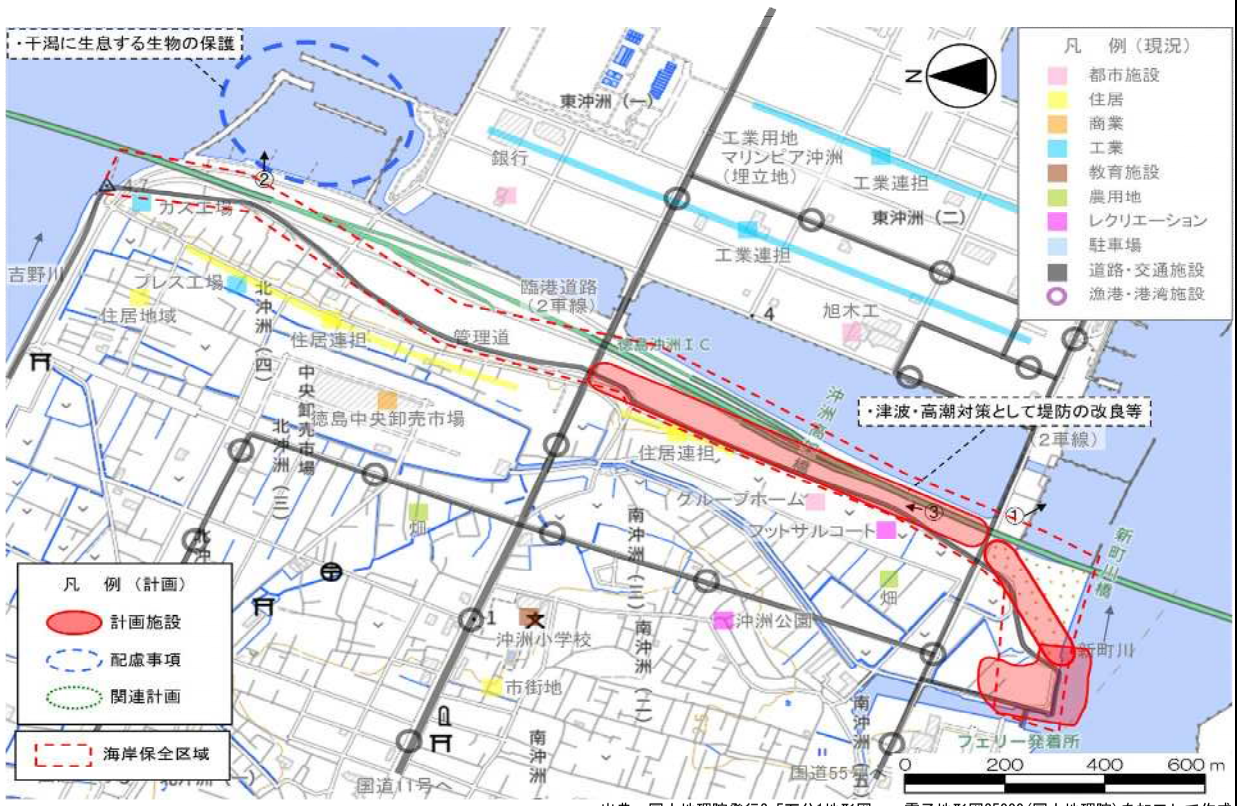


②海岸状況（人工海浜）




③海岸状況






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 防護面での対策が必要である。貴重な環境を有していることから、特に海岸環境の保全に配慮した施設整備を図る。 |
| 防護面 | L1津波や高潮による浸水の危険性があり、対策を行う。 |
| 環境面 | 漂着ゴミの清掃など海岸美化等の推進を図る。沖合いに人工島(マリンピア)が建設されているが、学術上重要とされる生物(ﾙｲｽﾊﾝﾐｮｳ等)の生息も確認されており、その生息環境の保全に努める。 |
| 利用面 | マリンピアの計画に伴う道路整備中であり、人工海浜がある。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | A | 高潮対策ランク | B | 侵食対策ランク | ― | |
| 背後地ランク | A | 既存保全施設 | 護岸・堤防、砂浜 | | | |
| 施設の健全度 | 施設の健全度は特に問題ない | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 吉野川河口部右岸に位置し、護岸前面の埋立地と砂浜が連続している。護岸の一部は切られ埋立地への連絡道が設置されている。 | | | | | |
| 環境項目 | 現況特性 | | | | | |
| 環境配慮ランク | 保全 | 海岸の状況 | 砂浜・ブロック・護岸 | | | |
| 自然関係法令 | ラムサール条約湿地潜在候補地（環境省） | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | B | 海岸漂着物対策重点区域 | ― | | | |
| 海域環境 | 藻場 | ― | 干潟 | ― | サンゴ | ― |
| 配慮すべき資源 | 自然関係法令、貴重種（ﾙｲｽﾊﾝﾐｮｳ：EN、ｳﾐﾎｿﾁﾋﾞｺﾞﾐﾑｼ：NT）<br>吉野川河口域（汽水域） | | | | | |
| 利用項目 | 現況特性 | | | | | |
| 利用配慮ランク | 配慮 | 幹線道路からの距離 | 500m以内 | | | |
| アクセス道路 | 1車線 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 改善の必要性あり | | | | | |
| 海岸利用状況 | マリンピア | | | | | |
| 地域からの要請 | 四国横断道路の建設に際し可能な限り自然環境を保全。干潟や水辺環境の再生。 | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 津波・高潮対策として堤防の改良等を行う。 | | |
| 防護面積 | 約260.0ha | 対策名（略称） | 津波・高潮【施工中】 |
| 配慮事項 | 干潟に生息する生物の保護 | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 30-2 | 紀伊水道西 | 徳島小松島港海岸 | 津田地区 | 国土（港湾） | 徳島市 | 1222 | ③徳島ゾーン | 防護重視 |

①護岸状況



②護岸状況



③護岸状況






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 防護面での対策が必要である。環境面・利用面での特質的な配慮事項はないため、防護を中心とした施設整備を図る。 |
| 防護面 | L1津波や高潮による浸水の危険性があり、対策を行う。 |
| 環境面 | 特質的な配慮事項はなく、現況の自然環境の維持に努める。 |
| 利用面 | 主な現況利用はなく、現状の維持に努める。（護岸の前面は埋立てが行われており、工業団地として利用されている。） |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | A | 高潮対策ランク | B | 侵食対策ランク | ― | |
| 背後地ランク | A | 既存保全施設 | 護岸・堤防 | | | |
| 施設の健全度 | 一部で若干劣化・風化が見られる。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 護岸は一部で若干風化・劣化が見られるが、機能的に問題はないと考えられる。 | | | | | |
| 環境項目 | 現況特性 | | | | | |
| 環境配慮ランク | 維持 | 海岸の状況 | 護岸 | | | |
| 自然関係法令 | ― | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | B | 海岸漂着物対策重点区域 | ― | | | |
| 海域環境 | 藻場 | ― | 干潟 | ― | サンゴ | ― |
| 配慮すべき資源 | ― | | | | | |
| 利用項目 | 現況特性 | | | | | |
| 利用配慮ランク | 維持 | 幹線道路からの距離 | 500m以内 | | | |
| アクセス道路 | 2車線 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 困難 | | | | | |
| 海岸利用状況 | なし | | | | | |
| 地域からの要請 | 津田港の防潮扉は、非常に重く、一人では閉鎖することが困難な状況<br>県で実証実験を進めている浮力を活用した自動閉鎖の設置を望む | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 津波・高潮対策として堤防の改良等を行う。 | | |
| 防護面積 | 約116.0ha | 対策名（略称） | 津波・高潮 |
| 配慮事項 | ― | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 30-3 | 紀伊水道西 | 徳島小松島港海岸　大神子地区 | 国土（港湾） | 徳島市 | 919 | ③徳島ゾーン | 環境重視 |

①海岸状況

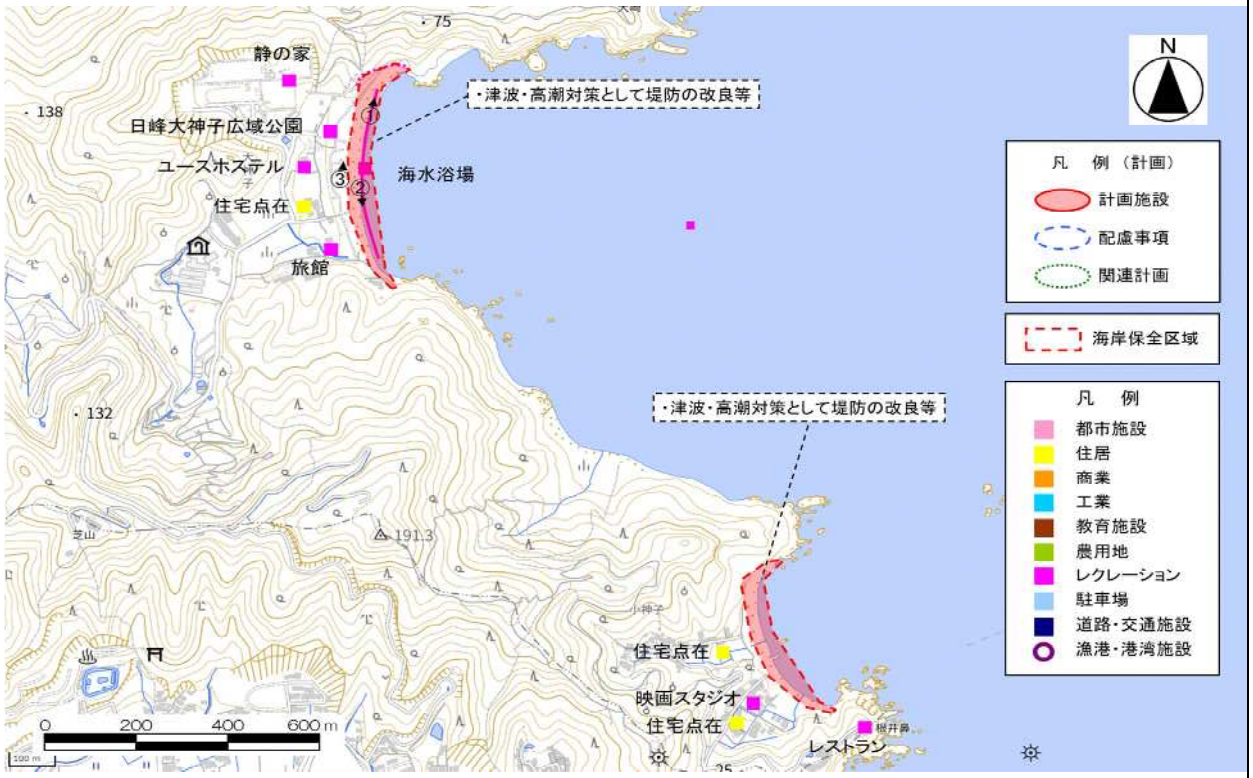


②海岸状況



③背後地状況






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 防護面での対策が必要である。鳥獣保護区特別保護地区に指定されていることか、特に海岸環境の保全に配慮した施設整備を図る。 |
| 防護面 | L1津波や高潮による浸水の危険性があり、対策を行う。 |
| 環境面 | 生物の生息環境として重要な藻場、入り江、レクリエーション場としての砂浜、背後地の松林の保護・保全に努めるとともに、漂着ゴミの清掃など海岸美化の推進を図る。 |
| 利用面 | 水遊び等の海岸利用（臨海公園）が盛んであり、現状利用の促進に努める。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | B | 高潮対策ランク | B | 侵食対策ランク | ― | |
| 背後地ランク | C | 既存保全施設 | 自然海岸・海水浴場 | | | |
| 施設の健全度 | 施設の健全度は特に問題ない。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 自然海岸となっている。北側は海水浴場として利用されている。南側は現在保全施設は整備されていないが、人工リーフの設置が予定されてる | | | | | |
| 環境項目 | 現況特性 | | | | | |
| 環境配慮ランク | 保全 | 海岸の状況 | 砂浜 | | | |
| 自然関係法令 | 鳥獣保護区特別保護地区 | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | A | 海岸漂着物対策重点区域 | ― | | | |
| 海域環境 | 藻場 | ● | 干潟 | ― | サンゴ | ― |
| 配慮すべき資源 | 自然環境法令、藻場 | | | | | |
| 利用項目 | 現況特性 | | | | | |
| 利用配慮ランク | 促進 | 幹線道路からの距離 | 500m以内 | | | |
| アクセス道路 | 1車線 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 良好 | | | | | |
| 海岸利用状況 | 臨海公園（大神子公園） | | | | | |
| 地域からの要請 | 阿波の『おとめいし』の地学、歴史価値、景観等の環境に配慮した礫海岸の保全 | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 津波・高潮対策として堤防の改良等を行う。 | | |
| 防護面積 | 約0.0ha | 対策名（略称） | ― |
| 配慮事項 | ― | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 30-4 | 紀伊水道西 | 徳島小松島港海岸 | 港口地区 | 国土（港湾） | 小松島市 | 3878 | ③徳島ゾーン | 防護重視 |

①護岸状況（全景）

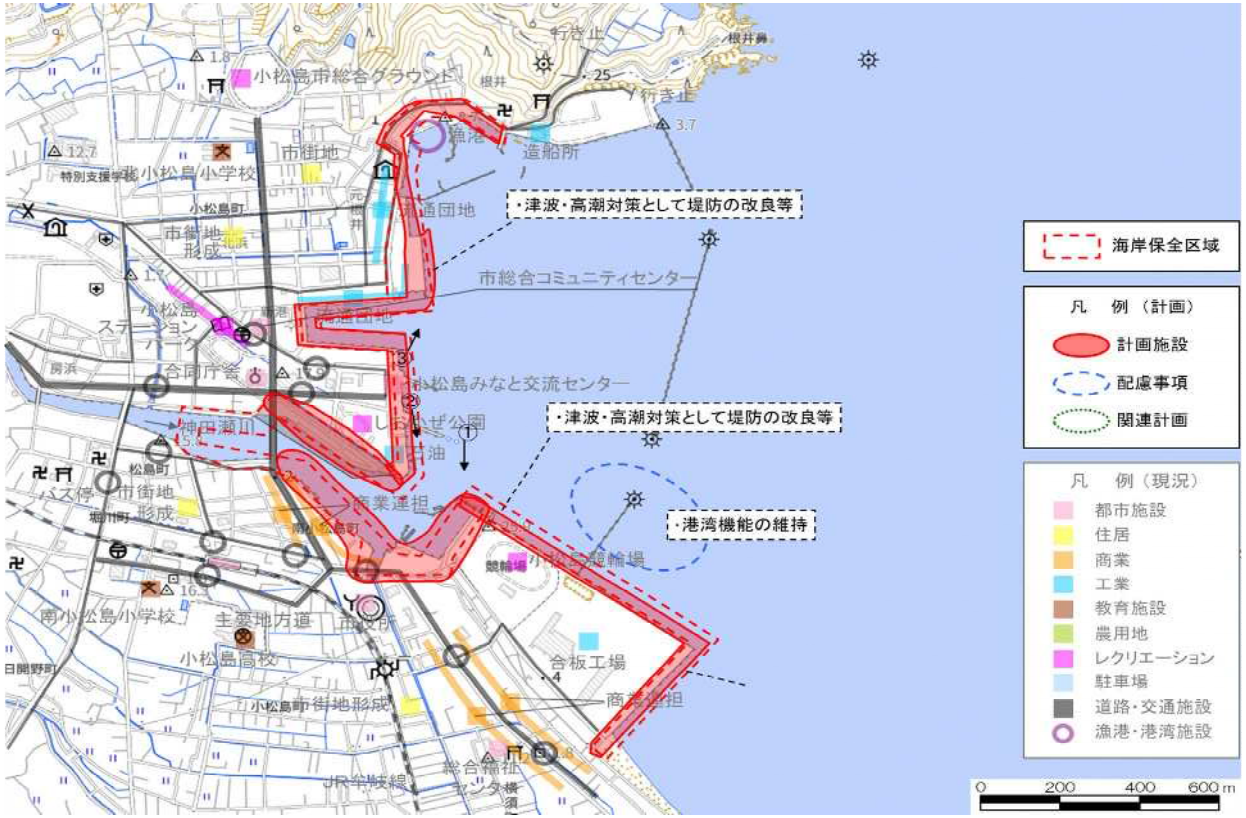


②護岸状況（南側）



③護岸状況（南側）






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 防護面での対策が必要である。港湾機能に配慮した施設整備を図る。 |
| 防護面 | L1津波や高潮による浸水の危険性があり、対策を行う。 |
| 環境面 | 特質的な配慮事項はなく、現況の自然環境の維持に努める。 |
| 利用面 | 漁港等の現状利用への配慮に努める。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | A | 高潮対策ランク | B | 侵食対策ランク | ― | |
| 背後地ランク | A | 既存保全施設 | 護岸・堤防 | | | |
| 施設の健全度 | 施設の健全度は特に問題ない。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 背後は倉庫や工場・駐車場となっている。小松島港本港地区である。 | | | | | |
| 環境項目 | 現況特性 | | | | | |
| 環境配慮ランク | 維持 | 海岸の状況 | 突堤・護岸 | | | |
| 自然関係法令 | ― | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | C | 海岸漂着物対策重点区域 | ― | | | |
| 海域環境 | 藻場 | ― | 干潟 | ― | サンゴ | ― |
| 配慮すべき資源 | ― | | | | | |
| 利用項目 | 現況特性 | | | | | |
| 利用配慮ランク | 配慮 | 幹線道路からの距離 | 隣接 | | | |
| アクセス道路 | 2車線 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 良好 | | | | | |
| 海岸利用状況 | 港湾 | | | | | |
| 地域からの要請 | ― | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 津波・高潮対策として堤防の改良等を行う。 | | |
| 防護面積 | 約135.0ha | 対策名（略称） | 津波・高潮【施工中】 |
| 配慮事項 | 港湾機能の維持 | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 30-5 | 紀伊水道西 | 徳島小松島港海岸 | 横須金磯地区 | 国土（港湾） | 小松島市 | 1120 | ③徳島ゾーン | 利用促進 |

①海岸状況（西側）



②海岸状況（東側）



③護岸状況






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 防護面での対策が必要である。海岸利用の促進に配慮した施設整備を図る。 |
| 防護面 | L1津波や高潮による浸水の危険性があり、対策を行う。 |
| 環境面 | 特定植物群落・県指定の天然記念物である金磯のアコウ、生物の生息環境として重要な藻場の保護・保全に努めるとともに、水質浄化（ヘドロ対策）保全、景観面など港湾区域の環境の創造、漂着ゴミ等の清掃など海岸美化の推進を図る。 |
| 利用面 | 海岸利用のニーズが高く、海岸環境整備事業を計画中である。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | B | 高潮対策ランク | B | 侵食対策ランク | C | |
| 背後地ランク | A | 既存保全施設 | 護岸・堤防、消波工、突堤、砂浜 | | | |
| 施設の健全度 | 一部風化・劣化が見られる。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 前面は砂浜であり背後には人家がある。護岸の一部に風化が見られる。 | | | | | |
| 環境項目 | 現況特性 | | | | | |
| 環境配慮ランク | 配慮 | 海岸の状況 | 砂浜・突堤・離岸堤・護岸 | | | |
| 自然関係法令 | － | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | B | 海岸漂着物対策重点区域 | ● | | | |
| 海域環境 | 藻場 | ● | 干潟 | － | サンゴ | － |
| 配慮すべき資源 | 金磯のアコウ自生地（隣接）、藻場 | | | | | |
| 利用項目 | 現況特性 | | | | | |
| 利用配慮ランク | 促進 | 幹線道路からの距離 | 500m以内 | | | |
| アクセス道路 | 1車線 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 改善の必要性あり | | | | | |
| 海岸利用状況 | 海岸環境整備事業 | | | | | |
| 地域からの要請 | 海辺の利用促進、水質浄化（ヘドロ対策）、防護機能の強化、松林の保全 | | | | | |

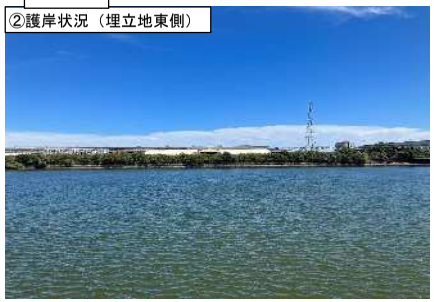
| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 津波・高潮対策として堤防の改良等を行う。 | | |
| 防護面積 | 約17.0ha | 対策名（略称） | 高潮 |
| 配慮事項 | － | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 30-6 | 紀伊水道西 | 徳島小松島港海岸 地区 | 国土（港湾） | 小松島市 | 6123 | ③徳島ゾーン | 防護重視 |

①岸壁状況（埋立地中央）

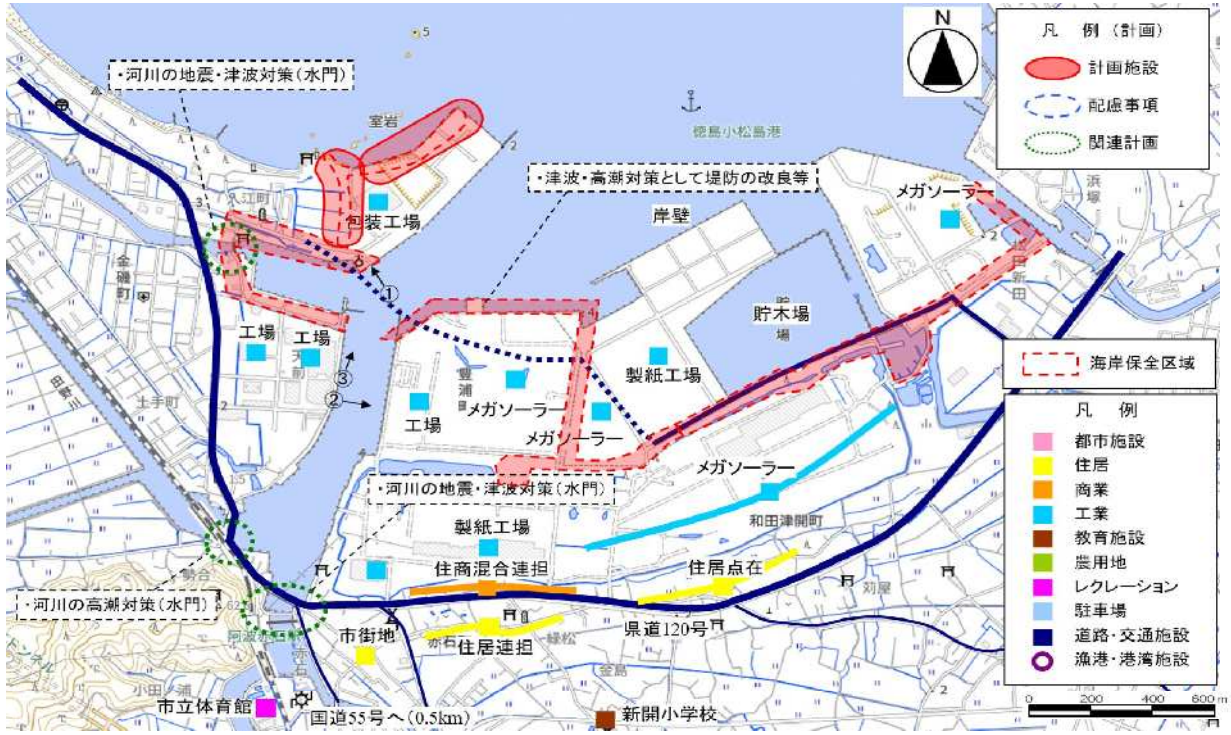


②護岸状況（埋立地東側）



③護岸状況






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 防護面での対策が必要である。環境面・利用面での特質的な配慮事項はないため、防護を中心とした施設整備を図る。 |
| 防護面 | L1津波や高潮による浸水の危険性があり、対策を行う。 |
| 環境面 | 特質的な配慮事項はなく、現況の自然環境の維持に努める。 |
| 利用面 | 主な現況利用はなく、現状の維持に努める。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | A | 高潮対策ランク | B | 侵食対策ランク | ― | |
| 背後地ランク | A | 既存保全施設 | 護岸・堤防 | | | |
| 施設の健全度 | 若干の劣化・風化が見られる。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 現在港湾施設の施工中である。護岸改修計画部分に大きな目地の開きが生じている。背後は駐車場や人家となっている。 | | | | | |
| 環境項目 | 現況特性 | | | | | |
| 環境配慮ランク | 維持 | 海岸の状況 | 護岸 | | | |
| 自然関係法令 | ― | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | B | 海岸漂着物対策重点区域 | ― | | | |
| 海域環境 | 藻場 | ― | 干潟 | ― | サンゴ | ― |
| 配慮すべき資源 | ― | | | | | |
| 利用項目 | 現況特性 | | | | | |
| 利用配慮ランク | 維持 | 幹線道路からの距離 | 500m以内 | | | |
| アクセス道路 | 2車線 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 改善の必要性あり | | | | | |
| 海岸利用状況 | なし | | | | | |
| 地域からの要請 | ― | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 津波・高潮対策として堤防の改良等を行う。 | | |
| 防護面積 | 約16.0ha | 対策名（略称） | 津波・高潮 |
| 配慮事項 | ― | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 30-7 | 紀伊水道西 | 徳島小松島港海岸 | 和田島地区 | 国土（港湾） | 小松島市 | 3204 | ③徳島ゾーン | 環境調和 |

①護岸状況（北東側）

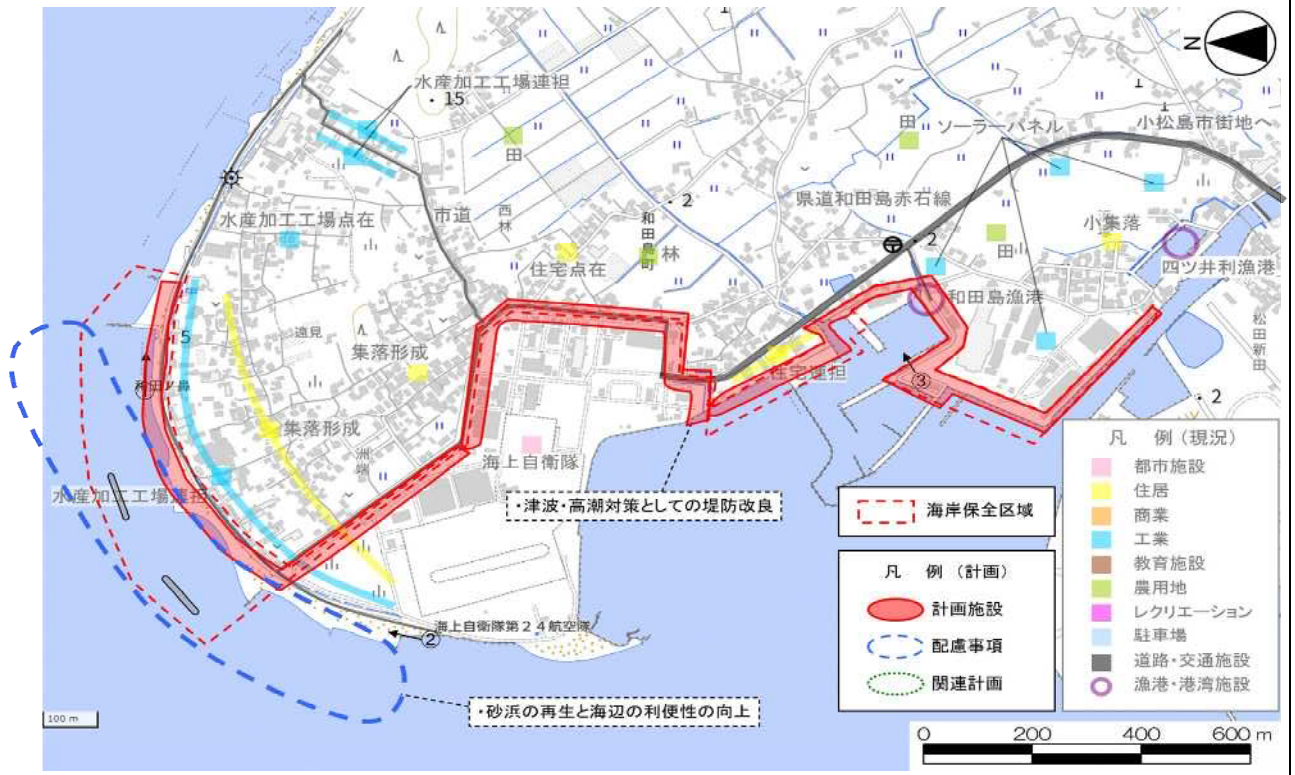


②海岸状況（北西側）



③漁港状況（南側）






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 防護面での対策が必要である。藻場の保全、砂浜の再生、船着場等の現状利用に配慮した施設整備を図る。 |
| 防護面 | L1津波や高潮による浸水の危険性や侵食等の可能性があり、対策を行う。 |
| 環境面 | 和田島の砂嘴の保護・保全に努めるとともに、漂着ゴミ等の清掃など海岸美化の推進を図る。また、侵食対策を推進し、砂浜の再生に努める。 |
| 利用面 | 船着場等の現状利用への配慮に努める。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | A | 高潮対策ランク | B | 侵食対策ランク | C | |
| 背後地ランク | A | 既存保全施設 | 護岸・堤防、突堤 | | | |
| 施設の健全度 | 風化・劣化が見られる。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 背後は漁村集落と魚介類加工工場が点在している。自衛隊基地や漁港がある。かつて砂浜では地引網のイベントが行なわれていたが、砂浜が侵食されできなくなっている。 | | | | | |
| **環境項目** | **現況特性** | | | | | |
| 環境配慮ランク | 配慮 | 海岸の状況 | 砂浜・ブロック・突堤・離岸堤・護岸 | | | |
| 自然関係法令 | ー | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | B | 海岸漂着物対策重点区域 | ● | | | |
| 海域環境 | 藻場 | ● | 干潟 | ー | サンゴ | ー |
| 配慮すべき資源 | 藻場 | | | | | |
| **利用項目** | **現況特性** | | | | | |
| 利用配慮ランク | 配慮 | 幹線道路からの距離 | 2km以内 | | | |
| アクセス道路 | 1車線 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 改善の必要性あり | | | | | |
| 海岸利用状況 | 船着場 | | | | | |
| 地域からの要請 | 砂浜の再生 | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 津波・高潮対策として堤防の改良等を行う。 | | |
| 防護面積 | 約160.0ha | 対策名（略称） | 津波・高潮【施工中】 |
| 配慮事項 | 砂浜の再生と海辺の利便性の向上 | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 31 | 紀伊水道西 | 坂野地区海岸 ー | 国土（水管理） | 小松島市 | 3320 | ④那賀川ゾーン | 環境調和 |

①海岸状況（北側）

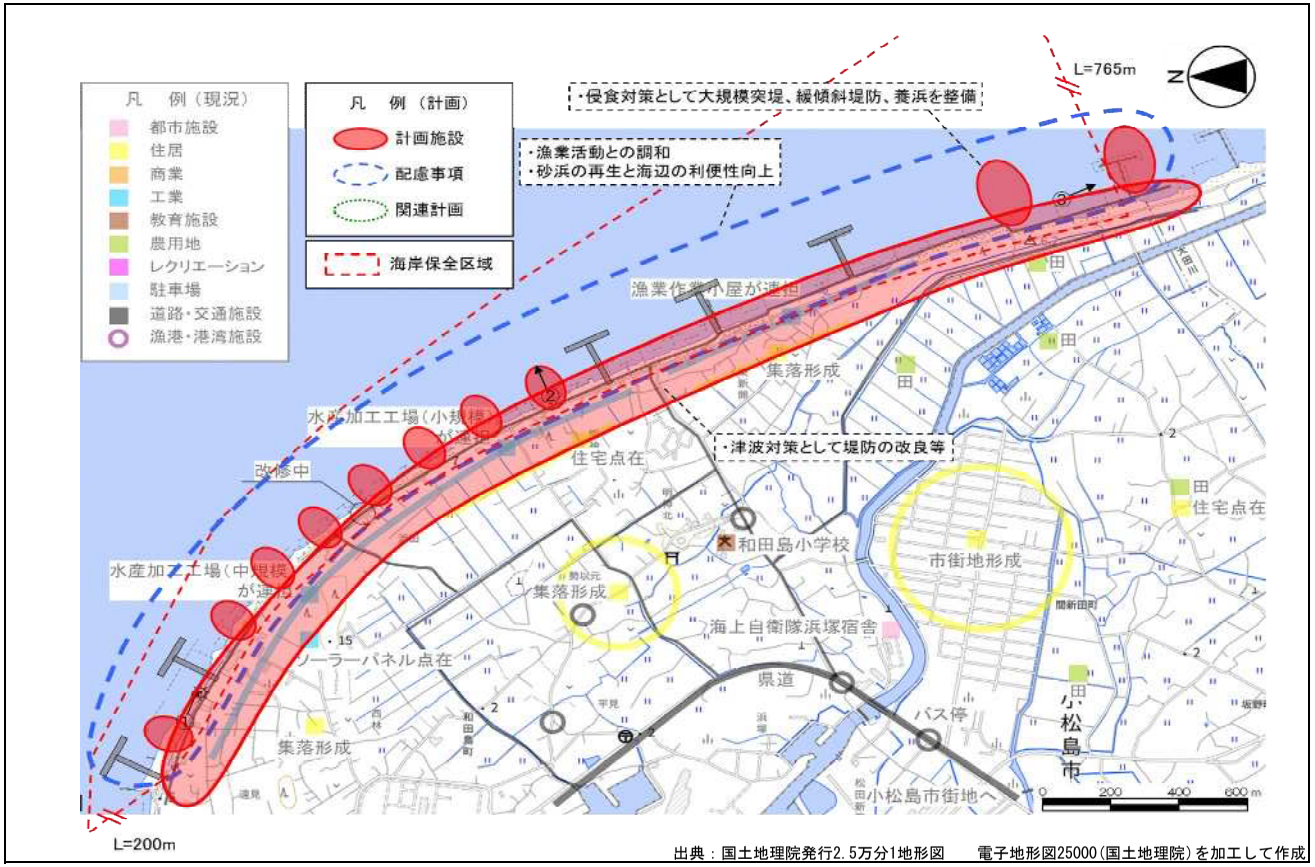


②海岸状況（中央部）



③背後地状況






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 防護面での対策が必要である。自然景観の保全、砂浜の再生、船着場等の現状利用に配慮した施設整備を図る。 |
| 防護面 | なぎさリフレッシュ事業にて、砂浜の再生、大規模突堤、養浜、緩傾斜堤防からなる侵食対策を実施中である。 |
| 環境面 | 和田島の砂浜の保全・再生に努めるとともに、ゴミの清掃など海岸美化の推進を図る。 |
| 利用面 | 船着場等の現状利用への配慮に努める。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | B | 高潮対策ランク | C | 侵食対策ランク | A |
| 背後地ランク | B | 既存保全施設 | 護岸・堤防、消波工、離岸堤、突堤 | | |
| 施設の健全度 | 風化・劣化が顕著に見られる。 | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 背後は道路及び自転車道である。全区間に渡って消波工・離岸堤が整備されているが、風化・劣化が進んでいる。 | | | | |

| 環境項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 環境配慮ランク | 配慮 | 海岸の状況 | 砂浜・ブロック・突堤・離岸堤・護岸 | | | |
| 自然関係法令 | ー | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | A | 海岸漂着物対策重点区域 | — | | | |
| 海域環境 | 藻場 | ー | 干潟 | ー | サンゴ | ー |
| 配慮すべき資源 | 自然景観 | | | | | |

| 利用項目 | 現況特性 | | |
|---|---|---|---|
| 利用配慮ランク | 配慮 | 幹線道路からの距離 | 2km以内 |
| アクセス道路 | 1車線 | | |
| 海岸へのアプローチ | 改善の必要性あり | | |
| 海岸利用状況 | 船着場 | | |
| 地域からの要請 | 砂浜の再生 | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 津波高潮対策として堤防の改良等を行う。侵食対策として大規模突堤、緩傾斜堤防、養浜を整備する。 | | |
| 防護面積 | 約135.0ha | 対策名（略称） | 侵食 |
| 配慮事項 | 漁業活動との調和、砂浜の再生と海辺の利便性向上 | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 32 | 紀伊水道西 | 今津地区海岸 ー | 国土（水管理）農水（農村） | 阿南市 | 3115 | ④那賀川ゾーン | 防護重視 |

①海岸状況（南側）



②大規模突堤



③管理道路とサイクリング道路（北側はＢ＆Ｇ駐車場）






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 砂浜の再生、船着場等の現状利用に配慮しつつ、防護を中心とした施設の維持管理に努める。施設整備を図る。 |
| 防護面 | なぎさリフレッシュ事業にて、砂浜の再生、大規模突堤、養浜、緩傾斜堤防からなる侵食対策を実施中である。 |
| 環境面 | 特質的な配慮事項はなく、現況の自然環境の維持に努める。 |
| 利用面 | 船着場等の現状利用への配慮に努める。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | B | 高潮対策ランク | C | 侵食対策ランク | A | |
| 背後地ランク | B | 既存保全施設 | 護岸・堤防、緩傾斜護岸、消波工、離岸提、突堤 | | | |
| 施設の健全度 | 風化・劣化が顕著に見られる。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 背後は道路及び自転車道である。全区間に渡って消波工・離岸提が整備されているが、風化・劣化が進んでいる。 | | | | | |
| 環境項目 | 現況特性 | | | | | |
| 環境配慮ランク | 維持 | 海岸の状況 | 砂浜・ブロック・突堤・離岸堤・護岸 | | | |
| 自然関係法令 | ー | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | A | 海岸漂着物対策重点区域 | ― | | | |
| 海域環境 | 藻場 | ー | 干潟 | ー | サンゴ | ー |
| 配慮すべき資源 | ー | | | | | |
| 利用項目 | 現況特性 | | | | | |
| 利用配慮ランク | 配慮 | 幹線道路からの距離 | 2km以内 | | | |
| アクセス道路 | 1車線 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 改善の必要性あり | | | | | |
| 海岸利用状況 | 船着場 | | | | | |
| 地域からの要請 | 砂浜の再生、堤防沿の道路整備 | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 津波・高潮対策として堤防の改良等を行う。侵食対策として大規模突堤、緩傾斜護岸、養浜を整備する。 | | |
| 防護面積 | 約5.0ha | 対策名（略称） | 侵食 |
| 配慮事項 | 漁業活動との調和、砂浜の再生と海辺の利便性向上 | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 33 | 紀伊水道西 | 今津漁港海岸 | ― | 農水（水産） | 阿南市 | 170 | ④那賀川ゾーン | 防護重視 |

①漁港状況



②漁港状況






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 防護面での対策が必要である。環境面での特質的な配慮事項はなく、港湾機能に配慮しつつ、防護を中心とした施設整備を図る。 |
| 防護面 | L1津波や高潮による浸水の危険性があり、対策を行う。 |
| 環境面 | 特質的な配慮事項はなく、現況の自然環境の維持に努める。 |
| 利用面 | 漁港等の現状利用への配慮に努める。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | A | 高潮対策ランク | B | 侵食対策ランク | ― | |
| 背後地ランク | C | 既存保全施設 | 護岸・堤防 | | | |
| 施設の健全度 | 施設の健全度は特に問題ない。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 護岸を横切る様に臨港道路が通っており、護岸前面は漁港施設が整備されている。背後には防砂林があり田が広がっている。人家はまばらである | | | | | |
| 環境項目 | 現況特性 | | | | | |
| 環境配慮ランク | 維持 | 海岸の状況 | ブロック・突堤・護岸 | | | |
| 自然関係法令 | ― | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | A | 海岸漂着物対策重点区域 | ― | | | |
| 海域環境 | 藻場 | ― | 干潟 | ― | サンゴ | ― |
| 配慮すべき資源 | ― | | | | | |
| 利用項目 | 現況特性 | | | | | |
| 利用配慮ランク | 配慮 | 幹線道路からの距離 | 2km以内 | | | |
| アクセス道路 | 1車線 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 良好 | | | | | |
| 海岸利用状況 | 漁港 | | | | | |
| 地域からの要請 | ― | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 津波・高潮対策として堤防の改良等を行う。 | | |
| 防護面積 | 約50.0ha | 対策名（略称） | ― |
| 配慮事項 | ― | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 34 | 紀伊水道西 | 那賀川海岸 | 那賀川左岸地区 | 農水（農村） | 阿南市 | 2000 | ④那賀川ゾーン | 利用促進 |

①護岸状況（西側を撮影）

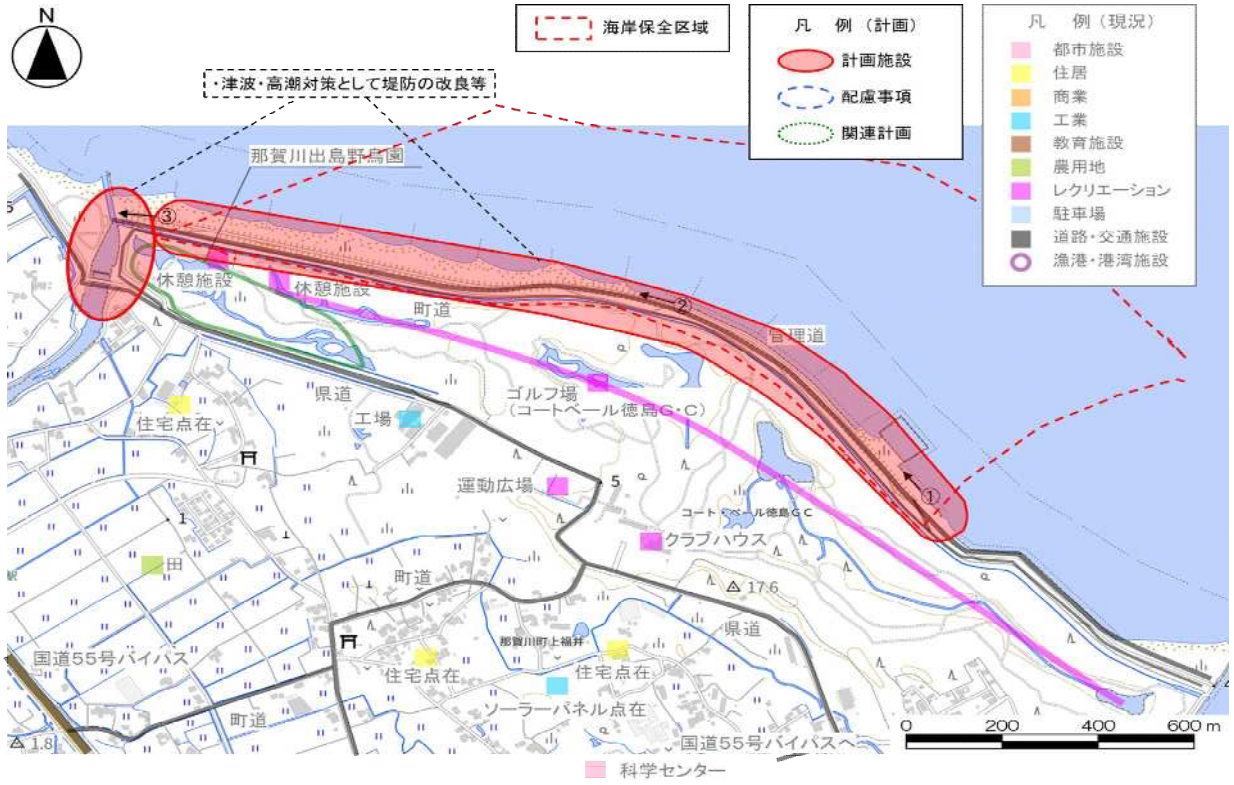


②海岸状況



③護岸状況






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 防護面での対策が必要である。特に、レクリエーション面での海岸利用ニーズの高い地域であるため、海岸利用を促進するための施設整備を図る。 |
| 防護面 | L1津波や高潮による浸水の危険性があり、対策を行う。 |
| 環境面 | 砂浜の再生に努めるとともに、漂着ゴミ等の清掃など海岸美化の推進を図る。 |
| 利用面 | 海岸に隣接してゴルフ場、野鳥観察園がある。海岸利用のニーズが高く、海岸環境整備事業を計画中である。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | A | 高潮対策ランク | B | 侵食対策ランク | C | |
| 背後地ランク | B | 既存保全施設 | 階段式堤防、樋門、消波工、突堤、離岸堤 | | | |
| 施設の健全度 | 施設の健全度は特に問題ない。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 階段式堤防となっており、前面に消波工・離岸堤が整備されている。背後は農地や民家となっている。また水叩きは新に舗装されている。 | | | | | |
| **環境項目** | **現況特性** | | | | | |
| 環境配慮ランク | 配慮 | 海岸の状況 | 砂浜・ブロック・突堤・離岸堤・護岸 | | | |
| 自然関係法令 | － | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | A | 海岸漂着物対策重点区域 | ● | | | |
| 海域環境 | 藻場 | － | 干潟 | － | サンゴ | － |
| 配慮すべき資源 | － | | | | | |
| **利用項目** | **現況特性** | | | | | |
| 利用配慮ランク | 促進 | 幹線道路からの距離 | 2km以内 | | | |
| アクセス道路 | 1車線 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 改善の必要性あり | | | | | |
| 海岸利用状況 | 海岸環境整備事業 | | | | | |
| 地域からの要請 | 砂浜の再生、松林の再生 | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 津波・高潮対策として堤防の改良等を行う。 | | |
| 防護面積 | 約40.0ha | 対策名（略称） | 津波・高潮【施工中】 |
| 配慮事項 | － | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 35 | 紀伊水道西 | 中島港海岸 | 中島地区 | 国土（港湾） | 阿南市 | 1362 | ④那賀川ゾーン | 利用促進 |

①護岸状況（東側）

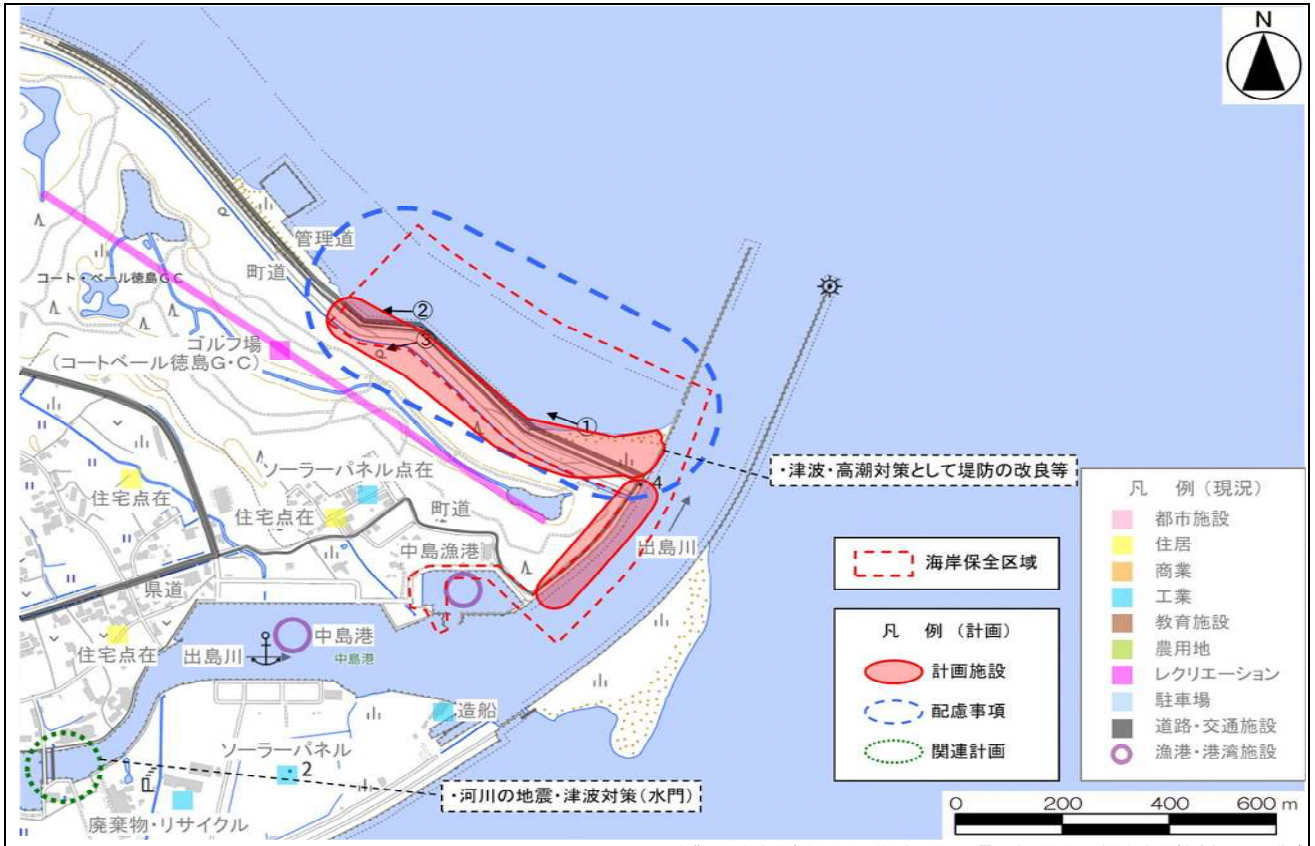


②護岸状況（東側）



③護岸状況（西側）






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000（国土地理院）を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 防護面での対策が必要である。特に、レクリエーション面での海岸利用ニーズが高い地域であり、防護面の強化にあたっては海岸利用を促進するための施設整備を図る。 |
| 防護面 | L1津波や高潮による浸水の危険性や浸食等の可能性があり、対策を行う。 |
| 環境面 | 砂浜の再生に努めるとともに、漂着ゴミ等の清掃など海岸美化の推進を図る。 |
| 利用面 | 海岸に隣接してゴルフ場、野鳥観察園がある。海岸利用のニーズが高く、人工海浜構想を計画中である。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | A | 高潮対策ランク | B | 侵食対策ランク | C | |
| 背後地ランク | B | 既存保全施設 | 緩傾斜護岸、消波工、突堤、離岸堤 | | | |
| 施設の健全度 | 施設の健全度は特に問題ない。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 階段式護岸となっており、前面に消波工・離岸堤が整備されている。背後地はゴルフ場であり水叩きは新に舗装されている。 | | | | | |
| 環境項目 | 現況特性 | | | | | |
| 環境配慮ランク | 維持 | 海岸の状況 | 砂浜・ブロック・離岸堤・護岸 | | | |
| 自然関係法令 | － | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | A | 海岸漂着物対策重点区域 | ● | | | |
| 海域環境 | 藻場 | － | 干潟 | － | サンゴ | － |
| 配慮すべき資源 | － | | | | | |
| 利用項目 | 現況特性 | | | | | |
| 利用配慮ランク | 促進 | 幹線道路からの距離 | 2km以内 | | | |
| アクセス道路 | 1車線 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 改善の必要性あり | | | | | |
| 海岸利用状況 | 人工海浜構想 | | | | | |
| 地域からの要請 | 砂浜の再生、松林の再生、レクリエーション拠点の整備 | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 津波・高潮対策として堤防の改良等を行う。 | | |
| 防護面積 | 約15.0ha | 対策名（略称） | 津波・高潮【未着手】 |
| 配慮事項 | 藻場の保全、海辺の利便性の向上、砂浜の回復 | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 36-1 | 紀伊水道西 | 富岡港海岸 | 辰巳地区 | 国土（港湾） | 阿南市 | 721 | ④那賀川ゾーン | 防護重視 |

①護岸状況



②突堤状況（最東側）



③管理道路と道路状況






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　電子地形図25000（国土地理院）を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 環境面・利用面での特質的な配慮事項はないが、防護を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 防護面 | 当面、現施設の維持管理に努める。 |
| 環境面 | ゴミの清掃など海岸美化の推進を図る。 |
| 利用面 | 主な現況利用はなく、現状の維持に努める。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | C | 高潮対策ランク | C | 侵食対策ランク | C | |
| 背後地ランク | A | 既存保全施設 | 護岸・堤防・消波工 | | | |
| 施設の健全度 | 若干の劣化・風化が見られる。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 辰巳工業団地の海側に位置し、護岸と消波工が整備されている。将来的に離岸堤を整備する計画がある。 | | | | | |
| 環境項目 | 現況特性 | | | | | |
| 環境配慮ランク | 維持 | 海岸の状況 | 砂浜・ブロック・護岸 | | | |
| 自然関係法令 | ー | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | C | 海岸漂着物対策重点区域 | — | | | |
| 海域環境 | 藻場 | ー | 干潟 | ー | サンゴ | ー |
| 配慮すべき資源 | ウミガメ（現地確認情報）、ウミガメの上陸産卵への配慮（砂浜の保全） | | | | | |
| 利用項目 | 現況特性 | | | | | |
| 利用配慮ランク | 維持 | 幹線道路からの距離 | 2km以内 | | | |
| アクセス道路 | 1車線 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 困難 | | | | | |
| 海岸利用状況 | なし | | | | | |
| 地域からの要請 | ー | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 定期点検を実施し、維持管理を行う。 | | |
| 防護面積 | ー | 対策名（略称） | 【完了】 |
| 配慮事項 | 港湾機能の維持 | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 36-2 | 紀伊水道西 | 富岡港海岸　豊益・睦地区 | 国土（港湾） | 阿南市 | 1516 | ④那賀川ゾーン | 利用促進 |

①海岸状況



②背後地状況



③漁港状況（南側）






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 防護面での対策が必要である。海岸利用の促進に配慮した施設整備を図る。 |
| 防護面 | L1津波や高潮による浸水の危険性があり、対策を行う。 |
| 環境面 | 淡島海岸の砂浜、背後の松林が一体となった良好な自然環境の保全に努めるとともに、ゴミの清掃など海岸美化の推進を図る。 |
| 利用面 | 海水浴等の海岸利用が盛んであり、現状利用の促進に努める。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | A | 高潮対策ランク | B | 侵食対策ランク | ― | |
| 背後地ランク | A | 既存保全施設 | 護岸・堤防、砂浜 | | | |
| 施設の健全度 | 若干の劣化・風化が見られる。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 淡島地区の漁船たまり北側に広がる砂浜海岸であり、護岸が整備されている。 | | | | | |
| **環境項目** | **現況特性** | | | | | |
| 環境配慮ランク | 配慮 | 海岸の状況 | 砂浜・護岸 | | | |
| 自然関係法令 | 国定公園（海上：普通）、国定公園（陸上：第２種） | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | A | 海岸漂着物対策重点区域 | ― | | | |
| 海域環境 | 藻場 | ― | 干潟 | ― | サンゴ | ― |
| 配慮すべき資源 | 自然関係法令、自然景観、ウミガメ（現地確認情報）、ウミガメの上陸産卵への配慮（砂浜の保全） | | | | | |
| **利用項目** | **現況特性** | | | | | |
| 利用配慮ランク | 促進 | 幹線道路からの距離 | 2km以内 | | | |
| アクセス道路 | 1車線 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 改善の必要性あり | | | | | |
| 海岸利用状況 | 海水浴 | | | | | |
| 地域からの要請 | 海浜レクリエーションの形成、松林の保全 | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 津波・高潮対策として堤防の改良等を行う。 | | |
| 防護面積 | 約3.3ha | 対策名（略称） | 津波・高潮 |
| 配慮事項 | 海水浴場の利便性向上、砂浜の保全 | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 37-1 | 紀伊水道西 | 中林漁港海岸 | 中林地区 | 農水（水産） | 阿南市 | 795 | ④那賀川ゾーン | 利用促進 |

①海岸状況（東側）

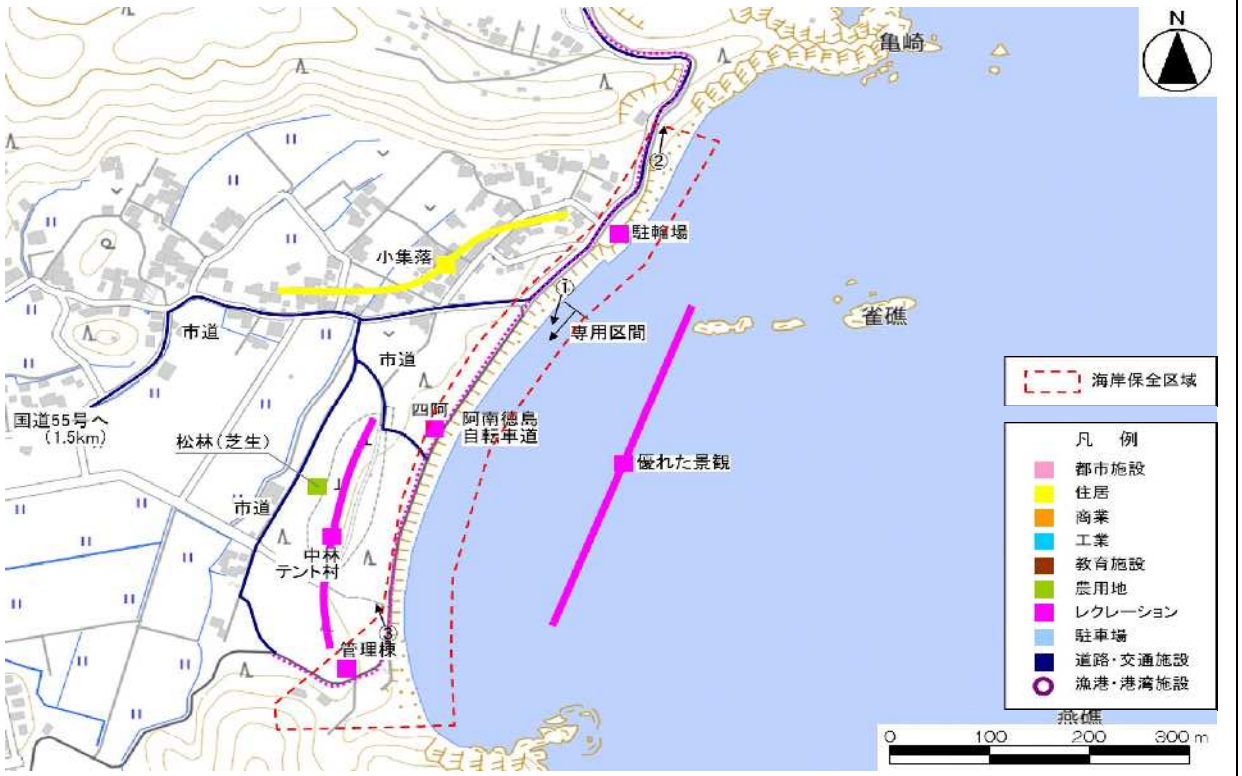


②護岸状況（サイクリングロード）



③背後地状況






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 背後地の重要度を考慮して、当面、海岸利用を促進するための施設の維持管理に努める。 |
| 防護面 | 当面、現施設の維持管理に努める。 |
| 環境面 | 中林海岸の砂浜、美しい海岸線、背後の松林が一体となった良好な自然環境の保全に努めるとともに、漂着ゴミ等の清掃など海岸美化の推進を図る。 |
| 利用面 | 臨海キャンプ場が隣接し海岸利用が盛んであり、現状利用の促進に努める。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | C | 高潮対策ランク | C | 侵食対策ランク | C | |
| 背後地ランク | C | 既存保全施設 | 緩傾斜護岸、砂浜 | | | |
| 施設の健全度 | 施設の健全度は特に問題ない。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 階段式護岸となっており、背後には自転車道が整備されている。また、前面は砂浜となっている。護岸形状の整合が取れていない。 | | | | | |
| 環境項目 | 現況特性 | | | | | |
| 環境配慮ランク | 配慮 | 海岸の状況 | 砂浜・護岸 | | | |
| 自然関係法令 | 国定公園（海上：普通）、国定公園（陸上：第２種） | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | A | 海岸漂着物対策重点区域 | ● | | | |
| 海域環境 | 藻場 | － | 干潟 | － | サンゴ | － |
| 配慮すべき資源 | 自然関係法令、ウミガメ（現地確認情報）、ウミガメの上陸産卵への配慮（砂浜の保全） | | | | | |
| 利用項目 | 現況特性 | | | | | |
| 利用配慮ランク | 促進 | 幹線道路からの距離 | 2km以内 | | | |
| アクセス道路 | 1車線 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 改善の必要性あり | | | | | |
| 海岸利用状況 | 臨海キャンプ場 | | | | | |
| 地域からの要請 | 自然環境の保護、越波対策、松林の保全 | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 定期点検を実施し、維持管理を行う。 | | |
| 防護面積 | － | 対策名（略称） | － |
| 配慮事項 | － | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 37-2 | 紀伊水道西 | 中林漁港海岸 | 北ノ脇地区 | 農水（水産） | 阿南市 | 1000 | ④那賀川ゾーン | 利用促進 |

①海岸状況（全景）



②漁港



③背後状況（駐車場）






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000（国土地理院）を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 背後地の重要度を考慮して、当面、海岸利用を促進するための施設の維持管理に努める。 |
| 防護面 | 当面、現施設の維持管理に努める。 |
| 環境面 | 北の脇海岸の砂浜、背後の松林が一体となった良好な自然環境の保全に努めるとともに、漂着ゴミ等の清掃など海岸美化の推進を図る。 |
| 利用面 | 海水浴等の海岸利用が盛んであり、現状利用の促進に努める。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | C | 高潮対策ランク | C | 侵食対策ランク | — | |
| 背後地ランク | B | 既存保全施設 | 護岸・堤防、海水浴場 | | | |
| 施設の健全度 | 施設の健全度は特に問題ない。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 東側は中林漁港に隣接し、西側は見能林地区海岸となっている。現在、北の脇海水浴場として整備されている。見能林地区海岸よりも整備水準は低い | | | | | |
| 環境項目 | 現況特性 | | | | | |
| 環境配慮ランク | 配慮 | 海岸の状況 | 砂浜・護岸 | | | |
| 自然関係法令 | 国定公園（海上：普通）、国定公園（陸上：第２種） | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | A | 海岸漂着物対策重点区域 | ● | | | |
| 海域環境 | 藻場 | ● | 干潟 | — | サンゴ | — |
| 配慮すべき資源 | 自然関係法令、藻場、自然景観、ウミガメ（現地確認情報）、ウミガメの上陸産卵への配慮（砂浜の保全） | | | | | |
| 利用項目 | 現況特性 | | | | | |
| 利用配慮ランク | 促進 | 幹線道路からの距離 | 2km以内 | | | |
| アクセス道路 | 1車線 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 改善の必要性あり | | | | | |
| 海岸利用状況 | 海水浴、観光地びき網 | | | | | |
| 地域からの要請 | 松林の保全、ゴミ対策、侵食対策 | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 定期点検を実施し、維持管理を行う。 | | |
| 防護面積 | 約5.5ha | 対策名（略称） | — |
| 配慮事項 | — | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 38 | 紀伊水道西 | 見能林地区海岸　－ | 国土（水管理） | 阿南市 | 600 | ④那賀川ゾーン | 利用促進 |

①海岸状況

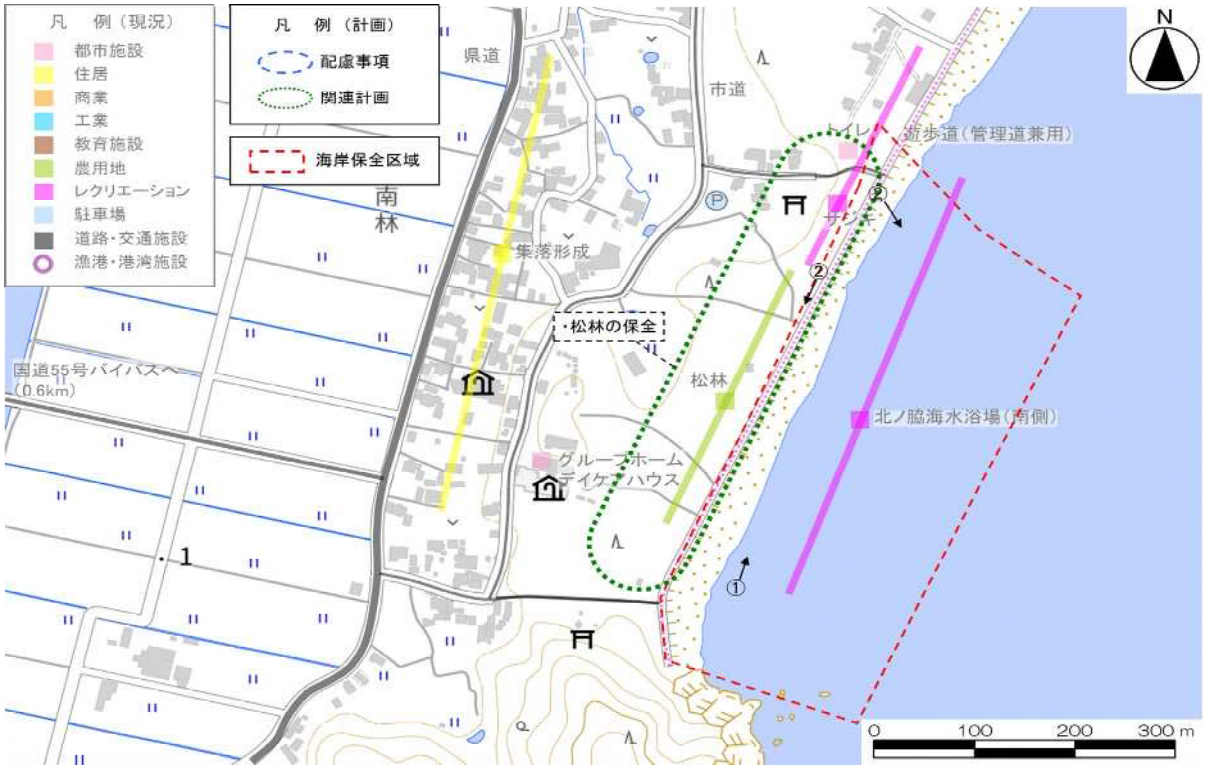


②背後地状況



③海岸状況






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000（国土地理院）を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 背後地の重要度を考慮して、当面、海岸利用を促進するための施設の維持管理に努める。 |
| 防護面 | 当面、現施設の維持管理に努める。 |
| 環境面 | 北の脇海岸の砂浜、背後の松林が一体となった良好な自然環境の保全に努めるとともに、ゴミの清掃など海岸美化の推進を図る。 |
| 利用面 | 海水浴等の海岸利用が盛んであり、現状利用の促進に努める。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | C | 高潮対策ランク | C | 侵食対策ランク | C | |
| 背後地ランク | C | 既存保全施設 | 護岸・堤防、海水浴場 | | | |
| 施設の健全度 | 施設の健全度は特に問題ない。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 北の脇海水浴場として中林漁港海岸と連続している。砂浜に面して護岸・プロムナードが整備されている。 | | | | | |
| 環境項目 | 現況特性 | | | | | |
| 環境配慮ランク | 配慮 | 海岸の状況 | 砂浜・護岸 | | | |
| 自然関係法令 | 国定公園（海上：普通）、国定公園（陸上：第２種） | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | A | 海岸漂着物対策重点区域 | — | | | |
| 海域環境 | 藻場 | － | 干潟 | － | サンゴ | － |
| 配慮すべき資源 | 自然関係法令、自然景観 | | | | | |
| 利用項目 | 現況特性 | | | | | |
| 利用配慮ランク | 促進 | 幹線道路からの距離 | 2km以内 | | | |
| アクセス道路 | 1車線 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 改善の必要性あり | | | | | |
| 海岸利用状況 | 海水浴、ビーチバレー | | | | | |
| 地域からの要請 | 海水浴場の機能強化、松林の保全 | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 定期点検を実施し、維持管理を行う。 | | |
| 防護面積 | － | 対策名（略称） | － |
| 配慮事項 | － | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 39-1 | 紀伊水道西 | 大潟漁港海岸 | 柏地区 | 農水（水産） | 阿南市 | 370 | ⑤橘湾ゾーン | 環境調和 |

①海岸状況



②背後地状況



③背後地状況






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 防護面での問題はないが、海岸景観や藻場の保全、親水空間の保全に配慮しつつ、施設の維持管理に努める。 |
| 防護面 | 当面、現施設の維持管理に努める。 |
| 環境面 | 柏の陸けい砂州、自然海岸、生物の生息環境として重要な藻場、橘湾の優れた景観資源（多島海）の保護・保全に努める。 |
| 利用面 | 水遊び等の可能な親水性のある海辺空間への配慮に努める。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | C | 高潮対策ランク | C | 侵食対策ランク | ― | |
| 背後地ランク | D | 既存保全施設 | 護岸・堤防・礫 | | | |
| 施設の健全度 | 若干の劣化・風化が見られる。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 背後は雑木林で、前面は玉石主体の砂浜である.前面は草木で覆われている。護岸は老朽化しているが、機能的に問題はないと考えられる。 | | | | | |
| 環境項目 | 現況特性 | | | | | |
| 環境配慮ランク | 配慮 | 海岸の状況 | 砂浜・護岸 | | | |
| 自然関係法令 | 国定公園（海上：普通）、国定公園（陸上：第２種） | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | A | 海岸漂着物対策重点区域 | ― | | | |
| 海域環境 | 藻場 | ● | 干潟 | ― | サンゴ | ― |
| 配慮すべき資源 | 自然関係法令、藻場、自然景観 | | | | | |
| 利用項目 | 現況特性 | | | | | |
| 利用配慮ランク | 配慮 | 幹線道路からの距離 | 2km以内 | | | |
| アクセス道路 | 1車線 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 改良の必要性あり | | | | | |
| 海岸利用状況 | 水遊び | | | | | |
| 地域からの要請 | ― | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 定期点検を実施し、維持管理を行う。 | | |
| 防護面積 | 約3.0ha | 対策名（略称） | ― |
| 配慮事項 | ― | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 39-2 | 紀伊水道西 | 大潟漁港海岸 | 柏大手地区 | 農水（水産） | 阿南市 | 140 | ⑤橘湾ゾーン | 環境調和 |

①海岸状況



②護岸状況



③背後状況






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 施設の補修が必要であるが、良好な環境を有しており、環境面に配慮しつつ現状を維持していく。 |
| 防護面 | 当面、現施設の維持管理に努める。 |
| 環境面 | 柏の陸けい砂州、自然海岸、生物の生息環境として重要な藻場、橘湾の優れた景観資源（多島海）の保護・保全に努める。 |
| 利用面 | 主な現況利用はなく、現状の維持に努める。（利用面での環境は良好であるがアクセスが困難である。） |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | C | 高潮対策ランク | C | 侵食対策ランク | C | |
| 背後地ランク | D | 既存保全施設 | 礫 | | | |
| 施設の健全度 | 施設なし。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 立ち入り不能 | | | | | |
| 環境項目 | 現況特性 | | | | | |
| 環境配慮ランク | 配慮 | 海岸の状況 | — | | | |
| 自然関係法令 | 国定公園（海上：普通）、国定公園（陸上：第２種） | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | A | 海岸漂着物対策重点区域 | — | | | |
| 海域環境 | 藻場 | ● | 干潟 | － | サンゴ | － |
| 配慮すべき資源 | 自然関係法令、藻場、自然景観 | | | | | |
| 利用項目 | 現況特性 | | | | | |
| 利用配慮ランク | 維持 | 幹線道路からの距離 | 2km以内 | | | |
| アクセス道路 | 車でのアクセス困難 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 困難 | | | | | |
| 海岸利用状況 | なし | | | | | |
| 地域からの要請 | － | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 定期点検を実施し、維持管理を行う。 | | |
| 防護面積 | － | 対策名（略称） | － |
| 配慮事項 | － | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 39-3 | 紀伊水道西 | 大潟漁港海岸 | 大潟地区 | 農水（水産） | 阿南市 | 1775 | ⑤橘湾ゾーン | 環境調和 |

①海岸状況



②背後地状況



③背後地状況






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 防護面での対策が必要である。藻場や干潟の保全、漁港等の現状利用に配慮した施設整備を図る。 |
| 防護面 | L1津波や高潮による浸水の危険性があり、対策を行う。 |
| 環境面 | 生物の生息環境として重要な藻場・干潟の保全に努める。海域の閉鎖性が特に強いため、水質保全の観点から海水交換を妨げることのないように留意する。 |
| 利用面 | 漁港等の現状利用への配慮に努める。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | A | 高潮対策ランク | B | 侵食対策ランク | ― |
| 背後地ランク | B | 既存保全施設 | 護岸・堤防 | | |
| 施設の健全度 | 一部風化・劣化が顕著に見られる。 | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 前面を埋立工事中であり、矢板が打ち込まれている。前面はヘドロが堆積している。 | | | | |

| 環境項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 環境配慮ランク | 配慮 | 海岸の状況 | 護岸 | | | |
| 自然関係法令 | ― | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | A | 海岸漂着物対策重点区域 | ― | | | |
| 海域環境 | 藻場 | ● | 干潟 | ● | サンゴ | ― |
| 配慮すべき資源 | 藻場、干潟 | | | | | |

| 利用項目 | 現況特性 | | |
|---|---|---|---|
| 利用配慮ランク | 配慮 | 幹線道路からの距離 | 2km以内 |
| アクセス道路 | 1車線 | | |
| 海岸へのアプローチ | 困難 | | |
| 海岸利用状況 | 漁港 | | |
| 地域からの要請 | 護岸改良 | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 津波・高潮対策として堤防の改良等を行う。 | | |
| 防護面積 | 約10.0ha | 対策名（略称） | 津波・高潮【未着手】 |
| 配慮事項 | 藻場の保全、背後地からの海岸利用 | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 40-1 | 紀伊水道西 | 橘港海岸 | 橘東地区 | 国土（港湾） | 阿南市 | 6487 | ⑤橘湾ゾーン | 環境調和 |

①護岸状況

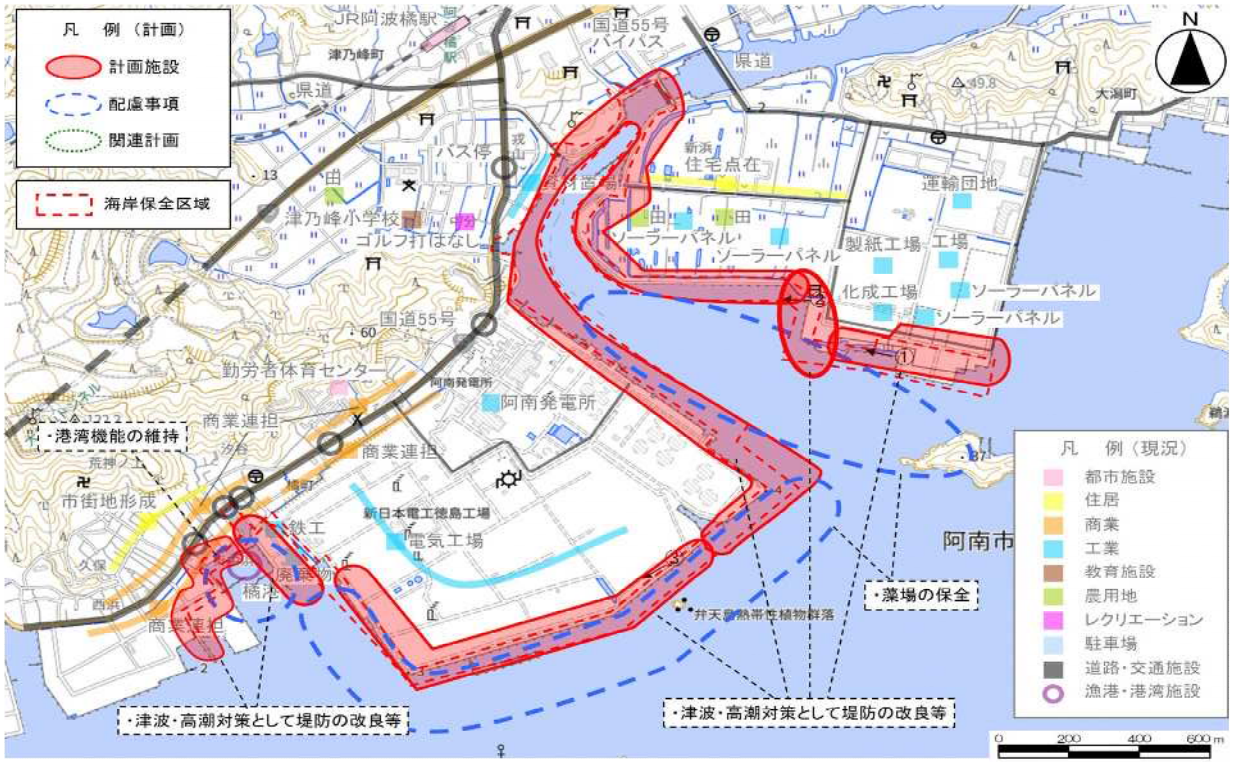


②護岸状況



③護岸状況






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 防護面での対策が必要である。藻場の保全に配慮した施設整備を図る。 |
| 防護面 | L1津波や高潮による浸水の危険性があり、対策を行う。 |
| 環境面 | 生物の生息環境として重要な藻場の保全に努めるとともに、ゴミの清掃など海岸美化の推進を図る。 |
| 利用面 | 漁港等の現状利用への配慮に努める。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | A | 高潮対策ランク | B | 侵食対策ランク | ― | |
| 背後地ランク | A | 既存保全施設 | 護岸・堤防 | | | |
| 施設の健全度 | 一部風化・劣化が顕著に見られる。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 重力式の護岸であり、老朽化から一部に大きなクラックが見られる。背後は空地および工場である。 | | | | | |
| 環境項目 | 現況特性 | | | | | |
| 環境配慮ランク | 配慮 | 海岸の状況 | 護岸 | | | |
| 自然関係法令 | ― | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | A | 海岸漂着物対策重点区域 | ― | | | |
| 海域環境 | 藻場 | ● | 干潟 | ― | サンゴ | ― |
| 配慮すべき資源 | 藻場、自然景観 | | | | | |
| 利用項目 | 現況特性 | | | | | |
| 利用配慮ランク | 維持 | 幹線道路からの距離 | 500m以内 | | | |
| アクセス道路 | 1車線 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 困難 | | | | | |
| 海岸利用状況 | なし | | | | | |
| 地域からの要請 | ― | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 津波・高潮対策として堤防の改良等を行う。 | | |
| 防護面積 | 約180.0ha | 対策名（略称） | 津波・高潮【施工中】 |
| 配慮事項 | 藻場の保全、港湾機能の維持 | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 40-2 | 紀伊水道西 | 橘港海岸 | 橘西地区 | 国土（港湾） | 阿南市 | 1481 | ⑤橘湾ゾーン | 防護重視 |

①堤防状況



②堤防状況



③堤防状況






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 防護面での対策が必要である。自然環境の保全に配慮した施設整備を図る。 |
| 防護面 | L1津波による浸水の危険性があり、対策を行う。 |
| 環境面 | 特質的な配慮事項はなく、現況の自然環境の維持に努める。 |
| 利用面 | 主な現況利用はなく、現状の維持に努める。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | A | 高潮対策ランク | C | 侵食対策ランク | — | |
| 背後地ランク | A | 既存保全施設 | 護岸・堤防 | | | |
| 施設の健全度 | 一部風化・劣化が見られる。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 前面は漁港の物揚場として利用されている。背後は漁業集落でありかなりの人家が密集している。 | | | | | |
| **環境項目** | **現況特性** | | | | | |
| 環境配慮ランク | 維持 | 海岸の状況 | 護岸 | | | |
| 自然関係法令 | — | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | A | 海岸漂着物対策重点区域 | — | | | |
| 海域環境 | 藻場 | — | 干潟 | — | サンゴ | — |
| 配慮すべき資源 | — | | | | | |
| **利用項目** | **現況特性** | | | | | |
| 利用配慮ランク | 維持 | 幹線道路からの距離 | 隣接 | | | |
| アクセス道路 | 2車線 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 困難 | | | | | |
| 海岸利用状況 | なし | | | | | |
| 地域からの要請 | 防護ラインの変更、避難場所への案内板 | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 津波対策として堤防の改良等を行う。 | | |
| 防護面積 | 約37.0ha | 対策名（略称） | 津波【施工中】 |
| 配慮事項 | 港湾機能の維持 | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 40-3 | 紀伊水道西 | 橘港海岸 | 鵠地区 | 国土（港湾） | 阿南市 | 1920 | ⑤橘湾ゾーン | 環境調和 |

①護岸状況

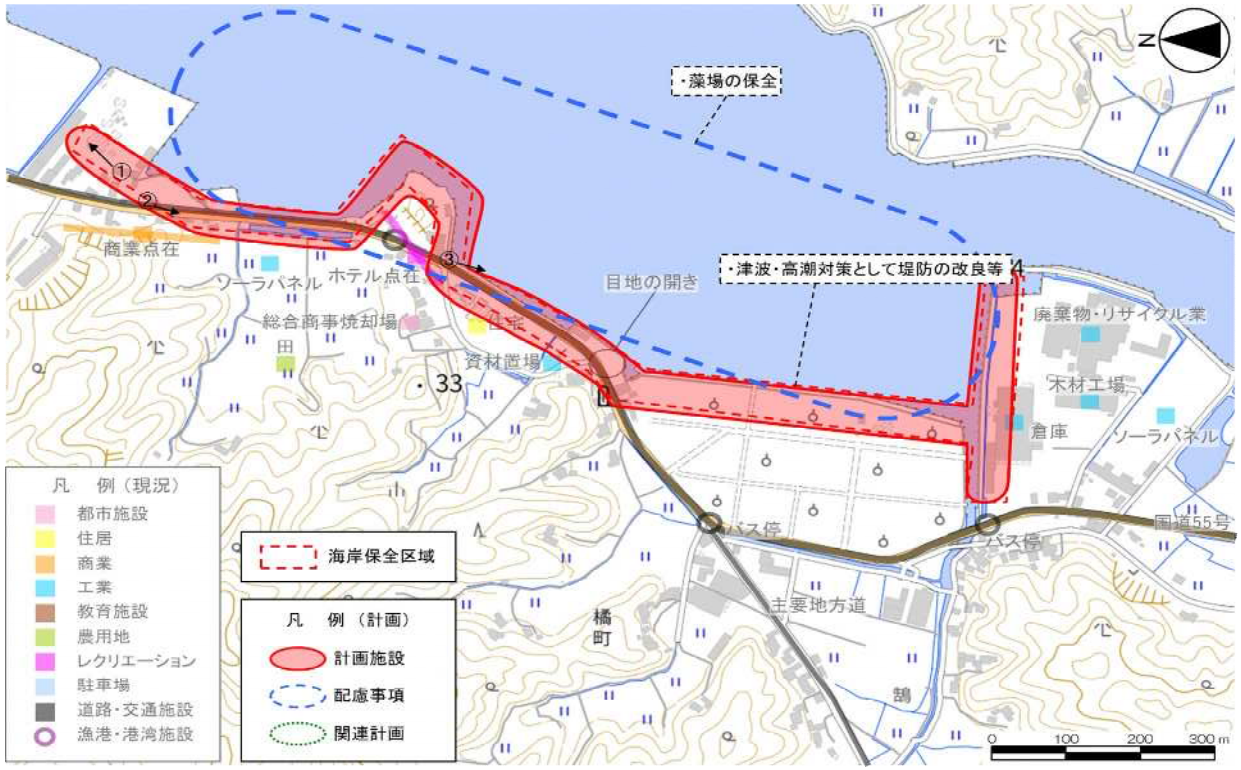


②護岸状況



③背後地状況






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 防護面での対策が必要である。藻場の保全に配慮した施設整備を図る。 |
| 防護面 | L1津波や高潮による浸水の危険性があり、対策を行う。 |
| 環境面 | 生物の生息環境として重要な藻場の保全に努める。また、海域の閉鎖性が特に強いため、水質保全の観点から海水交換を妨げることのないように留意する。 |
| 利用面 | 主な現況利用はなく、現状の維持に努める。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | A | 高潮対策ランク | B | 侵食対策ランク | ― | |
| 背後地ランク | B | 既存保全施設 | 護岸・堤防 | | | |
| 施設の健全度 | 若干の劣化・風化が見られる。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 護岸天端は嵩上げ施工がされている。背後のエプロンの目地が大きく開いており、沈下が見られる所もある。嵩上げ前の部分の風化が見られる | | | | | |
| 環境項目 | 現況特性 | | | | | |
| 環境配慮ランク | 配慮 | 海岸の状況 | 護岸 | | | |
| 自然関係法令 | ― | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | A | 海岸漂着物対策重点区域 | ― | | | |
| 海域環境 | 藻場 | ● | 干潟 | ― | サンゴ | ― |
| 配慮すべき資源 | 藻場 | | | | | |
| 利用項目 | 現況特性 | | | | | |
| 利用配慮ランク | 維持 | 幹線道路からの距離 | 2km以内 | | | |
| アクセス道路 | 1車線 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 困難 | | | | | |
| 海岸利用状況 | なし | | | | | |
| 地域からの要請 | ― | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 津波・高潮対策として堤防の改良等を行う。 | | |
| 防護面積 | 約20.0ha | 対策名（略称） | 津波・高潮【未着手】 |
| 配慮事項 | 藻場の保全 | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 40-4 | 紀伊水道西 | 橘港海岸　袴傍示西地区 | 国土（港湾） | 阿南市 | 1728 | ⑤橘湾ゾーン | 環境調和 |

①堤防状況

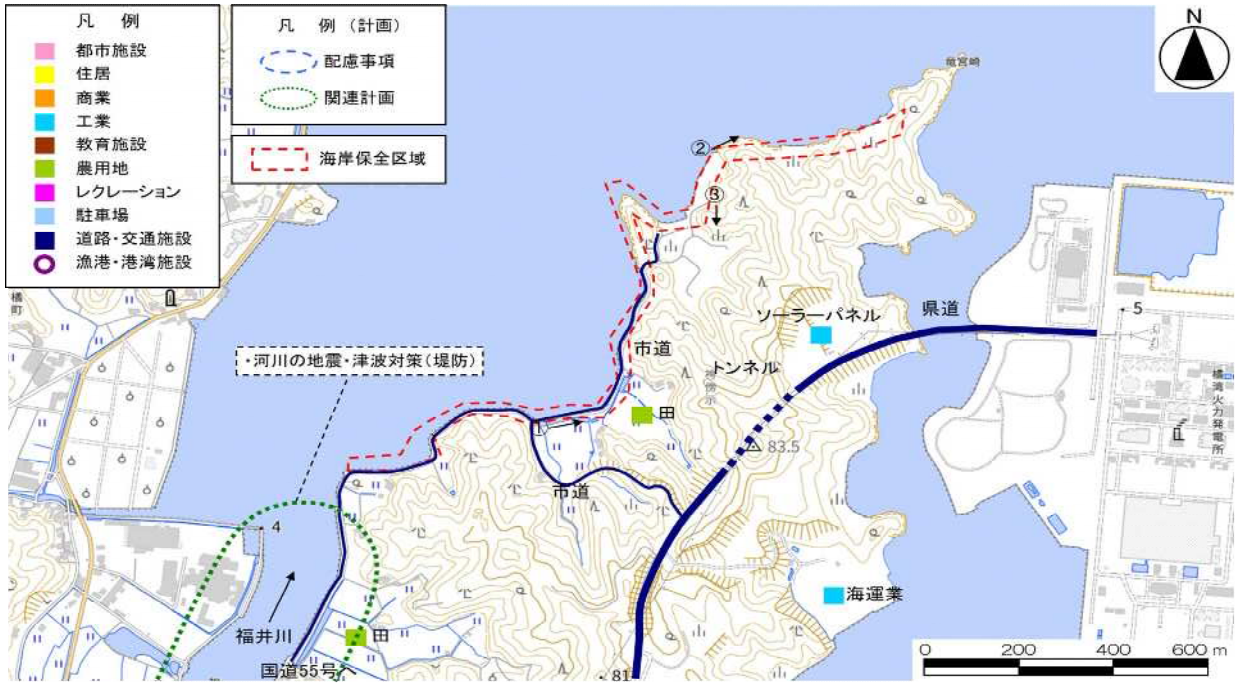


②堤防状況



③背後地状況






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 背後地の重要度を考慮して、当面、藻場の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 防護面 | 当面、現施設の維持管理に努める。 |
| 環境面 | 生物の生息環境として重要な藻場の保全に努める。また、海域の閉鎖性が特に強いため、水質保全の観点から海水交換を妨げることのないように留意する。 |
| 利用面 | 主な現況利用はなく、現状の維持に努める。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | B | 高潮対策ランク | C | 侵食対策ランク | ― | |
| 背後地ランク | D | 既存保全施設 | 護岸・堤防 | | | |
| 施設の健全度 | 施設の健全度は特に問題ない。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 昭和36年施工の古い石積およびコンクリート張護岸である。風化劣化および吸出等の現象が見られる。背後は土地開発公社の所有地である | | | | | |
| 環境項目 | 現況特性 | | | | | |
| 環境配慮ランク | 配慮 | 海岸の状況 | 護岸 | | | |
| 自然関係法令 | ― | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | A | 海岸漂着物対策重点区域 | ― | | | |
| 海域環境 | 藻場 | ● | 干潟 | ― | サンゴ | ― |
| 配慮すべき資源 | 藻場 | | | | | |
| 利用項目 | 現況特性 | | | | | |
| 利用配慮ランク | 維持 | 幹線道路からの距離 | 500m以内 | | | |
| アクセス道路 | 1車線 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 困難 | | | | | |
| 海岸利用状況 | なし | | | | | |
| 地域からの要請 | ― | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 定期点検を実施し、維持管理を行う。 | | |
| 防護面積 | 約3.5ha | 対策名（略称） | ― |
| 配慮事項 | ― | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 40-5 | 紀伊水道西 | 橘港海岸　袴傍示東地区 | 国土（港湾） | 阿南市 | 1439 | ⑤橘湾ゾーン | 環境調和 |

①海岸状況

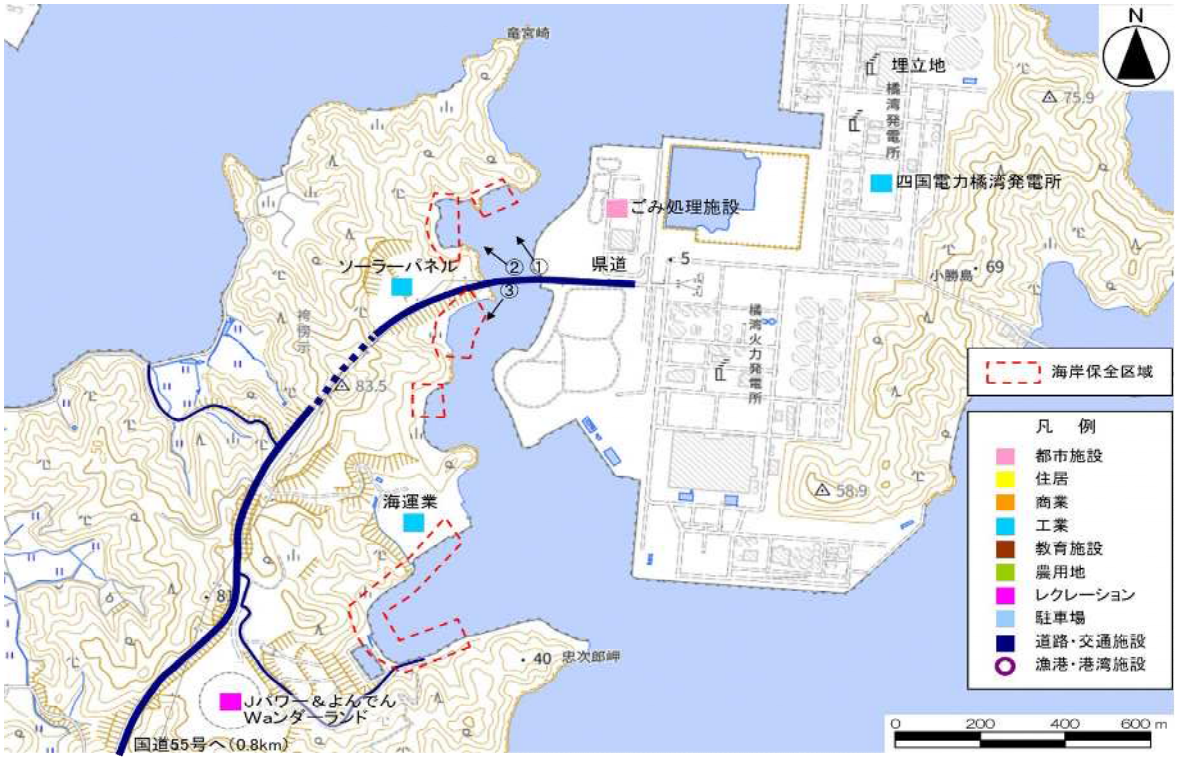


②海岸状況



③海岸状況






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 背後地の重要度を考慮して、当面、藻場の保全に配慮しつつ、施設の維持管理に努める。 |
| 防護面 | 当面、現施設の維持管理に努める。 |
| 環境面 | 生物の生息環境として重要な藻場の保全に努める。また、海域の閉鎖性が特に強いため、水質保全の観点から海水交換を妨げることのないように留意する。 |
| 利用面 | 主な現況利用はなく、現状の維持に努める。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | B | 高潮対策ランク | C | 侵食対策ランク | ― | |
| 背後地ランク | D | 既存保全施設 | 護岸・堤防 | | | |
| 施設の健全度 | 一部風化・劣化が見られる。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 火力発電所の対岸に位置する護岸である。背後は雑木林や広場であり非常に静穏な水域となっている。 | | | | | |
| **環境項目** | **現況特性** | | | | | |
| 環境配慮ランク | 配慮 | 海岸の状況 | 護岸 | | | |
| 自然関係法令 | ― | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | A | 海岸漂着物対策重点区域 | ― | | | |
| 海域環境 | 藻場 | ● | 干潟 | ― | サンゴ | ― |
| 配慮すべき資源 | 藻場 | | | | | |
| **利用項目** | **現況特性** | | | | | |
| 利用配慮ランク | 維持 | 幹線道路からの距離 | 2km以内 | | | |
| アクセス道路 | 車でのアクセス困難 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 困難 | | | | | |
| 海岸利用状況 | なし | | | | | |
| 地域からの要請 | ― | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 定期点検を実施し、維持管理を行う。 | | |
| 防護面積 | 約1.7ha | 対策名（略称） | ― |
| 配慮事項 | ― | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 40-6 | 紀伊水道西 | 橘港海岸 | 椿地地区 | 国土（港湾） | 阿南市 | 1230 | ⑤橘湾ゾーン | 環境調和 |

①海岸状況



②海岸状況



③海岸状況






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

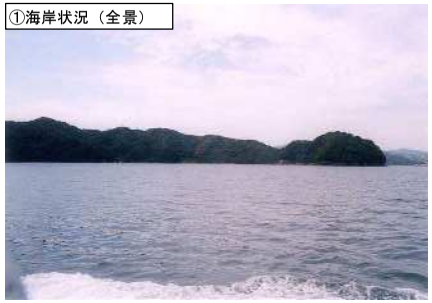
| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 防護面での対策が必要である。藻場の保全に配慮した施設整備を図る。 |
| 防護面 | L1津波による浸水の危険性があり、対策を行う。 |
| 環境面 | 生物の生息環境として重要な藻場の保全に努める。また、海域の閉鎖性が特に強いため、水質保全の観点から海水交換を妨げることのないように留意する。 |
| 利用面 | 主な現況利用はなく、現状の維持に努める。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | A | 高潮対策ランク | C | 侵食対策ランク | ― | |
| 背後地ランク | C | 既存保全施設 | 護岸・堤防 | | | |
| 施設の健全度 | 施設の健全度は特に問題ない。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 旧護岸の前面に新しい護岸が整備されている。 | | | | | |
| 環境項目 | 現況特性 | | | | | |
| 環境配慮ランク | 配慮 | 海岸の状況 | 護岸 | | | |
| 自然関係法令 | 国定公園（海上：普通） | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | A | 海岸漂着物対策重点区域 | ― | | | |
| 海域環境 | 藻場 | ● | 干潟 | ― | サンゴ | ― |
| 配慮すべき資源 | 自然関係法令、藻場 | | | | | |
| 利用項目 | 現況特性 | | | | | |
| 利用配慮ランク | 維持 | 幹線道路からの距離 | 2km以内 | | | |
| アクセス道路 | 2車線 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 困難 | | | | | |
| 海岸利用状況 | なし | | | | | |
| 地域からの要請 | ― | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 津波対策として堤防の改良等を行う。 | | |
| 防護面積 | 約12.0ha | 対策名（略称） | ― |
| 配慮事項 | 藻場の保全 | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 40-7 | 紀伊水道西 | 橘港海岸 | 高島地区 | 国土（港湾） | 阿南市 | 414 | ⑤橘湾ゾーン | 環境調和 |

①海岸状況（全景）



②海岸状況



③海岸状況






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 背後地の重要度を考慮して、当面、藻場の保全に配慮しつつ、施設の維持管理に努める。 |
| 防護面 | 当面、現施設の維持管理に努める。 |
| 環境面 | 生物の生息環境として重要な藻場や自然景観の保全に努める。 |
| 利用面 | 主な現況利用はなく、現状の維持に努める。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | B | 高潮対策ランク | C | 侵食対策ランク | — | |
| 背後地ランク | D | 既存保全施設 | 護岸・堤防 | | | |
| 施設の健全度 | 施設の健全度は特に問題ない。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 立入不能。 | | | | | |
| **環境項目** | **現況特性** | | | | | |
| 環境配慮ランク | 配慮 | 海岸の状況 | ブロック | | | |
| 自然関係法令 | 国定公園（海上：普通）、国定公園（陸上：第２種） | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | A | 海岸漂着物対策重点区域 | — | | | |
| 海域環境 | 藻場 | ● | 干潟 | — | サンゴ | — |
| 配慮すべき資源 | 自然関係法令、藻場、自然景観 | | | | | |
| **利用項目** | **現況特性** | | | | | |
| 利用配慮ランク | 維持 | 幹線道路からの距離 | 2km以内 | | | |
| アクセス道路 | 1車線 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 困難 | | | | | |
| 海岸利用状況 | なし | | | | | |
| 地域からの要請 | — | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 定期点検を実施し、維持管理を行う。 | | |
| 防護面積 | — | 対策名（略称） | — |
| 配慮事項 | — | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 40-8 | 紀伊水道西 | 橘港海岸　香地区 | 国土（港湾） | 阿南市 | 820 | ⑤橘湾ゾーン | 環境調和 |

①護岸状況

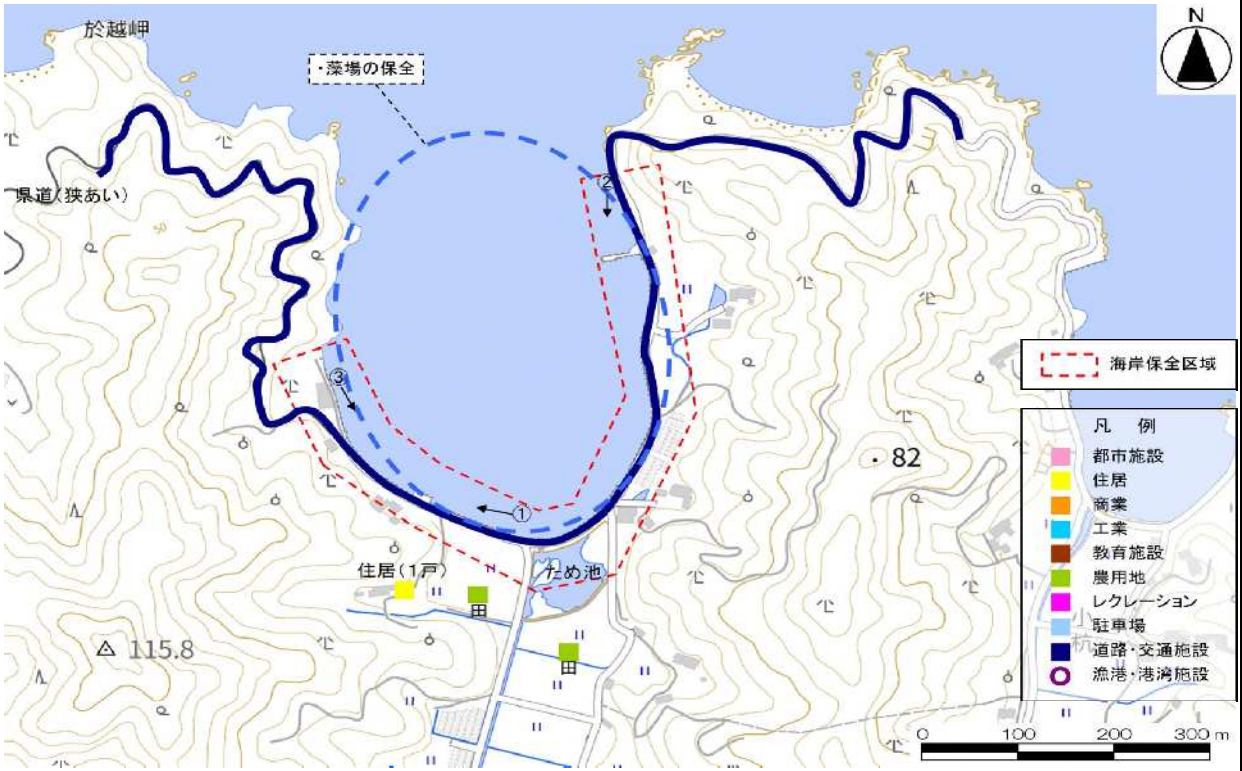


②護岸状況



③背後状況






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000（国土地理院）を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 背後地の重要度を考慮して、当面、藻場や干潟の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 防護面 | 当面、現施設の維持管理に努める。 |
| 環境面 | 生物の生息環境として重要な藻場や干潟の保全に努める。 |
| 利用面 | 主な現況利用はなく、現状の維持に努める。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | B | 高潮対策ランク | C | 侵食対策ランク | ― | |
| 背後地ランク | D | 既存保全施設 | 護岸・堤防 | | | |
| 施設の健全度 | 施設の健全度は特に問題ない。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 全保全区間にて50cm程度の、天端の嵩上げが施工されている。 | | | | | |
| **環境項目** | **現況特性** | | | | | |
| 環境配慮ランク | 配慮 | 海岸の状況 | 護岸 | | | |
| 自然関係法令 | 国定公園（海上：普通）、国定公園（陸上：第２種） | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | A | 海岸漂着物対策重点区域 | ― | | | |
| 海域環境 | 藻場 | ● | 干潟 | ● | サンゴ | ― |
| 配慮すべき資源 | 自然関係法令、藻場、干潟、自然景観 | | | | | |
| **利用項目** | **現況特性** | | | | | |
| 利用配慮ランク | 維持 | 幹線道路からの距離 | 2km以内 | | | |
| アクセス道路 | 1車線 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 困難 | | | | | |
| 海岸利用状況 | なし | | | | | |
| 地域からの要請 | ― | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 定期点検を実施し、維持管理を行う。 | | |
| 防護面積 | 約5.7ha | 対策名（略称） | ― |
| 配慮事項 | ― | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 40-9 | 紀伊水道西 | 橘港海岸 | 楠ヶ浦地区 | 国土（港湾） | 阿南市 | ― | ⑤橘湾ゾーン | 環境調和 |

①護岸状況

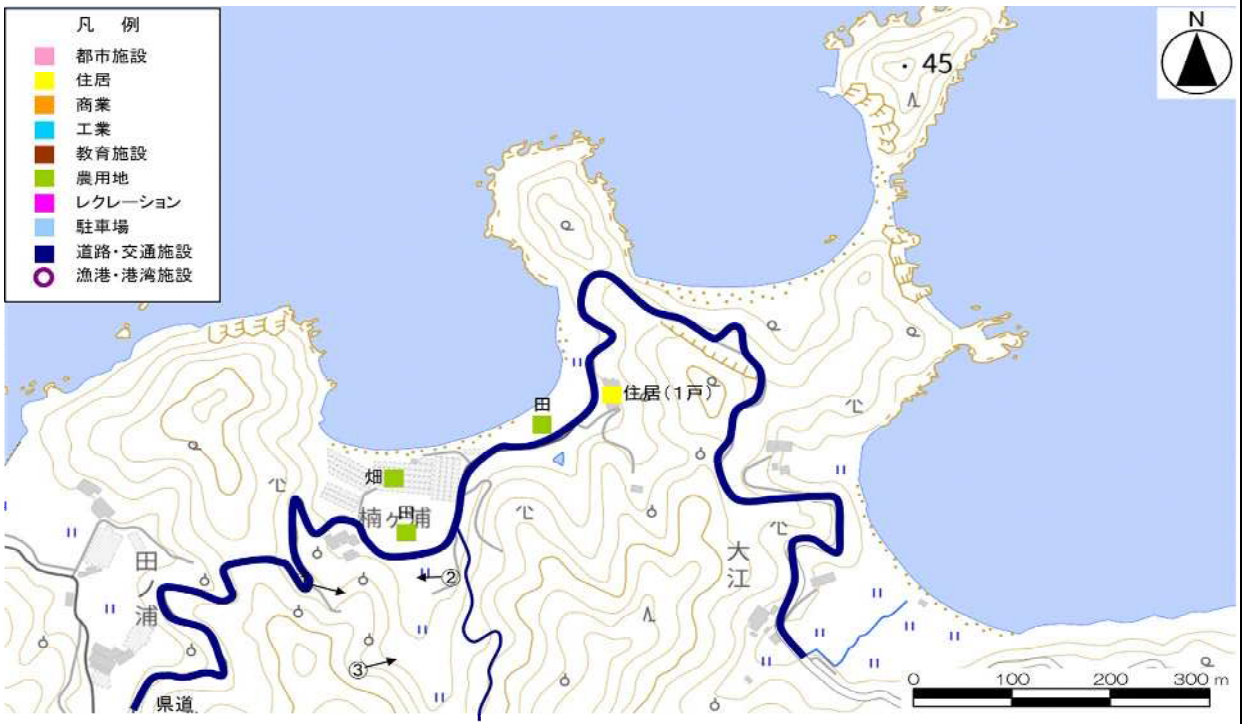


②海岸状況



③背後地状況






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 背後地の重要度を考慮して、当面、海岸景観の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 防護面 | 当面、現施設の維持管理に努める。 |
| 環境面 | 漂着ゴミの清掃など海岸美化の推進を図る。 |
| 利用面 | 主な現況利用はなく、現状の維持に努める。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | B | 高潮対策ランク | C | 侵食対策ランク | ― | |
| 背後地ランク | D | 既存保全施設 | 護岸・堤防 | | | |
| 施設の健全度 | 若干の劣化・風化が見られる。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 古い石積の護岸であるが、機能的に問題はないと考えられる。 | | | | | |
| 環境項目 | 現況特性 | | | | | |
| 環境配慮ランク | 配慮 | 海岸の状況 | 礫・護岸 | | | |
| 自然関係法令 | 国定公園（海上：普通）、国定公園（陸上：第２種） | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | A | 海岸漂着物対策重点区域 | ― | | | |
| 海域環境 | 藻場 | ― | 干潟 | ― | サンゴ | ― |
| 配慮すべき資源 | 自然関係法令 | | | | | |
| 利用項目 | 現況特性 | | | | | |
| 利用配慮ランク | 維持 | 幹線道路からの距離 | 2km以内 | | | |
| アクセス道路 | 車でのアクセス困難 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 困難 | | | | | |
| 海岸利用状況 | なし | | | | | |
| 地域からの要請 | ― | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 定期点検を実施し、維持管理を行う。 | | |
| 防護面積 | ― | 対策名（略称） | ― |
| 配慮事項 | ― | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 41-1 | 紀伊水道西 | 後戸漁港海岸　浜田地区 | 農水（水産） | 阿南市 | 520 | ⑤橘湾ゾーン | 環境調和 |

①堤防状況



②堤防状況



③堤防状況






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 防護面での対策が必要である。 藻場の保全や漁港等の現状利用に配慮した施設整備を図る。 |
| 防護面 | L1津波による浸水の危険性があり、対策を行う。 |
| 環境面 | 生物の生息環境として重要な藻場の保全に努める。また、海域の閉鎖性が特に強いため、水質保全の観点から海水交換を妨げることのないように留意する。 |
| 利用面 | 漁港等の現状利用への配慮に努める。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | A | 高潮対策ランク | C | 侵食対策ランク | ― | |
| 背後地ランク | B | 既存保全施設 | 護岸・堤防 | | | |
| 施設の健全度 | 施設の健全度は特に問題ない。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 平成10年に護岸天端の嵩上げ施工および根固工が施工されている。背後には人家及び市道が通っている。 | | | | | |
| **環境項目** | **現況特性** | | | | | |
| 環境配慮ランク | 配慮 | 海岸の状況 | 護岸 | | | |
| 自然関係法令 | ― | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | A | 海岸漂着物対策重点区域 | ― | | | |
| 海域環境 | 藻場 | ● | 干潟 | ― | サンゴ | ― |
| 配慮すべき資源 | 藻場 | | | | | |
| **利用項目** | **現況特性** | | | | | |
| 利用配慮ランク | 配慮 | 幹線道路からの距離 | 500m以内 | | | |
| アクセス道路 | 2車線 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 困難 | | | | | |
| 海岸利用状況 | 漁港 | | | | | |
| 地域からの要請 | ― | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 津波対策として堤防の改良等を行う。 | | |
| 防護面積 | 約12.0ha | 対策名（略称） | 津波【未着手】 |
| 配慮事項 | 藻場の保全、漁港機能の維持 | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 41-2 | 紀伊水道西 | 後戸漁港海岸　出見地区 | 農水（水産） | 阿南市 | 380 | ⑤橘湾ゾーン | 環境調和 |

①海岸状況



②背後地状況






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 防護面での対策が必要である。 藻場の保全や漁港等の現状利用に配慮した施設整備を図る。 |
| 防護面 | L1津波による浸水の危険性があり、対策を行う。 |
| 環境面 | 生物の生息環境として重要な藻場の保全に努める。また、海域の閉鎖性が特に強いため、水質保全の観点から海水交換を妨げることのないように留意する。 |
| 利用面 | 漁港等の現状利用への配慮に努める。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | B | 高潮対策ランク | C | 侵食対策ランク | ― | |
| 背後地ランク | B | 既存保全施設 | 護岸・堤防 | | | |
| 施設の健全度 | 施設の健全度は特に問題ない。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 平成10年に護岸天端の嵩上げ施工および根固工が施工されている。背後には人家及び県道が通っている。 | | | | | |
| 環境項目 | 現況特性 | | | | | |
| 環境配慮ランク | 配慮 | 海岸の状況 | 護岸 | | | |
| 自然関係法令 | ― | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | A | 海岸漂着物対策重点区域 | ― | | | |
| 海域環境 | 藻場 | ● | 干潟 | ― | サンゴ | ― |
| 配慮すべき資源 | 藻場 | | | | | |
| 利用項目 | 現況特性 | | | | | |
| 利用配慮ランク | 配慮 | 幹線道路からの距離 | 500m以内 | | | |
| アクセス道路 | 2車線 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 困難 | | | | | |
| 海岸利用状況 | 漁港 | | | | | |
| 地域からの要請 | ― | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 津波対策として堤防の改良等を行う。 | | |
| 防護面積 | 約12.0ha | 対策名（略称） | ― |
| 配慮事項 | 藻場の保全、漁港機能の維持 | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 42 | 紀伊水道西 | 小杭漁港海岸 | ― | 農水（水産） | 阿南市 | 750 | ⑤橘湾ゾーン | 環境調和 |

①海岸状況

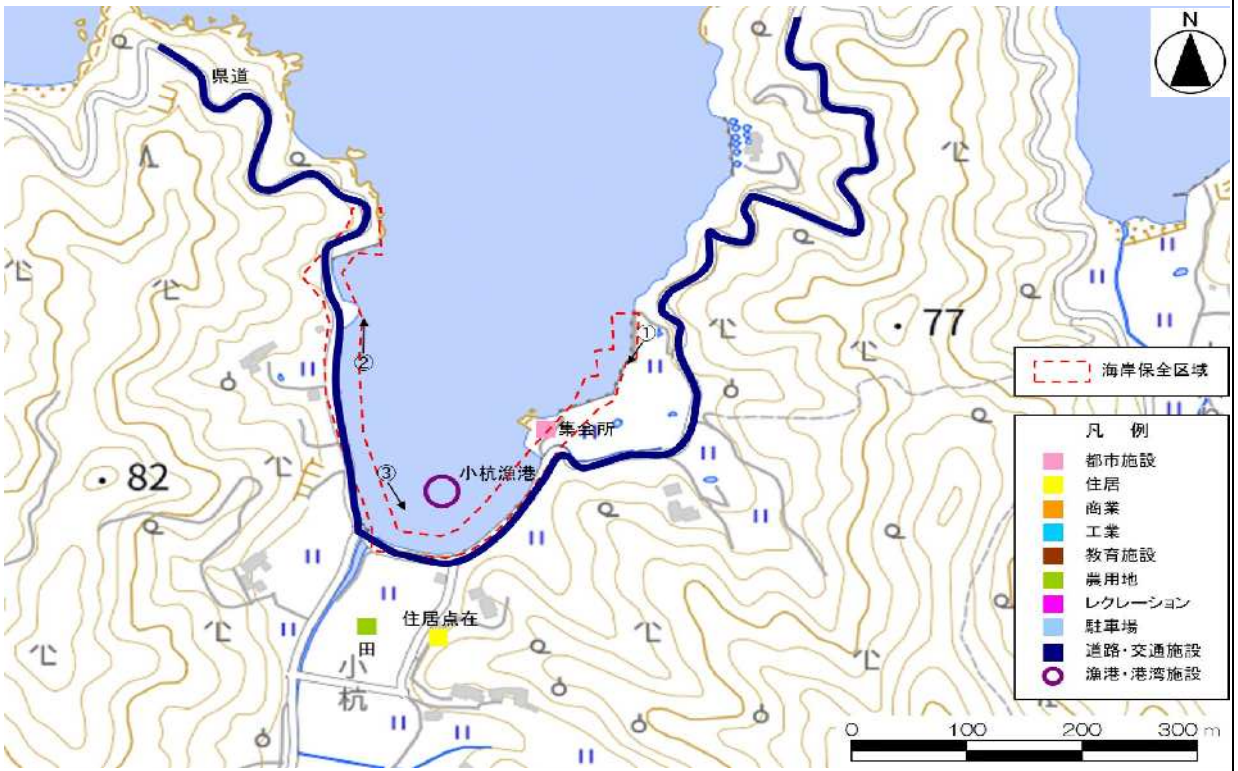


②護岸状況



③堤防状況






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 背後地の重要度を考慮して、当面、海岸景観や藻場の保全、漁港等の現状利用に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 防護面 | 当面、現施設の維持管理に努める。 |
| 環境面 | 生物の生息環境として重要な藻場の保全に努めるとともに、漂着ゴミの清掃など海岸美化の推進を図る。 |
| 利用面 | 漁港等の現状利用への配慮に努める。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | B | 高潮対策ランク | C | 侵食対策ランク | ― | |
| 背後地ランク | D | 既存保全施設 | 護岸・堤防 | | | |
| 施設の健全度 | 若干の劣化・風化が見られる。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 新しく施工されている護岸も部分的にあるが、その他の石積およびブロック張りの護岸は風化しているものの、機能的に問題はないと考えられる | | | | | |
| 環境項目 | 現況特性 | | | | | |
| 環境配慮ランク | 配慮 | 海岸の状況 | 礫浜・護岸 | | | |
| 自然関係法令 | 国定公園（海上：普通）、国定公園（陸上：第２種） | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | A | 海岸漂着物対策重点区域 | ― | | | |
| 海域環境 | 藻場 | ● | 干潟 | ● | サンゴ | ― |
| 配慮すべき資源 | 自然関係法令、藻場、干潟 | | | | | |
| 利用項目 | 現況特性 | | | | | |
| 利用配慮ランク | 配慮 | 幹線道路からの距離 | 隣接 | | | |
| アクセス道路 | 2車線 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 困難 | | | | | |
| 海岸利用状況 | 漁港 | | | | | |
| 地域からの要請 | ― | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 定期点検を実施し、維持管理を行う。 | | |
| 防護面積 | 約3.0ha | 対策名（略称） | ― |
| 配慮事項 | ― | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 43-1 | 紀伊水道西 | 曲漁港海岸　小曲地区 | 農水（水産） | 阿南市 | 99 | ⑤橘湾ゾーン | 環境調和 |

①海岸状況

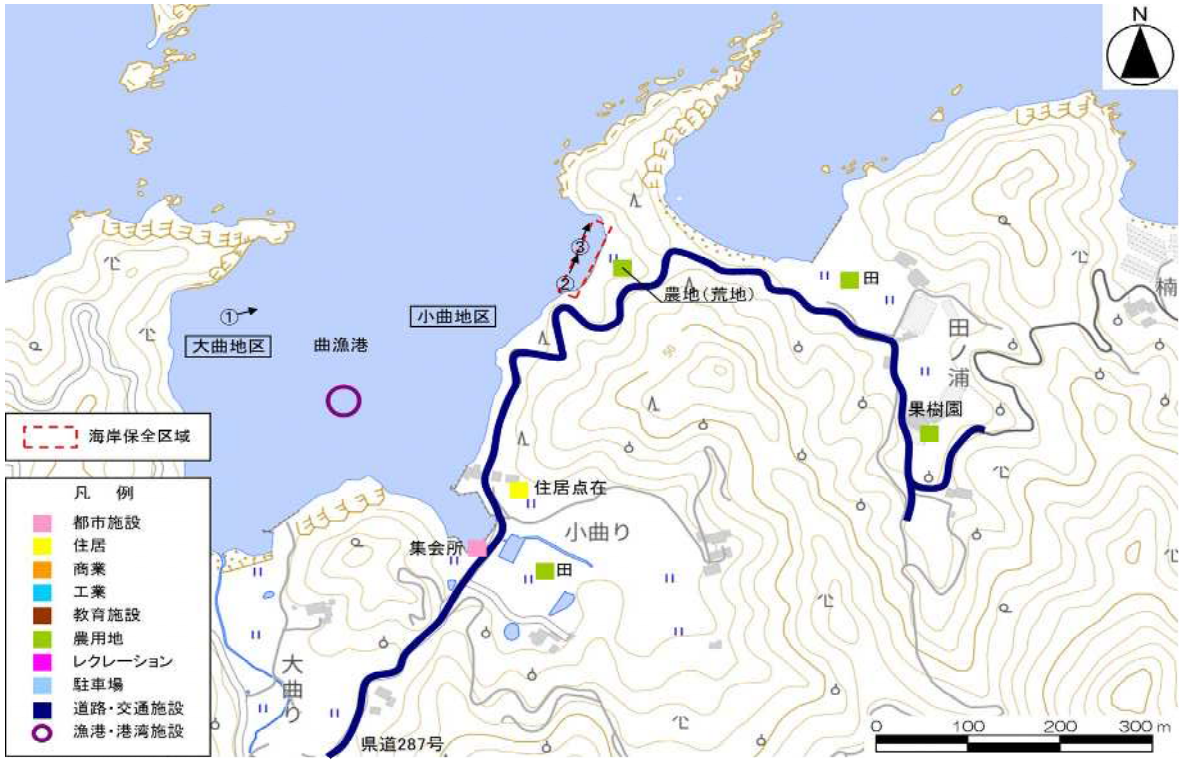


②護岸状況



③護岸状況






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 背後地の重要度を考慮して、当面、海岸景観や藻場の保全に配慮しつつ、施設の維持管理に努める。 |
| 防護面 | 当面、現施設の維持管理に努める。 |
| 環境面 | 生物の生息環境として重要な藻場の保全に努めるとともに、漂着ゴミの清掃など海岸美化の推進を図る。 |
| 利用面 | 主な現況利用はなく、現状の維持に努める。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | B | 高潮対策ランク | C | 侵食対策ランク | ― | |
| 背後地ランク | D | 既存保全施設 | 護岸・堤防 | | | |
| 施設の健全度 | 若干の劣化・風化が見られる。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 立入り困難な場所もある。 | | | | | |
| 環境項目 | 現況特性 | | | | | |
| 環境配慮ランク | 配慮 | 海岸の状況 | 護岸 | | | |
| 自然関係法令 | 国定公園（海上：普通）、国定公園（陸上：第２種） | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | A | 海岸漂着物対策重点区域 | ― | | | |
| 海域環境 | 藻場 | ● | 干潟 | ― | サンゴ | ― |
| 配慮すべき資源 | 自然関係法令、藻場 | | | | | |
| 利用項目 | 現況特性 | | | | | |
| 利用配慮ランク | 維持 | 幹線道路からの距離 | 500m以内 | | | |
| アクセス道路 | 車でのアクセス困難 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 困難 | | | | | |
| 海岸利用状況 | なし | | | | | |
| 地域からの要請 | ― | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 定期点検を実施し、維持管理を行う。 | | |
| 防護面積 | 約4.0ha | 対策名（略称） | ― |
| 配慮事項 | ― | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 43-2 | 紀伊水道西 | 曲漁港海岸　大曲地区 | 農水（水産） | 阿南市 | 0 | ⑤橘湾ゾーン | 環境調和 |

①海岸状況



②海岸状況



③海岸状況






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 背後地の重要度を考慮して、当面、海岸景観や藻場の保全、漁港等の現状利用に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 防護面 | 当面、現施設の維持管理に努める。 |
| 環境面 | 生物の生息環境として重要な藻場の保全に努めるとともに、漂着ゴミの清掃など海岸美化の推進を図る。 |
| 利用面 | 漁港等の現状利用への配慮に努める。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | B | 高潮対策ランク | C | 侵食対策ランク | ― | |
| 背後地ランク | D | 既存保全施設 | 護岸・堤防 | | | |
| 施設の健全度 | 施設の健全度は特に問題ない。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 立入り不可 | | | | | |
| **環境項目** | **現況特性** | | | | | |
| 環境配慮ランク | 配慮 | 海岸の状況 | 護岸 | | | |
| 自然関係法令 | 国定公園（海上：普通）、国定公園（陸上：第２種） | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | A | 海岸漂着物対策重点区域 | ― | | | |
| 海域環境 | 藻場 | ● | 干潟 | ― | サンゴ | ― |
| 配慮すべき資源 | 自然関係法令、藻場 | | | | | |
| **利用項目** | **現況特性** | | | | | |
| 利用配慮ランク | 配慮 | 幹線道路からの距離 | 500m以内 | | | |
| アクセス道路 | 車でのアクセス困難 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 困難 | | | | | |
| 海岸利用状況 | 漁港 | | | | | |
| 地域からの要請 | ― | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 定期点検を実施し、維持管理を行う。 | | |
| 防護面積 | 約4.0ha | 対策名（略称） | ― |
| 配慮事項 | ― | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 44 | 紀伊水道西 | 西大江地先海岸　－ | 国土（水管理） | 阿南市 | 160 | ⑤橘湾ゾーン | 環境調和 |

①海岸状況

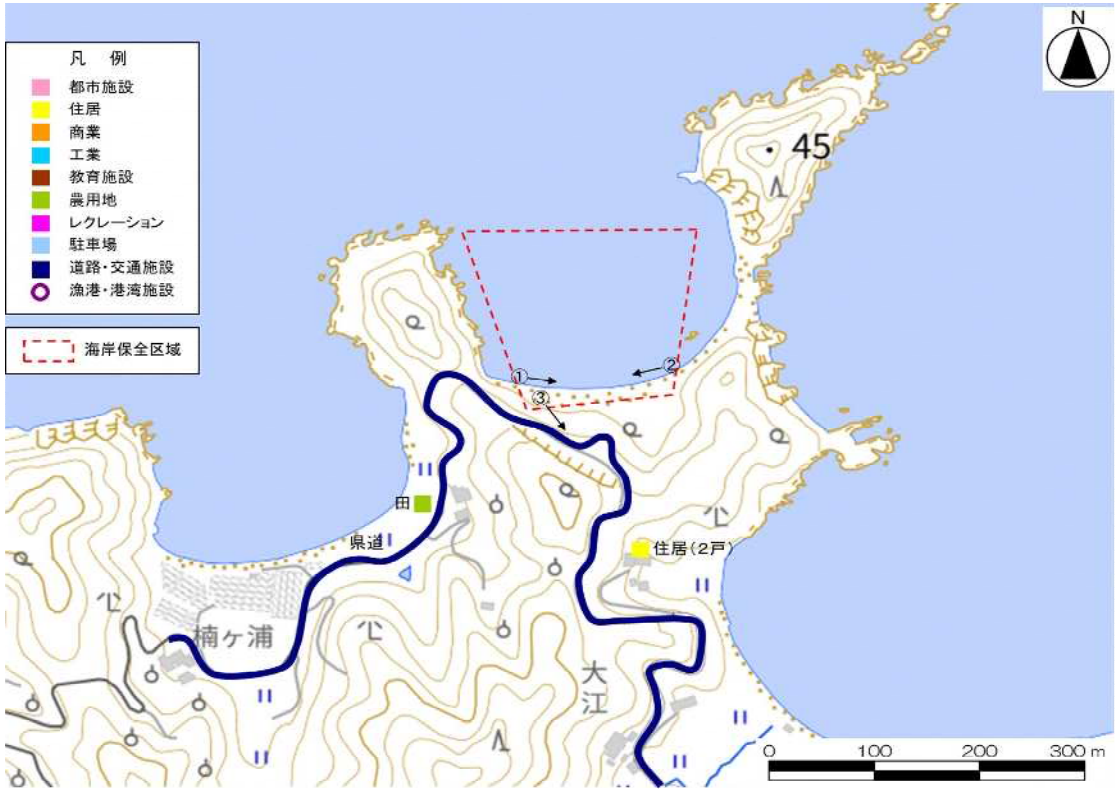


②護岸状況



③背後地状況






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 背後地の重要度を考慮して、当面、海岸景観の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 防護面 | 当面、現施設の維持管理に努める。 |
| 環境面 | 漂着ゴミの清掃など海岸美化の推進を図る。 |
| 利用面 | 主な現況利用はなく、現状の維持に努める。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | B | 高潮対策ランク | C | 侵食対策ランク | － | |
| 背後地ランク | D | 既存保全施設 | 護岸・堤防 | | | |
| 施設の健全度 | 若干の劣化・風化が見られる。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 古い石積の護岸である。背後は殆どが塩田であり、早急な対策は必要ないと思われる。 | | | | | |
| 環境項目 | 現況特性 | | | | | |
| 環境配慮ランク | 配慮 | 海岸の状況 | 砂浜・護岸 | | | |
| 自然関係法令 | 国定公園（海上：普通）、国定公園（陸上：第２種） | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | A | 海岸漂着物対策重点区域 | ― | | | |
| 海域環境 | 藻場 | － | 干潟 | － | サンゴ | － |
| 配慮すべき資源 | 自然関係法令 | | | | | |
| 利用項目 | 現況特性 | | | | | |
| 利用配慮ランク | 維持 | 幹線道路からの距離 | 2km以内 | | | |
| アクセス道路 | 車でのアクセス困難 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 困難 | | | | | |
| 海岸利用状況 | なし | | | | | |
| 地域からの要請 | － | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 定期点検を実施し、維持管理を行う。 | | |
| 防護面積 | － | 対策名（略称） | － |
| 配慮事項 | － | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 45 | 紀伊水道西 | 大江地先海岸 | ― | 国土（水管理） | 阿南市 | 376 | ⑤橘湾ゾーン | 環境調和 |

①護岸状況

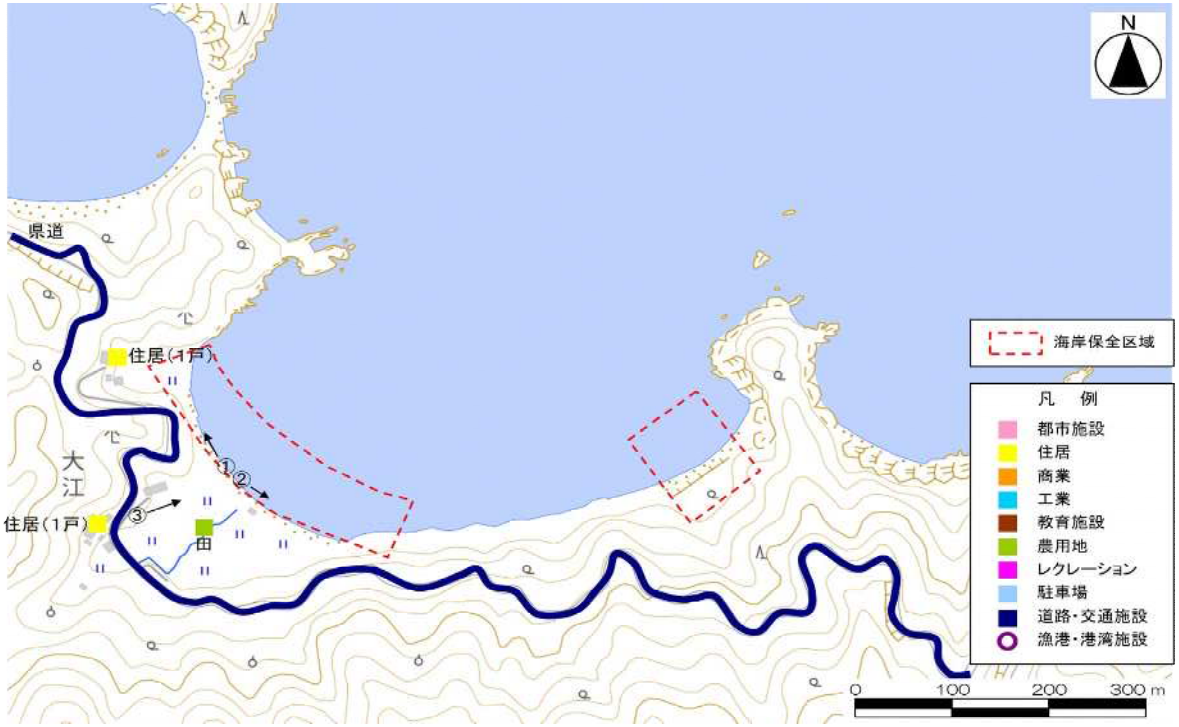


②護岸状況



③背後地状況






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 背後地の重要度を考慮して、当面、海岸景観や藻場の保全に配慮しつつ、施設の維持管理に努める。 |
| 防護面 | 当面、現施設の維持管理に努める。 |
| 環境面 | 生物の生息環境として重要な藻場の保全に努めるとともに、漂着ゴミの清掃など海岸美化の推進を図る。 |
| 利用面 | 主な現況利用はなく、現状の維持に努める。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | B | 高潮対策ランク | C | 侵食対策ランク | ― | |
| 背後地ランク | D | 既存保全施設 | 護岸・堤防 | | | |
| 施設の健全度 | 若干の劣化・風化が見られる。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 古い石積およびコンクリート護岸である。背後は雑木林および塩田である。 | | | | | |
| 環境項目 | 現況特性 | | | | | |
| 環境配慮ランク | 配慮 | 海岸の状況 | 砂浜・護岸 | | | |
| 自然関係法令 | 国定公園（海上：普通）、国定公園（陸上：第２種） | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | A | 海岸漂着物対策重点区域 | ― | | | |
| 海域環境 | 藻場 | ● | 干潟 | ― | サンゴ | ― |
| 配慮すべき資源 | 自然関係法令、藻場 | | | | | |
| 利用項目 | 現況特性 | | | | | |
| 利用配慮ランク | 維持 | 幹線道路からの距離 | 2km以内 | | | |
| アクセス道路 | 車でのアクセス困難 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 困難 | | | | | |
| 海岸利用状況 | なし | | | | | |
| 地域からの要請 | ― | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 定期点検を実施し、維持管理を行う。 | | |
| 防護面積 | 約0.1ha | 対策名（略称） | ― |
| 配慮事項 | ― | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 46 | 紀伊水道西 | 那波江地先海岸　－ | 国土（水管理） | 阿南市 | 426 | ⑤橘湾ゾーン | 利用促進 |

①海岸状況



②護岸状況



③背後地状況






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 背後地の重要度を考慮して、当面、海岸環境の保全や海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 防護面 | 当面、現施設の維持管理に努める。 |
| 環境面 | 生物の生息環境として重要な藻場の保全に努めるとともに、漂着ゴミの清掃など海岸美化の推進を図る。 |
| 利用面 | 民間のキャンプ・宿泊研修施設が隣接し、体験学習の場としての利用が盛んである。現状利用の促進に努める。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | B | 高潮対策ランク | C | 侵食対策ランク | － | |
| 背後地ランク | D | 既存保全施設 | 護岸・堤防・突堤 | | | |
| 施設の健全度 | 一部風化・劣化が見られる。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | YMCAのキャンプ場やヨットスクールがあり砂利が堆積している。石積護岸である。 | | | | | |
| 環境項目 | 現況特性 | | | | | |
| 環境配慮ランク | 配慮 | 海岸の状況 | 護岸 | | | |
| 自然関係法令 | 国定公園（海上：普通）、国定公園（陸上：第２種） | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | A | 海岸漂着物対策重点区域 | — | | | |
| 海域環境 | 藻場 | ● | 干潟 | － | サンゴ | － |
| 配慮すべき資源 | 自然関係法令、藻場 | | | | | |
| 利用項目 | 現況特性 | | | | | |
| 利用配慮ランク | 促進 | 幹線道路からの距離 | 2km以内 | | | |
| アクセス道路 | 1車線 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 良好 | | | | | |
| 海岸利用状況 | キャンプ・宿泊研修施設 | | | | | |
| 地域からの要請 | － | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 定期点検を実施し、維持管理を行う。 | | |
| 防護面積 | 約0.4ha | 対策名（略称） | － |
| 配慮事項 | － | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 47-1 | 紀伊水道西 | 椿泊漁港海岸　椿泊地区 | 農水（水産） | 阿南市 | 2944 | ⑤橘湾ゾーン | 環境調和 |

①堤防状況



②海岸状況



③堤防状況






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 防護面での対策が必要である。海岸環境の保全や漁港等の現状利用に配慮した施設整備を図る。 |
| 防護面 | L1津波や高潮による浸水の危険性があり、対策を行う。 |
| 環境面 | 学術上重要とされる生物（ｼﾛｵﾄ等）の生息が確認されていることから、その生息環境の保全に努めるとともに、漂着ゴミ等の清掃など海岸美化の推進を図る。また、海域の閉鎖性が特に強いため、水質保全の観点から海水交換を妨げることのないように留意する。 |
| 利用面 | 漁港等の現状利用への配慮に努める。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | A | 高潮対策ランク | B | 侵食対策ランク | ― | |
| 背後地ランク | B | 既存保全施設 | 護岸・堤防 | | | |
| 施設の健全度 | 風化・劣化が顕著に見られる。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 護岸は風化が進んでおり、目地のずれや護岸と水叩きの開きが確認できる。係船護岸として利用されている。 | | | | | |
| **環境項目** | **現況特性** | | | | | |
| 環境配慮ランク | 配慮 | 海岸の状況 | 礫浜・護岸 | | | |
| 自然関係法令 | ― | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | A | 海岸漂着物対策重点区域 | ● | | | |
| 海域環境 | 藻場 | ― | 干潟 | ― | サンゴ | ― |
| 配慮すべき資源 | 貴重種（ｼﾛｵﾄ：VU（魚類、移動あり）） | | | | | |
| **利用項目** | **現況特性** | | | | | |
| 利用配慮ランク | 配慮 | 幹線道路からの距離 | 隣接 | | | |
| アクセス道路 | 1車線 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 改善の必要性あり | | | | | |
| 海岸利用状況 | 漁港 | | | | | |
| 地域からの要請 | ― | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 津波・高潮対策として堤防の改良等を行う。 | | |
| 防護面積 | 約6.2ha | 対策名（略称） | 津波・高潮【施工中】 |
| 配慮事項 | 椿泊湾の景観(多島海)の保全、漁港機能の維持 | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 47-2 | 紀伊水道西 | 椿泊漁港海岸　勢井地区 | 農水（水産） | 阿南市 | 823 | ⑤橘湾ゾーン | 環境調和 |

①海岸状況

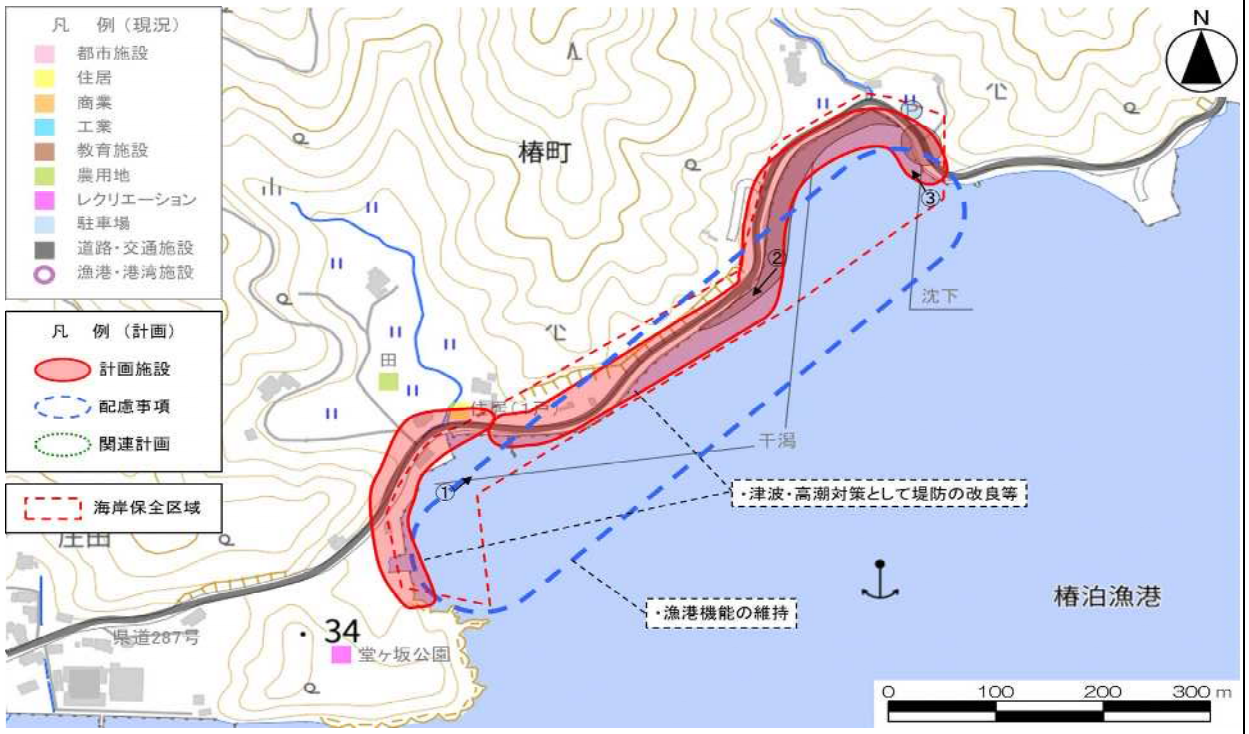


②護岸状況



③護岸状況






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 防護面での対策が必要である。海岸環境の保全や漁港等の現状利用に配慮しつつ、施設整備を図る。 |
| 防護面 | L1津波や高潮による浸水の危険性があり、対策を行う。 |
| 環境面 | 学術上重要とされる生物（ｼﾛｳｵ等）の生息が確認されていることから、その生息環境の保全に努めるとともに、漂着ゴミ等の清掃など海岸美化の推進を図る。また、海域の閉鎖性が特に強いため、水質保全の観点から海水交換を妨げることのないように留意する。 |
| 利用面 | 漁港等の現状利用への配慮に努める。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | A | 高潮対策ランク | B | 侵食対策ランク | ― | |
| 背後地ランク | B | 既存保全施設 | 護岸・堤防 | | | |
| 施設の健全度 | 若干の劣化・風化・沈下が見られる。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 前面には砂干潟がとなっており、護岸自体は風化が進んでいる。護岸の沈下やクラックも確認できる。 | | | | | |
| 環境項目 | 現況特性 | | | | | |
| 環境配慮ランク | 配慮 | 海岸の状況 | 砂浜 | | | |
| 自然関係法令 | ― | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | A | 海岸漂着物対策重点区域 | ● | | | |
| 海域環境 | 藻場 | ― | 干潟 | ― | サンゴ | ― |
| 配慮すべき資源 | 貴重種（ｼﾛｳｵ：VU（魚類、移動あり）） | | | | | |
| 利用項目 | 現況特性 | | | | | |
| 利用配慮ランク | 配慮 | 幹線道路からの距離 | 隣接 | | | |
| アクセス道路 | 1車線 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 改良の必要性あり | | | | | |
| 海岸利用状況 | 漁港 | | | | | |
| 地域からの要請 | ― | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 津波・高潮対策として堤防の改良等を行う。 | | |
| 防護面積 | 約0.9ha | 対策名（略称） | 津波・高潮【未着手】 |
| 配慮事項 | 漁港機能の維持 | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 47-3 | 紀伊水道西 | 椿泊漁港海岸　椿川地区 | 農水（水産） | 阿南市 | 1830 | ⑤橘湾ゾーン | 環境調和 |

①海岸状況

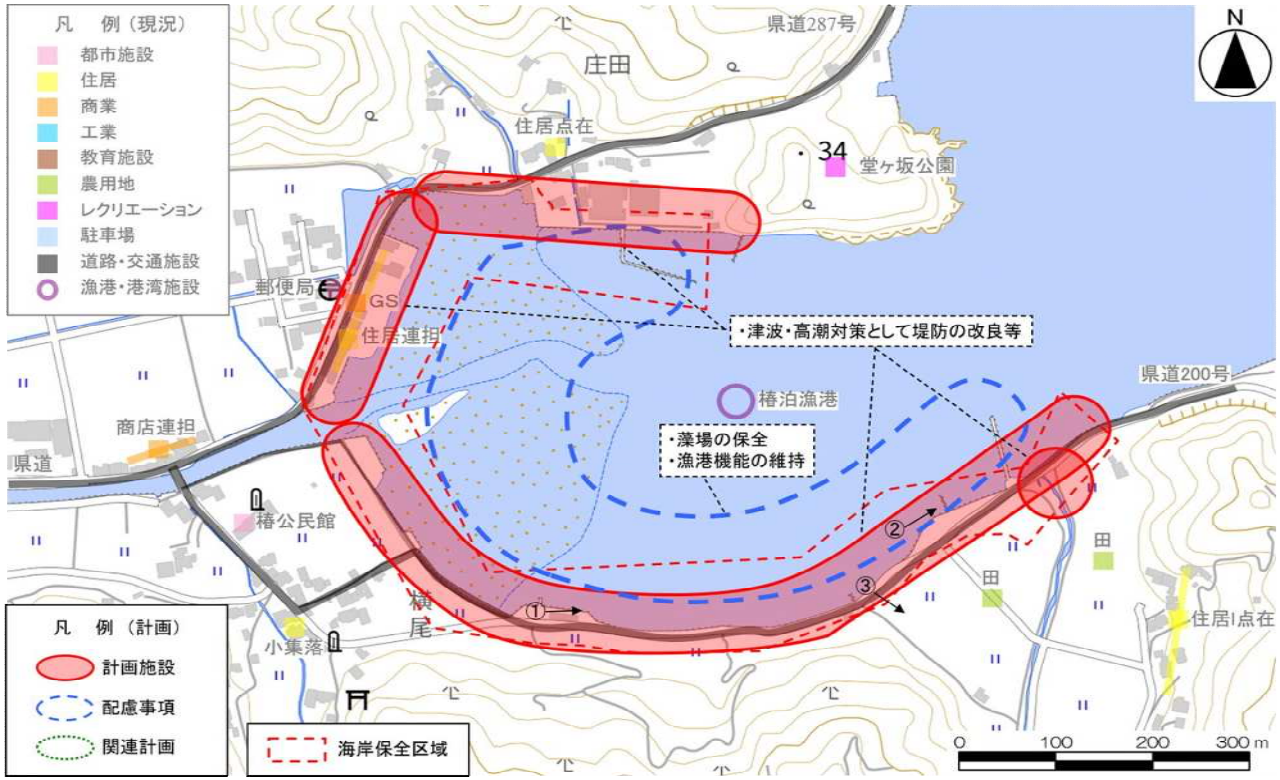


②護岸状況



③背後地状況






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 防護面での対策が必要である。海岸環境や藻場の保全、漁港等の現状利用に配慮した施設整備を図る。 |
| 防護面 | L1津波や高潮による浸水の危険性があり、対策を行う。 |
| 環境面 | 学術上重要とされる生物（ｼﾛｳｵ等）の生息が確認されていることから、その生息環境の保全に努めるとともに、漂着ゴミ等の清掃など海岸美化の推進を図る。また、海域の閉鎖性が特に強いため、水質保全の観点から海水交換を妨げることのないように留意するとともに、現存する藻場・干潟の保全に努める。 |
| 利用面 | 漁港等の現状利用への配慮に努める。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | A | 高潮対策ランク | B | 侵食対策ランク | ― | |
| 背後地ランク | B | 既存保全施設 | 護岸・堤防 | | | |
| 施設の健全度 | 風化・劣化が顕著に見られる。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 護岸及び突堤が整備されているが、風化も進んでいる。 | | | | | |
| 環境項目 | 現況特性 | | | | | |
| 環境配慮ランク | 配慮 | 海岸の状況 | 護岸 | | | |
| 自然関係法令 | ― | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | A | 海岸漂着物対策重点区域 | ● | | | |
| 海域環境 | 藻場 | ● | 干潟 | ● | サンゴ | ― |
| 配慮すべき資源 | 貴重種（ｼﾛｳｵ：VU（魚類、移動あり））、藻場、干潟、多くの希少性ハゼ類が生息（県内有数の汽水域） | | | | | |
| 利用項目 | 現況特性 | | | | | |
| 利用配慮ランク | 配慮 | 幹線道路からの距離 | 隣接 | | | |
| アクセス道路 | 1車線 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 困難 | | | | | |
| 海岸利用状況 | 漁港 | | | | | |
| 地域からの要請 | ― | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 津波・高潮対策としての堤防の改良等を行う。 | | |
| 防護面積 | 約9.0ha | 対策名（略称） | 津波・高潮【施工中】 |
| 配慮事項 | 藻場の保全 | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 47-4 | 紀伊水道西 | 椿泊漁港海岸　高瀬地区 | 農水（水産） | 阿南市 | 781 | ⑤橘湾ゾーン | 環境調和 |

①海岸状況



②海岸状況



③海岸状況






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 背後地の重要度を考慮して、当面、海岸環境の保全や漁港等の現状利用に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 防護面 | 当面、現施設の維持管理に努める。 |
| 環境面 | 学術上重要とされる生物（ｼﾛｳｵ等）の生息が確認されていることから、その生息環境の保全に努めるとともに、漂着ゴミ等の清掃など海岸美化の推進を図る。また、海域の閉鎖性が特に強いため、水質保全の観点から海水交換を妨げることのないように留意するとともに、現存する藻場・干潟の保全に努める。 |
| 利用面 | 漁港等の現状利用への配慮に努める。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | B | 高潮対策ランク | C | 侵食対策ランク | ― | |
| 背後地ランク | D | 既存保全施設 | 護岸・堤防・突堤 | | | |
| 施設の健全度 | 若干の劣化・風化が見られる。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 護岸前面は砂・砂利が堆積しており、遠浅の海岸である。護岸自体はやや古いが、機能的に問題はないと考えられる | | | | | |
| **環境項目** | **現況特性** | | | | | |
| 環境配慮ランク | 配慮 | 海岸の状況 | 礫浜 | | | |
| 自然関係法令 | ― | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | A | 海岸漂着物対策重点区域 | ● | | | |
| 海域環境 | 藻場 | ― | 干潟 | ― | サンゴ | ― |
| 配慮すべき資源 | 貴重種（ｼﾛｳｵ：VU（魚類、移動あり）） | | | | | |
| **利用項目** | **現況特性** | | | | | |
| 利用配慮ランク | 配慮 | 幹線道路からの距離 | 隣接 | | | |
| アクセス道路 | 1車線 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 困難 | | | | | |
| 海岸利用状況 | 漁港 | | | | | |
| 地域からの要請 | ― | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 定期点検を実施し、維持管理を行う。 | | |
| 防護面積 | 約7.2ha | 対策名（略称） | ― |
| 配慮事項 | ― | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 48 | 紀伊水道西 | 小島地先海岸 ー | 国土（水管理）農水（農村） | 阿南市 | 390 | ⑤橘湾ゾーン | 環境調和 |

①海岸状況



②護岸状況



③海岸状況






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 背後地の重要度を考慮して、当面、藻場の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 防護面 | 当面、現施設の維持管理に努める。 |
| 環境面 | 生物の生息環境として重要な藻場の保全に努める。 |
| 利用面 | 主な現況利用はなく、現状の維持に努める。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | B | 高潮対策ランク | C | 侵食対策ランク | ー | |
| 背後地ランク | D | 既存保全施設 | 護岸・堤防、消波工、樋門 | | | |
| 施設の健全度 | 施設の健全度は特に問題ない。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 護岸及び消波工が設置されている。背後には田が広がる。 | | | | | |
| **環境項目** | **現況特性** | | | | | |
| 環境配慮ランク | 配慮 | 海岸の状況 | ブロック・護岸 | | | |
| 自然関係法令 | ー | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | A | 海岸漂着物対策重点区域 | ― | | | |
| 海域環境 | 藻場 | ● | 干潟 | ー | サンゴ | ー |
| 配慮すべき資源 | 藻場 | | | | | |
| **利用項目** | **現況特性** | | | | | |
| 利用配慮ランク | 維持 | 幹線道路からの距離 | 隣接 | | | |
| アクセス道路 | 1車線 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 困難 | | | | | |
| 海岸利用状況 | なし | | | | | |
| 地域からの要請 | ー | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 定期点検を実施し、維持管理を行う。 | | |
| 防護面積 | ー | 対策名（略称） | ー |
| 配慮事項 | ー | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 49 | 紀伊水道西 | 尻杭地先海岸 ー | 国土（水管理）農水（農村） | 阿南市 | 410 | ⑤橘湾ゾーン | 環境調和 |

①海岸状況

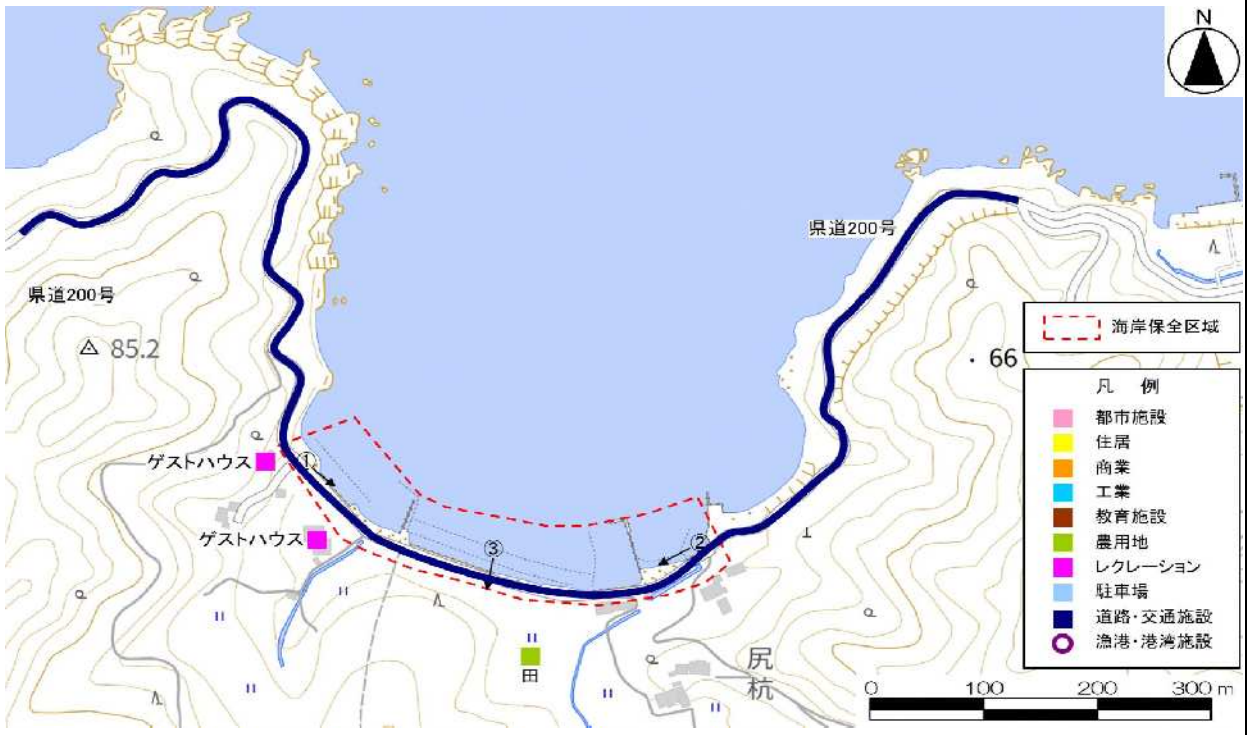


②海岸状況



③背後地状況






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 背後地の重要度を考慮して、当面、藻場の保全に配慮した私設の維持管理に努める。 |
| 防護面 | 当面、現施設の維持管理に努める。 |
| 環境面 | 生物の生息環境として重要な藻場の保全に努める。 |
| 利用面 | 主な現況利用はなく、現状の維持に努める。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | B | 高潮対策ランク | C | 侵食対策ランク | B | |
| 背後地ランク | D | 既存保全施設 | 護岸・堤防、消波工、突堤、樋門、舟通し | | | |
| 施設の健全度 | 施設の健全度は特に問題ない。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 護岸前面には複数の突堤と消波工が設置されており、背後には田が広がる。 | | | | | |
| 環境項目 | 現況特性 | | | | | |
| 環境配慮ランク | 配慮 | 海岸の状況 | ブロック・護岸 | | | |
| 自然関係法令 | ー | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | A | 海岸漂着物対策重点区域 | ― | | | |
| 海域環境 | 藻場 | ● | 干潟 | ー | サンゴ | ー |
| 配慮すべき資源 | 藻場 | | | | | |
| 利用項目 | 現況特性 | | | | | |
| 利用配慮ランク | 維持 | 幹線道路からの距離 | 隣接 | | | |
| アクセス道路 | 1車線 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 0 | | | | | |
| 海岸利用状況 | なし | | | | | |
| 地域からの要請 | ー | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 定期点検を実施し、維持管理を行う。 | | |
| 防護面積 | ー | 対策名（略称） | ー |
| 配慮事項 | ー | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 50 | 紀伊水道西 | 船瀬地先海岸 | ー | 国土（水管理）農水（農村） | 阿南市 | 310 | ⑤橘湾ゾーン | 利用促進 |

①海岸状況

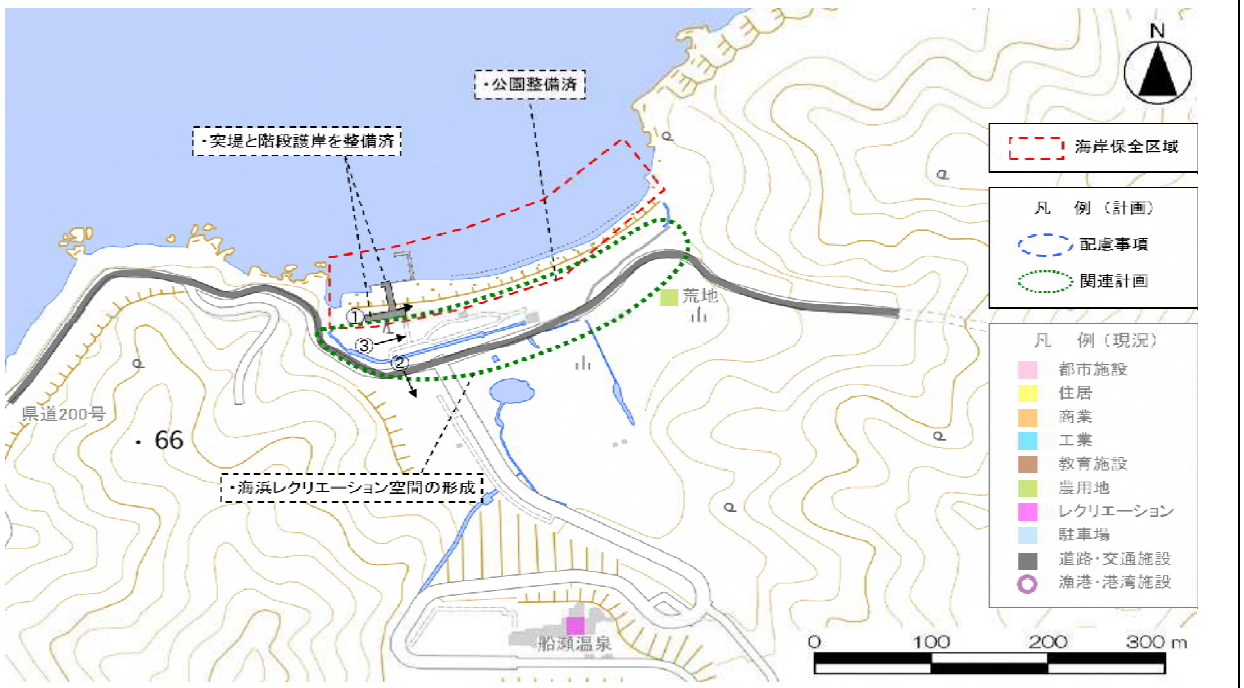


②背後地状況



③背後地状況






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 背後地の重要度を考慮して、当面、海岸利用を促進するための施設の維持管理に努める。 |
| 防護面 | 当面、現施設の維持管理に努める。 |
| 環境面 | 生物の生息環境として重要な藻場の保全に努める。 |
| 利用面 | 背後地に温泉やレクリエーション施設が整備されており、それと併せた親水空間の整備により海岸利用の促進を図る。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | B | 高潮対策ランク | C | 侵食対策ランク | C | |
| 背後地ランク | D | 既存保全施設 | 護岸・堤防、根固工 | | | |
| 施設の健全度 | 施設の健全度は特に問題ない。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 護岸前面に根固工が整備されており、その周辺には砂利が堆積している。 | | | | | |
| 環境項目 | 現況特性 | | | | | |
| 環境配慮ランク | 配慮 | 海岸の状況 | 礫浜・ブロック・護岸 | | | |
| 自然関係法令 | ー | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | A | 海岸漂着物対策重点区域 | ― | | | |
| 海域環境 | 藻場 | ● | 干潟 | ー | サンゴ | ー |
| 配慮すべき資源 | 藻場 | | | | | |
| 利用項目 | 現況特性 | | | | | |
| 利用配慮ランク | 促進 | 幹線道路からの距離 | 隣接 | | | |
| アクセス道路 | 1車線 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 改善の必要性あり | | | | | |
| 海岸利用状況 | 海岸環境整備事業 | | | | | |
| 地域からの要請 | 海浜レクリエーション空間の形成 | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 定期点検を実施し、維持管理を行う。 | | |
| 防護面積 | ー | 対策名（略称） | ー |
| 配慮事項 | ー | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 51 | 紀伊水道西 | 蒲生田地先海岸 ー | 国土（水管理）農水（農村） | 阿南市 | 810 | ⑤橘湾ゾーン | 環境重視 |

①護岸状況

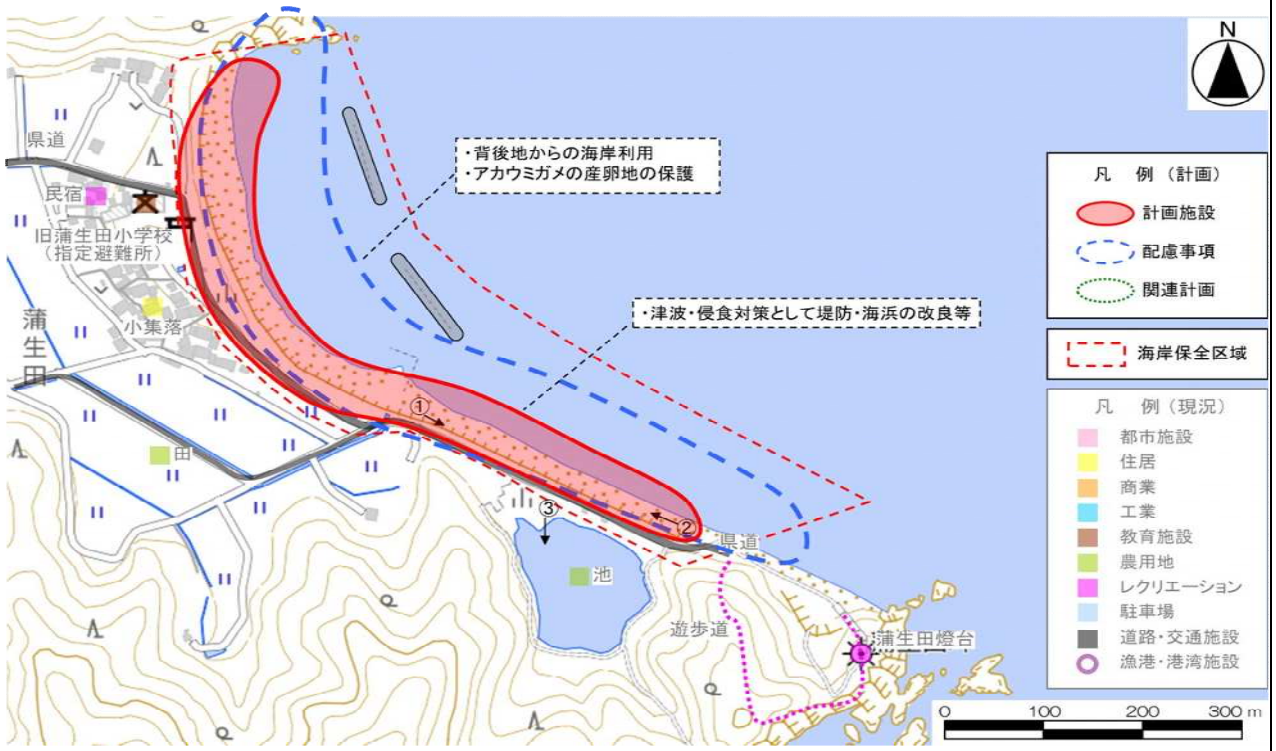


②海岸状況



③背後地状況






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 防護面での対策が必要である。貴重な環境（アカウミガメの産卵地等）を有していることから、特に海岸環境の保全に配慮した施設整備を図る。 |
| 防護面 | L1津波による浸水の危険性や浸食等の可能性があり、対策を行う。 |
| 環境面 | 天然記念物であるアカウミガメの産卵地、特定植物群落である蒲生田岬のウバメガシ林、蒲生田大池のアンペライ湿原群落といった蒲生田地先特有の貴重な自然の保護に努める。 |
| 利用面 | 環境学習等の利用があり、現状の親水性ある海辺空間への配慮に努める。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | B | 高潮対策ランク | C | 侵食対策ランク | B | |
| 背後地ランク | C | 既存保全施設 | 護岸・堤防、突堤、離岸堤、樋門 | | | |
| 施設の健全度 | 施設の健全度は特に問題ない。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 蒲生田岬の北側に位置し、護岸及び離岸提が整備されている。 | | | | | |
| 環境項目 | 現況特性 | | | | | |
| 環境配慮ランク | 保全 | 海岸の状況 | 砂浜・離岸堤・護岸 | | | |
| 自然関係法令 | 国定公園（海上：普通）、国定公園（陸上：第２種）、乗り入れ規制 | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | A | 海岸漂着物対策重点区域 | ― | | | |
| 海域環境 | 藻場 | ● | 干潟 | ― | サンゴ | ― |
| 配慮すべき資源 | 自然関係法令、蒲生田のアカウミガメ産卵地（県）、蒲生田のアンペラ自生地、乗り入れ規制、藻場、ウミガメの上陸産卵への配慮（砂浜の保全 | | | | | |
| 利用項目 | 現況特性 | | | | | |
| 利用配慮ランク | 配慮 | 幹線道路からの距離 | 隣接 | | | |
| アクセス道路 | 1車線 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 改善の必要性あり | | | | | |
| 海岸利用状況 | 環境学習 | | | | | |
| 地域からの要請 | アカウミガメ産卵地の保護 | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 津波・侵食対策として堤防・海浜の改良等を行う。 | | |
| 防護面積 | ― | 対策名（略称） | ― |
| 配慮事項 | アカウミガメ産卵地の保護、背後地からの海岸利用 | | |

| No. | 沿岸名 | 海岸名 | | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 52 | 紀伊水道西 | 伊島漁港海岸 | ― | 農水（水産） | 阿南市 | 300 | ⑤橘湾ゾーン | 利用促進 |

①海岸状況

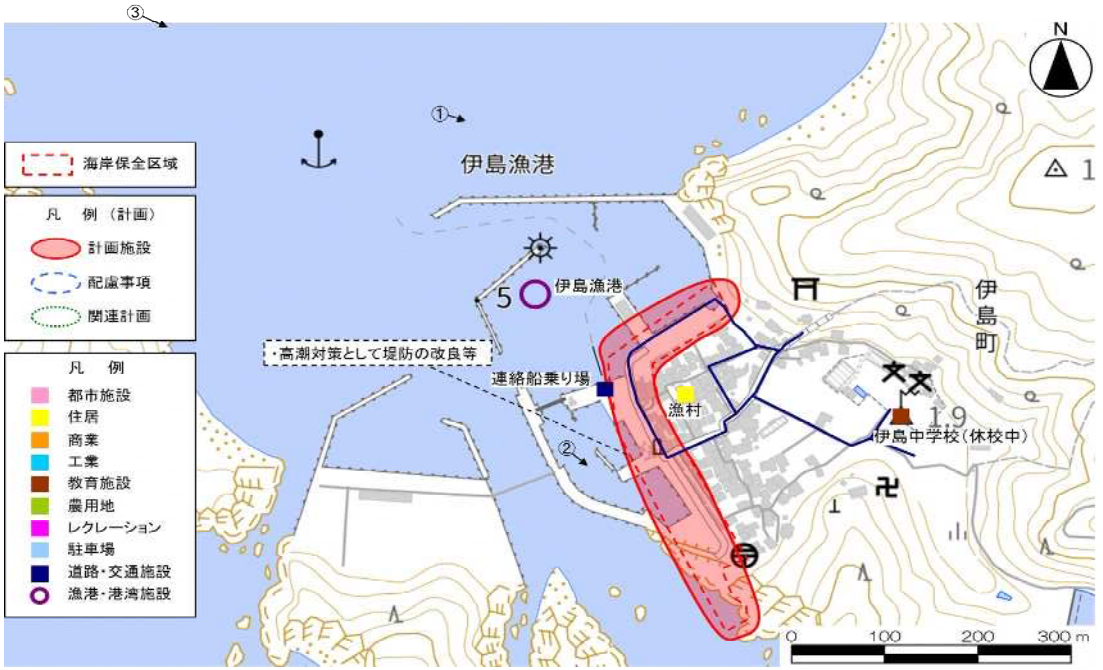


②海岸状況



③海岸状況






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 背後地の重要度を考慮して、当面、海岸利用を促進するための施設の維持管理に努める。 |
| 防護面 | 当面、現施設の維持管理に努める。 |
| 環境面 | 生物の生息環境として重要な藻場の保全に努めるとともに、漂着ゴミの清掃など海岸美化の推進を図る。 |
| 利用面 | 離島振興のための海岸利用のニーズが高く、レクリエーション拠点整備を計画中である。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | C | 高潮対策ランク | B | 侵食対策ランク | ― | |
| 背後地ランク | C | 既存保全施設 | 護岸・堤防 | | | |
| 施設の健全度 | 若干の劣化・風化が見られる。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 前面は漁港として利用されて、背後は漁業集落である。 | | | | | |
| 環境項目 | 現況特性 | | | | | |
| 環境配慮ランク | 配慮 | 海岸の状況 | 磯・突堤・護岸 | | | |
| 自然関係法令 | ― | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | A | 海岸漂着物対策重点区域 | ― | | | |
| 海域環境 | 藻場 | ● | 干潟 | ― | サンゴ | ― |
| 配慮すべき資源 | 藻場 | | | | | |
| 利用項目 | 現況特性 | | | | | |
| 利用配慮ランク | 促進 | 幹線道路からの距離 | 離島 | | | |
| アクセス道路 | 車でのアクセス困難 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 改善の必要性あり | | | | | |
| 海岸利用状況 | レク拠点整備計画 | | | | | |
| 地域からの要請 | レクリエーション拠点の整備 | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 高潮対策として堤防の改良等を行う。 | | |
| 防護面積 | 約5.0ha | 対策名（略称） | ― |
| 配慮事項 | ― | | |

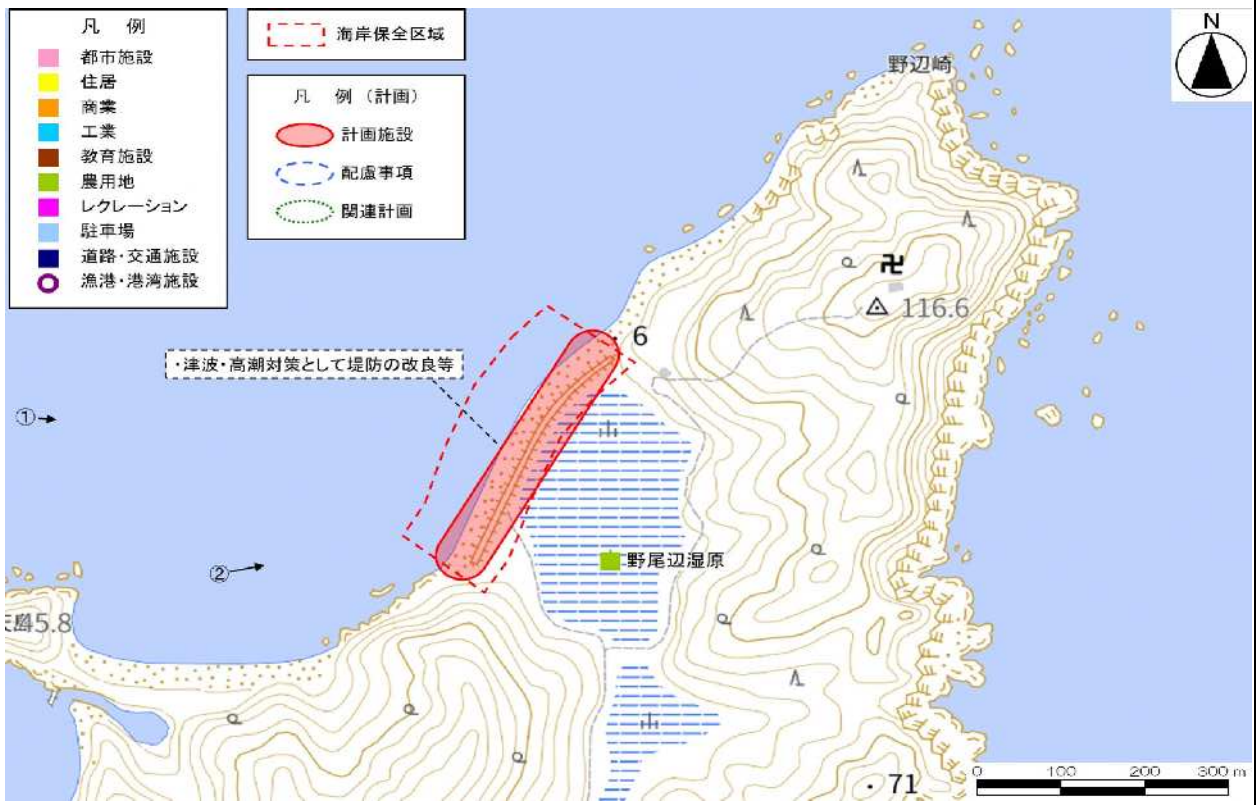
| No. | 沿岸名 | 海岸名 | 所管 | 市町村 | 保全区域延長(m) | ゾーン名 | 海岸タイプ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 53 | 紀伊水道西 | 伊島海岸　伊島地区 | 農水（農村） | 阿南市 | 497 | ⑤橘湾ゾーン | 環境重視 |

①海岸状況



②海岸状況






出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| | 海岸整備の方向性 |
|---|---|
| 全体 | 防護面での対策が必要である。海岸景観の保全に配慮した施設整備を図る。 |
| 防護面 | L1津波や高潮による浸水の危険性があり、対策を行う。 |
| 環境面 | 自然景観の保全に努める。 |
| 利用面 | 主な現況利用はなく、現状の維持に努める。 |

| 防護項目 | 現況特性 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 津波対策ランク | B | 高潮対策ランク | B | 侵食対策ランク | ― | |
| 背後地ランク | C | 既存保全施設 | 護岸・堤防 | | | |
| 施設の健全度 | 施設の健全度は特に問題ない。 | | | | | |
| 海岸保全区域の概況 | 離島におけるため池及び農地を保全するための施設である。 | | | | | |
| 環境項目 | 現況特性 | | | | | |
| 環境配慮ランク | 保全 | 海岸の状況 | 礫浜・護岸 | | | |
| 自然関係法令 | 国定公園（海上：普通）、国定公園（陸上：第３種）、鳥獣保護区特別保護地区 | | | | | |
| 水質環境基準（類型） | A | 海岸漂着物対策重点区域 | ― | | | |
| 海域環境 | 藻場 | ― | 干潟 | ― | サンゴ | ― |
| 配慮すべき資源 | 自然関係法令、伊島の暖地性植物群落（区域外） | | | | | |
| 利用項目 | 現況特性 | | | | | |
| 利用配慮ランク | 維持 | 幹線道路からの距離 | 2km以上 | | | |
| アクセス道路 | 車でのアクセス困難 | | | | | |
| 海岸へのアプローチ | 困難 | | | | | |
| 海岸利用状況 | なし | | | | | |
| 地域からの要請 | ― | | | | | |

| | 計画概要 | | |
|---|---|---|---|
| 計画概要 | 津波・高潮対策としての堤防の改良等を行う。 | | |
| 防護面積 | ― | 対策名（略称） | ― |
| 配慮事項 | ― | | |

# 巻末資料

## 「海岸保全施設整理表」

| 区域番号 | 市町村名 | 海岸管理者(所管) | 区域<br>海岸名、地区海岸名(地先) | 種類 | 新設「◎」<br>改良「○」 | 規模(現況) | | 規模(計画)※ | | | 受益の地域及びその状況 | | 維持又は修繕の方法 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 延長等 | 天端高<br>(T.P.m) | 延長等 | 天端高<br>(T.P.m) | 対象外力 | 地域 | 状況 | |
| 22-1 | 鳴門市 | 徳島県<br>(港湾局) | 撫養港海岸<br>高島地区<br>(鳴門市鳴門町土佐泊8番地～鳴門市鳴門町竹島番外5) | 護岸 | ○ | 414m | 1.6～3.8 | 414m | 4.1 | 高潮 | 鳴門市鳴門町の一部 | 住居<br>レクリエーション<br>都市施設<br>教育施設 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。 |
| | | | | 防潮堤 | ○ | 4063m | 3.3～3.4 | 4063m | 4.1 | 高潮 | | | |
| | | | | その他 | | 水門6基、樋管4基、陸閘1基 | | | | | － | － | 日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。 |
| 22-2A<br>22-2B | 鳴門市 | 徳島県<br>(港湾局) | 撫養港海岸<br>桑島瀬戸地区<br>(鳴門市瀬戸町明神字上本城17番地～鳴門市撫養町大桑島字滓岩浜46番地) | 堤防 | ○ | 5512m | 3.4 | 5512m | 4.0 | 高潮 | 鳴門市瀬戸町の一部 | 住居<br>工業<br>商業<br>レクリエーション<br>教育施設 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。 |
| | | | | その他 | | 水門3基、樋門2基、陸閘17基 | | | | | － | － | 日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。 |
| 22-3 | 鳴門市 | 徳島県<br>(港湾局) | 撫養港海岸<br>土佐泊地区<br>(鳴門市鳴門町土佐泊浦字高砂207番地～鳴門市鳴門町土佐泊浦40番地の2) | 防潮堤 | ○ | 1057m | 4.6～5.6 | 1057m | 5.5 | 高潮 | 鳴門市鳴門町の一部 | 住居<br>農用地<br>レクリエーション<br>都市施設<br>商業<br>教育施設 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。<br>※陸閘については年に1回程度 |
| | | | | その他 | | 防砂提(消波工)5基350m、<br>離岸堤4基480m、陸閘1基 | | | | | － | － | |
| 22-4A<br>22-4B | 鳴門市 | 徳島県<br>(港湾局) | 撫養港海岸<br>岡崎里浦地区<br>(鳴門市撫養町岡崎字二等道路西126番10地先～鳴門市里浦町里浦字梅原510番地) | 防潮堤 | ○ | 4437m | 2.9～5.0 | 4437m | 7.4 | 津波 | 鳴門市撫養町と<br>鳴門市里浦町の一部 | 住居<br>レクリエーション<br>都市施設<br>農用地<br>教育施設<br>道路 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。<br>※陸閘については年に1回程度 |
| | | | | その他 | | 突堤6基592m、離岸堤12基2226m、<br>水門4基、陸閘4基 | | | | | － | － | |
| 23 | 鳴門市 | 徳島県<br>(水産庁) | 土佐泊漁港海岸<br>(鳴門市鳴門町土佐泊浦字土佐泊409の2番地地先～鳴門市鳴門町土佐泊浦字土佐泊31番地地先) | 護岸 | ○ | 1333m | 1.4～3.8 | 1333m | 4.1 | 高潮 | 鳴門市鳴門町の一部 | 住居<br>工業<br>都市施設<br>道路 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。 |
| | | | | 胸壁 | ○ | 106m | 3.8 | 106m | 4.1 | 高潮 | | | |
| | | | | その他 | | 陸閘15基 | | | | | － | － | 日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。 |
| 24 | 鳴門市 | 徳島県<br>(水管理・国土保全局) | 福池地先海岸<br>(鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池65番の23、65番の12、65番の24、65番の1、65番の25各地先) | 護岸 | | 85m | 4.9～5.9 | － | － | － | 鳴門市鳴門町の一部 | レクリエーション<br>道路<br>駐車場 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。 |
| 25 | 鳴門市 | 徳島県<br>(水管理・国土保全局) | 鳴門地先海岸<br>(鳴門市鳴門町土佐泊浦字高砂207番の15標杭(撫養港北界)～鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池40番の1標杭) | 堤防 | ○ | 1,325m | 3.5～5.8 | 1,325m | 5.5 | 高潮 | 鳴門市鳴門町の一部 | 住居<br>商業<br>農用地<br>都市施設<br>レクリエーション<br>道路<br>駐車場 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。<br>※陸閘については、年に1回程度 |
| | | | | その他 | | 突堤2基155m、離岸堤13基1029m、<br>人工リーフ7基980m、陸閘6基 | | | | | － | － | |
| 26-1 | 鳴門市 | 徳島県<br>(港湾局) | 粟津港海岸<br>粟津地区<br>(鳴門市里浦町字梅原510番地地先～鳴門市里浦町里浦字恵美寿地先) | 堤防 | | 2749m | 4.1～6.5 | － | － | － | 鳴門市里浦町の一部 | 住居<br>農用地<br>工業<br>都市施設<br>道路 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。<br>※陸閘については、年に1回程度 |
| | | | | その他 | | 突堤7基330m、離岸堤4基1023m、陸閘1基 | | | | | － | － | |
| 26-2 | 松茂町 | 徳島県<br>(港湾局) | 粟津港海岸<br>松茂地区<br>(板野郡松茂町豊久開拓1の46地先～板野郡松茂町豊久朝日野6番地) | 堤防 | ○ | 821m | 5.0～6.5 | 821m | 5.8 | 津波 | 板野郡松茂町の一部 | 都市施設<br>工業<br>レクリエーション<br>道路 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。 |
| 27 | 松茂町 | 徳島県<br>(水管理・国土保全局)<br>(農村振興局) | 松茂地区海岸<br>(板野郡松茂町長原字長洲479番地地先 (地方港湾今切港北界) ～板野郡松茂町豊岡字山ノ手43番地地先) | 堤防 | ○ | 2725m | 4.0～9.5 | 2725m | 5.7 | 高潮 | 板野郡松茂町の一部 | 住居<br>農用地<br>工業<br>教育施設<br>都市施設<br>道路 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。 |
| | | | | その他 | | 突堤1基334m、離岸堤12基1512m、消波堤1基<br>151m | | | | | － | － | |
| 28-1 | 松茂町 | 徳島県<br>(港湾局) | 今切港海岸<br>長原地区<br>(板野郡松茂町長原字長洲499番地の2地先～板野郡松茂町長原字月見ヶ丘266の1) | 堤防 | ○ | 758m | 6.5～6.7 | 758m | 6.6 | 津波 | 板野郡松茂町の一部 | 住居<br>農用地<br>都市施設<br>道路 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。 |
| | | | | その他 | | 突堤2基80m、離岸堤6基990m | | | | | － | － | |

※計画規模については、詳細な検討後に変わる場合がある。

| 区域番号 | 市町村名 | 海岸管理者(所管) | 区域<br>海岸名、地区海岸名(地先) | 種類 | 新設「◎」<br>改良「○」 | 規模(現況) | | 規模(計画)※ | | | 受益の地域及びその状況 | | 維持又は修繕の方法 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 延長等 | 天端高<br>(T.P.m) | 延長等 | 天端高<br>(T.P.m) | 対象外力 | 地域 | 状況 | |
| 28-2 | 徳島市 | 徳島県<br>(港湾局) | 今切港海岸<br>川内地区<br>(徳島市川内町旭野334番～徳島市川内町旭野160番) | 堤防 | | 1494m | 4.7～5.2 | － | － | － | 徳島市川内町旭野の一部 | 住居<br>レクリエーション<br>都市施設<br>農用地<br>道路 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。 |
| | | | | その他 | | 突堤1基500m、離岸堤2基140m | | | | | － | － | |
| 29 | 徳島市 | 徳島県<br>(水管理・国土保全局) | 小松地先海岸<br>(徳島市川内町旭野92番地の4地先～徳島市川内町旭野174番地地先) | 堤防 | | 439m | 6.8 | － | － | － | 徳島市川内町の一部 | 住居<br>農用地<br>レクリエーション<br>道路<br>駐車場 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。 |
| | | | | その他 | | 消波工72m、離岸堤3基246m、突堤2基150m | | | | | － | － | |
| 30-1 | 徳島市 | 徳島県<br>(港湾局) | 徳島小松島港海岸<br>沖洲地区<br>(徳島市北沖洲4丁目地先～徳島市南沖洲4丁目堤外地) | 堤防 | ○ | 2204m | 3.7～5.8 | 2204m | 6.4 | 津波 | 徳島市北沖洲と南沖洲の一部 | 住居<br>レクリエーション<br>工業<br>商業<br>農用地<br>教育施設<br>道路 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。 |
| | | | | その他 | | 陸閘6基 | | | | | － | － | 日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。 |
| 30-2 | 徳島市 | 徳島県<br>(港湾局) | 徳島小松島港海岸<br>津田地区<br>(徳島市津田町1丁目1124の68番地～徳島市津田町4丁目1124の447番地) | 堤防 | ○ | 1380m | 4.9 | 1380m | 5.0 | 津波 | 徳島市津田町の一部 | 住居<br>工業<br>レクリエーション<br>教育施設 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。 |
| | | | | その他 | | 陸閘9基 | | | | | － | － | 日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。 |
| 30-3 | 徳島市 | 徳島県<br>(港湾局) | 徳島小松島港海岸<br>大神子地区<br>(徳島市大原町字浜13番地)<br>(海岸保全施設なし) | － | | － | － | － | － | － | 徳島市大原町の一部 | 住居<br>レクリエーション<br>道路 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。 |
| 30-4 | 小松島市 | 徳島県<br>(港湾局) | 徳島小松島港海岸<br>港口地区<br>(小松島市中田町字根井1番地～小松島市小松島町字横須131番地の3) | 護岸 | ○ | 2487m | 2.2～3.7 | 2487m | 4.3 | 高潮 | 小松島市中田町と<br>小松島町の一部 | 住居<br>工業<br>商業<br>レクリエーション<br>都市施設<br>教育施設 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。 |
| | | | | その他 | | 樋門14基、陸閘56基 | | | | | － | － | 日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。 |
| 30-5 | 小松島市 | 徳島県<br>(港湾局) | 徳島小松島港海岸<br>横須金磯地区<br>(小松島市小松島町字横須131番の3～小松島市金磯町字弁財天前4番地) | 護岸 | ○ | 1210m | 3.9～4.5 | 1210m | 4.3 | 高潮 | 小松島市小松島町と<br>金磯町の一部 | 住居<br>農用地<br>商業<br>工業<br>レクリエーション<br>道路 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。<br>※陸閘については、年に1回程度 |
| | | | | 胸壁 | ○ | 320m | 3.0 | 320m | 4.3 | 高潮 | | | |
| | | | | その他 | | 突堤4基160m、陸閘2基 | | | | | － | － | |
| 30-6 | 小松島市 | 徳島県<br>(港湾局) | 徳島小松島港海岸<br>赤石坂野地区<br>(小松島市金磯町番外50～小松島市和田島町松田新田165番地) | 護岸 | ○ | 1274m | 3.4～3.6 | 1274m | 5.3 | 津波 | 小松島市金磯町と<br>和田島町の一部 | 住居<br>商業<br>工業<br>レクリエーション<br>教育施設 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。<br>※樋門、陸閘については、年に1回程度 |
| | | | | 胸壁 | ○ | 1658m | 2.9～3.5 | 1658m | 5.3 | 津波 | | | |
| | | | | その他 | | 突堤2基77m、樋門14基、陸閘22基 | | | | | － | － | |
| 30-7 | 小松島市 | 徳島県<br>(港湾局) | 徳島小松島港海岸<br>和田島地区<br>(小松島市和田島町字浜塚28番の3～小松島市和田島町字遠見85番の72) | 護岸 | ○ | 1297m | 2.5～3.8 | 1297m | 6.9 | 津波 | 小松島市和田島町の一部 | 住居<br>工業<br>農用地<br>道路 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。<br>※樋門、陸閘については、年に1回程度 |
| | | | | 堤防 | ○ | 665m | 5.0～5.6 | 665m | 6.9 | 津波 | | | |
| | | | | 胸壁 | ○ | 1770m | 2.7～3.4 | 1770m | 6.9 | 津波 | | | |
| | | | | その他 | | 突堤5基318m、樋門3基、離岸堤4基393m、陸閘10基 | | | | | － | － | |
| 31 | 小松島市 | 徳島県<br>(水管理・国土保全局) | 坂野地区海岸<br>(小松島市坂野町和田島及び那賀川町江野島の市町界～小松島市和田島町字遠見85番108地先) | 堤防 | ○ | 3258m | 7.8～7.9 | 3258m | 9.3 | 侵食 | 小松島市坂野町の一部 | 住居<br>工業<br>農用地<br>教育施設<br>都市施設<br>道路 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。<br>※陸閘については、年に1回程度 |
| | | | | 突堤 | ◎ | 5基<br>1220m | 1.4～2.0 | 7基<br>1710m | 2.0 | 侵食 | | | |
| | | | | その他 | | 陸閘22基 | | | | | － | － | |

※計画規模については、詳細な検討後に変わる場合がある。

| 区域番号 | 市町村名 | 海岸管理者(所管) | 区域<br>海岸名、地区海岸名(地先) | 種類 | 新設「◎」<br>改良「○」 | 規模(現況) | | 規模(計画)※ | | | 受益の地域及びその状況 | | 維持又は修繕の方法 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 延長等 | 天端高<br>(T.P.m) | 延長等 | 天端高<br>(T.P.m) | 対象外力 | 地域 | 状況 | |
| 32 | 阿南市 | 徳島県<br>(水管理・国土保全局)<br>(農村振興局) | 今津地区海岸<br>(小松島市と阿南市那賀川町の町界～阿南市那賀川町芳崎字中原392番地の1地先　ただし、漁港区域を除く) | 堤防 | ○ | 3,139m | 7.7 | 3317m | 9.0 | 侵食 | 阿南市那賀川町の一部 | 住居<br>農用地<br>レクリエーション<br>都市施設<br>道路 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。<br>※樋門、陸閘については、年に1回程度 |
| | | | | 突堤 | ◎ | 16基<br>2342m | 1.3～3.2 | 14基<br>2880m | 2.0 | 侵食 | | | |
| | | | | その他 | | 樋門1基、陸閘18基 | | | | | － | | |
| 33 | 阿南市 | 徳島県<br>(水産庁) | 今津漁港海岸<br>(阿南市那賀川町大字江野島字湊307番の5地先) | 堤防 | | 190m | 7.9 | － | － | － | 阿南市那賀川町の一部 | 工業<br>農用地<br>道路 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。 |
| 34 | 阿南市 | 徳島県<br>(農村振興局) | 那賀川海岸<br>那賀川左岸地区<br>(阿南市那賀川町平島地先～阿南市那賀川町みどり台地先) | 防潮堤 | ○ | 1950m | 7.2～7.7 | 1950m | 8.7 | 津波 | 阿南市那賀川町の一部 | 農用地<br>住居<br>商業<br>工業<br>教育施設<br>レクリエーション | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。<br>※樋門、陸閘については、年に1回程度 |
| | | | | 護岸 | ◎ | 163m | 7.7 | 163m | 8.7 | 津波 | － | － | |
| | | | | その他 | | 突堤13基、離岸堤14基、根固工527m、<br>樋門1基、陸閘7基 | | | | | － | － | |
| 35 | 阿南市 | 徳島県<br>(港湾局) | 中島港海岸<br>中島地区<br>(阿南市那賀川町大字上福井字南川渕129の2番地先～阿南市那賀川町大字上福井字南川渕119の4番地) | 堤防 | ○ | 1029m | 4.5～7.5 | 1029m | 7.8 | 高潮 | 阿南市那賀川町の一部 | 住居<br>レクリエーション<br>工業<br>都市施設 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。<br>※樋門、陸閘については、年に1回程度 |
| | | | | その他 | | 離岸堤5基560m、<br>樋門2基、陸閘11基 | | | | | － | － | |
| 36-1 | 阿南市 | 徳島県<br>(港湾局) | 富岡港海岸<br>辰巳地区<br>(阿南市辰巳町字墨界320の3番地) | 堤防 | － | 730m | 6.0 | － | － | － | 阿南市辰巳町の一部 | 工業 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。 |
| 36-2 | 阿南市 | 徳島県<br>(港湾局) | 富岡港海岸<br>豊益・餘地区<br>(阿南市豊益町大手81番地) | 護岸 | ○ | 598m | 5.1 | 598m | 5.7 | 高潮 | 阿南市豊益町の一部 | 住居<br>レクリエーション<br>工業 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。 |
| | | | | 堤防 | ○ | 704m | 4.1 | 704m | 5.7 | 高潮 | | | |
| | | | | その他 | | 突堤4基254m | | | | | － | － | |
| 37-1 | 阿南市 | 徳島県<br>(水産庁) | 中林漁港海岸<br>中林地区<br>(阿南市富岡町中林字平山73番地地先～阿南市富岡町字東95番地地先) | 護岸 | | 680m | 8.8 | － | － | － | 阿南市中林町の一部 | 住居<br>レクリエーション<br>農用地 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。 |
| | | | | 堤防 | | 89m | 7.4～8.8 | － | － | － | | | |
| | | | | その他 | | 陸閘2基 | | | | | － | － | 日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。 |
| 37-2 | 阿南市 | 徳島県<br>(水産庁) | 中林漁港海岸<br>北ノ脇地区<br>(阿南市富岡町東林字原23番地地先～阿南市富岡町字大浜10番地地先) | 護岸 | | 962m | 6.0 | － | － | － | 阿南市富岡町の一部 | 住居<br>レクリエーション<br>農用地<br>都市施設 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。<br>※陸閘については、年に1回程度 |
| | | | | その他 | | 人エリーフ3基335m、陸閘17基 | | | | | － | － | |
| 38 | 阿南市 | 徳島県<br>(水管理・国土保全局) | 見能林地区海岸<br>(阿南市中林町南林1番1地先～阿南市見能林町南林276番1地先) | 堤防 | | 612m | 6.3 | － | － | － | 阿南市中林町と<br>同市見能林町の一部 | 農用地<br>住居<br>レクリエーション<br>都市施設<br>道路<br>駐車場 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。 |
| | | | | その他 | | 陸閘1基 | | | | | － | － | 日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。 |
| 39-1 | 阿南市 | 阿南市<br>(水産庁) | 大潟漁港海岸<br>祖地区<br>(阿南市大潟町祖191番2地先～316番地地先) | 護岸 | | 120m | 4.9 | － | － | － | 阿南市大潟町の一部 | 住居<br>農用地 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。 |
| 39-2 | 阿南市 | 阿南市<br>(水産庁) | 大潟漁港海岸<br>祖大手地区<br>(阿南市大潟町333番地地先)<br>(海岸保全施設なし) | 護岸 | | － | － | － | － | － | 阿南市大潟町の一部 | 農用地 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。 |
| 39-3 | 阿南市 | 阿南市<br>(水産庁) | 大潟漁港海岸<br>大潟地区<br>(阿南市大潟町大潟204番地地先～津乃峰町新浜72番22地先) | 護岸 | ○ | 1985m | 2.4～3.6 | 1985m | 7.4 | 津波 | 阿南市大潟町、<br>津乃峰町の一部 | 都市施設<br>住居<br>工業 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。 |
| | | | | その他 | | 水門4基、陸閘10基 | | | | | － | － | 日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。 |
| 40-1 | 阿南市 | 徳島県<br>(港湾局) | 橘港海岸<br>橘東地区<br>(阿南市津乃峰町新浜72番22～阿南市橘町豊浜24番3) | 護岸 | ○ | 2961m | 3.1～3.6 | 2961m | 7.4 | 津波 | 阿南市津乃峰町と<br>橘町の一部 | 住居<br>工業<br>商業<br>農用地<br>レクリエーション<br>教育施設<br>都市施設 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。 |
| | | | | 胸壁 | ○ | 1444m | 2.8～3.6 | 1444m | 7.4 | 津波 | | | |
| | | | | 堤防 | ○ | 1517m | 3.6 | 1517m | 7.4 | 津波 | | | |
| | | | | その他 | | 陸閘59基、樋門9基 | | | | | － | － | 日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。 |

※計画規模については、詳細な検討後に変わる場合がある。

| 区域番号 | 市町村名 | 海岸管理者(所管) | 区域<br>海岸名、地区海岸名(地先) | 種類 | 新設「◎」<br>改良「○」 | 規模(現況) | | 規模(計画)※ | | | 受益の地域及びその状況 | | 維持又は修繕の方法 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 延長等 | 天端高<br>(T.P.m) | 延長等 | 天端高<br>(T.P.m) | 対象外力 | 地域 | 状況 | |
| 40-2 | 阿南市 | 徳島県<br>(港湾局) | 橘港海岸<br>橘西地区<br>(阿南市橘町豊浜24番1～阿南市橘町大浦173番1) | 護岸 | ○ | 704m | 3.0～4.1 | 704m | 8.2 | 津波 | 阿南市橘町の一部 | 住居<br>工業<br>商業<br>都市施設<br>道路 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。 |
| | | | | 胸壁 | ○ | 665m | 2.9～3.9 | 665m | 8.2 | 津波 | | | |
| | | | | その他 | | 陸閘17基、樋門11基 | | | | | － | － | 日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。 |
| 40-3 | 阿南市 | 徳島県<br>(港湾局) | 橘港海岸<br>鵠地区<br>(阿南市橘町字幸田40の8番地～阿南市橘町字南新田11番の21) | 護岸 | ○ | 1040m | 4.1～4.5 | 1040m | 8.2 | 津波 | 阿南市橘町の一部 | 工業<br>商業<br>農用地<br>都市施設 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。 |
| | | | | 胸壁 | ○ | 445m | 4.2～4.3 | 445m | 8.2 | 津波 | | | |
| | | | | 堤防 | ○ | 357m | 4.3 | 357m | 8.2 | 津波 | | | |
| | | | | その他 | | 陸閘9基、樋門5基 | | | | | － | － | 日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。 |
| 40-4 | 阿南市 | 徳島県<br>(港湾局) | 橘港海岸<br>袴傍示西地区<br>(阿南市橘町字袴傍示32番地～阿南市橘町字袴傍示70番地) | 護岸 | | 290m | 0.8～3.8 | － | － | － | 阿南市橘町の一部 | 農用地<br>工業<br>道路 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。 |
| | | | | 堤防 | | 1105m | 1.9～4.4 | － | － | － | | | |
| | | | | その他 | | 陸閘5基、樋門4基 | | | | | － | － | 日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。 |
| 40-5 | 阿南市 | 徳島県<br>(港湾局) | 橘港海岸<br>袴傍示東地区<br>(阿南市橘町字袴傍示414番地～阿南市橘町字舟場多1番地) | 護岸 | | 1428m | 2.0～3.0 | － | － | － | 阿南市橘町の一部 | 工業<br>都市施<br>レクリエーション<br>道路 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。 |
| | | | | その他 | | 樋門1基 | | | | | － | － | 日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。 |
| 40-6 | 阿南市 | 徳島県<br>(港湾局) | 橘港海岸<br>椿地地区<br>(阿南市福井町字出見1の1番地～阿南市椿町字番1番地) | 護岸 | | 1305m | 3.9 | － | － | － | 阿南市福井町と<br>椿町の一部 | 住居<br>農用地<br>都市施設<br>商業<br>工業<br>道路 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。 |
| | | | | その他 | | 樋門5基、陸閘9基 | | | | | － | － | 日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。 |
| 40-7 | 阿南市 | 徳島県<br>(港湾局) | 橘港海岸<br>高島地区<br>(阿南市高島3番地～高島8番地、阿南市高島9番地、阿南市高島19番地、阿南市高島22番地の3～阿南市高島22番地の1) | 護岸 | － | 414m | 2.2 | － | － | － | 阿南市高島の一部 | 農用地 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。 |
| 40-8 | 阿南市 | 徳島県<br>(港湾局) | 橘港海岸<br>香地区<br>(阿南市福井町字出見1の1番地地先～阿南市椿町字番1番地) | 護岸 | | 838m | 4.6 | － | － | － | 阿南市福井町と<br>椿町の一部 | 住居<br>農用地<br>道路 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。 |
| | | | | その他 | | 樋門1基、陸閘7基 | | | | | － | － | 日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。 |
| 40-9 | 阿南市 | 徳島県<br>(港湾局) | 橘港海岸<br>楠ヶ浦地区<br>(海岸保全施設なし) | － | | － | － | － | － | － | － | 住居<br>農用地 | － |
| 41-1 | 阿南市 | 阿南市<br>(水産庁) | 後戸漁港海岸<br>浜田地区<br>(阿南市福井町浜田209番1地先～出見19番1地先) | 護岸 | ○ | 490m | 4.6 | 490m | 9.1 | 津波 | 阿南市福井町の一部 | 住居<br>農用地 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。 |
| | | | | その他 | | 水門5基、樋門2基、陸閘2基 | | | | | － | － | 日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。 |
| 41-2 | 阿南市 | 阿南市<br>(水産庁) | 後戸漁港海岸<br>出見地区<br>(阿南市福井町浜田209番1地先～出見19番1地先) | 護岸 | | 433m | 4.6 | － | － | － | 阿南市福井町の一部 | 住居<br>農用地 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。 |
| | | | | その他 | | 樋門1基、陸閘3基 | | | | | － | － | 日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。 |
| 42 | 阿南市 | 阿南市<br>(水産庁) | 小杭漁港海岸<br>(阿南市椿町小杭122番地地先～4番地地先) | 護岸 | | 624m | 1.9～3.6 | － | － | － | 阿南市椿町の一部 | 住居<br>農用地 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。 |
| 43-1 | 阿南市 | 阿南市<br>(水産庁) | 曲漁港海岸<br>小曲地区<br>(阿南市椿町小曲防波堤～椿町小曲4番地地先) | 護岸 | | 103m | 1.9～2.9 | － | － | － | 阿南市椿町の一部 | 住居<br>農用地 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。 |
| 43-2 | 阿南市 | 阿南市<br>(水産庁) | 曲漁港海岸<br>大曲地区<br>(海岸保全施設なし) | － | | － | － | － | － | － | 阿南市椿町の一部 | 住居<br>農用地 | － |
| 44 | 阿南市 | 徳島県<br>(水管理・国土保全局) | 西大江地先海岸<br>(阿南市橘町椿字楠浦37番地地先～阿南市橘町椿字大江21番地地先) (海岸保全施設なし) | － | | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 45 | 阿南市 | 徳島県<br>(水管理・国土保全局) | 大江地先海岸<br>(阿南市橘町椿字大江1番地地先～阿南市橘町椿字大江22番地地先) | 堤防 | | 259m | 2.9～4.3 | － | － | － | 阿南市椿町の一部 | 住居<br>農用地<br>道路 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。 |
| | | | | 護岸 | | 61m | 2.7～2.9 | － | － | － | | | |
| 46 | 阿南市 | 徳島県<br>(水管理・国土保全局) | 那波江地先海岸<br>(阿南市橘町椿字那波江15の3番地地先～阿南市橘町椿字那波江11の2番地地先) | 護岸 | | 477m | 3.3～3.8 | － | － | － | 阿南市椿町の一部 | 道路<br>レクリエーション | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。 |
| | | | | その他 | | 突堤2基49m | | | | | － | － | |

※計画規模については、詳細な検討後に変わる場合がある。

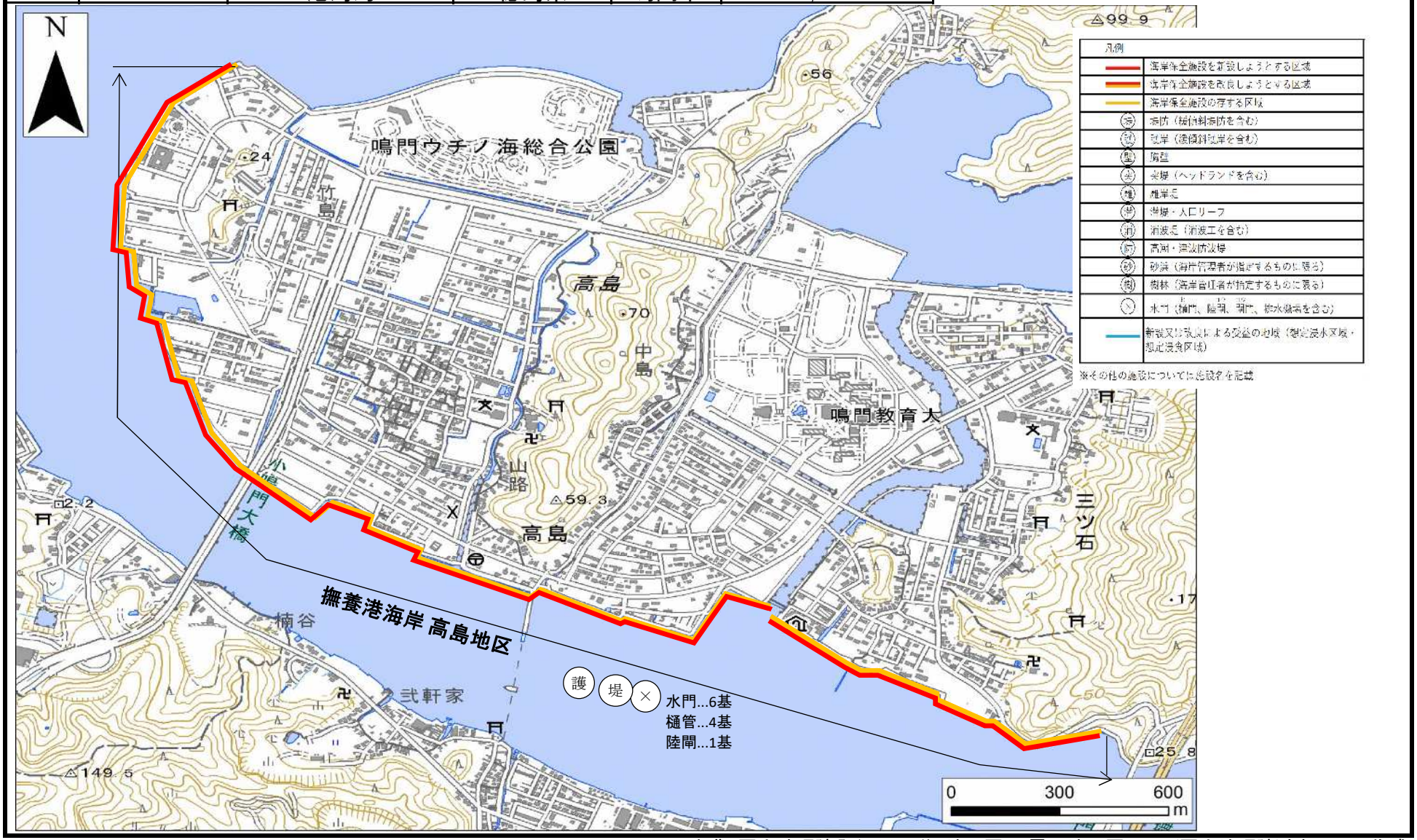
| 区域番号 | 市町村名 | 海岸管理者(所管) | 区域<br>海岸名、地区海岸名(地先) | 種類 | 新設「◎」<br>改良「○」 | 規模(現況) | | 規模(計画)※ | | | 受益の地域及びその状況 | | 維持又は修繕の方法 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 延長等 | 天端高<br>(T.P.m) | 延長等 | 天端高<br>(T.P.m) | 対象外力 | 地域 | 状況 | |
| 47-1 | 阿南市 | 徳島県<br>(水産庁) | 椿泊漁港海岸<br>椿泊地区<br>(阿南市橘町椿泊字谷の浦1の2番地地先～阿南市橘町椿泊字東138の3番地地先) | 護岸 | ○ | 2960m | 2.4～5.0 | 2960m | 8.6 | 津波 | 阿南市橘町の一部 | 住居<br>レクリエーション | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。 |
| | | | | その他 | | 陸閘102基、樋門6基 | | | | | ― | ― | 日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。 |
| 47-2 | 阿南市 | 徳島県<br>(水産庁) | 椿泊漁港海岸<br>勢井地区<br>(阿南市橘町椿字勢井1の3番地地先～阿南市橘町椿字大勢9の3番地地先) | 護岸 | ○ | 738m | 3.6～4.5 | 738m | 8.3 | 津波 | 阿南市橘町の一部 | 住居 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。 |
| | | | | その他 | | 陸閘3基、樋門1基 | | | | | ― | ― | 日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。 |
| 47-3 | 阿南市 | 徳島県<br>(水産庁) | 椿泊漁港海岸<br>椿川地区<br>(阿南市橘町椿字須屋東1番地地先～阿南市橘町椿字宮の谷26番地地先) | 護岸 | ○ | 1465m | 2.3～3.6 | 1465m | 8.3 | 津波 | 阿南市橘町の一部 | 住居<br>商業<br>都市施設<br>農用地<br>レクリエーション | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。 |
| | | | | その他 | | 陸閘9基、樋門4基 | | | | | ― | ― | 日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。 |
| 47-4 | 阿南市 | 徳島県<br>(水産庁) | 椿泊漁港海岸<br>高瀬地区<br>(阿南市橘町椿字平松東61番地地先～阿南市橘町椿字高瀬9番地地先) | 護岸 | | 986m | 3.6 | ― | ― | ― | 阿南市橘町の一部 | 住居<br>農用地 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。 |
| | | | | その他 | | 陸閘3基 | | | | | ― | ― | 日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。 |
| 48 | 阿南市 | 徳島県<br>(水管理・国土保全局)<br>(農村振興局) | 小島地先海岸<br>(阿南市椿町南楠ヶ浦19番地地先～阿南市椿町小島38の1番地地先) | 護岸 | | 362m | 3.6～5.0 | ― | ― | ― | 阿南市椿町南楠ヶ浦～<br>椿町小島の一部 | 農用<br>住居 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。<br>※樋門、陸閘については、年に1回程度 |
| | | | | その他 | | 突堤2基31m、樋門2基、陸閘4基 | | | | | ― | ― | |
| 49 | 阿南市 | 徳島県<br>(水管理・国土保全局)<br>(農村振興局) | 尻杭地先海岸<br>(阿南市椿町尻杭147番地地先～阿南市椿町尻杭167番地地先) | 護岸 | | 413m | 5.5 | ― | ― | ― | 阿南市椿町尻杭の一部 | 農用地<br>住居<br>レクリエーション | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。<br>※樋門、陸閘については、年に1回程度 |
| | | | | その他 | | 突堤4基198m、樋門2基、陸閘2基 | | | | | ― | ― | |
| 50 | 阿南市 | 徳島県<br>(水管理・国土保全局)<br>(農村振興局) | 船瀬地先海岸<br>(阿南市椿町船瀬58の1地先～阿南市椿町船瀬831地先) | 護岸 | | 311m | 6.5 | ― | ― | ― | 阿南市椿町船瀬の一部 | 農用地<br>レクリエーション | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。<br>※樋門については、年に1回程度 |
| | | | | その他 | | 突堤2基80m、樋門2基 | | | | | ― | ― | |
| 51 | 阿南市 | 徳島県<br>(水管理・国土保全局)<br>(農村振興局) | 蒲生田地先海岸<br>(阿南市橘町椿字蒲生田420の2番地地先～<br>阿南市橘町椿字蒲生田324の3番地地先) | 堤防 | | 421m | 7.8 | ― | ― | ― | 阿南市椿町の一部 | 住居<br>農用地<br>教育施設<br>レクリエーション<br>道路 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。 |
| 52 | 阿南市 | 徳島県<br>(水産庁) | 伊島漁港海岸<br>(阿南市伊島町瀬戸100番地地先～阿南市伊島町瀬戸170番地地先) | 堤防 | | 410m | 6.1～7.0 | ― | ― | ― | 阿南市伊島町の一部 | 農用地 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。 |
| | | | | その他 | | 陸閘2基 | | | | | ― | ― | 日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。 |
| 53 | 阿南市 | 徳島県<br>(農村振興局) | 伊島海岸<br>伊島地区<br>(阿南市椿町伊島字野尾辺24番地地先～阿南市椿町伊島字野尾辺7番地地先) | 堤防 | | 340m | 7.0 | ― | ― | ― | 阿南市椿町伊島の一部 | 農用地 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。 |

※計画規模については、詳細な検討後に変わる場合がある。

# 巻末資料

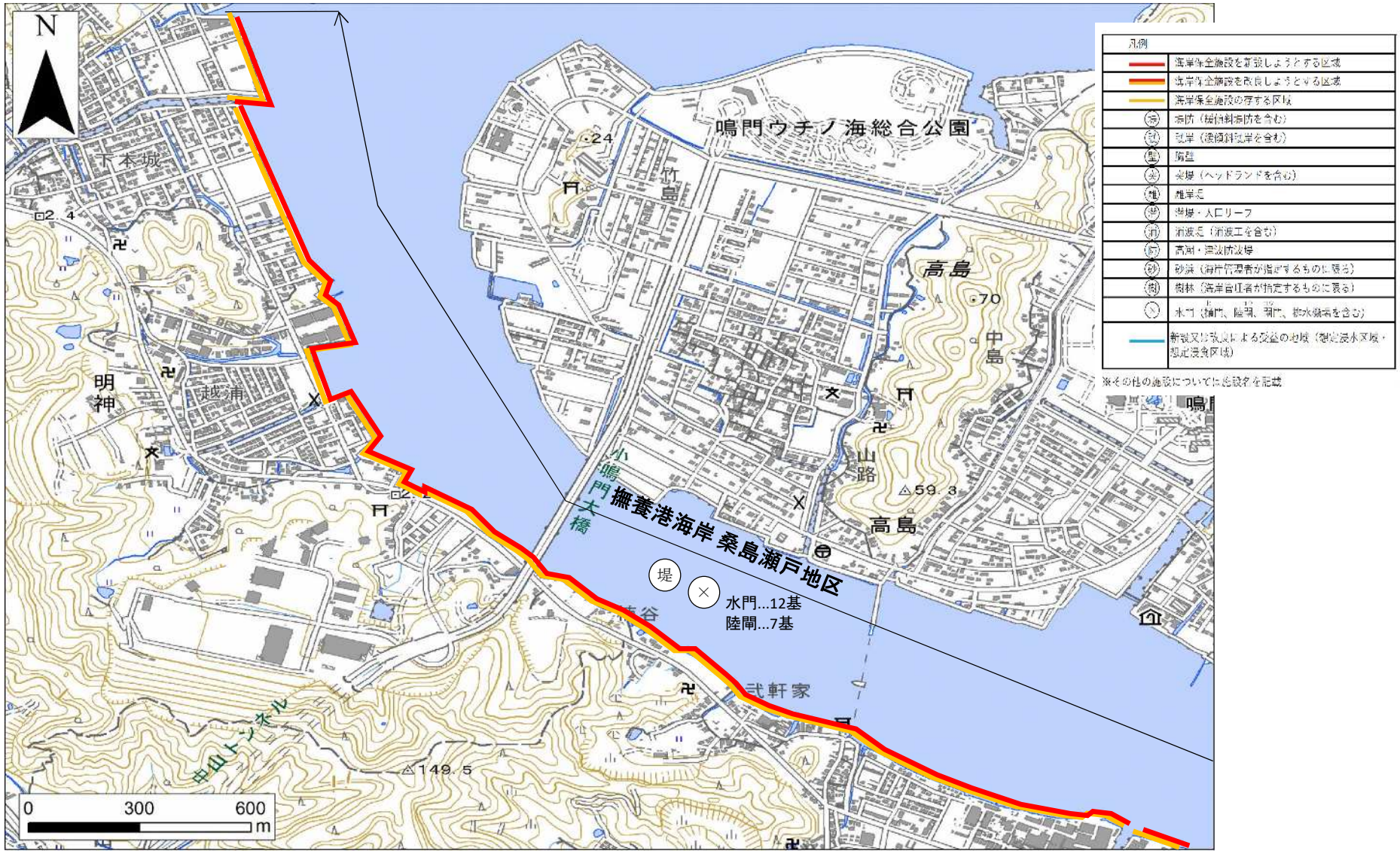
## 「海岸保全施設配置図」

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長（m） |
|---|---|---|---|---|---|
| 22-1 | 撫養港海岸(高島地区) | 港湾局 | 徳島県 | 鳴門市 | 4,710 |



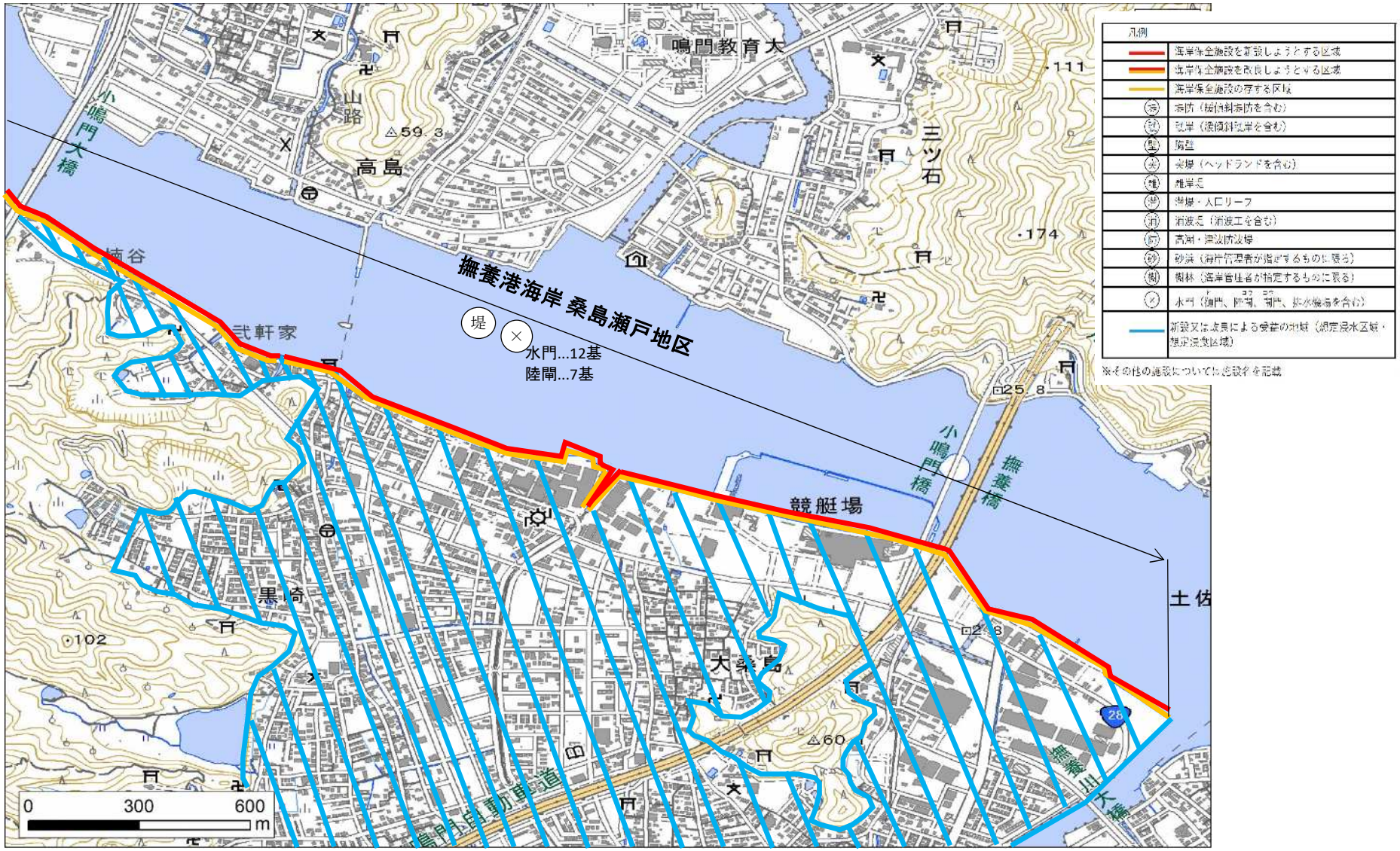

出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長(m) |
|---|---|---|---|---|---|
| 22-2 | 撫養港海岸(桑島瀬戸地区) | 港湾局 | 徳島県 | 鳴門市 | 5,519 |



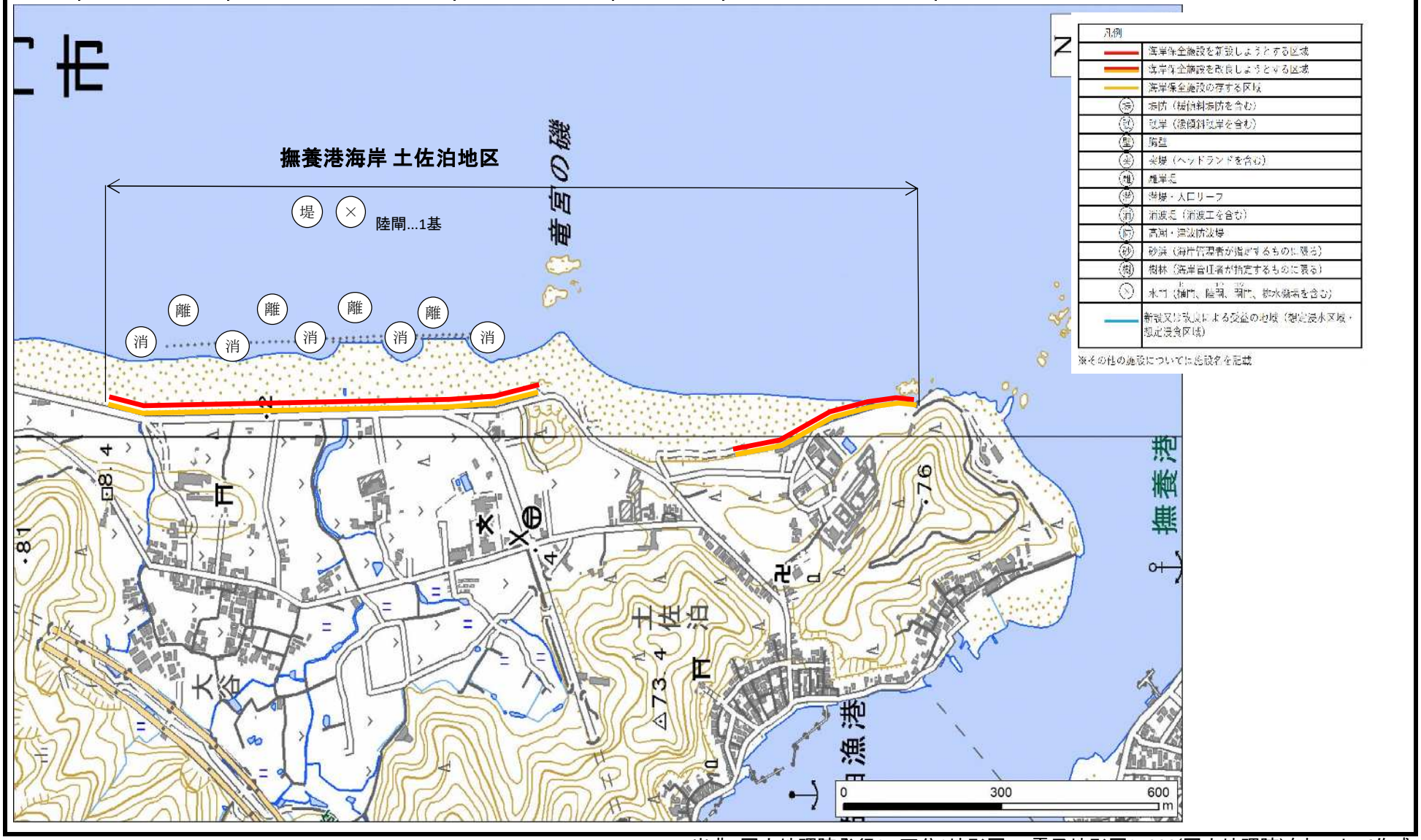

出典:国土地理院発行2.5万分1地形図　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長（m） |
|---|---|---|---|---|---|
| 22-2 | 撫養港海岸(桑島瀬戸地区) | 港湾局 | 徳島県 | 鳴門市 | 5,519 |



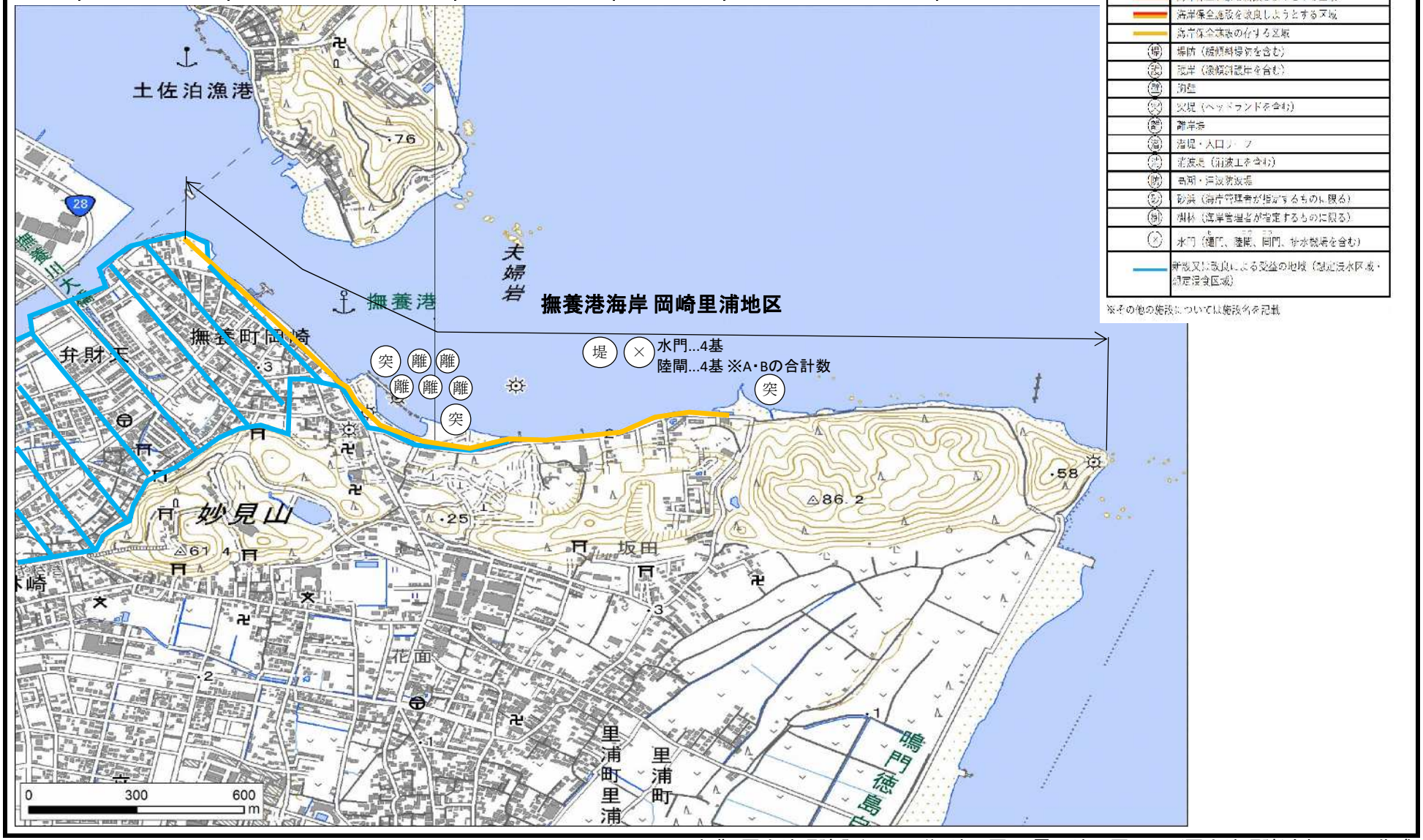

出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長（m） |
|---|---|---|---|---|---|
| 22-3 | 撫養港海岸(土佐泊地区) | 港湾局 | 徳島県 | 鳴門市 | 1,850 |




出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長（m） |
|---|---|---|---|---|---|
| 22-4 | 撫養港海岸(岡崎里浦地区) | 港湾局 | 徳島県 | 鳴門市 | 5,441 |



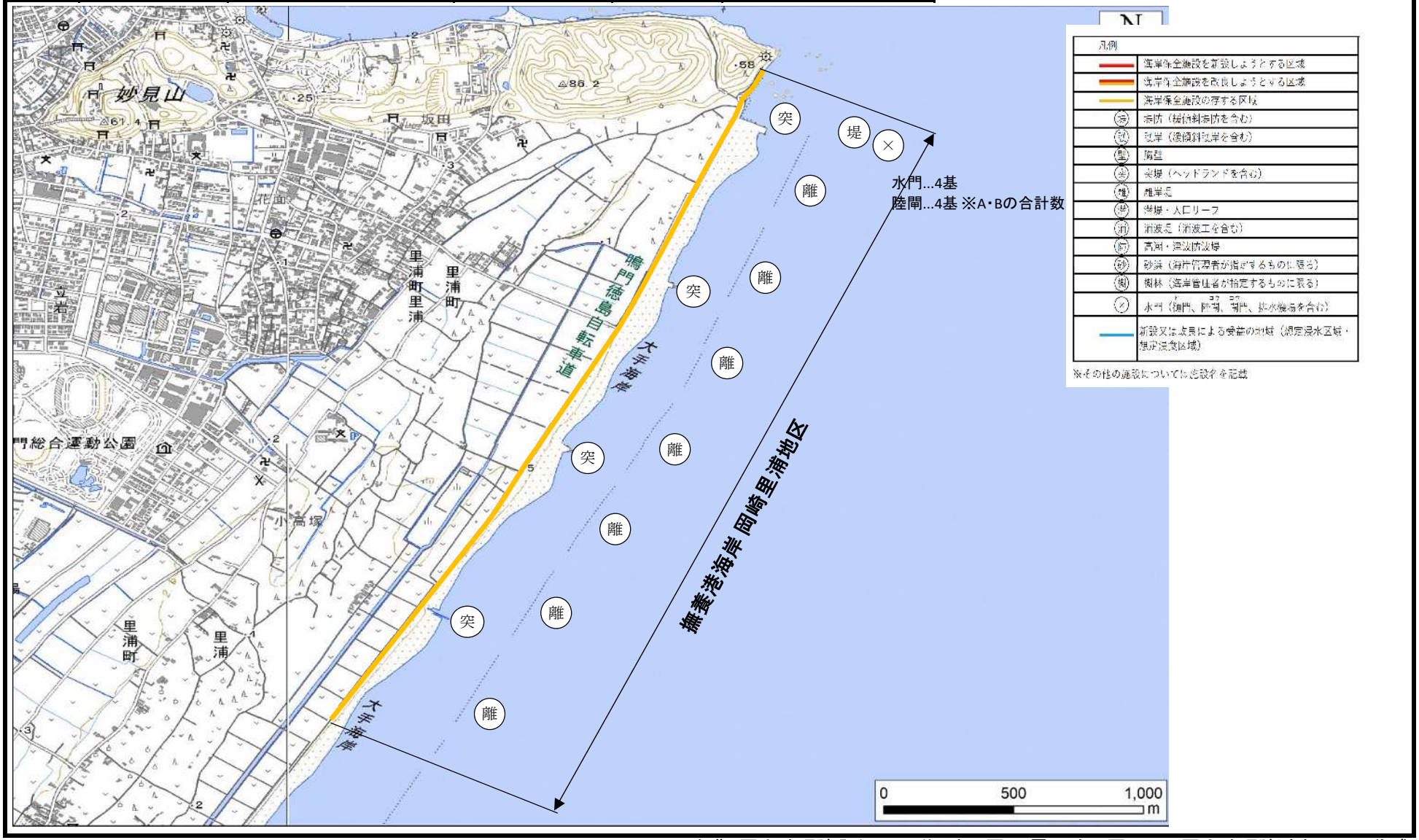

凡例

- 海岸保全施設を新設しようとする区域
- 海岸保全施設を改良しようとする区域
- 海岸保全施設の存する区域
- 堤防（緩傾斜堤防を含む）
- 護岸（緩傾斜護岸を含む）
- 胸壁
- 突堤（ヘッドランドを含む）
- 離岸堤
- 潜堤・人口リーフ
- 消波堤（消波工を含む）
- 導流堤・閉塞堤
- 砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
- 樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
- 水門（樋門、陸閘、同門、分水設備を含む）
- 新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定浸食区域）

※その他の施設については施設名を記載

出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長（m） |
|---|---|---|---|---|---|
| 22-4 | 撫養港海岸(岡崎里浦地区) | 港湾局 | 徳島県 | 鳴門市 | 5,441 |




出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長(m) |
|---|---|---|---|---|---|
| 23 | 土佐泊漁港海岸 | 水産庁 | 徳島県 | 鳴門市 | 1,721 |




出典:徳島県　土佐泊漁港海岸保全区域台帳

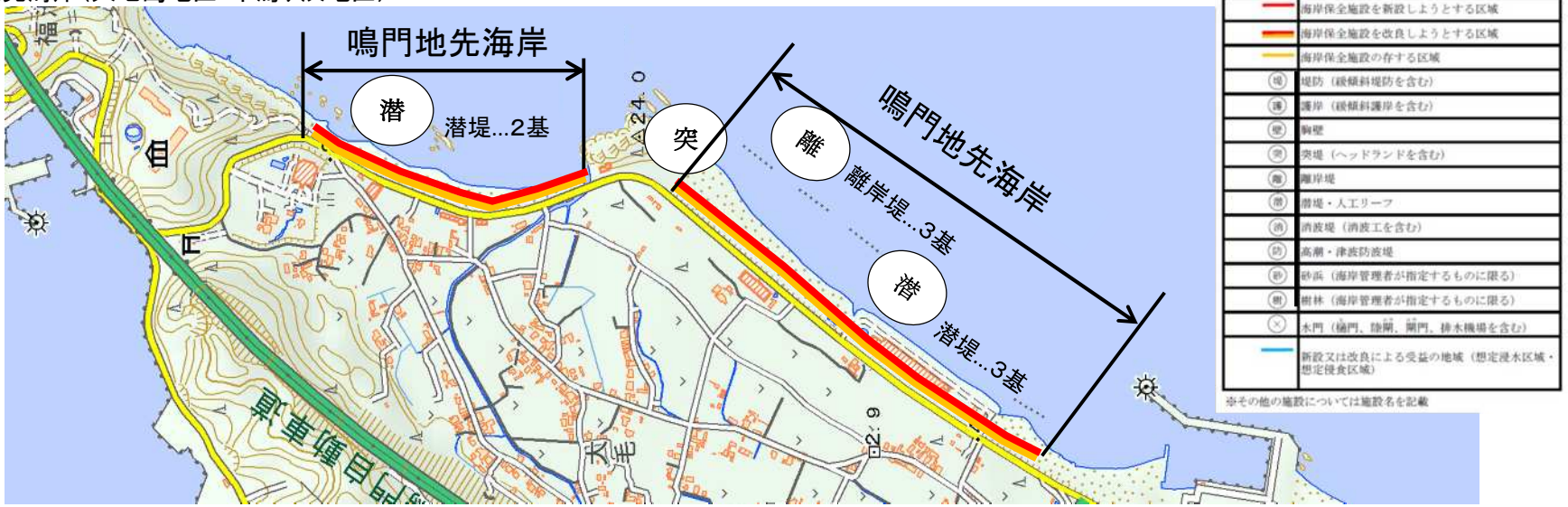
| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長(m) |
|---|---|---|---|---|---|
| 24 | 福池地先海岸 | 水管理・国土保全局 | 徳島県 | 鳴門市 | 250 |



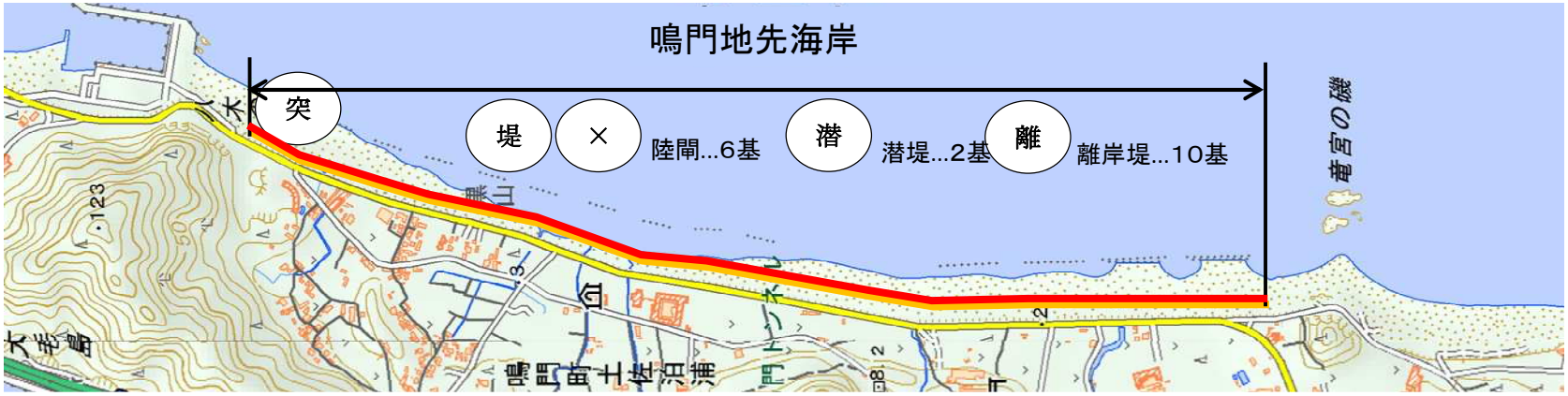

出典:国土地理院発行2.5万分1地形図　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長(m) |
|---|---|---|---|---|---|
| 25 | 鳴門地先海岸 | 水管理・国土保全局 | 徳島県 | 鳴門市 | 3,080 |

鳴門地先海岸(大毛島地区・千鳥ヶ浜地区)

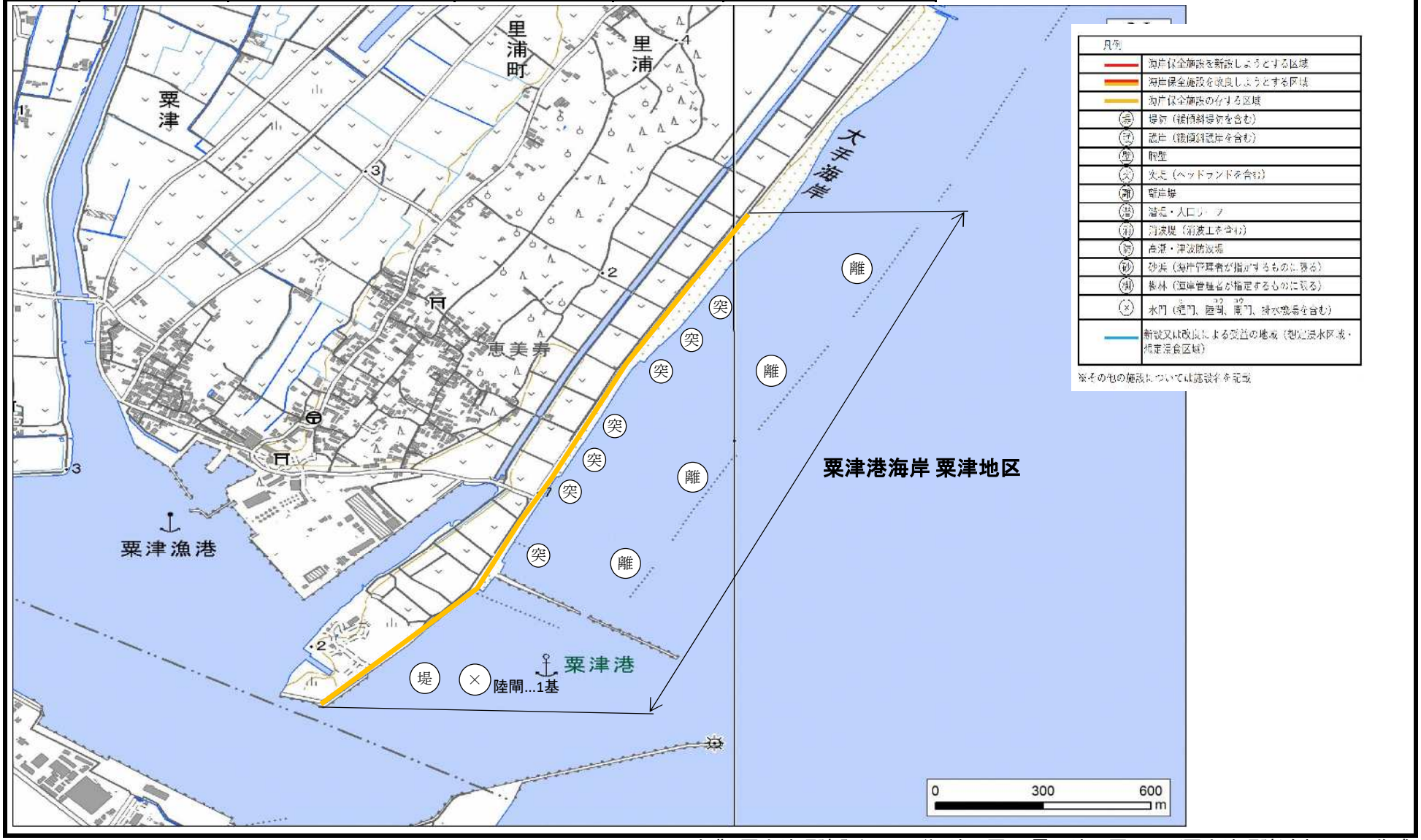



鳴門地先海岸(黒山地区)




出典:国土地理院発行2.5万分1地形図　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長（m） |
|---|---|---|---|---|---|
| 26-1 | 粟津港海岸(粟津地区) | 港湾局 | 徳島県 | 鳴門市 | 1,800 |




出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長（m） |
|---|---|---|---|---|---|
| 26-2 | 粟津港海岸(松茂地区) | 港湾局 | 徳島県 | 松茂町 | 900 |




出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長(m) |
|---|---|---|---|---|---|
| 27 | 松茂地区海岸 | 水管理・国土保全局、農水(農村) | 徳島県 | 松茂町 | 2,699 |




出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長（m） |
|---|---|---|---|---|---|
| 28-1 | 今切港海岸(長原地区) | 港湾局 | 徳島県 | 松茂町 | 780 |




出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長(m) |
|---|---|---|---|---|---|
| 28-2 | 今切港海岸(川内地区) | 港湾局 | 徳島県 | 徳島市 | 1,306 |



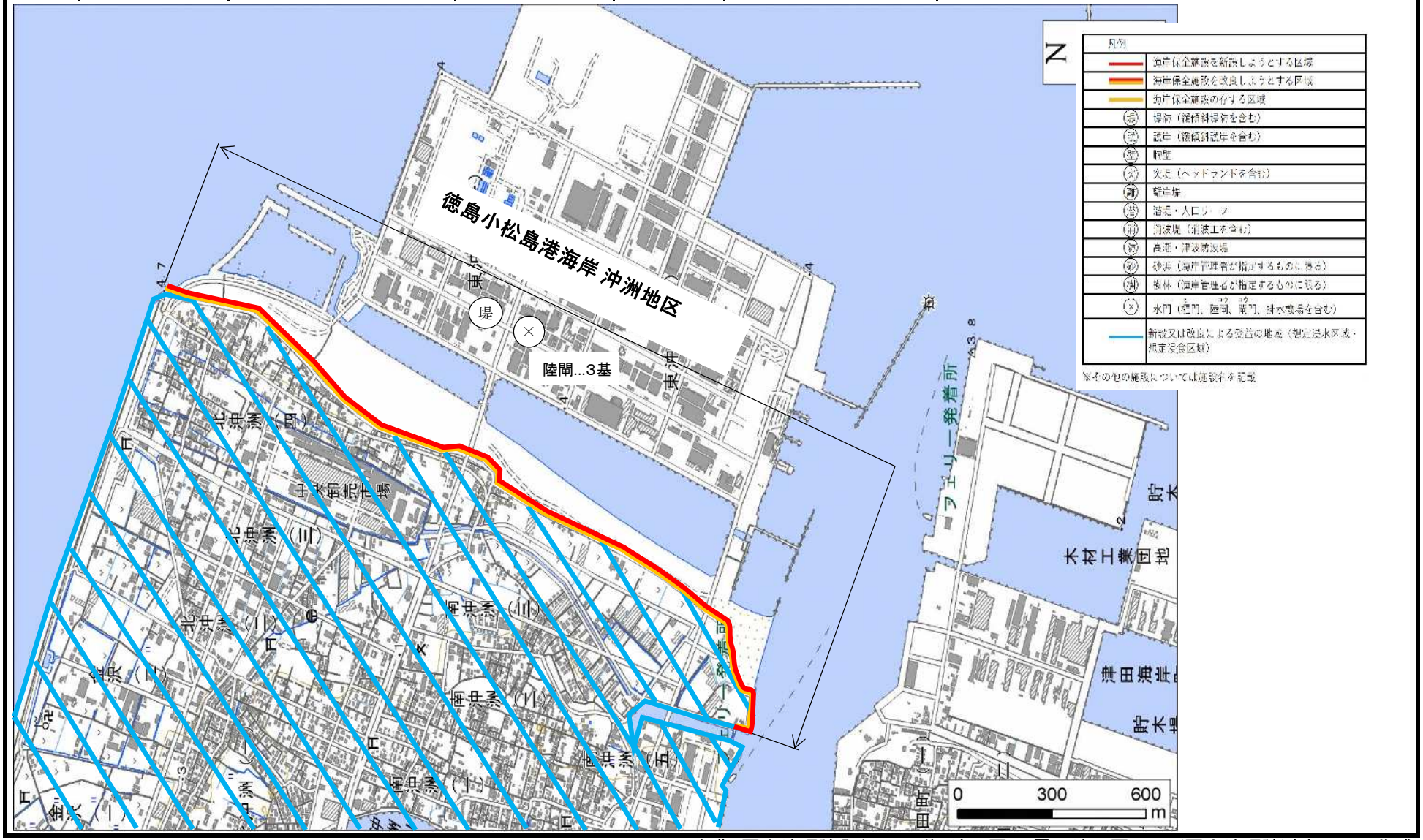

出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長(m) |
|---|---|---|---|---|---|
| 29 | 小松地先海岸 | 水管理・国土保全局 | 徳島県 | 徳島市 | 758 |




出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長（m） |
|---|---|---|---|---|---|
| 30−1 | 徳島小松島港海岸(沖洲地区) | 港湾局 | 徳島県 | 徳島市 | 2,370 |




出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長（m） |
|---|---|---|---|---|---|
| 30−2 | 徳島小松島港海岸(津田地区) | 港湾局 | 徳島県 | 徳島市 | 1,222 |



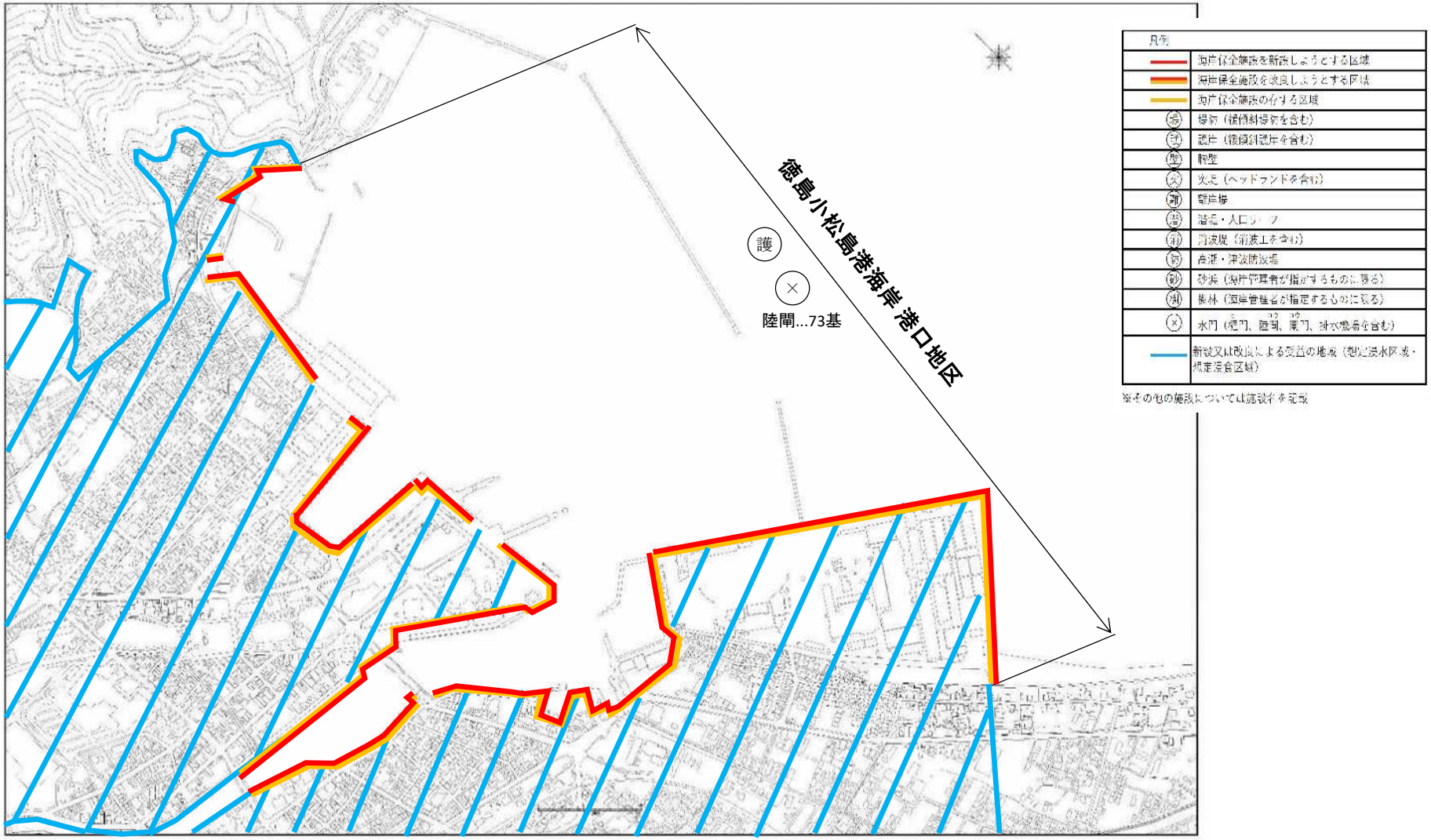

出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長(m) |
|---|---|---|---|---|---|
| 30-3 | 徳島小松島港海岸(大神子地区) | 港湾局 | 徳島県 | 徳島市 | 919 |



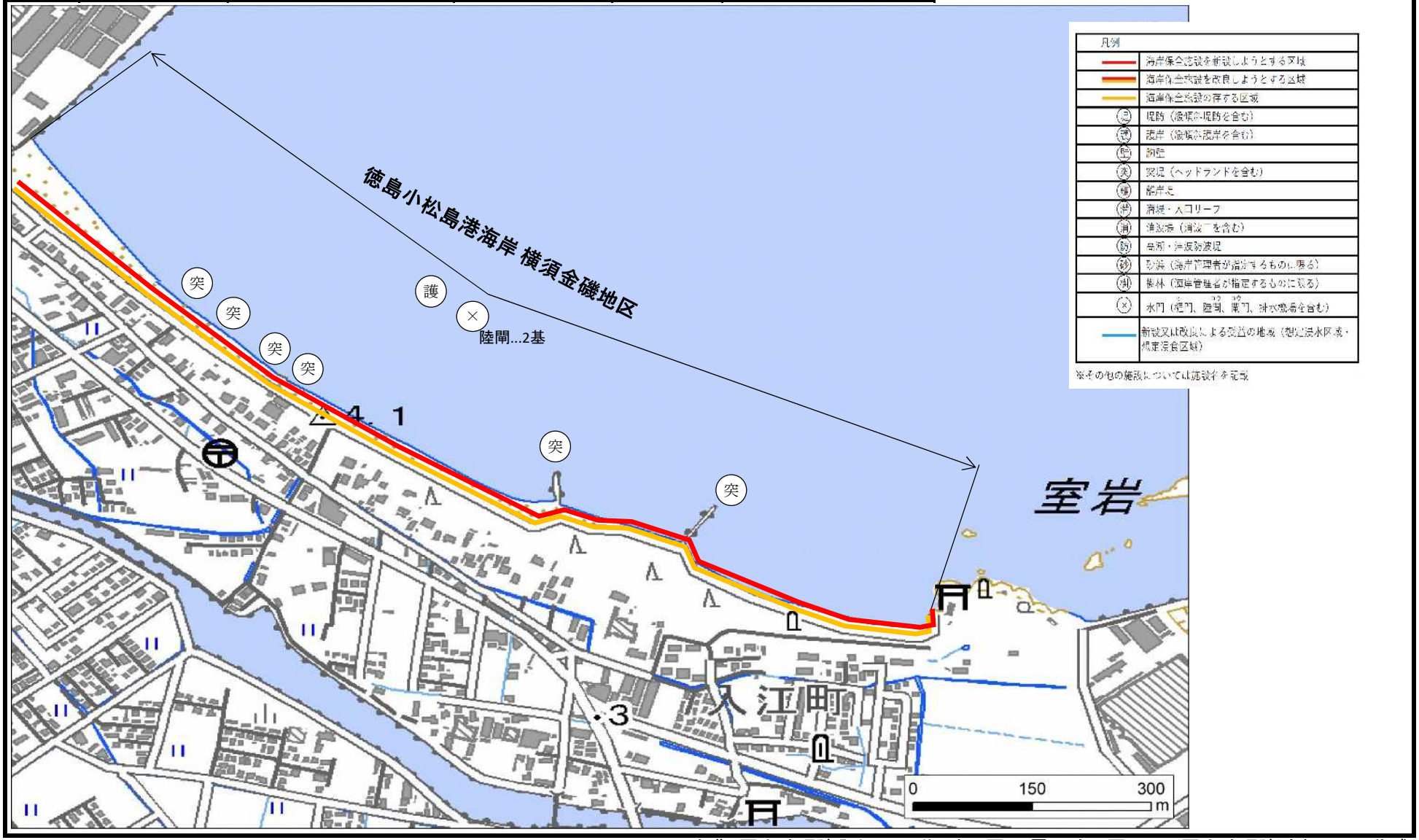

出典:国土地理院発行2.5万分1地形図　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長（m） |
|---|---|---|---|---|---|
| 30−4 | 徳島小松島港海岸(港口地区) | 港湾局 | 徳島県 | 小松島市 | 3,878 |



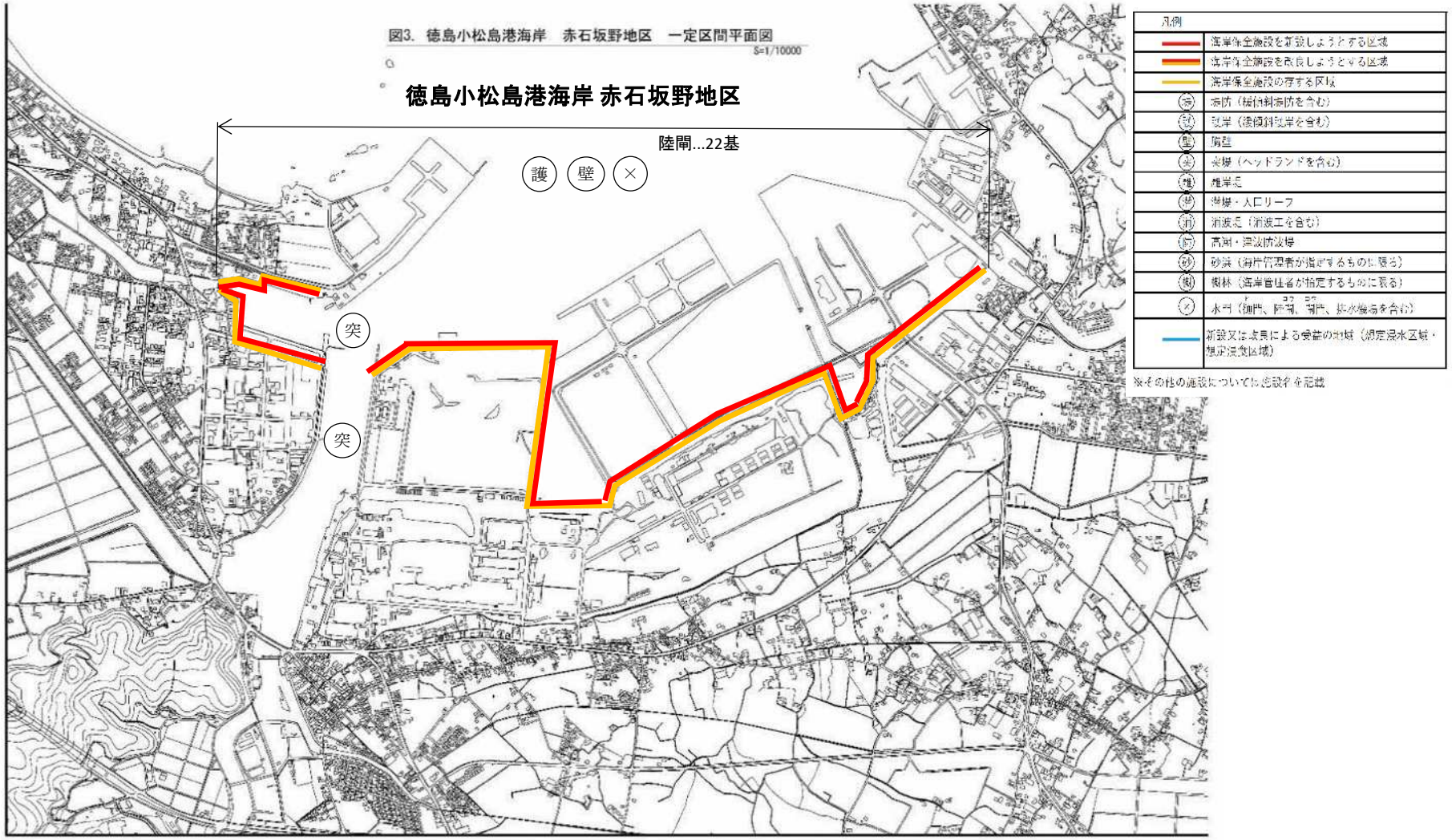

出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長(m) |
|---|---|---|---|---|---|
| 30-5 | 徳島小松島港海岸(横須金磯地区) | 港湾局 | 徳島県 | 小松島市 | 1,120 |



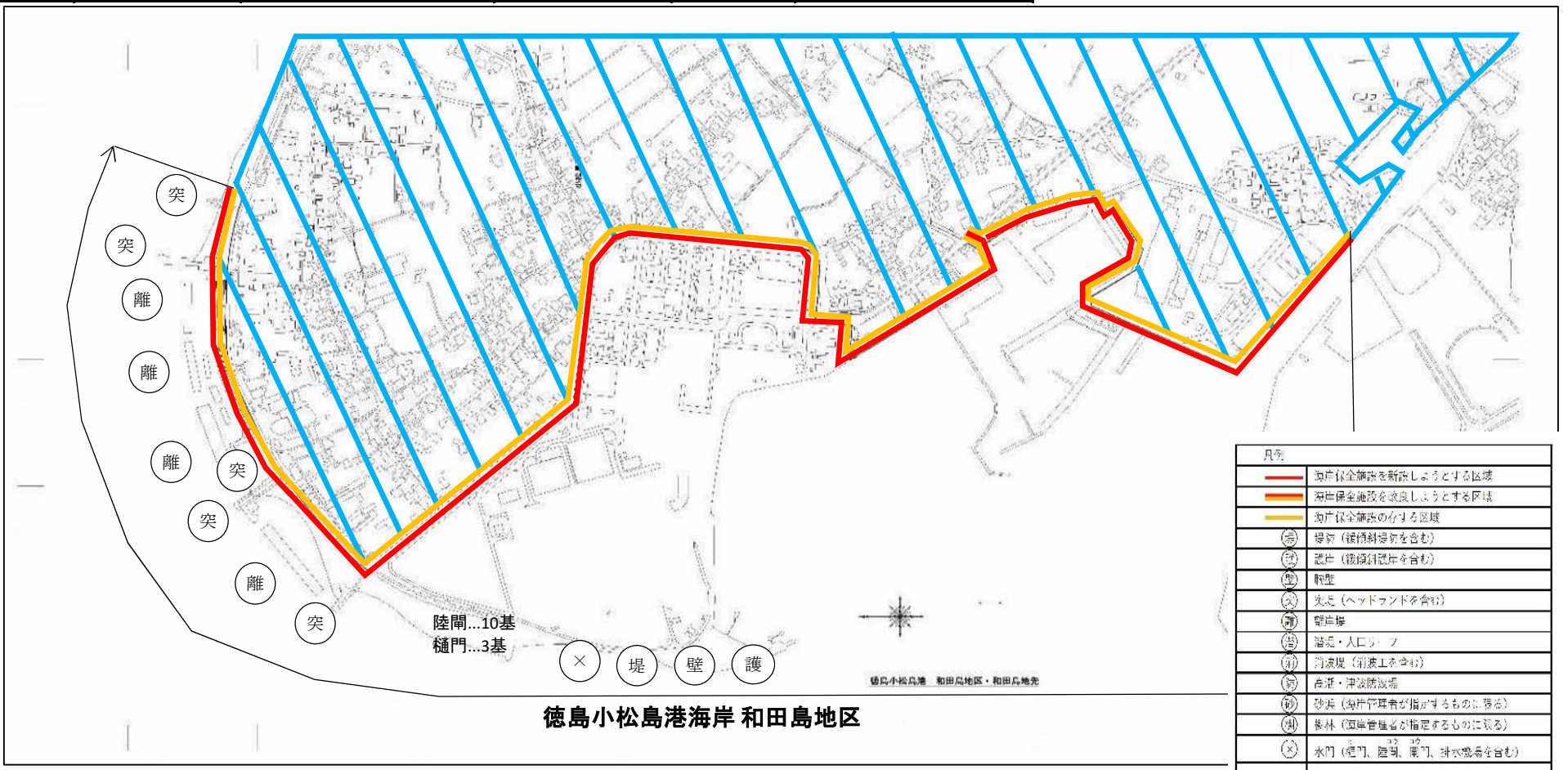

出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長（m） |
|---|---|---|---|---|---|
| 30-6 | 徳島小松島港海岸(赤石坂野地区) | 港湾局 | 徳島県 | 小松島市 | 6,123 |




出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長（m） |
|---|---|---|---|---|---|
| 30−7 | 徳島小松島港海岸(和田島地区) | 港湾局 | 徳島県 | 小松島市 | 3,204 |

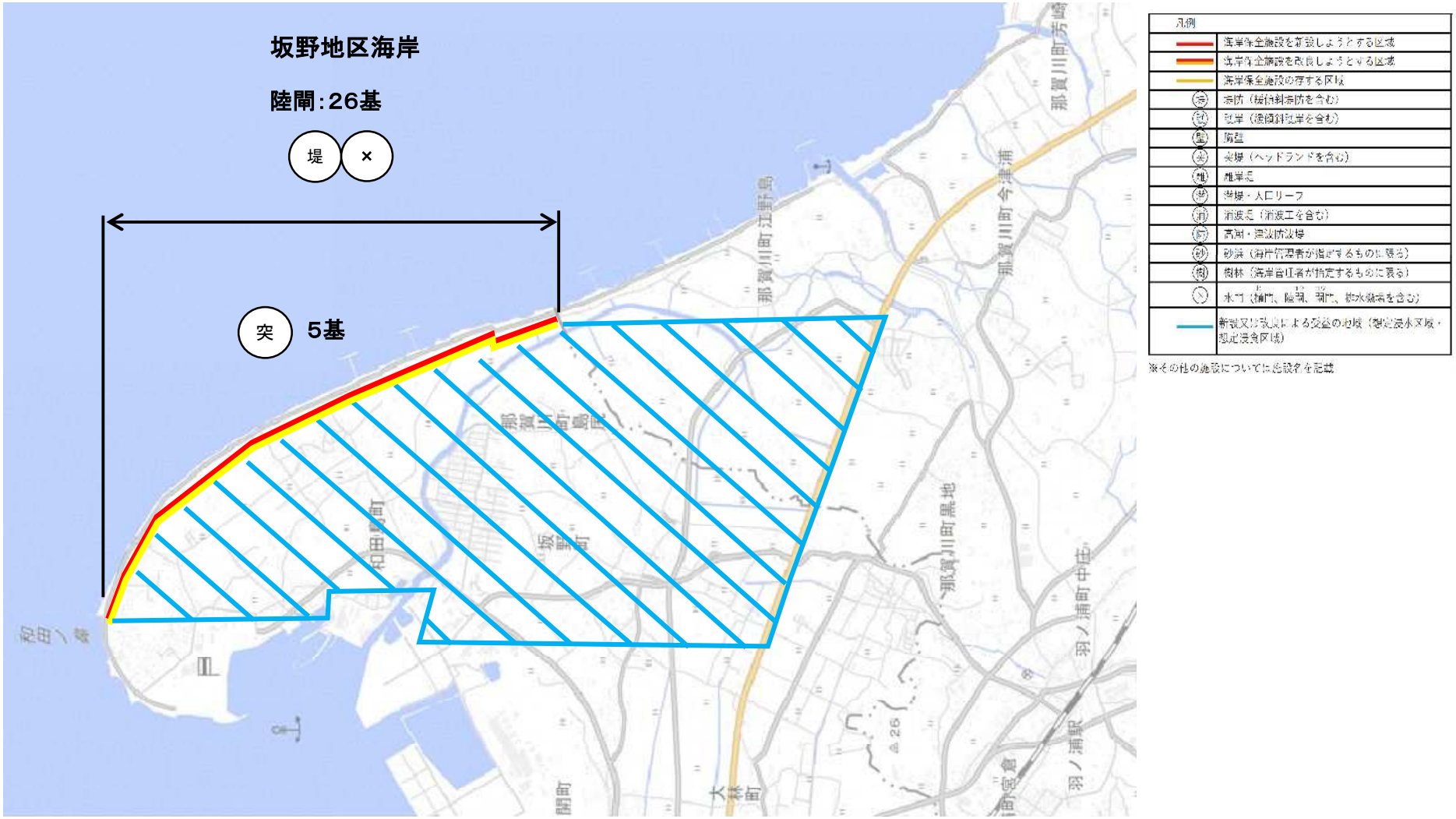



**徳島小松島港海岸 和田島地区**

※その他の施設については施設名を記載

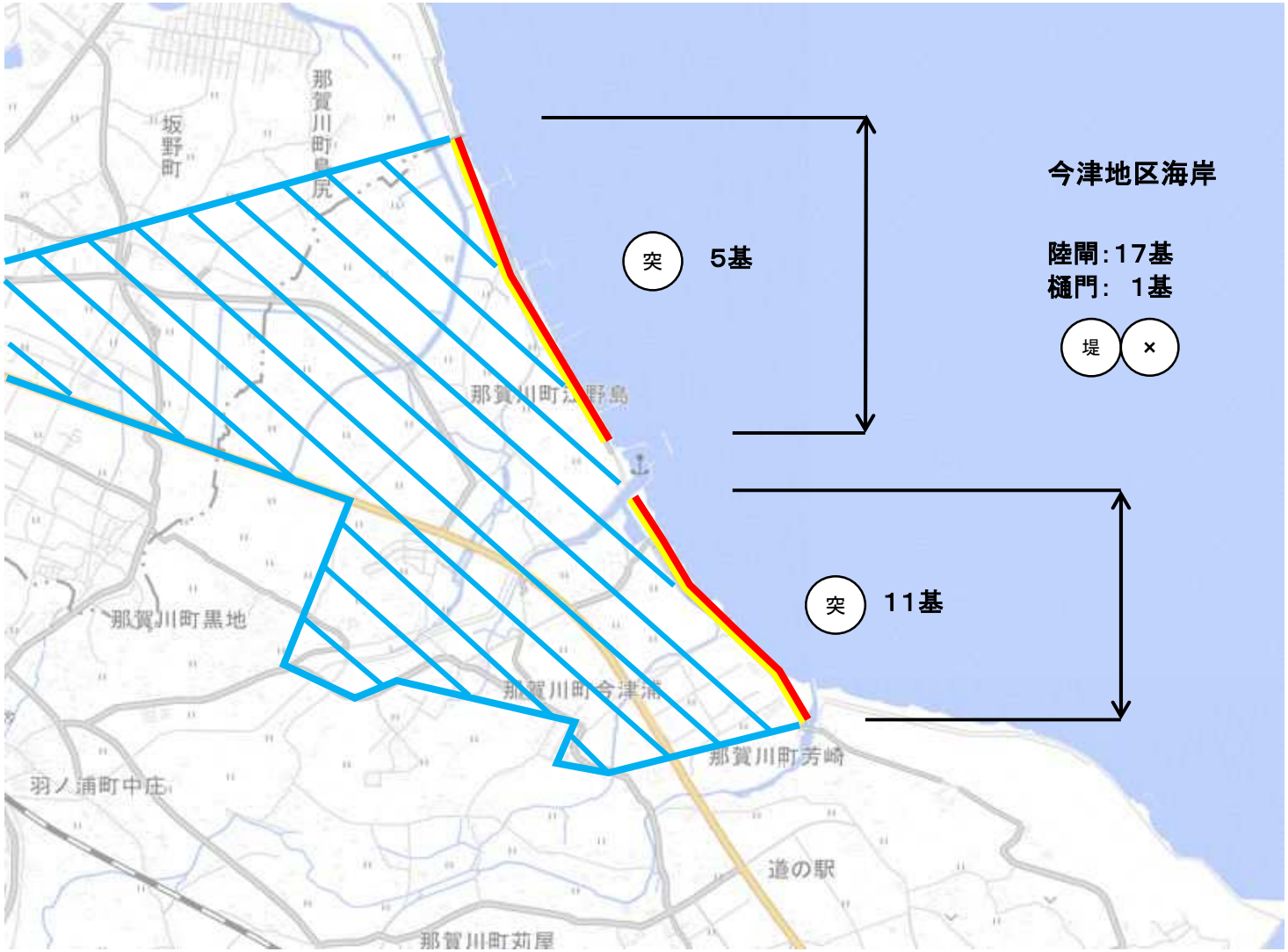
出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長（m） |
|---|---|---|---|---|---|
| 31 | 坂野地区海岸 | 水管理・国土保全局 | 徳島県 | 小松島市 | 3,320 |




出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長（m） |
|---|---|---|---|---|---|
| 32 | 今津地区海岸 | 水管理・国土保全局、農水（農村） | 徳島県 | 阿南市 | 3,115 |



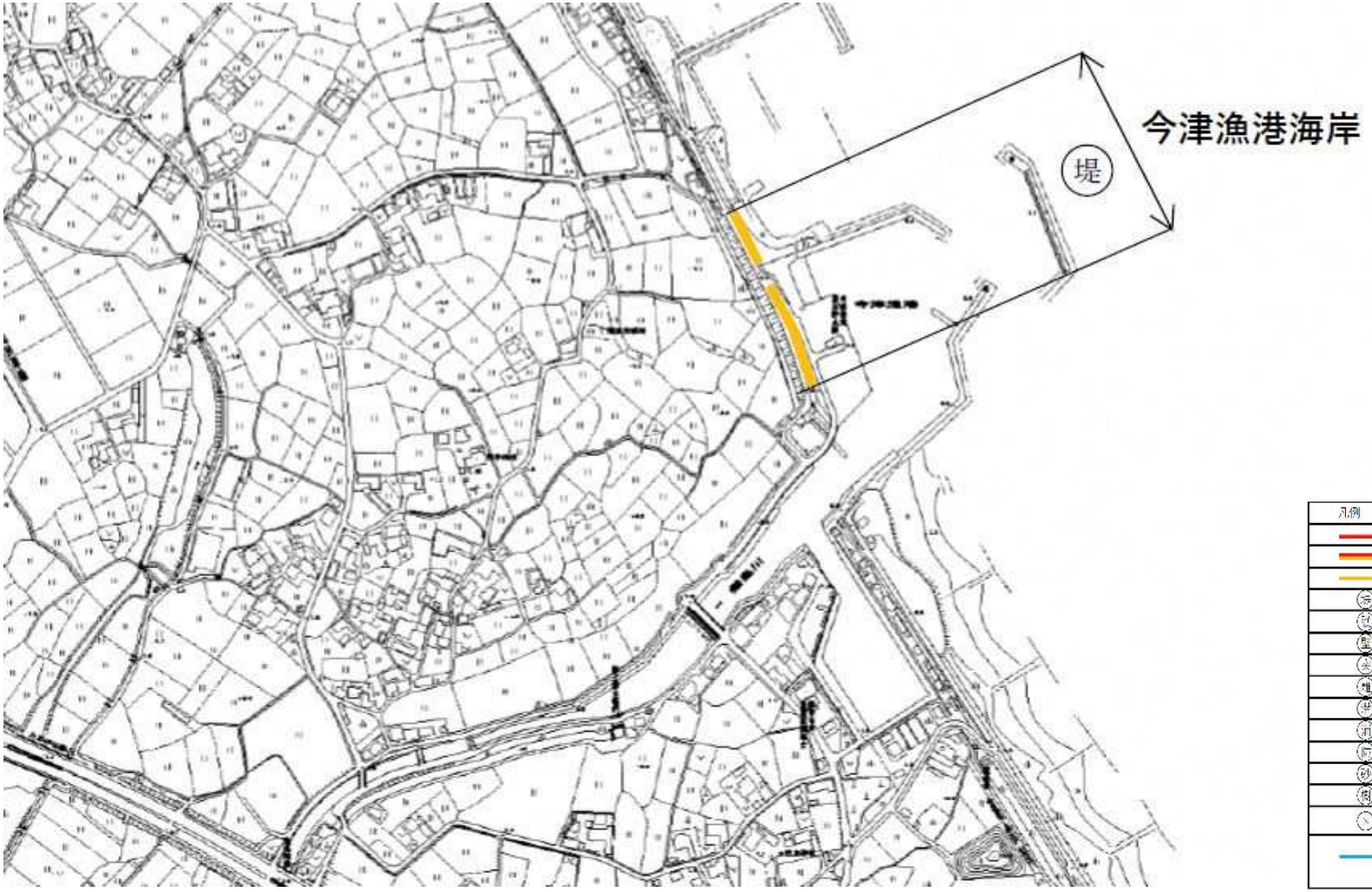

凡例

| | |
|---|---|
| | 海岸保全施設を新設しようとする区域 |
| | 海岸保全施設を改良しようとする区域 |
| | 海岸保全施設の存する区域 |
| 突 | 突堤（傾斜堤突堤を含む） |
| 堤 | 堤防（傾斜堤堤防を含む） |
| 護 | 護岸 |
| 突 | 突堤（ヘッドランドを含む） |
| 離 | 離岸堤 |
| 潜 | 潜堤・人口リーフ |
| 消 | 消波堤（消波工を含む） |
| 防 | 高潮・津波防波堤 |
| 砂 | 砂浜（海岸管理者が指定するものに限る） |
| 林 | 樹林（海岸管理者が指定するものに限る） |
| | 水門（樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む） |
| | 新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定浸食区域） |

※その他の施設については名称を記載

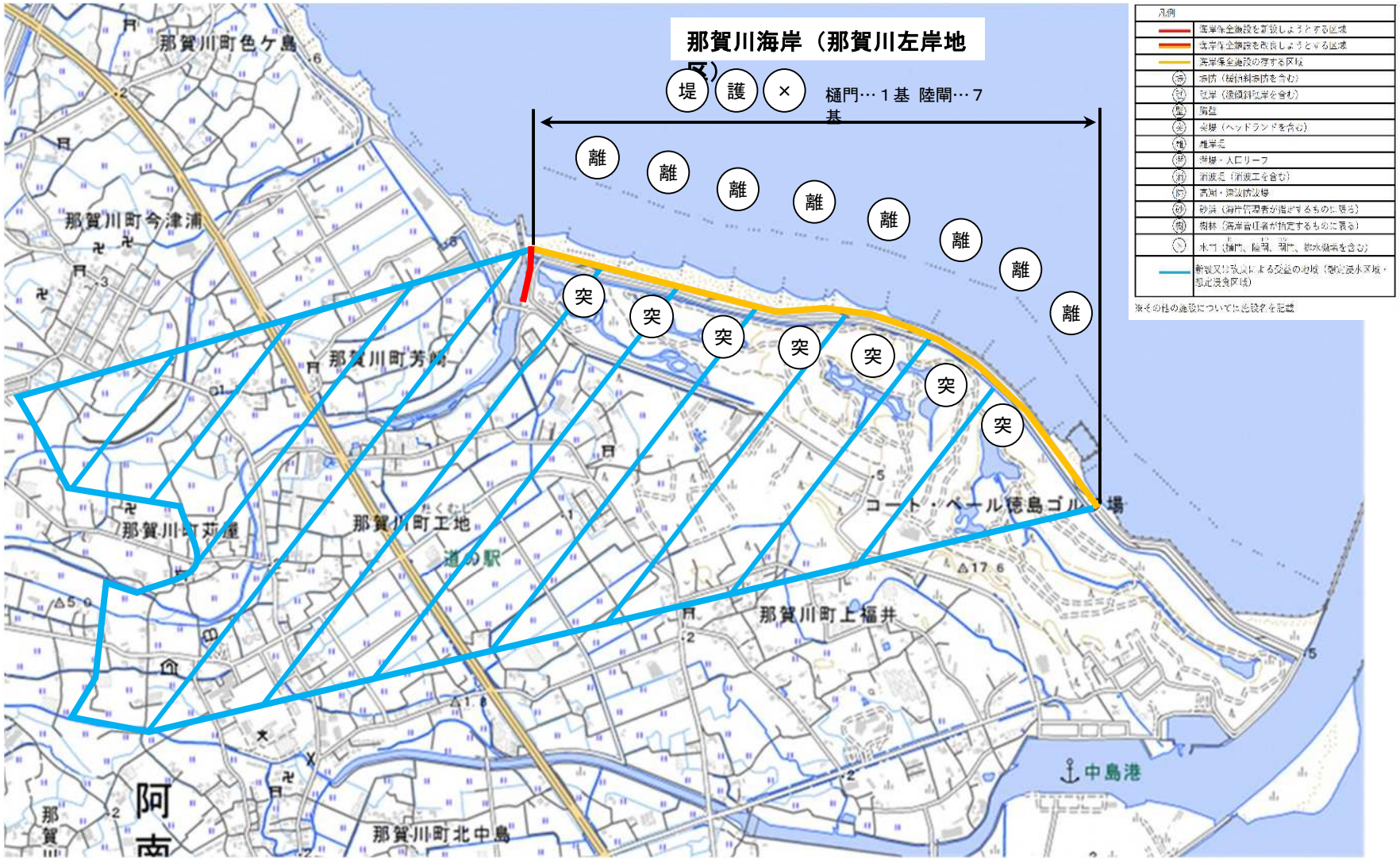
出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長(m) |
|---|---|---|---|---|---|
| 33 | 今津漁港海岸 | 水産庁 | 徳島県 | 阿南市 | 170 |



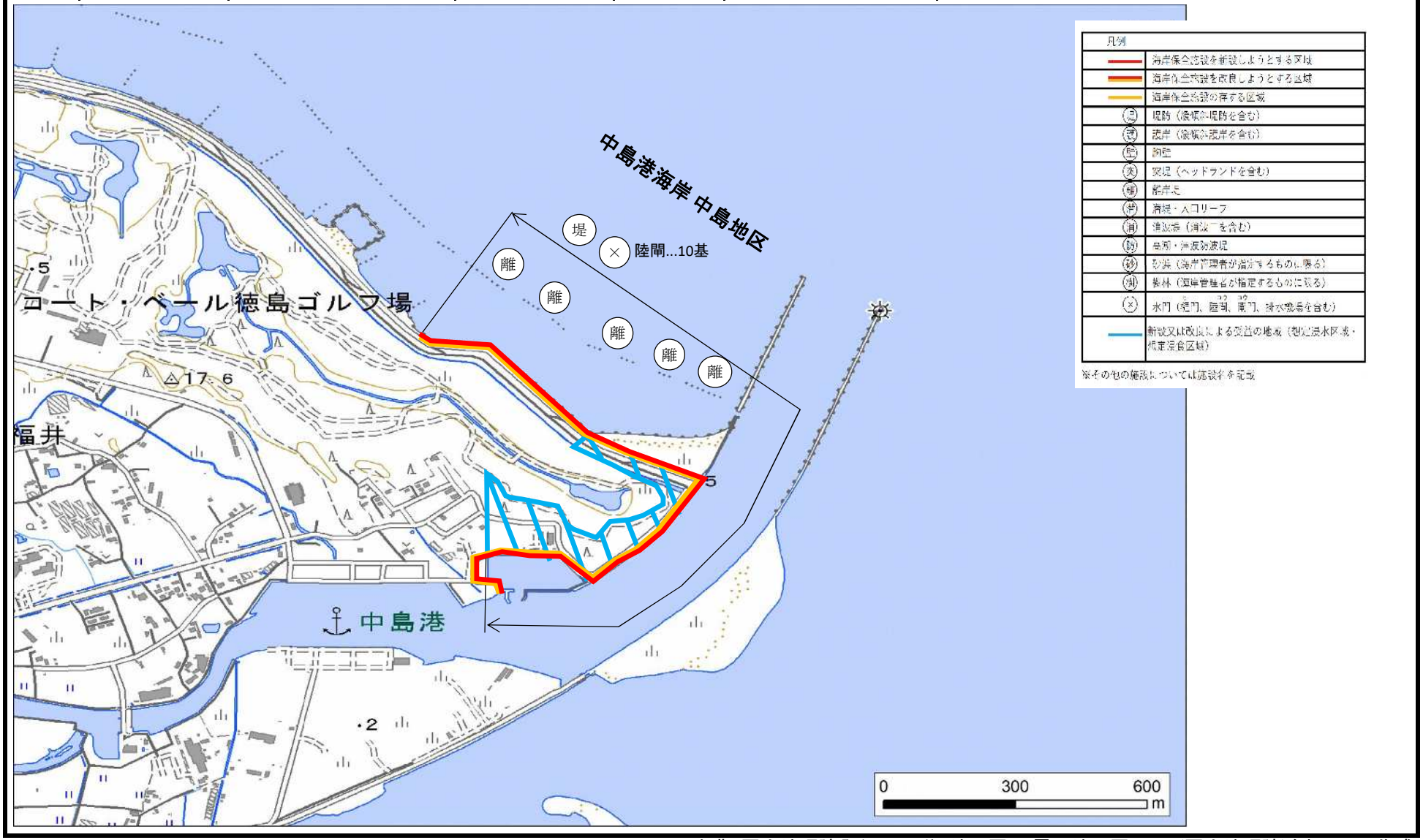

出典:徳島県　今津漁港海岸保全区域台帳

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長(m) |
|---|---|---|---|---|---|
| 34 | 那賀川海岸(那賀川左岸地区) | 農水(農村) | 徳島県 | 阿南市 | 2,000 |



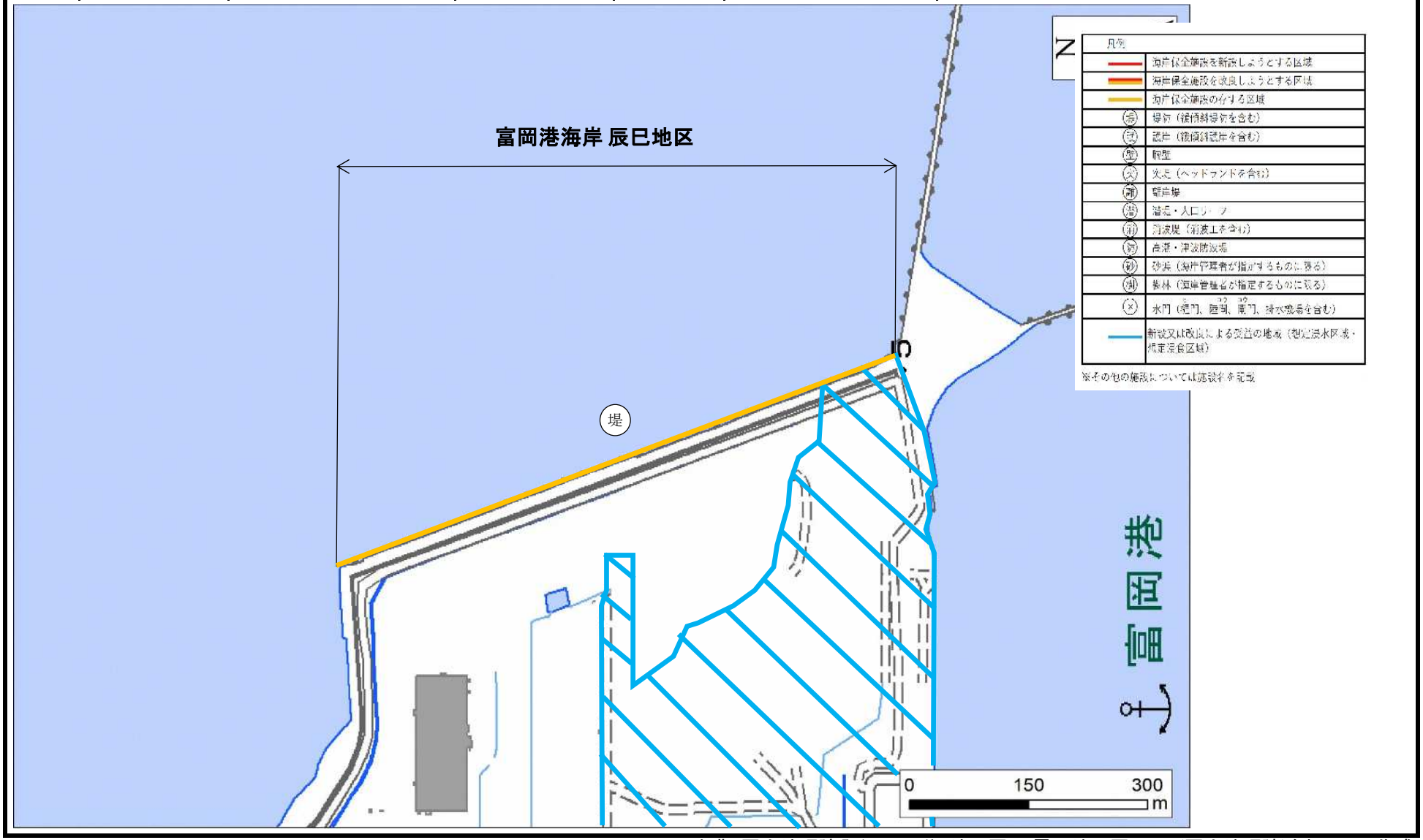

出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長（m） |
|---|---|---|---|---|---|
| 35 | 中島港海岸(中島地区) | 港湾局 | 徳島県 | 阿南市 | 1,422 |




出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長（m） |
|---|---|---|---|---|---|
| 36-1 | 富岡港海岸(辰巳地区) | 港湾局 | 徳島県 | 阿南市 | 721 |




出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長(m) |
|---|---|---|---|---|---|
| 36-2 | 富岡港海岸(豊益・餘地区) | 港湾局 | 徳島県 | 阿南市 | 1,515 |




出典:国土地理院発行2.5万分1地形図　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長(m) |
|---|---|---|---|---|---|
| 37-1 | 中林漁港海岸(中林地区) | 水産庁 | 徳島県 | 阿南市 | 795 |




出典:徳島県　中林漁港海岸保全区域台帳

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長（m） |
|---|---|---|---|---|---|
| 37-2 | 中林漁港海岸(北ノ脇地区) | 水産庁 | 徳島県 | 阿南市 | 1,000 |







※その他の施設については、必要に応じて記載

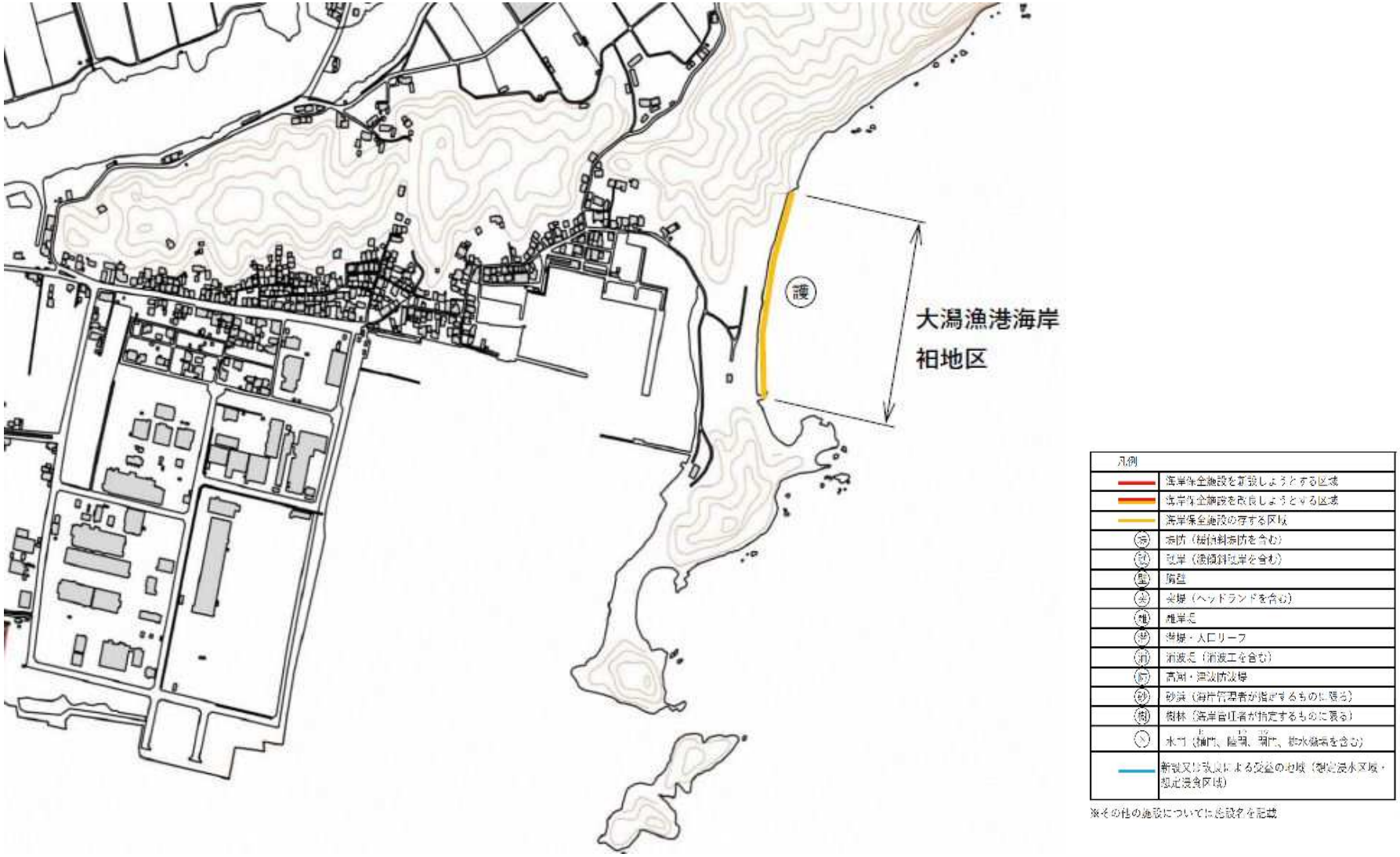
出典：徳島県　中林漁港海岸保全区域台帳

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長（m） |
|---|---|---|---|---|---|
| 38 | 見能林地区海岸 | 水管理・国土保全局 | 徳島県 | 阿南市 | 600 |



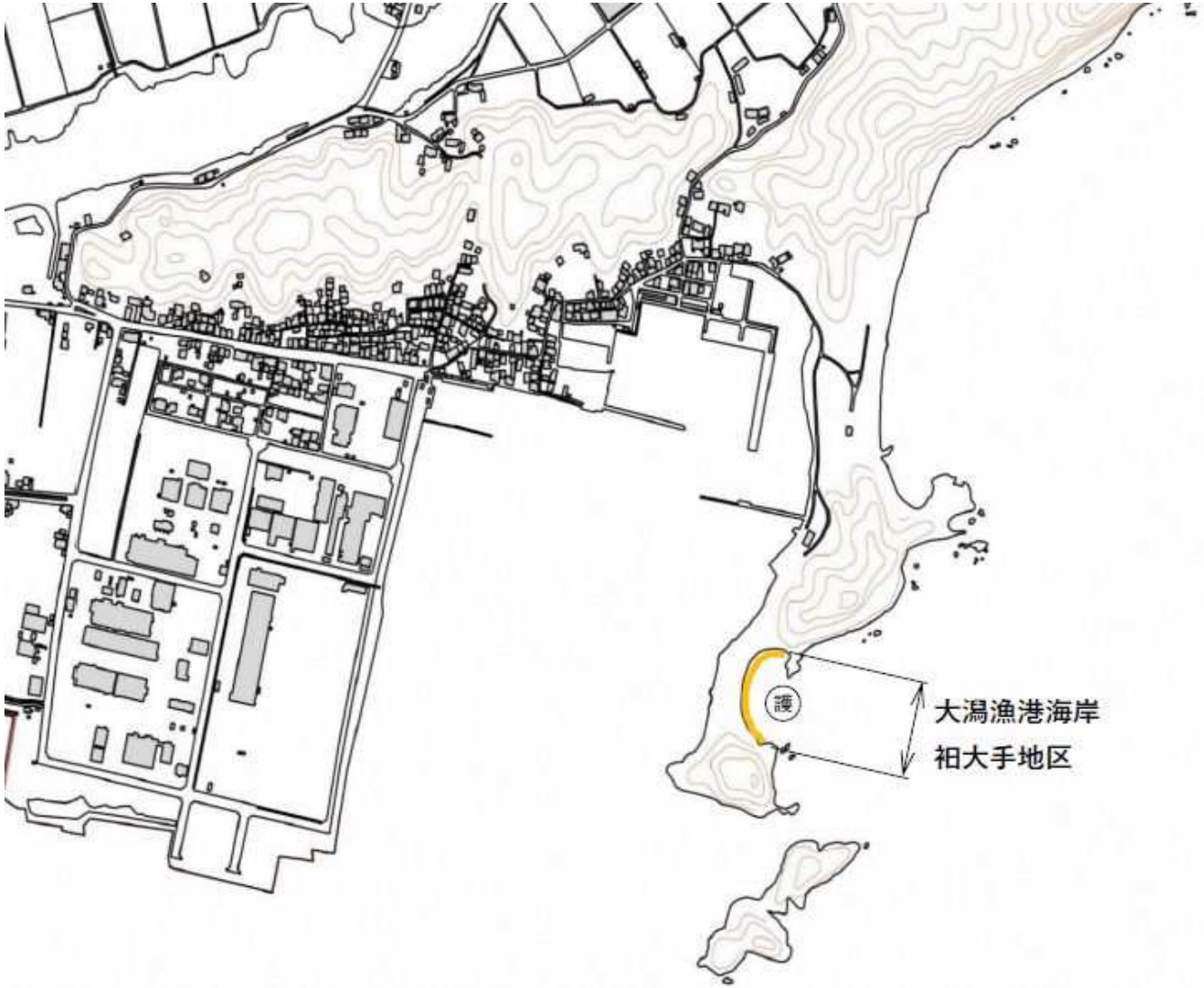

出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長(m) |
|---|---|---|---|---|---|
| 39-1 | 大潟漁港海岸(祖地区) | 水産庁 | 阿南市 | 阿南市 | 320 |




出典:阿南市　大潟漁港台帳

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長(m) |
|---|---|---|---|---|---|
| 39-2 | 大潟漁港海岸(祖大手地区) | 水産庁 | 阿南市 | 阿南市 | 175 |

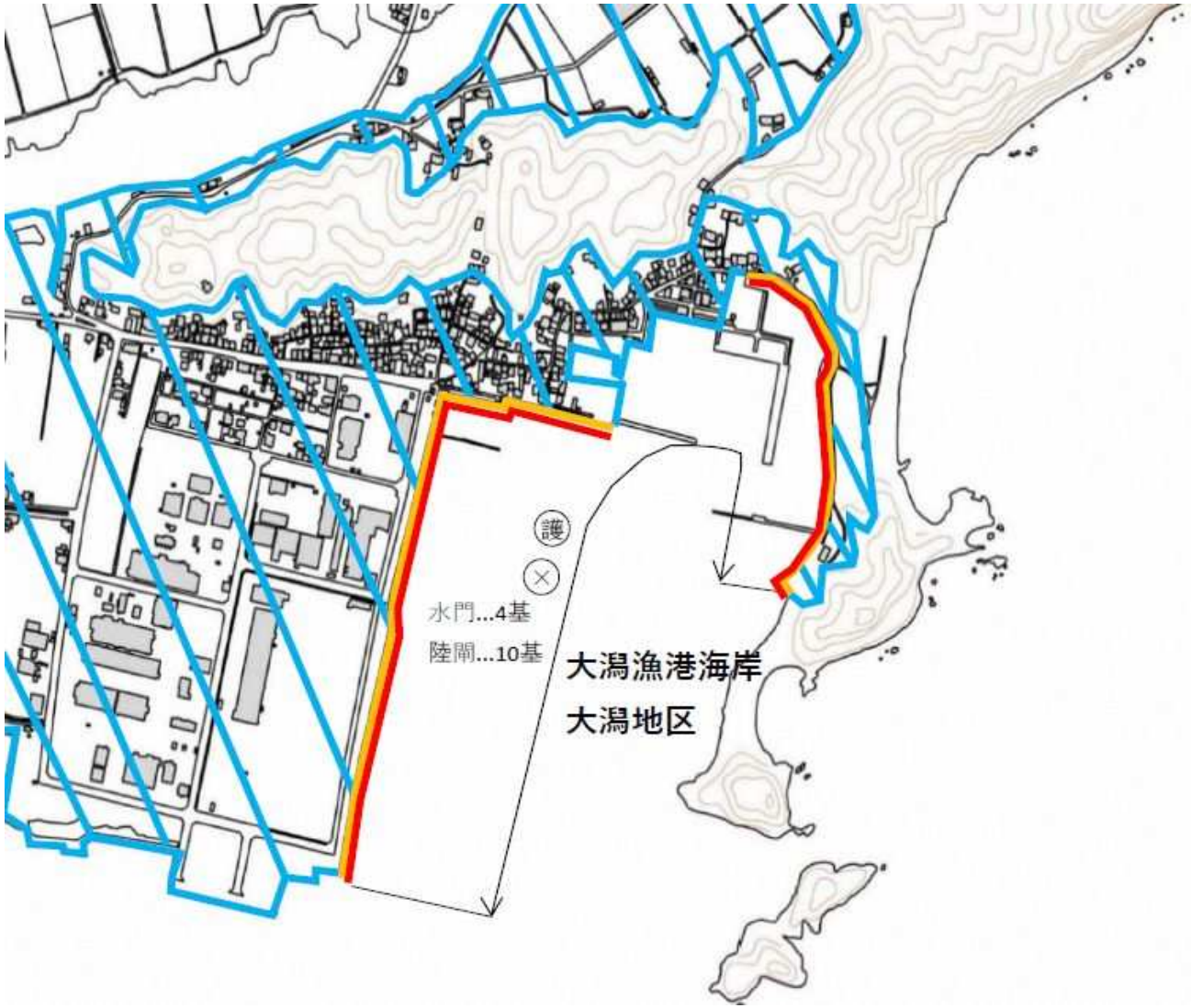



| 凡例 | |
|---|---|
| | 海岸保全施設を新設しようとする区域 |
| | 海岸保全施設を改良しようとする区域 |
| | 海岸保全施設の存する区域 |
| 堤 | 堤防（傾斜堤防を含む） |
| 護 | 護岸（傾斜護岸を含む） |
| 胸 | 胸壁 |
| 突 | 突堤（ヘッドランドを含む） |
| 離 | 離岸堤 |
| 潜 | 潜堤・人口リーフ |
| 消 | 消波堤（消波工を含む） |
| 防 | 高潮・津波防波堤 |
| 砂 | 砂浜（海岸管理者が指定するものに限る） |
| 樹 | 樹林（海岸管理者が指定するものに限る） |
| 水 | 水門（樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む） |
| | 新設又は改良による変化の地域（想定浸水区域・想定浸食区域） |

※その他の施設については施設名を記載

出典:阿南市　大潟漁港台帳

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長(m) |
|---|---|---|---|---|---|
| 39-3 | 大潟漁港海岸(大潟地区) | 水産庁 | 阿南市 | 阿南市 | 1,790 |

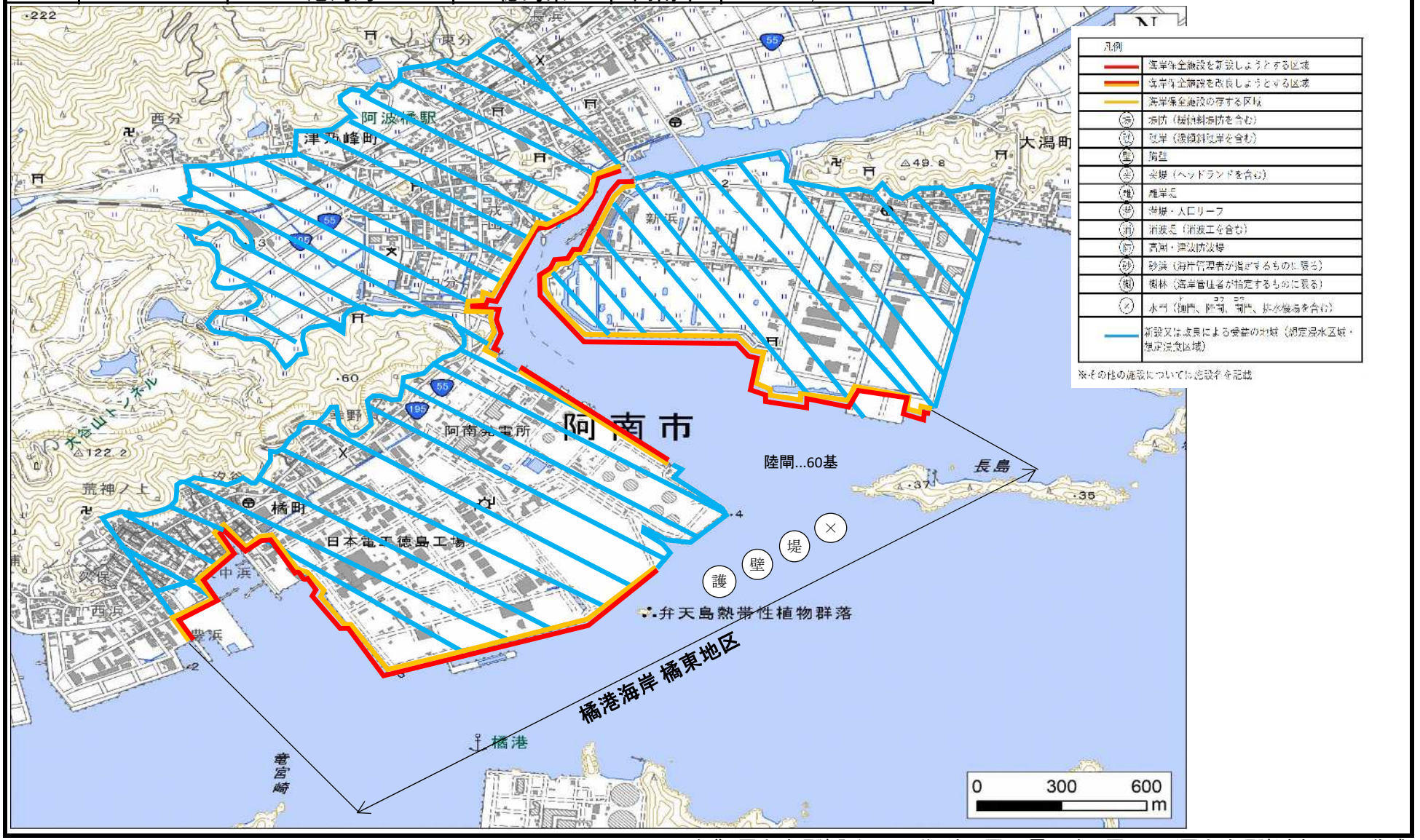



| 凡例 | |
|---|---|
| | 海岸保全施設を新設しようとする区域 |
| | 海岸保全施設を改良しようとする区域 |
| | 海岸保全施設の存する区域 |
| 護 | 護岸（傾斜斜護岸を含む） |
| 堤 | 堤岸（傾斜斜堤岸を含む） |
| 突 | 突堤 |
| 離 | 離岸堤 |
| 潜 | 潜堤・人工リーフ |
| 消 | 消波堤（消波工を含む） |
| 防 | 高潮・津波防波堤 |
| 砂 | 砂浜（海岸管理者が指定するものに限る） |
| 樹 | 樹林（海岸管理者が指定するものに限る） |
| 水 | 水門（樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む） |
| | 新設又は改良による変化の範囲（想定浸水区域・想定浸食区域） |

※その他の施設については施設名を記載

出典:阿南市　大潟漁港台帳

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長（m） |
|---|---|---|---|---|---|
| 40−1 | 橘港海岸(橘東地区) | 港湾局 | 徳島県 | 阿南市 | 6,487 |



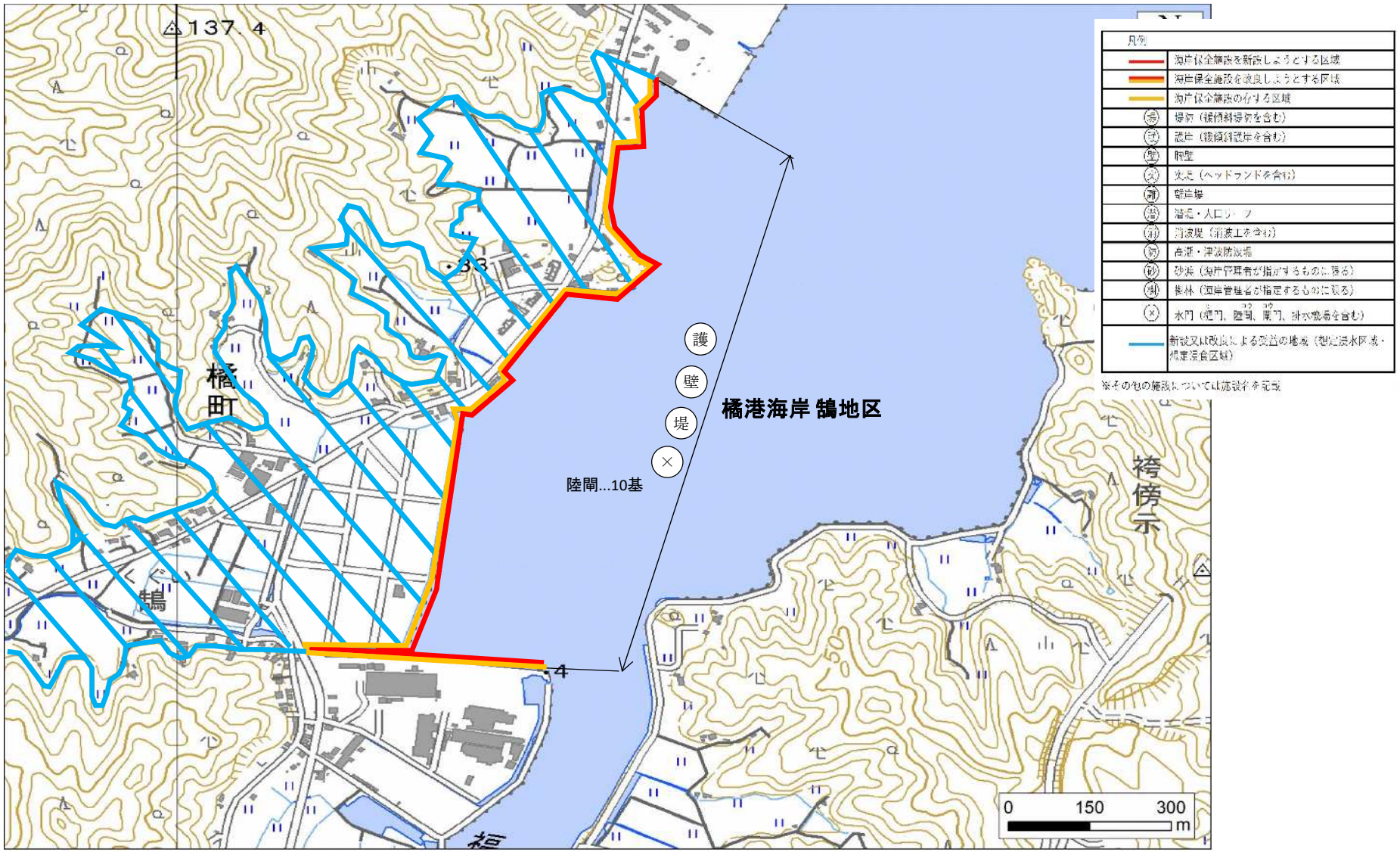

出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長（m） |
|---|---|---|---|---|---|
| 40-2 | 橘港海岸(橘西地区) | 港湾局 | 徳島県 | 阿南市 | 1,481 |



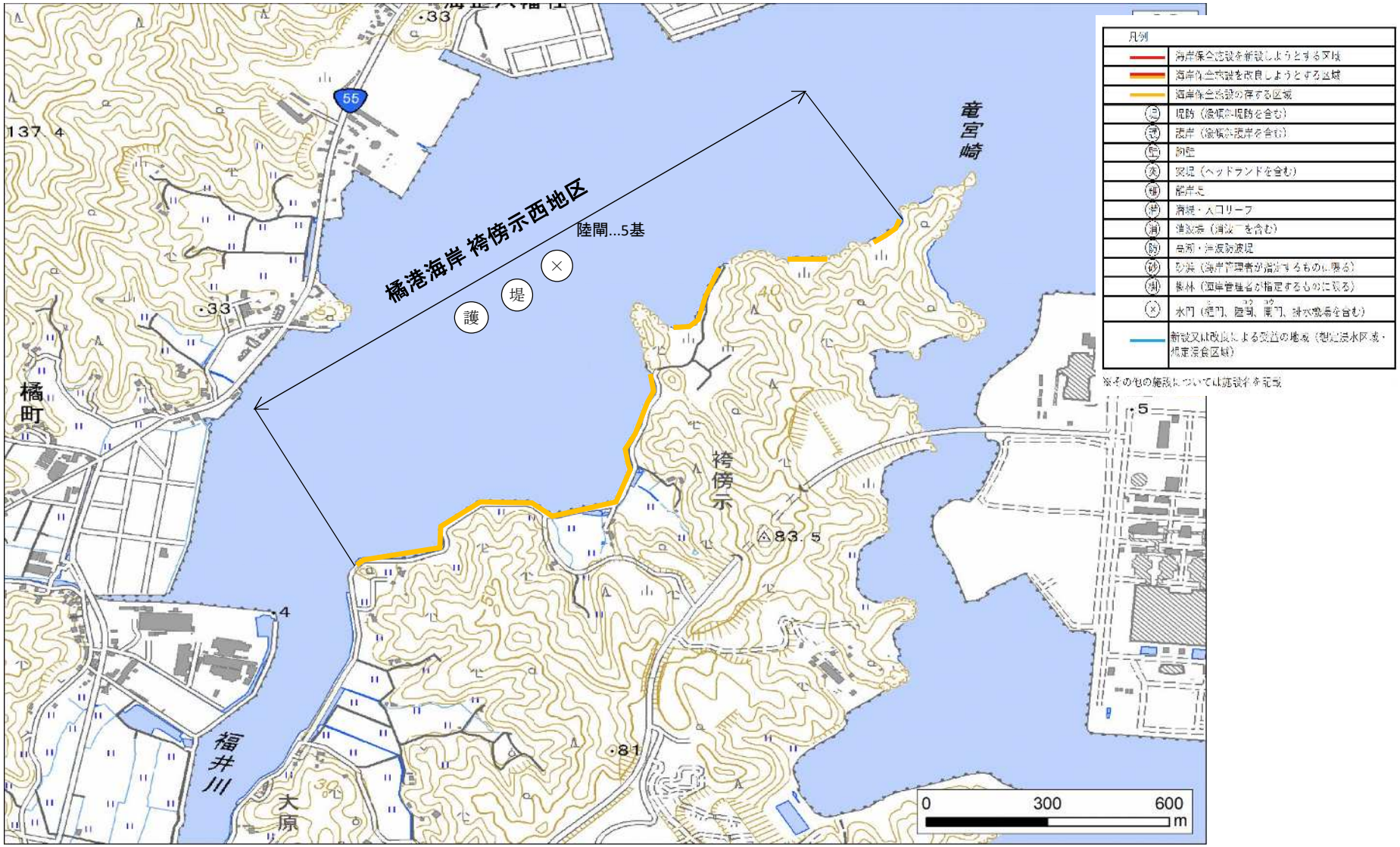

出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長（m） |
|---|---|---|---|---|---|
| 40-3 | 橘港海岸(鵠地区) | 港湾局 | 徳島県 | 阿南市 | 1,920 |




出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長（m） |
|---|---|---|---|---|---|
| 40-4 | 橘港海岸(袴傍示西地区) | 港湾局 | 徳島県 | 阿南市 | 1,728 |




出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長（m） |
|---|---|---|---|---|---|
| 40-5 | 橘港海岸(袴傍示東地区) | 港湾局 | 徳島県 | 阿南市 | 1,439 |




出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長（m） |
|---|---|---|---|---|---|
| 40-6 | 橘港海岸(椿地地区) | 港湾局 | 徳島県 | 阿南市 | 1,230 |



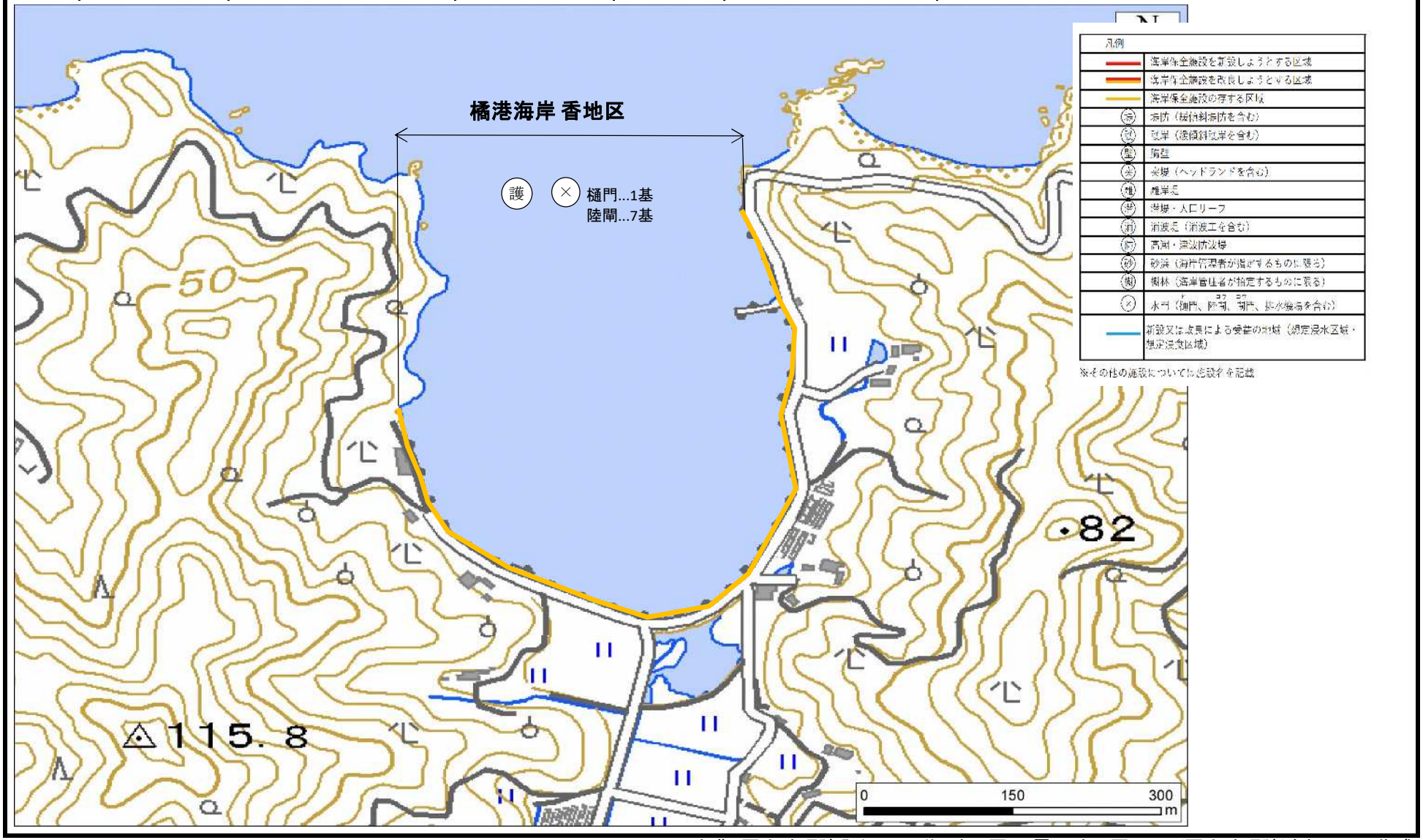

出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長（m） |
|---|---|---|---|---|---|
| 40−7 | 橘港海岸(高島地区) | 港湾局 | 徳島県 | 阿南市 | 414 |




出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長(m) |
|---|---|---|---|---|---|
| 40-8 | 橘港海岸(香地区) | 港湾局 | 徳島県 | 阿南市 | 820 |




出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長（m） |
|---|---|---|---|---|---|
| 40-9 | 橘港海岸(楠ヶ浦地区) | 港湾局 | 徳島県 | 阿南市 | - |




出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長(m) |
|---|---|---|---|---|---|
| 41-1 | 後戸漁港海岸(浜田地区) | 水産庁 | 阿南市 | 阿南市 | 520 |




凡例

| | |
|---|---|
| | 海岸保全施設を新設しようとする区域 |
| | 海岸保全施設を改良しようとする区域 |
| | 海岸保全施設の存する区域 |
| 護 | 護岸（傾斜斜面を含む） |
| 堤 | 堤防（傾斜斜面堤防を含む） |
| 突 | 突堤（ヘッドランドを含む） |
| 離 | 離岸堤 |
| 潜 | 潜堤・人工リーフ |
| 消 | 消波堤（消波工を含む） |
| 防 | 高潮・津波防波堤 |
| 砂 | 砂浜（海岸管理者が指定するものに限る） |
| 樹 | 樹林（海岸管理者が指定するものに限る） |
| 水 | 水門（樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む） |
| | 新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定浸食区域） |

※その他の施設については施設名を記載

出典:阿南市　後戸漁港台帳

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長(m) |
|---|---|---|---|---|---|
| 41-2 | 後戸漁港海岸(出見地区) | 水産庁 | 阿南市 | 阿南市 | 380 |



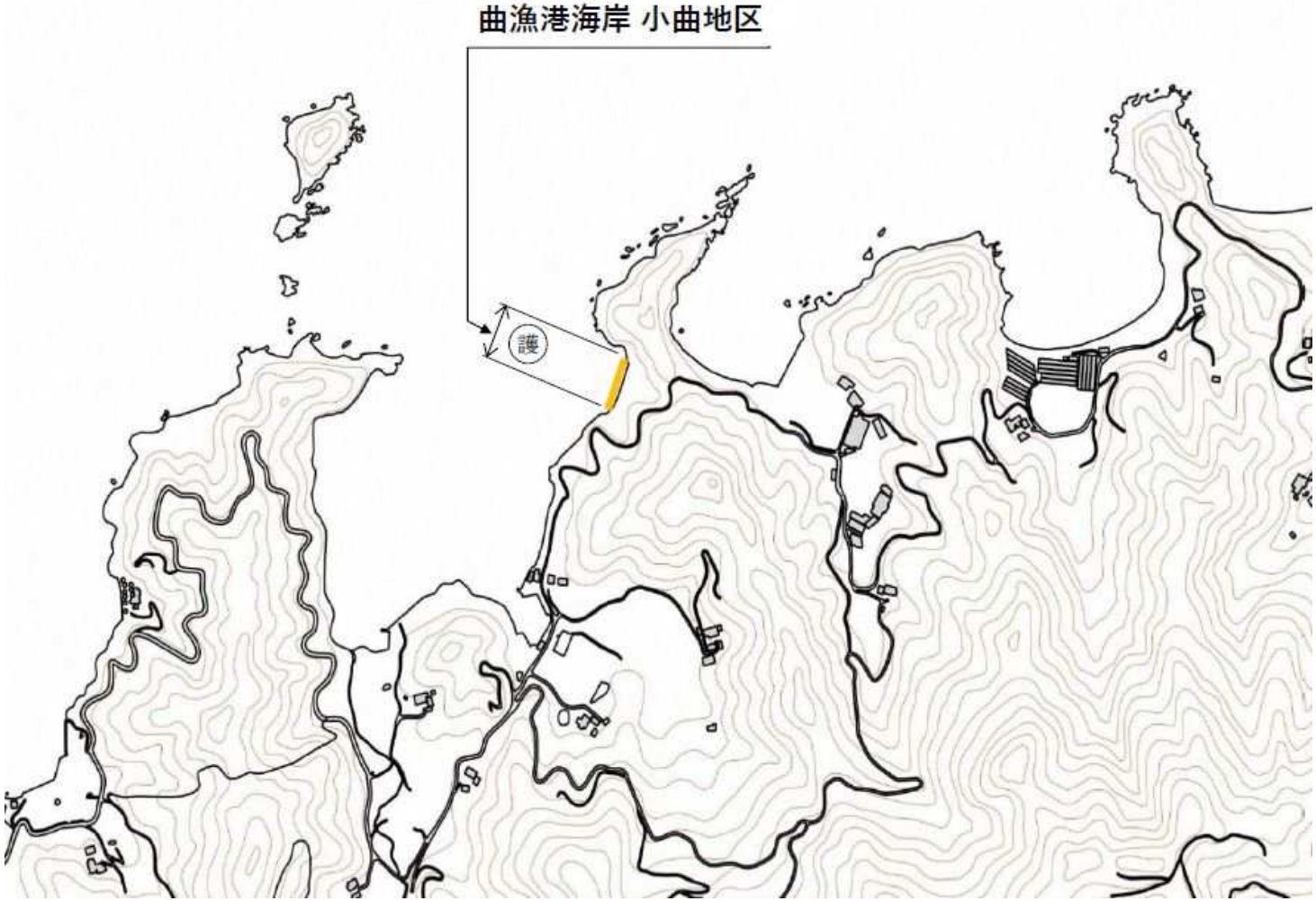

出典:阿南市　後戸漁港台帳

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長（m） |
|---|---|---|---|---|---|
| 42 | 小杭漁港海岸 | 水産庁 | 阿南市 | 阿南市 | 750 |




出典：阿南市　小杭漁港台帳

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長(m) |
|---|---|---|---|---|---|
| 43-1 | 曲漁港海岸(小曲地区) | 水産庁 | 阿南市 | 阿南市 | 99 |

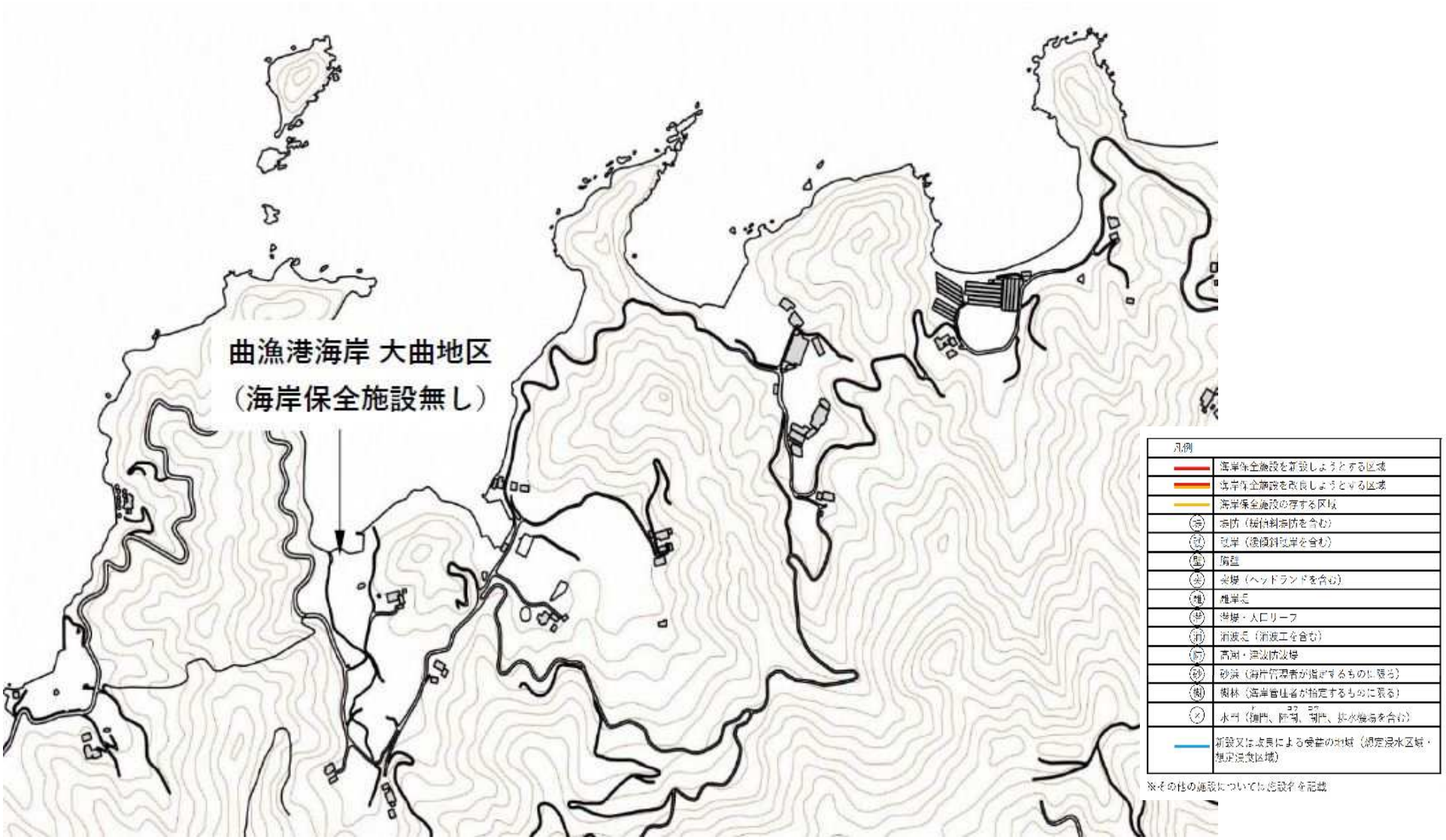






出典:阿南市　曲漁港台帳

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長(m) |
|---|---|---|---|---|---|
| 43-2 | 曲漁港海岸(大曲地区) | 水産庁 | 阿南市 | 阿南市 | ― |




出典:阿南市　曲漁港台帳

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長（m） |
|---|---|---|---|---|---|
| 44 | 西大江地先海岸 | 水管理・国土保全局 | 徳島県 | 阿南市 | 160 |



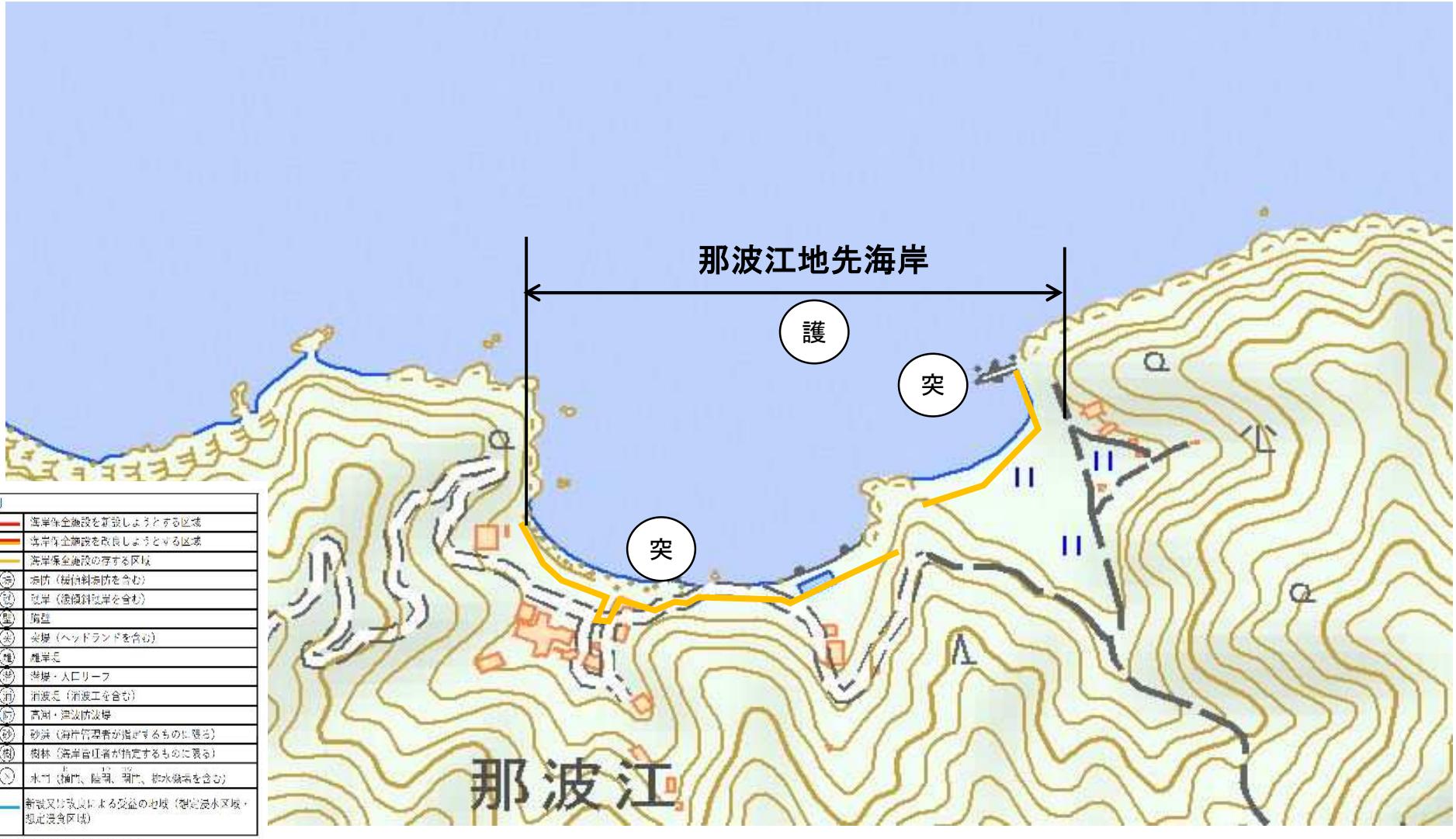

出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長(m) |
|---|---|---|---|---|---|
| 45 | 大江地先地先海岸 | 水管理・国土保全局 | 徳島県 | 阿南市 | 376 |



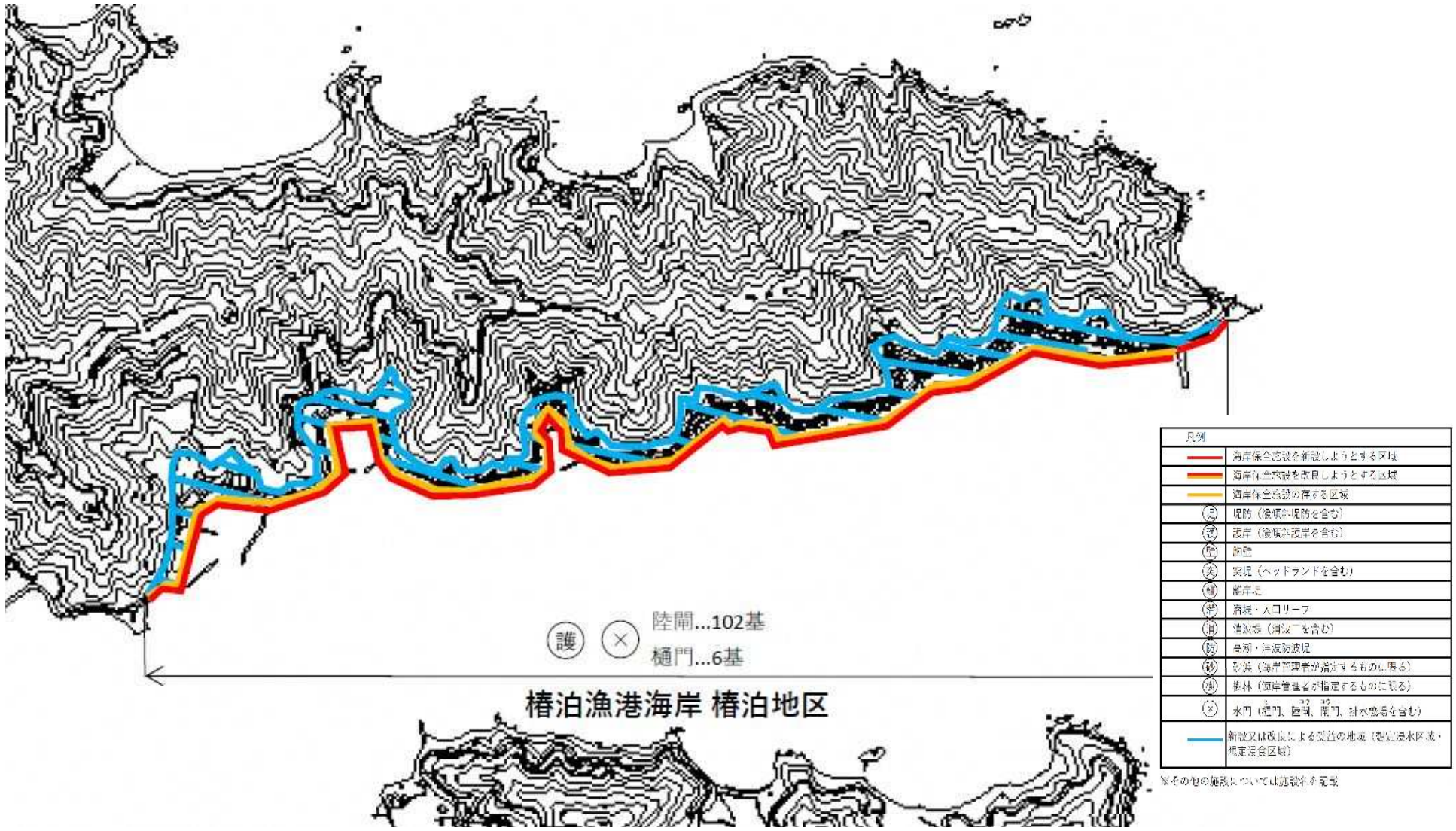

出典:国土地理院発行2.5万分1地形図　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長（m） |
|---|---|---|---|---|---|
| 46 | 那波江地先海岸 | 水管理・国土保全局 | 徳島県 | 阿南市 | 426 |



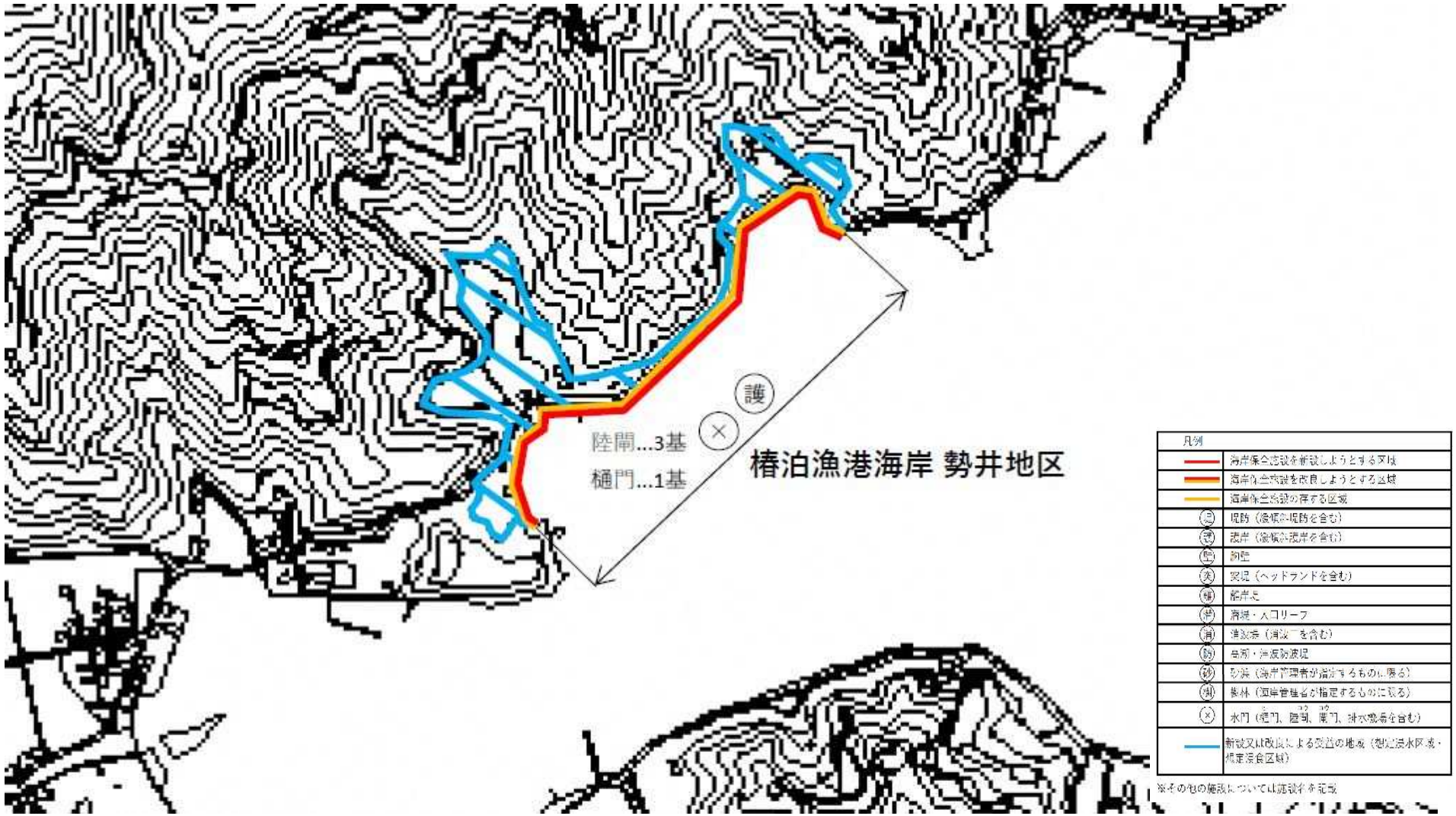

出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長（m） |
|---|---|---|---|---|---|
| 47-1 | 椿泊漁港海岸(椿泊地区) | 水産庁 | 徳島県 | 阿南市 | 2,944 |



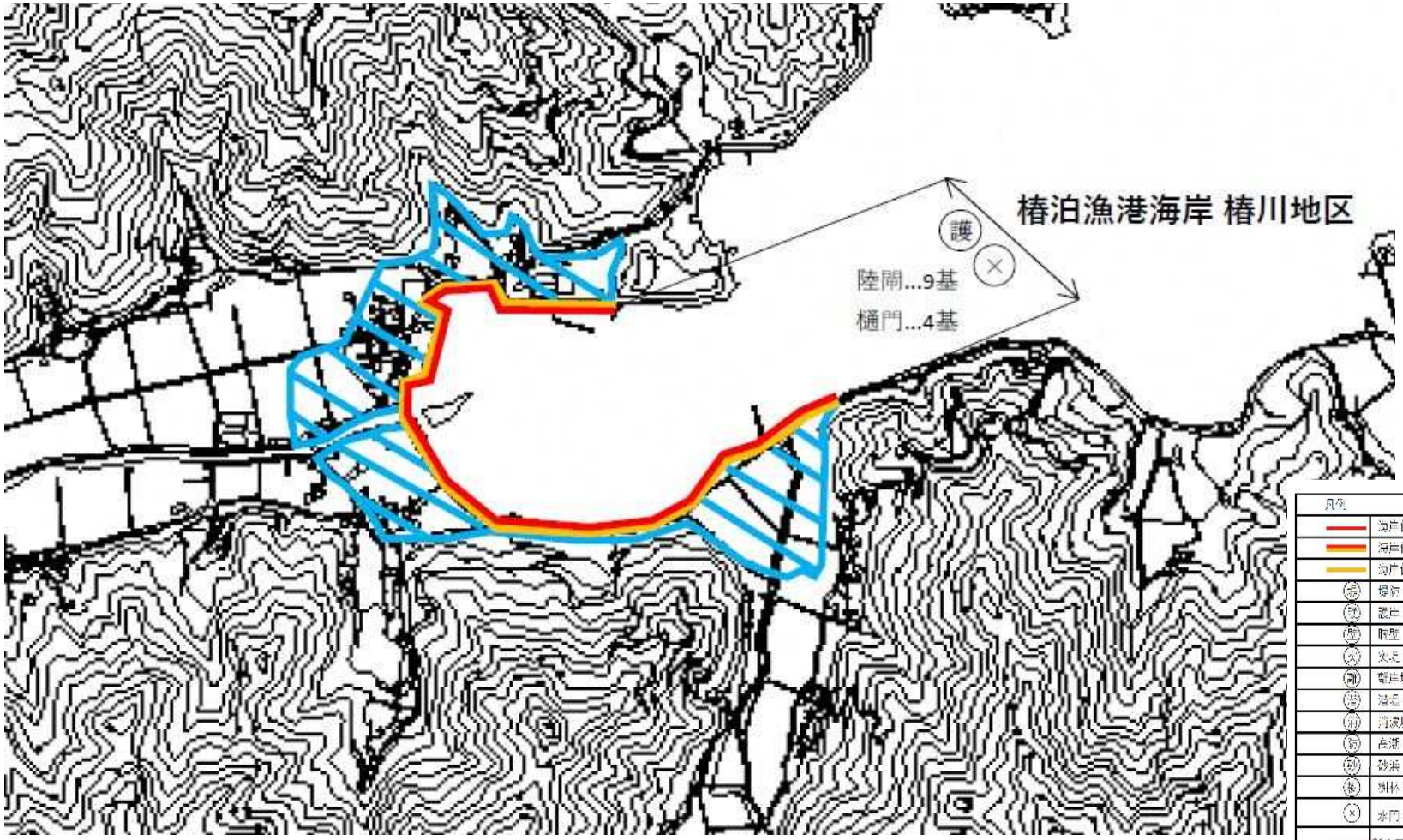

出典：徳島県　椿泊漁港海岸保全区域台帳

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長（m） |
|---|---|---|---|---|---|
| 47-2 | 椿泊漁港海岸(勢井地区) | 水産庁 | 徳島県 | 阿南市 | 823 |



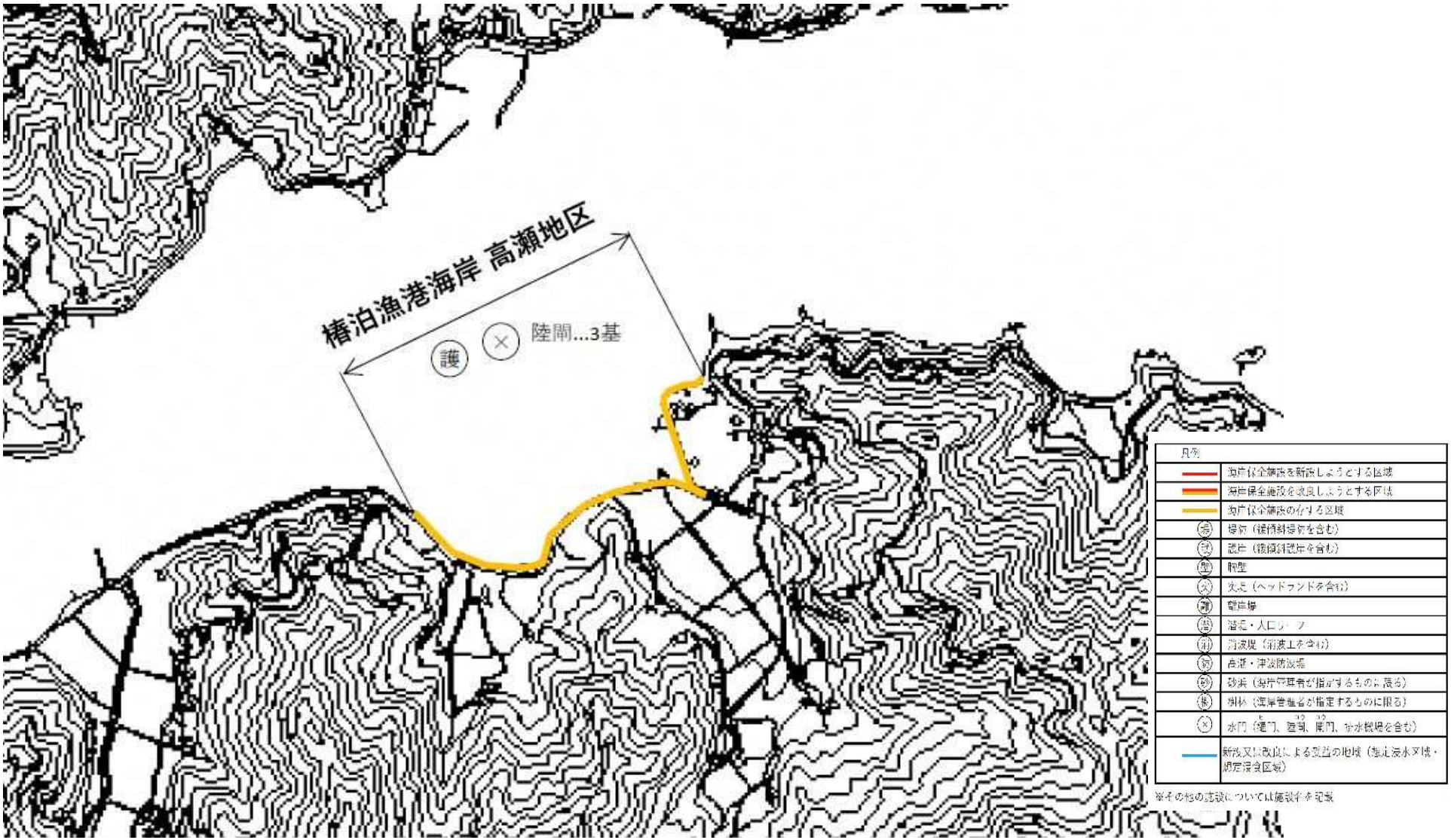

出典：徳島県　椿泊漁港海岸保全区域台帳

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長(m) |
|---|---|---|---|---|---|
| 47-3 | 椿泊漁港海岸(椿川地区) | 水産庁 | 徳島県 | 阿南市 | 1,830 |



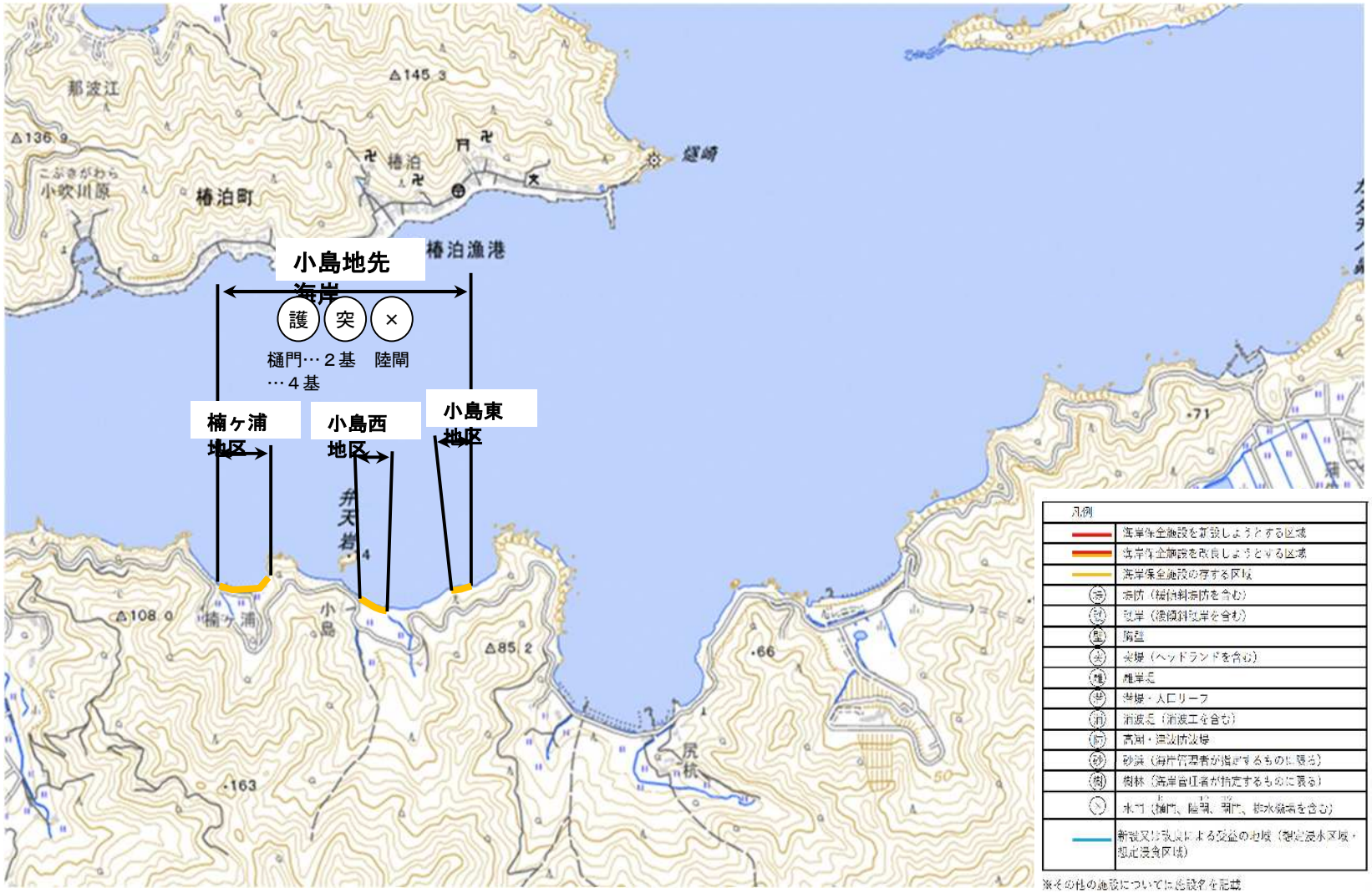

出典:徳島県　椿泊漁港海岸保全区域台帳

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長(m) |
|---|---|---|---|---|---|
| 47-4 | 椿泊漁港海岸(高瀬地区) | 水産庁 | 徳島県 | 阿南市 | 781 |



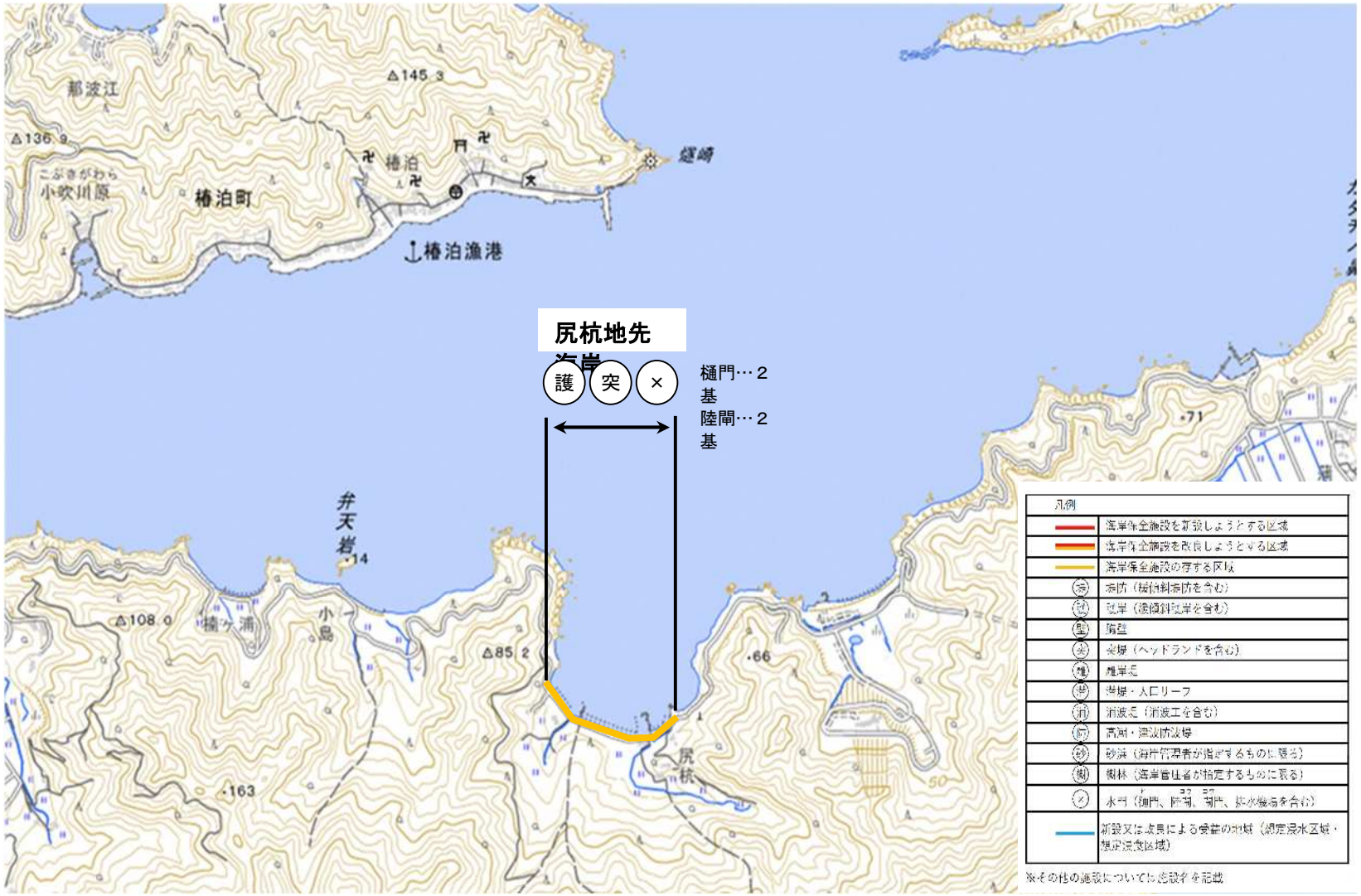

出典：徳島県　椿泊漁港海岸保全区域台帳

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長（m） |
|---|---|---|---|---|---|
| 48 | 小島地先海岸 | 水管理・国土保全局、農水（農村） | 徳島県 | 阿南市 | 390 |



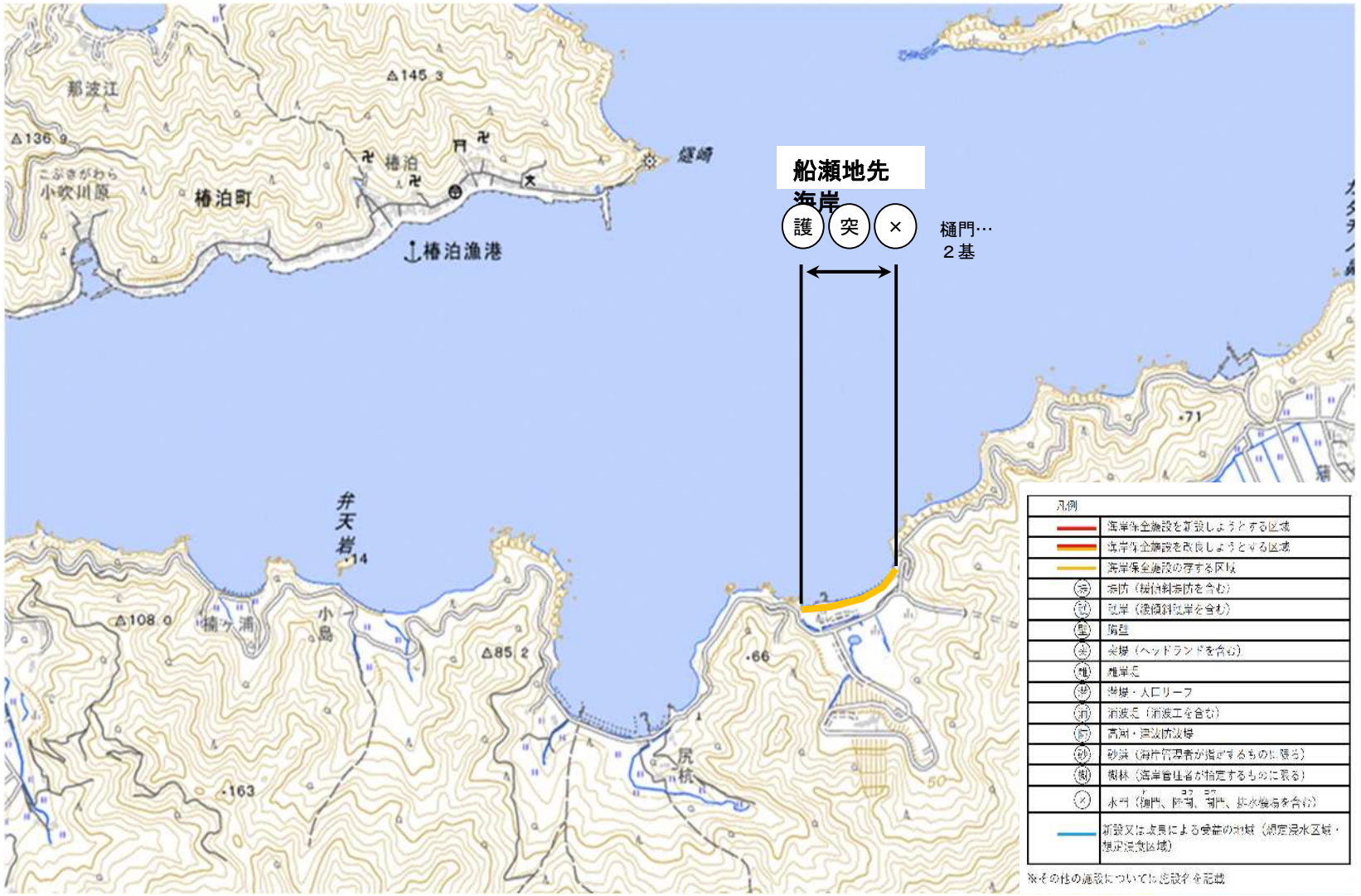

出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長(m) |
|---|---|---|---|---|---|
| 49 | 尻杭地先海岸 | 水管理・国土保全局、農水(農村) | 徳島県 | 阿南市 | 410 |




出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長(m) |
|---|---|---|---|---|---|
| 50 | 船瀬地先海岸 | 水管理・国土保全局、農水(農村) | 徳島県 | 阿南市 | 310 |




出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 海岸保全延長(m) |
|---|---|---|---|---|---|
| 51 | 蒲生田地先海岸 | 水管理・国土保全局、農水(農村) | 徳島県 | 阿南市 | 810 |



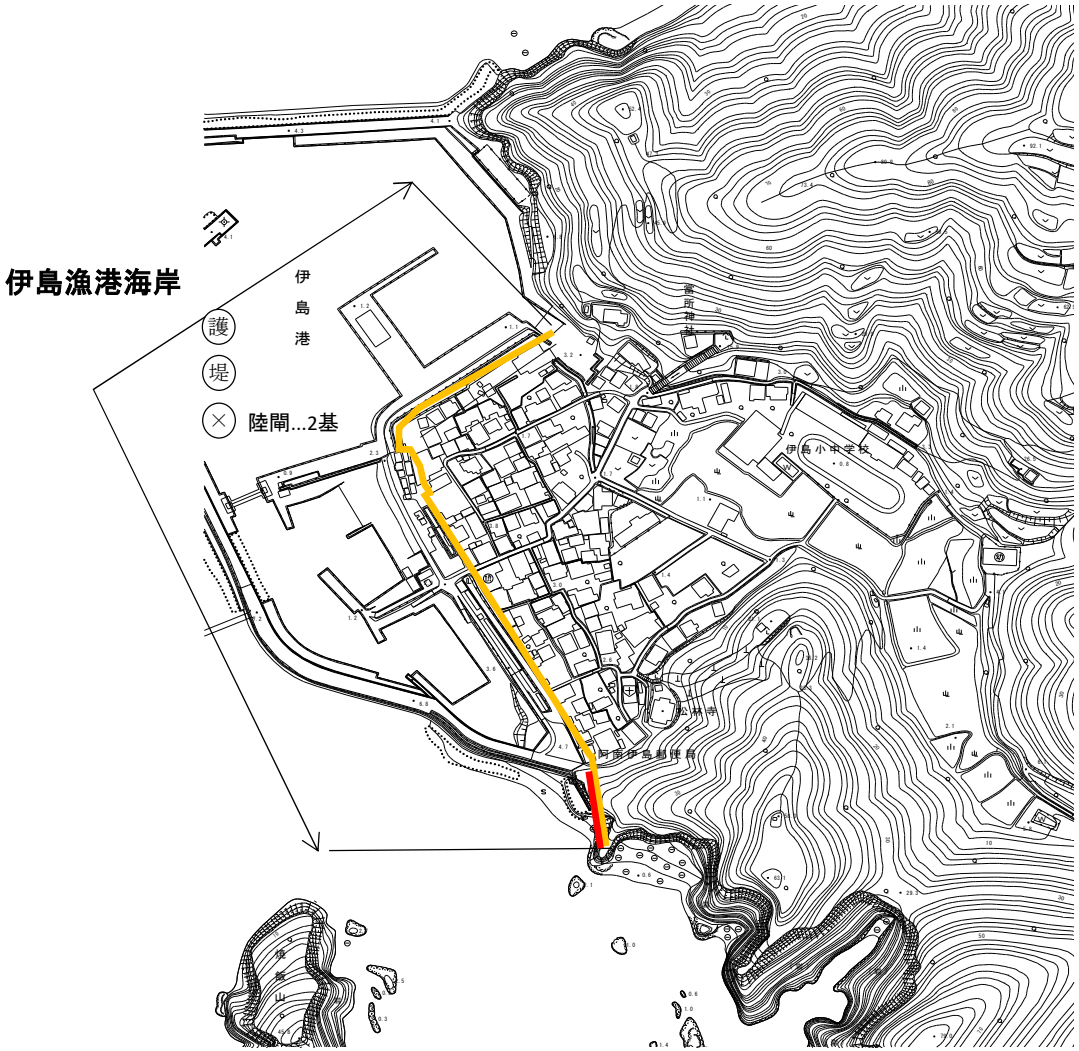

凡例

| | |
|---|---|
| | 海岸保全施設を新設しようとする区域 |
| | 海岸保全施設を改良しようとする区域 |
| | 海岸保全施設の存する区域 |
| 汚 | 堤防（被覆斜面堤防を含む） |
| 岸 | 護岸（傾斜護岸を含む） |
| 堤 | 防潮堤 |
| 突 | 突堤（ヘッドランドを含む） |
| 離 | 離岸堤 |
| 潜 | 潜堤・人口リーフ |
| 消 | 消波工（消波ブロックを含む） |
| 津 | 高潮・津波防波堤 |
| 砂 | 砂浜（海岸管理者が指定するものに限る） |
| 樹 | 樹林（海岸管理者が指定するものに限る） |
| 水 | 水門（陸門、陸閘、閘門、排水機場を含む） |
| | 新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定浸食区域） |

※その他の施設については、名称を記載

出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長(m) |
|---|---|---|---|---|---|
| 52 | 伊島漁港海岸 | 水産庁 | 徳島県 | 阿南市 | 400 |




※その他の施設については、施設名を記載

出典:徳島県　伊島漁港台帳

| No. | 海岸名 | 所管 | 海岸管理者 | 市町村 | 保全区域延長（m） |
|---|---|---|---|---|---|
| 53 | 伊島海岸（伊島地区） | 農水（農村） | 徳島県 | 阿南市 | 497 |




出典：国土地理院発行2.5万分1地形図　電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成